

広島県立文書館資料集 7

村上家乗 文久二年・三年

広島県立文書館



## 凡 例

一 本書は、広島県立文書館資料集7として、広島大学大学院文学研究科日本史学研究室が所蔵する「家乗 続編巻之十九 文久二年」と「家乗 続編巻之二十 文久三年」を、「村上家乗 文久二年・三年」として刊行するものである。

一 本文の表記法は、原文の形に沿うように努めたが、読者の便宜のため、次のように改変を加えた。

1 原本には本文のほかに頭書があり、本書ではその体裁をできるだけ尊重して組版を行ったが、都合上、頭書の位置を変更した部分もある。

2 漢字は、原則として新字体を用いた。異字・当て字・俗字・略字・古字等は、通用の正字体に統一するように努めた。明らかな誤字は訂正したが、当時一般に慣用されていた誤字・当て字は改めなかった。また、并(ならび)は小字で示した。

3 変体がなは、原則としてひらがなに改めたが、助詞に用いられている而(て)・江(え)・者(は)・茂(も)・与(と)と、而已(のみ)は、小字で示した。また、合体字方(より)はそのまま用いた。

4 漢字の反覆に「々」「や」「ゝ」を用いているものは、「々」に統一した。「く」は原文のままとした。

5 原本の振りがなはそのまま残した。

6 本文中、記入がない部分や文意が通じない部分には(ママ)、推定できるものには( )、なお疑問が残るものには( )カ)、脱字があると判断される部分には( )脱カ)、誤って重複したと判断される箇所には(衍カ)などと、それぞれ傍注を付した。

- 7 原文の虫損などで読めない部分は とした。その場合（虫損）などと傍注を付した。
  - 8 適宜、読点（、）及び並列点（・）を付した。
  - 9 平出・闕字は省略した。
  - 10 著者自身が文字を抹消又は訂正した部分は、抹消文字の左傍に「、」を付し、訂正文字があればこれを右傍に記した。なお、著者が返り点や線を加えて誤記を訂正している場合は、訂正後だけを示し、特に注記しなかった。
  - 11 著者自身が貼紙をして文字を抹消した部分は、抹消した文字も残し、その部分を右傍に（貼紙―）などと示し、貼紙に書かれた朱字は、「―」書きで頭書部分に掲出した。
  - 12 著者が転記した部分には「スミ」と朱書した貼紙があるが、これは省略した。
  - 13 内容上、補足説明を要する部分に＊を付し、注として巻末にまとめた。
  - 14 その他必要に応じて右または左に（ ）で傍注を付したが、人名は最小限にとどめた（人名索引を参考にしてもらいたい）。
- 一 読者の便宜のため、巻末に村上家乗関係系図及び人名・寺社名索引を付した。
  - 一 本書のうち「村上家乗 文久三年」については、広島県立文書館古文書解読同好会第二グループが平成二十年七月から平成二十三年十一月までの例会で解読した成果を、同グループより提供いただいた。文久二年分についても同グループより解読成果を提供いただいた。校正に当たっては、同グループの岡崎勝彦・奥本均・小田幸雄・加藤良三・角保ますみ・河内昭一・下寺和男・末田博信・八田哲彦・浜中健吾・和田敏子各氏にお世話になった。
  - 一 本書の解題・注は西村 晃（主任研究員）が、組版は長沢 洋（総括研究員）が担当した。

目次

凡例  
解題

村上家乘 文久二年・三年

文久二年

十一月	十二月	十一月	十月	九月	閏八月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	正月	文久二年	文久二年・三年
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
九二	八一	七三	六八	六〇	五四	四六	三四	二七	一九	二三	四	三	一		

十二月 ..... 一〇一

文久三年 ..... 一〇九

正月 ..... 一〇〇

二月 ..... 一〇五

三月 ..... 一三三

四月 ..... 一三一

五月 ..... 一三九

六月 ..... 一四五

七月 ..... 一五一

八月 ..... 一五七

九月 ..... 一六八

十月 ..... 一七八

十一月 ..... 一八四

十二月 ..... 一九三

注 ..... 二〇〇

村上乘関係系図 ..... (21)

人名・社名索引 ..... (1)

## 解題

広島県立文書館では、平成十五年度から隔年で、広島藩家老東城浅野家の家中、村上彦右衛門の日記「村上家乗 続編」を、「広島県立文書館資料集」3、6として四冊刊行してきた。これまで刊行したのは元治元年から明治四年まで（一八六四、七二）の八年分（巻二、二八）である。今回の資料集7では文久二年から三年まで（一八六二、六三）の二年分（巻一九、二〇）を刊行することとした。

東城浅野家と、その家中である村上家、そしてその三代にわたる日記「村上家乗」、作者村上彦右衛門などの説明は資料集3の解説に譲り、ここでは本書の時期、文久二年から三年にかけての政治情勢を概観するとともに、広島藩及び彦右衛門とその周囲の二年間の動向を記すことにする。

### 一 文久二年・三年の政治情勢

文久二年は、一月十五日に、井伊直弼暗殺後に幕府の実権を握り、和宮降嫁などにより公武合体運動を推進してきた老中安藤信行が、江戸城坂下門外で水戸藩浪士など尊王攘夷派に襲撃され負傷する事件から幕を開ける。桜田門外の変に続く幕閣の襲撃事件は幕府権威の失墜を加速させることになった。広島にもその情報は伝わり、彦右衛門は「何分二も珍事也」（本書二二頁）と書き留め、時代の趨勢を敏感に感じ取っている。

安藤の失脚により生じた政治的空白に、表舞台へ一挙に躍り出たのが、これまで国政に関与することを禁じ

られてきた外様大名である。前年に長州藩主毛利慶親が幕府と朝廷から国事周旋の内勅を得たことに続き、薩摩藩主の父で同藩の実力者、島津久光が文久二年四月十六日に兵を率いて入京、朝廷から浪士鎮静に当たるようにという勅諭を得た。久光は朝廷へ公武合体の持論を入説、五月九日、三事策（將軍上洛、五大老の設置、一橋慶喜の將軍後見職と松平春嶽の大老職就任）を携えて、幕政改革を要求するため勅使を江戸へ派遣することが決定され、久光はその随従を命じられる。それまで国政を全面的に委任されていた幕府は、朝廷から改革の指示を受けるという前代未聞の事態に直面し混乱するが、結局その大部分を受け入れざるを得なかった。幕府は朝廷からの圧力により、人事改革、参勤交代制度の緩和、服装・儀礼の簡素化などを柱とする文久改革を一気に推進する。これは幕府制度が確立して以来の大変革であると同時に、幕府権威の失墜を象徴するものであった。

幕藩体制下においては、朝廷の武家伝奏は幕府の指示を京都所司代から受け、それを朝廷に伝える職務であったが、薩摩・長州藩に対する朝命は、所司代を通さずに伝奏から直接伝えられた。これについて彦右衛門は、両藩が「其実年来之御取組二而、一朝一夕之事二者無之」（四〇頁）と記すが、有力な外様大名が公武周旋に有効な実績を残したことにより、朝廷では更に他の大名をも取り込もうとする。こうして同年六月から閏八月にかけて、朝廷から土佐・熊本・福岡・佐賀・津・仙台・徳島・久留米・岡山・広島各藩主に対して直接、国事周旋の内命が下るのである。

広島藩年寄野村帯刀は、青山内証分家当主の浅野近江守長興（茂勲、長勲）を藩主茂長（長訓）の嗣子とする手続きのため出府する途中、独自の判断で伏見に留まり、関白近衛忠熙等に就いて茂長が国事周旋に着手する意思がある旨を上奏させた。これが効を奏し、閏八月十七日、「薩州・長州専周旋叡感之御事二候得とも、於芸州も同様為国家抽丹誠」周旋するようにという国事周旋の内勅が下った。彦右衛門は、これを幕府へ下された勅諭を速やかに遂行させるよう配慮することと解し、「御規模之御事也」、名譽なことだと記している（七四頁）。



勅使が江戸へ下向した後の京都では、長州藩を中心とする尊王攘夷派が優勢となり、和宮降嫁を推進した岩倉具視ら四公卿と二名の女官（四奸二嬪）らが尊攘派からの徹底した排斥運動を受け塾居、辞官・落飾を命じられるなど、公武合体派は後退を余儀なくされる。七月二十日の元関白九条尚忠家土島田左近の暗殺から天誅が始まり、江戸から帰京した島津久光も鹿児島へ帰るしかなかった。

十月十二日、三条実美と姉小路公知が攘夷督促の勅書と親兵設置の沙汰書を携帯して江戸へ下り、十五日には広島藩など一四藩主に対して攘夷周旋の内勅が下される。それは人心一致の目的や諸大名の圧力により、幕府に攘夷決定を迫るものであった（九〇頁）。幕府内部では一橋慶喜らが開国論を主張して紛糾したが、結局は追い込まれ、見通しがないまま、現実には不可能な攘夷を約束させられることになった。

文久三年三月四日、徳川家茂が將軍としては寛永十一年（一六三四）三代家光以来、二二九年ぶりとなる上洛を果たす。七日に家茂は初めて参内、十一日には攘夷祈願のための賀茂社行幸に諸大名とともに天皇に随った。

この文久三年初頭には、攘夷周旋の内勅を受けた大名や、参勤途中の大名など約四〇名に及ぶ大名やその家臣が京都に集結し、村上彦右衛門も藩主浅野茂長が参勤する間の藩主代理として上洛した浅野道興に随従して京都にあつた。彦右衛門は家茂の初参内と賀茂社行幸を見物し、その有様を次のように表現している。前者は御供列惣而麻上下而已也、且御供建至而御輕御質素之事共中々先年寛政之御様子与八大二替候趣也（一二四頁）、後者は「御行列者至而御手輕与申事二候得共、実二大造之御事、希代之御盛挙也、（中略）整々堂々として御供奉有之、壯觀筆舌二不及事也、誠二公武御合体、恐悦之至也」（一二五頁）である。初参内は、寛永十一年の三代將軍家光と比較してその質素さに驚き、賀茂社行幸では、輿に乗った天皇の前後を、馬上の將軍と在京諸侯が警護し、天皇が將軍の上に立つ存在であるという、將軍の權威失墜振りを目の当たりにしたのである。さらに、彦右衛門の帰国後も、朝廷や公卿の窮乏を憂えた幕府が、毎年米一五万俵（六万石）を朝廷へ献納すること

を願ひ出て許されたことを聞かや、<sup>一</sup>乍去右御進納之根元者全関東之姦計<sup>二</sup>出、是を以朝廷を靡け、攘夷之勅錠を甘め、通商交易を其儘<sup>二</sup>被行度目論見<sup>二</sup>有之候処、朝廷者夫<sup>二</sup>依而少も御動キ八無之、約ル処十五万俵御出し損之由相聞候也、何分関東も弥御末運歟、有司皆姦人而已<sup>二</sup>而始終失策而已<sup>二</sup>有之由、京師も今以騒々敷事、諸藩之有志組者只様募り、公儀御威光日々衰候様子<sup>一</sup>（一六〇頁）と冷やかに記す有様である。

攘夷実行の期日決定を明言せず<sup>一</sup>に何とか凌いできた幕府であったが、四月二十日、家茂はその期日を五月十日にすると朝廷に答奏した。朝廷はさっそく在京諸藩に攘夷期限を達したが、幕府が二十四日に諸藩へ布告した攘夷期限とは、防備を固め、来襲時には掃攘せよというもので、無謀な攘夷をしないよう釘を刺したものであった。結局、五月十日に攘夷を執行したのは、下関海峡を航行する米国船を砲撃した長州藩だけで、他の諸藩は幕府の命に沿い、長州藩から応援要請を受けた広島藩も国境まで出兵したに過ぎなかった。下関海峡対岸の小倉藩も長州藩に手を貸そうとはせず、両藩は対立、長州藩が小倉藩の一部を占領し、同藩の処分を朝廷に要求する事態となった。広島藩へは幕府から小倉藩を応援するよう要請があったが、国内が割れることに反対し、それを断っている。

尊攘派がこのような状況を打破すべく、攘夷の切り札として計画したのが、天皇自ら攘夷の行動を示す親征であった。八月十三日、天皇が攘夷祈願のため大和へ行幸し、神武天皇陵等に拜して逗留、親征軍議を行うという大和行幸の詔<sup>一</sup>が発せられた。しかしこれが引き金となり、親征には消極的であった孝明天皇の意志を酌み、薩摩・会津藩が中川宮と提携、八・一八政変が起きる。この政変により長州藩など急進的尊攘派は朝廷やその周辺から一掃されることになった。

政変により官位を褫奪されて長州藩を頼った三条実美以下七名の急進的尊攘派公卿の中に、東城浅野家と関係が深い錦小路頼徳<sup>一</sup>がいる。彦右衛門は上洛中、安政二年（一八五五）三月まで広島に滞在した高謙院を頼るが、

その高謙院は、浅野道興の父で先々代高平たかひらの正室、頼徳の叔母に当たる。彦右衛門は高謙院の実家である錦小路家へも度々参殿さんてんしている。文久二年十一月十九日に参殿した折には頼徳のお目見えがあり、酒盃しよはいのほか、飲み取りにするようにと栗田焼の盃まで拝領、「誠二御懇意御叮嚀之御事也」(九七頁)と感激しきりである。このため、政変後の頼徳の処分について心配し、一時は勅使として薩摩に下されて京都には不在であったという風聞を聞いて、「七卿之内へ書加有之者事之混したるなるへし」(二六七頁)と記すが、それは誤りで、頼徳は長州藩へ逃れ、翌年の元治元年三月に下関の砲台巡視中に倒れ、翌月死去するのである。

尊攘運動を主導してきた長州藩は、六月に下関が米仏艦から報復を受けて攘夷の困難を痛感する。薩摩藩も、島津久光が江戸からの帰りに起こした生麦事件の賠償問題に端を発し、七月二日に勃発した薩英戦争により攘夷の不可能を悟ることになった。八・一八政変や、その後の天誅組の乱、生野いくのの変も鎮圧され、尊攘派は大打撃を受けて京都の政治的舞台から一掃された。しかし、朝廷にはそれに代わって政局を主導する力はなかった。以後、翌元治元年の初頭にかけて、混迷を極める京都における政局の安定を図るため、公武合体派の有力大名が次々と上京し、参預会議が開かれることになるが、各大名の主張はかみ合うことなく瓦解がかい、政局は禁門の変から長州征伐へと向かうことになる。

## 二 文久二年・三年の広島藩の動向

安政五年(一八五八)十一月に浅野茂長(長訓)が広島藩を襲封しよほうして三年が経過し、文久二年に入るとようやく広島藩は藩政改革に着手する。改革の前段階としてまず改革派藩士登用と三家老の藩政参与があった。

嘉永六年(一八五三)にペリーが来航すると、広島藩内には軍事的危機意識から改革派が生まれ、改革派藩士は守旧派による沈滞した藩政を批判、家老三原浅野家当主浅野遠江忠助とわらみだなやすたけと連携した。遠江は上田主水安節もんどんやすたけ、浅野

豊後道興と三家老連署による藩庁政權交代の建白書を作成し、江戸で当時青山内証分家当主であつた長訓を通して藩主<sup>なりたか</sup>齊肅に提出した。しかしその試みは失敗に終わり、海防や軍事力の強化はその後も十分に進まなかつた。ようやく茂長が藩主となり、文久元年から改革派登用が始まる。文久元年は野村帯刀が年寄に就任したたけであつたが、二年になると石田能登・蒲生司書・辻将曹・八島外守・石井修理・仙石志摩と続々と改革派から年寄に拔擢されている。これとともに、それまで政務からはずされ、顧問的立場に置かれていた三家老及び當時は隠居の身であつた浅野遠江に閏八月七日に藩政参与が命じられる。彦右衛門はこの三家老及び遠江の登用を改革派の運動によるものと捉え、「実二御盛拳」(六九頁)と、藩主茂長の英断を賞賛してやまない。文久三年六月には、茂長実弟の浅野外衛(浅野式部戀昭)と関蔵人(浅野内記戀績)が藩主浅野家に引き上げられ、七月には兩人に藩政参与が命じられた。文久三年一月、上京する藩主茂長を補佐するため上京を命じられた年寄辻将曹は、江戸で他藩士などと交流する藩士や、国許で尊王攘夷を主張する少壮藩士を周旋方に任じて上京させるなど、能力に長けた藩士の結集を図つた。彦右衛門は二月十五日に京都で周旋方の藩士から面会を求められ、会つている(一一八頁)。

文久二年十月十三日、茂長は藩内の積弊を一洗する藩政改革の実施を訓令する。その着手として十六日に御鷹方役所<sup>たかがた</sup>廃止と花畠花壇停止、奥向女中<sup>おくむね</sup>減員を布告、十八日には幕府の文久改革に準じた衣服制度の改定を發表する。以後広島藩では郡制改革、殖産興業政策の実施、軍制改革などを柱とする諸改革を推進した。これらの改革のうちここでは特に本書とも関係の深い軍制改革について記述する。

文久二年十月、藩主茂長は藩政参与の浅野遠江と年寄辻将曹に諮つて軍制改革の推進を指示した。翌三年一月、新たに西洋流軍制と砲術を採用し、隊列訓練を行うことを家中に布達、藩士の子弟は家格や従来の流れにかかわらず、すべて西洋式訓練を受けることになった。師範役には奥弥衛門<sup>おくやえもん</sup>等のほか、幕府の西洋砲術家下曾

根信敦門人の藤田敬次郎を抜擢、一月二十五日から訓練を開始した。三月には諸足輕を銃隊に編制、長崎で三二エール銃六〇挺を購入し、旧来の甲州流軍師小幡・吉田両家の軍方出仕を免じ、旧砲術・弓術・棒火矢の諸流師範役をすべて廃止した。このような急速な軍制の再編制は旧師範家などの反発を引き起こし（五五頁）、軍制改革を推進した浅野遠江が、免職となった旧軍学者や師範家によって襲撃されるといふ噂から、藩主の命に背いて逼塞ひっそくに処せられるという事態にも立ち至っている。

東城浅野家でも、文久二年までの「家乗」には旧砲術・弓術や棒火矢稽古の記述が多く見られたが、弓術は八月二十三日、旧砲術は九月二十日の稽古見物を最後に見えなくなる。これに代わって現れるのが西洋式訓練の演習であり、一月二十六日には京都ですでに開始されている。帰国後は、東城浅野家表屋敷裏で、三月二十八日から師家奥弥衛門の門人三名から指導を受けて訓練が開始された。以後彦右衛門もほぼ毎日（五月十七日まで）は早朝、十九日以降は夕方）のように演習へ参加している。

家士の中には、西洋式軍制・砲術の効果を疑い、その受容に消極的な守旧派も少なくなかったようだが、七月二十三日、西洋卒銃（ゲベル）・狙撃銃（ヤーゲル）・馬上砲（カラビン）などの試し撃ちが行われ、その威力を前にしてそれまでの疑念が一蹴されたといふ（一五六頁）。十月二十三日からは藤田敬次郎からも指導を受けるようになり、十一月二日には、家老上田主水の要望により、彦右衛門が教師となって東城浅野家中二〇〇人余による訓練稽古の様子を見せるまでに至っている。

広島藩の足輕は以前には強壯者から選抜されていたが、次第に退職者の子弟を雇用する傾向となり弱体化していった。このため文久三年五月、物書役ものしょやく以下や諸足輕の子弟、藩士従僕の中から練兵に熟達した者を抜擢して家祿四石と二人扶持を与え、浮組足輕うきぐみあしがら（銃兵）として抜擢した。東城浅野家でも、足輕の欠員を補充するため七月に足輕以下の子弟を銃砲組として一人扶持で取り立てている（一五二頁）。彦右衛門の家来であった森島兵

蔵と木原清次郎はこれに応じ、家中として取り立てられた。

文久二年九月には、東城浅野家の給知である佐伯郡石内村で、九名の農民を鉄砲組に組織し、給銀を与えて抱えたという記事がある（八〇頁）。これは家中として取り立てられたのではなく、農兵の名目のまま農間に鉄砲の稽古をさせたというものである。慶応二年（一八六六）八月、第二次長州征伐で石内村へ出陣した浅野道興は、不足兵員を地元の真武隊・真勇隊・奮果隊という農兵隊から補ったが、その素地は文久二年からすでに準備されていたことになる。

さて、天保年間以降、藩主斉肅の下で続いた守旧派政権は、財政難を打破する効果的な施策を行えず、城下は活気なく沈滞化していた。文久年間、城下に賑やかさを取り戻し、経済を活性化させるカンフル剤となったのは、城下における川浚えの許可と芸能の解禁であった。広島城下では、徹底した緊縮財政の下で、厳格な儉約令や風俗取締りが行われ、芝居などの興行はもちろぬ、衣服や祭礼・盆踊りなどの年中行事までも規制の対象となっていた。しかし、文久元年春にまず広島近郊の沼田郡江波村で劇場が開かれ、翌二年春には同郡打越村で中小屋が開かれた。当初は「芝居興行」としては許可されなかったため「仕形浄瑠璃」の名目で請願して代官所で許可されたというが、有名俳優が来演し人気を集めた。三月には絹類の着用も許可され、広島を流れる本川の川浚えも許可があった。その費用を捻出するため「芝居・狂言其外何事二而も願筋相叶候間、如何様二も」工夫するようという達しが出されたこともあり、この春、浄土真宗仏護寺の親鸞六〇〇回忌法要、その他城下寺院などで催された種々の興業には多くの人が集まり、城下は大変華やいだ。彦右衛門も「近頃之御振合二而下賤之婦人も領袖・裾除等皆絹類を装候様子也、中古屋之芝居小屋も余程大造二見ゆる」などと記している（二七頁）。五月七日から十三日までの六日間、彦右衛門は上京中で見ることはできなかったが、砂浚え工事に合わせて、城下各町から山車を引き、囃子を入れて手踊りしながら仮装行列を行い、数千人が参加したという「砂

持加勢」が行われた。ただし、この風俗緩和政策により、「近頃町新開料理屋并遊船等二而帶刀体之者音曲取扱、遊宴等いたし候」(一四四頁)という弊風が現れたと彦右衛門を嘆かせることにもなった。

### 三 村上彦右衛門とその周辺の動向

村上彦右衛門は文久二年正月で四十九才となった。彦右衛門は万延元年(一八六〇)に引き続き、文久二年は二度の上洛を果たす。一度目の上洛の目的は、東城浅野家元祖、浅野高勝の二五〇回忌を迎えるに当たり、大徳寺塔頭の一つ、昌林院に高勝の墓所を整備することであった。彦右衛門一行は五月三日に城下櫓下を出船、九日に大坂着、十二日に寺田屋の変などで混乱が醒めやらぬ京都へ入った。多数の死者が出たが、御用達商人の朝尾彦蔵や、東城浅野家先々代高平の室である高謙院の協力を得て無事に目的を果たすことができた。帰途は六月三日に京都を発し、海路を向風に悩まされながらも六月十九日に帰着した。

二度目の上洛は、国事周旋の内勅を受けて京都警衛を命じられた藩主浅野茂長が、参勤のため京都を留守にする間、東城浅野家当主浅野豊後道興がその代理として公務に当たるよう命じられたためであった。道興の随従を命じられた彦右衛門は、今回は隊列を組んで西国街道を上京することになり、十一月四日に広島を出発、十五日に入京した。本書からは京都での細かな業務内容までをうかがい知ることができないが、尊攘派が席捲する京都では、將軍が尊攘派に翻弄される様子、父星右衛門とも親交があった池内大学などの天誅事件など、生々しい記述が家乗にも多数記されている。

さて、この二年間に村上家で起きた最大の悲劇は、文久三年四月三日の末子千代男榎(七歳)の死去である。彦右衛門は京都からの帰国途中、広島を間近にして、「明日者久振二対面、成長を見替可申与千万楽二」していた西条四日市で耳にした悲報であった。これまで彦右衛門とお並夫婦は、長男正介(天保十五年七月二十六日に三

歳で没)、長女松濃(嘉永二年七月十一日、三歳)、一男幾三郎(安政二年八月九日、四歳)、三男他三郎(安政二年五月二十九日、生後四日)と次々と我が子を失うという悲劇に見舞われており、千代雄槌は最後に望みをかけた実子であった。「嗚呼天耶命耶、不堪悲歎、只落涙之外無他事、忙然たる而已」(一三三頁)という彦右衛門の哀しみは察するに余りある。そして九月四日、与力家の堀尾善大夫(笑石)の二男、十一歳の敬次郎を養子に迎えることになった。ただし「万一一兩年内二予二女子出生二而も有之候様之節」は婿養子とする都合もあるため、とりあえず「厄介」という形式を取ることにした(一六一頁)。正式な養子となるのは明治元年八月のことである。

彦右衛門の妹お梅には文久二年三月四日に三男の吉弥、弟森岡万之進には同年十月二十六日に待望の男子信槌が出生した。文久二年は六月から八月にかけて全国で麻疹が大流行し、続いて瀬戸内海沿岸部を中心に発生した「暴瀉病」により、彦右衛門の周りでも多くの死者が出ているが、千代雄槌以外では、万之進の養母が同年五月二十八日に老衰のため死去している程度で、近親者に大きな変化はなかった。

彦右衛門は、慶応三年(一八六七)二月三十日には軍事訓練のために高価な西洋時計を購入し、慶応二年には養子の敬次郎を江戸へ洋学修行に行かせ、更には明治二年には英国へ留学させるなど、西洋文明には深い理解を示すようになる。しかし、本書では、尊攘派による江戸御殿山の焼打ち事件には「快然之事也」(一〇五頁)、フランス軍艦が薩摩藩に攻め入り全滅したという風聞には「至而愉快之談」(一〇五頁)、幕府の第一次遣欧使節に通訳兼医師として参加した松木弘安が「西洋を文明之強国与称、攘夷之説を主張スル徒を斥而、井中之蛙杯」と誹謗したという書翰に対しては「心得違之至」(一〇〇頁)と記すなど、当時の彦右衛門の心情がうかがえて興味深い。



参考文献

- 『国史大辞典』(吉川弘文館、一九七九、一九七七年)  
 『日本史大事典』(平凡社、一九九二、一九九四年)  
 『日本歴史地名大系』26 京都府の地名(平凡社、一九八一年)  
 『同』27 京都市の地名(平凡社、一九七九年)  
 『同』28 大阪府の地名(平凡社、一九八六年)  
 『同』29 1・2 兵庫県の地名(平凡社、一九九九年)  
 『同』34 岡山県の地名(平凡社、一九八八年)  
 『同』35 広島県の地名(平凡社、一九八二年)  
 『同』38 香川県の地名(平凡社、一九八九年)  
 『角川日本地名大辞典』26 京都府 上巻(角川書店、一九八二年)  
 『同』27 大阪府(角川書店、一九八三年)  
 『同』28 兵庫県(角川書店、一九八八年)  
 『同』33 岡山県(角川書店、一九八九年)  
 『同』34 広島県(角川書店、一九八七年)  
 『芸藩通志』(一九一〇年)
- 『芸藩志』(文献出版、一九七七年)  
 『維新史』(吉川弘文館、一九八三年復刊)  
 『維新史料綱要』(東京大学出版会、一九八三年覆刻)及び  
 東京大学史料編纂所『維新史料綱要データベース』  
 渋沢栄一『徳川慶喜公伝』(平凡社東洋文庫、一九六七年)  
 平安神宮編『孝明天皇紀』三・四(一九六七、六八年)  
 鈴木棠三他編『近世庶民生活史料 藤岡屋日記』10・11  
 (三一書房、一九九一、九二年)  
 『広島県史』近世 1・2・近世資料編Ⅰ・Ⅱ(広島県、一九七三、八四年)  
 『広島市史』(広島市役所、一九三三、二四年)  
 『新修広島市史』(広島市役所、一九五八、五九年)  
 『廿日市町史』通史編上(廿日市町、一九八八年)  
 『三原市史』資料編一・通史編一(三原市役所、一九七〇、二〇〇六年)  
 『東城町史』通史編(二冊)(東城町、一九九七、九九年)  
 林保登『芸藩輯要』(芸備風土研究会、一九七〇年復刊)  
 高橋新一編『芸藩輯要素索引』増訂版(一九九〇年)  
 小鷹狩元凱『芸藩二十三年録』(元凱十著、一九三〇年)

- 『広島県人名事典 芸備先哲伝』（歴史図書社、一九七六年）
- 『幕末公家集成』（大賀妙子校訂・編集、新人物往来社、一九九三年）
- 『公家事典』（橋本政宣編、吉川弘文館、二〇一〇年）
- 『明治維新人名辞典』（吉川弘文館、一九八二年）
- 『三百藩藩主人名事典』（新人物往来社、一九八六年）
- 『三百藩家臣人名事典』6（新人物往来社、一九八九年）
- 『平成新修旧華族家系大成』（吉川弘文館、一九九六年）
- 『広島県大百科事典』（中国新聞社、一九八二年）
- 『広島城 甦る鯉城の実相』（学習研究社、一九九五年）
- 『広島城下町絵図集成』（広島市立中央図書館、一九九〇年）
- 林保登編『藩政時代広島城明細絵図 附属城坊居館武家屋敷図』（一九三四年）
- 元治元年「芸州広島巨細絵図 全」
- 『幕末維新の芸藩と国老上田家展』（財）広島市文化振興事業団、一九八九年）
- 『幕末御触書集成』一～五（岩波書店、一九九二～一九九五年）
- 政治史・茶道史研究協議会編『上田家文書調査報告書 上田家家政史料集成』（広島市教育委員会、二〇〇五年）
- 『近世風聞・耳の垢』（進藤寿伯稿・金指正三校註、青蛙房、一九七二年）
- 村上素道編『増補運月尼全集』（思文閣出版、一九八〇年増補復刻）
- 三原市中央図書館蔵「上田家文庫」
- ほか

村上家乗 文久二年・三年



(表紙)

<p>家業</p> <p>統編卷之十九</p> <p>文久二年</p>
-------------------------------------

人皇百廿二代

今上皇帝御宇十七年

御諱統仁\*

文久二年龍次壬戌

弘化丁未御即位、從神武

平天下五年

元年辛酉二千五百廿二年

源家茂公 德川家康公十四代、從安政戊午

治国五年

源茂長公 浅野長政公十三代、從安政戊午  
御寿五十一

齊家十五年

紀道興公 堀田高勝公十三代、從嘉永戊申  
御寿四十八

兄弟方

亥子之間

家乘統編卷之十九

文久二年壬戌

村上七世彦右衛門邦裕君緯謹記

正月 大

床飾

一 表座敷

掛軸

洞白福祿寿（※符野）

瓷瓶 白梅

一 勝手座敷

軸

由信蓬萊（※符野）

鉢栽

松竹梅

甲匣

一 部屋

軸

澄源院様御画魚貝※

鉢植 古木紅梅

一 同中床

短冊掛

綾小路有長卿※

一 讀書始

大学三編頌

一 吉書始

筑波山之歌

元日、甲申、晴、寒氣緩、※慈君奉始家内何れも平安加寿、※晝寅中刻興、若水、神拝、廟拝、蓬萊、祝詞、屠蘇、大福、齒固、讀書始、吉書始、右夫々如恒規礼服勤務、※黎明後麻上下着出仕、御登城前於御居間御目見仕、益御機嫌能御超歳被遊、御規式、御身祝等無御滞被為濟奉恐悦候段申上ル、目出度与御意、夫方御輿江罷出、※御宇衛様御目見被仰付、御祝詞申上、御蓬萊被下之、相濟退出、辰鼓後也、※当御役二而者元朝二千鯛一折献上之古格二候得共、当御省略中其義無之也、今日供列者若党・草履取三而致出仕也、※夕八時揃、年頭御礼於御書院申上、奏者御用人堀尾善大夫、御書院三之間下方一畳目之上二而拝伏、是御家司役之先格也、御用人以下者一同一畳目之取付也、七半時過相濟退、※渡辺雅登以下祝詞客来数々有之也

二日、乙酉、晴、寒氣緩、漸有淑景、※早朝方回礼二出、※右近様江出、御客对清水次大夫、※主水江出、御出頭所詰樋口静磨応対二而御祝詞申上、夫方左之通相勤、夕七時頃帰宅、為窺御機嫌御館江出ル、

久野秀太郎

熊谷善兵衛

脇本武兵衛

久野八十助

久留彦兵衛

須藤並人

井上市太郎

山村静登

丹羽庄司

坪内久米之助

冲和多理

四日朝  
黄粉餅  
海苔あぶりて  
右献于廟

西向寺 八島周伯老 杉岡文績 南部要人

木野一馬 水谷八十郎 島本広右衛門殿 白神社

妙慶院 吉田儀右衛門殿 下瀬孫平殿 小幡孫兵衛殿

浅野助九郎殿 岡本主馬殿 大野木昇殿 蔵田和太郎

松村弥助殿 松浦久米之丞殿 山中碩庵老 蔵川每登殿

辻清人 竹腰恰殿 湯川兵馬殿

右之通二而、当年者真之一緒内、其外者不得已方格、最寄之方格而已二而、余者略之也、木野二而昼認いたす、坪内・水谷・蔵田・藤川・辻二而致祝盃也、今日も祝客数人有之候由也

三日、丙戌、曇、朝雨一過、午後又雨、及暮晴、風吹、寒気強、朝海蔵寺江拜参、和尚達而被留、致献酬、午後帰、夕一井嘉内、山本十四郎殿江祝詞二参、夫方御機嫌伺二出、渡辺氏(雅登)・堀尾氏(善大夫)・佐藤氏(美益之丞)・矢野犀右衛門・大島五兵衛・岩崎良之進へ祝

詞二参、岩崎三而八旧臚跡目被仰付之献をも申也、同方二而祝盃出ル、祝客数々有之也

四日、丁亥、曇時々雪飛、厳凝、午後為窺御機嫌罷出、祝客少々有之、夜亥鼓後出火有之、出ル、新庄村柳河内与申处、御本手之御馬捕常蔵与申者居宅一軒焼失之由也、夜さよ森岡へ帰ル

五日、戊子、曇時々雪霏々、寒込強、厳凝、節分也、御馬御騎初二付麻上下着五時出仕、御騎初中御馬見所へ詰但薄敷也、無御滞被為濟候恐悦申上、不相更御馬

六日

立春

朝五時八歩

拜借被仰付之旨御意有之、砧之御馬拜乗仕、何も相濟、御次へ出、御用達迄御機嫌を伺、御馬拜借之御受を申上退也、此御馬拜借被仰付候義、前々者御家司役江者前日ニ奉文を以御用達中方申参候由ニ候得共、當時者其義廢候也、知行高三百石以上なれば自分馬有之二付、拜借者不被仰付候由也、主水様昼九時之御供揃ニ而為御祝詞御出被成候二付、為御送迎罷出、御居間ニ而御機嫌も伺ふ也、尤七時前二御出被成候故、及暮前退出、夜節分之祝、夜中御表・御輿共御豆囃子無滞相濟候段申出有之、為恐悦御表・御輿御次迄罷出、是又当御役之旧例也、前々者於御輿御吸物・御酒被下候事ニ有之由、當時者御省略ニ付廢居候也

六日、己丑、晴、昨夕以来寒氣最冽敷、嚴凝也、立春也、今日方御役所始候二付、例時平服ニ而出勤、夕未鼓後退、下瀬孫平殿昨日入来之由、今日も少々祝詞客有之也、旧臘十二日夜、江戸又々大火有之候由也

七日、庚寅、曇或晴、余寒峭冽、凝甚、人日ニ付朝七種粥之祝、西向寺江代参兵蔵申付、例時出勤、夕八時退、初寅二付、御趣法役所毘沙門社へ為御法楽西福院弟子参り、当家表ニ之間へ通し、岡田八十太郎上下着ニ而出会、致挨拶、相濟茶菓子出候由、通ひ者御役所小回之者致入也、辻清人八十槍を連入來、酒酢を饗、留守中桑原吉郎二毛為祝詞來候由

八日、辛卯、晴或曇、峭風、余寒強、朝為伺御機嫌罷出、夕平野伝右衛門へ為祝詞參、祝盃出、夕池田加賀守祝詞入來、留而酒を饗又

九日、壬辰、晴、峭寒、凝強、例時一応出勤、速ニ退、宅ニ而御用向相勤、千代雄槌(村七)



十四日、左義長二付御

昨朝以来少々氣候二感、微熱有之、薬を乞候二付、杉岡文磧夕方来診、真之輕感冒之由申、今日者凡平快也、御吉例之通今日御身祝御鏡開、御表・御奥共不相更御鏡餅頂戴被仰付也

十日、癸巳、晴或曇、余寒、峭風、凝甚、例時出勤、速二退、宅二而御用向相勤、千代雄夕(植脱力)方又々有熱、困候二付夜文磧を遅診を乞、全再寒二候得共為指事二者無之由申、終宵不穩眠、夜風強、時々雪飛

十一日、甲午、晴、朝有雪、余寒最強、凝も甚、巳鼓後為窺御機嫌罷出、吉例之通具足鏡を開祝心、千代雄槌朝来者熱も大二醒、氣輕二而食餌も相応二致又也、時々腹痛之氣味有之、疣虫之事与見ゆる、三上和多理殿留守方使を以、昨年屋敷替二付御長持借用被仕候挨拶与有之、酒切手式升被患也

十二日、乙未、快晴、頗見春色、余寒纒緩、例時出勤、夕八時頃退、千代雄槌今日者快方也、東城与力今晚出府有之候由也、森岡さよ迎二遣候处、途中迄来、腹痛二而跡へ返候由也、家来兵藏・清次郎(木原)・市助共当季も其儘相勤度旨願出、承届也十三日、丙申、晴、余寒緩、夕曇、右近様(浅野)為御祝詞御出被成候二付五半時頃出勤、御送迎仕、御居間二而御機嫌も伺心也、御吉例之通御具足御鏡開二付、於御前御手自御鏡餅頂戴仕候也、今朝御用人中方左之通奉書到来、御請返書差出入也、告於廟家内江も及吹調也

御自分様御役成御礼、明後十五日四時可被為請旨被仰出候、此段申遣候様二との思召二御坐候、已上

城内乘馬有之、其節是迄

者御並様方御馬も加役之

衆御頼御乗せ被成候而出

来候得共、当年者御三家

様共御馬御出し不被成候

也、全体是迄之処、御家

来御馬役を御乗せ不被成

候段御不本意之義二付、

何卒御家来御乗せ御出し

被成度義、右近様方(淺野)仙石

小五郎殿御頼二而段々被

仰立候得共難相調、依之

御出し被成候義御断二相

成、右之通也

〔今昼前比治山勝楽寺之

下町屋出火、小家十軒許

致焼失候由也

〔辻おたけ・八十槌朝方

来、たけ者直二泊ル

十七日夕  
酒肴

正月十三日

追而麻上下御着用可被成、尤当御省略二付、被差上物二者及不申候 以上

村上彦右衛門様

渡辺雅登

堀尾善大夫

全体昨年御役成間もなく可被為請筈二候得共、御序も不被為在候故、当春迄御延二

相成候御様子也、〔上田辰之進様今夕方御奥江御出被成、今晚御泊り被成候由、当年

御七歳也、〔さよ夜中森岡方来、〔東城与力之旅宿へ使を以見舞申遣入、吉田与九郎

疋積二而難義、出府不致候由也

十四日、丁酉、朝晴後曇、時々風強、雪花紛々、余寒強、〔左義長二付四半時頃麻

上下着出仕、御爆竹之間如例御門前へ出張、相濟又御館へ出、御次二而御用達迄恐

悦申上退、当年方者供兩人列ル也、〔出仕中東城御用人其外与力中被出、御用所二而

謁入、〔上田亀之助様・辰之進様へ御奥二而御目見仕、御機嫌を窺ふ、辰之進様者殊

之外御丈夫二被成御坐、乍恐御伶俐之御様子二奉存也、〔今日も御城内御馬並二御家

中馬乘通り有之、夕方星野武平次方之物見へ參、致見物也、〔千代雄槌今昼御奥へ出

候処、上田御両方様方手遊数々頂戴仕、罷歸候也

十五日、戊戌、晴或曇、余寒強、〔与力中登城二付五時頃出仕、一応退、又四時麻上下

着出仕、旦那様御下城後、於御書院御役成之御礼申上ル、奏者御用人渡辺雅登、外

二諸品御礼少々有之、夫方与力中年頭御礼も有之、夫々致席詰也、夕八時過退出掛

渡辺・堀尾両家江為御請致回勤也、但今朝出勤之節も麻上下二而出ル也、〔夕辻清人

吸物蛤

并 酢牡蠣

大盆

八寸板屋員  
のり煮

并 代々太白

平鉢

ほら  
さし身  
ちさ

夜食

汁  
みそ  
鮎子

皿なます

飯 香物

平

半へい  
くつ  
卸生姜

十八日

一 知行免並之通  
御直し被下

\* 八木喜真太

右御趣意も有之候二付

一 式人御加持持

\* 伊藤徳之助

右年来出精相勤候二付

一 御歩行組  
本格

\* 山川久左衛門

・森岡万之進来、御礼濟之祝酒を饗入也、藤川每登殿為祝詞御出之由、深江静衛門断、外与力者三人共昨日来候由也

十六日、己亥、晴、余寒纒緩、与力中弓・鉄炮御覽二付五時過出仕、御覽中致席詰、夕八時過退、妙慶院へ兵藏代参申付ル

十七日、庚子、快晴、稍春光、余寒亦緩、午前為伺御機嫌罷出、午後深江静衛就

御用談入来、大島五兵衛も来、夕方御用向相濟候而酒飯を饗、五兵衛江直二取持を頼、平野伝右衛門も取持二呼也、朝辻清人入来、慈君夜辻へ年始二御出被成、御宿被成、おたけも還ル、相庭静入来

十八日、辛丑、晴、余寒復還、例時出勤、夕八時退、御用初有之也、伝右衛門昨夜之謝入来、今朝井上市太郎就御用向入来、謁入、京都東園様之御息女於竹様、右

近様江御縁組御取組被成候由也、お竹様者久照院様之御姪二而、御幼年方久照院様御引取御育被成候也

十九日、壬寅、曇、余寒強、夕雪降、例時出勤、夕八時退

廿日、癸卯、晴又曇、余寒纒緩、朝深江静衛入来、宮崎故本蔵実家之弟家所益庵与

不和二而、没前二遺書を以子孫迄義絶之義藤九郎へ申置、就而八吉田与二右衛門・

\* 水上源左衛門并予江も添筆二而、後來自然藤九郎心得違之義も有之候八、異見を加

くれ候様二与頼置候義有之、然る処、当时益庵殊之外二前非を悔、且益庵姉別而若

勞被致、亡靈へ詫を立、何卒宮崎家義絶を旧二復、和睦致往来度、段々之懇願二而、姉弟俱々静衛へ取持之義厚頼有之候旨二、何卒右様益庵義も不令更先非を悔、致改

廿一日

雨水節

今晚七時九步

廿三日

御祈禱之御供物如例頂戴

仕ル也

廿四日

常称君

誓恩大超

信楽君

貞受妙觀

能称君

心誓証真

秀光君

貞淨寿楽

心候趣ニ相見、第一姉之歎甚難黙止候間、予方一言調停之義を許くれ候得者、余者静衛方篤可申談之由ニ而内談之義有之、無余儀次第、予ニ於ても素所希ニ候故、益庵実ニ本心後悔ニ而致改心、予等方本蔵亡靈へ申訳立候程ニ有之義ニさへ候得者、余八藤九郎存旨次第、於予少も存旨無之、静衛挨拶ニ任せ可申旨答置也、夕為伺御機嫌出、夫方三上和多理殿留守江先日到来物之謝ニ參、森岡へ祝詞旁ニ行、石井寿兵衛へも見舞旁ニ參、森岡ニ而八祝盃出、入夜帰

廿一日、甲辰、晴、余寒少緩、例時出勤、夕八時過退、今日御輿ニ而老女八十野方、来ル廿五日昼後慈君を御宇衛様被為召候思召ニ候間、下地申聞置候様ニ被仰出候之旨申聞、厚御諒申述置也、千代雄榎朝方辻江參、暮前歸ル、深江静衛近日出立之由ニ而暇乞人来之由也、夜六半時頃有地震、稍強し、当季方先婢暇を乞候ニ付替ル、昨日下午宿、当季方抱候女者塚本町之者也、去ル十七日方来

廿二日、乙巳、晴、余稍緩、(寒脱力)例時出勤、夕八時退、西向寺參詣不能、兵藏代參申付、慈君夜從辻御帰被成也、夕万之進來、太守様今朝御発駕、西条・本郷辺江為御泊鷹野被成御坐候由也

廿三日、丙午、快晴、稍覺春色、御吉例之通御屋祈祷ニ付明星院々代光明院被出、四ツ時前出仕、挨拶ニ出、御料理出候節相伴相勤、相濟候而御用達菅馬之進迄恐悦申上、八時前致退出也、夜岩崎およし年始ニ来也

廿四日、丁未、晴、夕曇、温也、例時出勤、夕八時退、西向寺江兵藏代參申付、兼而同寺へ頼置候御四靈御法名文字増、如頭書調来也、右者外之御靈江准右之通ニ相

廿五日、慈君より御内  
々御差上

大口鯨 一

代八刃

御次江

茶巾餅七十

廿八日

御内御用有之、来月中旬  
出立、京都へ可被遣旨被  
仰出

大島五兵衛

右御算人

\*永野武八郎

頼候也、丹羽庄司方去ル廿二日御加増拝領、御用人本役被仰付候旨為知来也、夜  
雨、雷少鳴

廿五日、戊申、晴、暖、午後風吹、寒、例時出勤、夕八時前退、佐々木彦藏殿息俊  
造殿、藤岡八蔵為御立入初而被出候二付夫々出而謁入、兼而之通、慈君午後御奥江  
召、御出被成、岩崎およしも上候由二而一緒二御上り被成、初而之事故御肴鉢御  
内々御差上被成、御次江も茶巾餅御持參被成、夕方御馬加役衆・御馬方等御招二而、  
御馬場二而御馬御乗せ御見物被為在候二付為見物出ル、御家中馬も七匹參ル、殊之  
外之見物事也、慈君夜亥鼓頃御下り被成、段々御懇之御事二而、御馬事御透見之御  
供も被成、夜中御酒・御認等被下候由也、今日退出掛御鎮守之天満宮江拜入  
廿六日、己酉、晴又曇、時々雪飛、峭風、余寒復、午後為伺御機嫌出仕、夫方丹羽  
庄司へ歡二參、直二神田八幡宮へ詣、池田加賀守へ寄、不相更神酒を出入、横地代  
太郎殿へ旧臘到来物之謝二行、夕八半時過帰宅、丹羽二而も達而被留、酒出ル  
廿七日、庚戌、晴、風峭、余寒嚴凝、例時出勤、夕八時退、西向寺へ代參申付、夕  
万之進來話、酒飯を饗入

廿八日、辛亥、晴、余寒依然、例時出勤、夕八時退、殿様今朝一貫田六時御供揃  
二而、自御鷹野被為入、其節御獲物之鳥御行列二為御持被遊候二付、御家中拜見二  
罷出候而も不苦旨被仰出、拜見夥敷候由、千代雄槌も拜見二參、鶴三拾弍羽、其外  
余程之御物数之由、尤極夕御帰城被遊候由也

廿九日、壬子、晴、暄、朝者寒冷強、朝射場へ出席、辻清人入来、夕為伺御機嫌

罷出、貫心流稽古見物二出ル  
卅日、癸丑、雨、夕霽、温、例時出勤、夕八時頃退

二月 小

此下江戸大變之一件、其後追々風説承候処、色詳略者有之候へ共、実説二相違無之、西御丸坂下御門前、安藤侯御屋敷之御門外十間許之処二而之事二有之、狼藉者六人即坐討留候由也

三日

\*高謙院様方拝領左之通

- 一 扇子 五本
- 一 石盃 一本

右 彦右衛門へ

- 一 紙挟 一
- 一 箸指 一

右 慈君へ

- 一 墨 二挺
- 一 筆 三管

右 千代雄槌へ

朔日、甲寅、晴、暖、例時出勤、夕未鼓前退、附足輕御切米并槍持料春渡共頂戴、米価石二付百五拾言刃之由、此節追々気配宜由也、明日御両家様御寄合、一甫流御家来中之業前御覽被遊候由二付、夕方下稽古為見分稽古場へ出ル、夕方此間御泊鷹野之節御獲物之鶴一羽御内々御拝領被遊奉恐悦也、御広式重役池内次郎左衛門殿・津田三十郎殿方予へ紙面二而為持来也、先月十五日江戸表又々大變有之、御老中安藤对馬守様御登城御途中二於て、狼藉者十人許暴起、鉄炮三発放掛、御駕籠江毛白刃を三本程刺込、御駕籠脇之御供方即死・深手負有之、狼藉者毛兩人仕留、四人深手負せ、四人者逃去、对馬守様二者早速二御拔刀二而御下乘、狼藉者御仕留二成、少々御手疵毛御負被成候由、右狼藉者者矢張常州浪人之由風説有、未虚実者不詳、何分二毛珍事也、万之進稽古帰掛来話又

二日、乙卯、晴、暖、朝為伺御機嫌罷出、昨日御拝領之鶴今晚御披被遊候二付、其節被為召候間、暮六時頃方罷出候様二与老女八十野申聞、御請申述置也、昨記之通今午後御両家様御出、一甫流稽古御覽有之、程々に出来、業之御好毛被為在候由也、夜中御奥江出、御拝領之鶴御披、御吸物二而頂戴、且御酒毛頂戴被仰付、御用人中毛同様也、家内共江毛切肉少々宛頂戴被仰付也、亥鼓退

四日

一 御小姓組被召出、五人扶持  
御次詰御番外

益之丞俣  
\* 佐藤喜代見

右之通被仰付候付、兼而被仰付置候軍学稽古之義弥以相励、且余暇専素読所へ出席、致助教候様被仰出

知行格  
一 言人御加扶持  
勤向唯今迄之通

\* 森仙太郎

右年来馬術出精、御用立候付

一 御切米高四石  
御歩行組並御取立

増田吉右衛門

右年来出精、御用向実体相勤候二付

三日、丙辰、朝雪降、余寒強、巳鼓後霽、朝素読所講釈へ出席、直二出勤、夕八時退、出勤中方頭痛甚敷、帰宅後臥、京都高謙院様御祝詞之御直御書頂千、且御祝義御品々拝領仕也

四日、丁巳、曇、余寒、例時出勤、夕八時前退、今日も悪寒之気味有之、困ル、御用召有之

五日、戊午、曇、余寒、峭風、朝佐藤益之丞父子・森仙太郎為吹調入来、巳鼓後為伺御機嫌出仕、佐藤・森へ飲二行、初午祭礼、御城内人出多、賑敷由也、辻お竹・八十槌朝方来、午後万之進お槌を連来、木野おしつ・おまつ来、夫々酒飯を饗、松本玄順・良伯父子千代蔵を連来、酒を饗、御鎮稻荷社御法楽之御供物如例頂戴、御用達方坊主を為持来、謁而御受申返又也、夜おさ代万之進へ隨森岡へ帰

六日、己未、曇、余寒冽、時々雪飛、昨夕以來頭痛、悪寒強困候二付不致出勤、終日致用心也

七日、庚申、曇、余寒尤冽、夕雪紛々、有氷、感冒快候二付例時方致出勤也、夕八時退、西向寺江兵衛代参申付、慈君夜辻江御出、御宿被成也

八日、辛酉、曇、余寒依然、時々雪飛、午後為伺御機嫌罷出、木原徳蔵来、梅・桃等致接穂呉る也、夜おさよ森岡方来

九日、壬戌、晴、余寒依然、例時出勤、夕八時退、朝岡本主馬殿内談事有之、被来、謁又

十日、癸亥、曇、夕雨、余寒少紓、例時出勤、夕八時退、東城町大黒屋石次郎母、

一 森仙太郎

岩崎良之進御多門へ御

替被下

一 岩崎良之進

森仙太郎御多門へ御替

被下

十二日

一宮杓子五品七本

代三勺式分

右五兵衛上京便二附托、

高謙院様へ差上也

十三日、今日後松原明地

二而飯田六郎殿方乗初有

之候由、千代雄槌午後見

物二參

今日岩崎大乗院百ヶ日

之由二而、昨夕百万遍を

繰候由、慈君御出二成候

様申来、夕方御出被成、

跡二而酒出候由也

当年九十六才年賀之餅差出候由二而、御奥方御取分拝領被仰付也、夜慈君辻方御帰

被成、御足痛二付駕籠二而御迎二遣又也、於竹毛付来

十一日、甲子、曇、余寒緩也、朝弓術稽古場へ出ル、長武左衛門入来、去冬取替候

米直二御蔵二而通江戻候旨二而礼申聞、夕方為伺御機嫌罷出、直二御用向二而金子

徳之助殿江參、謁又、夫方木野へ見舞帰、一馬早春以来引籠、兎角困候由之処、漸

此節快、昨日方致出勤由、酒出ル

十二日、乙丑、晴、冷也、例時出勤、夕八時退、朝大島五兵衛来ル、十四日出立之

由、暇乞也、平川静一郎亦有馬入湯相願、同日出立之由二而暇乞二来、賞名先生江

書并贈物同人江托也、右近様今日御縁組御願下之由也

十三日、丙寅、晴、又返返、寒、朝大島五兵衛へ暇乞二行、素読所講釈へ出席、直

二出勤、夕八時退、水谷八十郎今日四時御用召之由、森岡弟へ伝言為知来、丹羽

庄蔵倅伝吉昨日病死之由、下村吉太郎方為知来、悔使遣又也、水谷江見舞、挨拶旁

使遣入、行違二為知来、御兎小姓被仰付候由、今日左之趣席達を以被仰出

文武之道相励候様二との義者連々被仰出候趣茂有之、武芸筋二おめて八近年追々

出精之輩も多く、一段之事二候得共、文道者兎角難被行、若年之砌八程々心懸出

精有之輩、茂少少年長し、勤仕等之身前二相成候而八、多分怠勝之趣二相聞候、素学

問之義者人々終身業二而、老若二不拘切磋可有之義、就中年長之輩者子弟之示教

等をも致候義候得者、倫理之筋不穿鑿二而者猶更不相濟事二有之、乍去元来常々

烈敷被召仕候御家来中之義、公私之事務二被支不得止及懈怠候義二可有之、其



去ル六日

啓塾

曉七時二分

十四日

〔当五月十八日清鏡院様  
十七回御忌二付、当月へ  
御取越御法事御執行有之  
旨二而、如例諸事穩便、  
火之元別而念入候様二と  
の御移檄出候也

去ル朔日之記二有之江

戸大変之義、此節大坂方  
申来候趣二而八水戸浪人  
二あらず、堀織部正殿御  
旗本也去年於殿中安藤対  
馬守様与争論有之、帰館  
之後切腹被致、其浪人主  
人之鬱憤を晴候為之所為  
之趣二而、人名左之通与  
相聞る也

実無余義訳合も候得共、無字二而八偶伶俐之生質も道理二暗、やゝもすれは色々  
之弊風二移、甚敷二至候而八身を(衍力)を害、家を失、折角之天受却而殃を成候様之族  
も有之、是等二当深御苦勞被思、厚御趣意を以是迄折々金子徳之助殿御招、於御  
居間為御稽古御聴被遊候講釈、自今於御書院御聴被遊、其節御步行列加以上之輩  
何れも聴聞可被仰付旨被仰出候間、御趣意之処得斗承知被仕、無怠慢出席聴聞可  
有之候、尚小内之義者別紙二相達候事

但、右別紙者御定日並其節之御次第振、着席場所等心得之義也、略之、尤御定  
日者左之通也

毎月 十日 十六日 廿二日

但、九ツ半時始、暑サ之節者全四ツ時

一書物者論語之事

十四日、丁卯、晴、暄、尤朝者冷、午前為窺御機嫌罷出、早朝右近様へ去ル十二  
日御縁組御願之通被仰出候御歡、麻上下着二而罷出、御客対佐分利軍左衛門対応也、  
供列者若克・小者、槍為持出候也、大島五兵衛今朝出立、京師(ハカ)罷越候二付、出立  
後見舞遣又也

十五日、戊辰、晴、暄、朝冷、例時出勤、夕八時退、主水様(上田)二而妙寿院八十之年賀  
祝餅差出候由二而、昨夕御頒賜被仰付也、水谷八十郎明後日前髪を取、且伯母君六  
十一年賀内祝致候由、明後夕参候様二与万之進へ伝言有之也  
十六日、己巳、晴、暄、余寒稍退、例時出勤、夕八時退、妙慶院代参申付、一昨

惣髮 三島三郎\*

廿七才位

豊原卯之助

十八九才位

細谷忠之介

廿二才位

浅田儀助

三十才位

惣見半之允

三十五才位

\* (安藤)  
对州侯御家来手負并手

合等左之通之由也

一 深手 小原半次郎

一 同 齋藤勇之助

一 股を鉄炮二而被打、天

辺を被撃割候間二三三人

討留

大小姓

松本連之助

一 薄手 高沢幸之丞

一 深手 原萩兵衛

一 無疵所式人討留

一 警衛御供元ノ役

日之記二有之通二而、今日方講釈始候筈之処、金子徳之助殿風邪御断二而御延引二

相成也、岩崎良之進明日御多門替之由二付、朝方市助助力二遣又也、夜中堀尾善

大夫内談事有之、入来、水谷内祝事、十八日御上御法事二差湊候二付延引二相成候

旨二而、猶又万之進へ伝言有之也、夜岩崎およし入来之由也

十七日、庚午、快晴、暄暖、初見春色、御年寄野村帯刀殿今朝御内用二而御入来二

付、五時過出勤、九時頃退、岩崎良之進方宅替、朝方兵藏助力二遣又也、京都芝

山様方如例年為御年玉多葉粉入并扇子五本拝領仕候也、老女方昨日相達、御請同人

迄申上置也、今日岩崎へ兵藏助力二遣又也

十八日、辛未、終日時々雨、温也、例時出勤、夕八時過退、今日清鏡院様御法事、

御両家様共御不快二付被御頼二而此方様御寺詰被遊也、右御靈様者当殿様之御前様

也

十九日、壬申、晴、有霞、例時出勤、夕八時退、森仙太郎・岩崎良之進御多門

替、歎使を以申遣、且助力等之挨拶二来候由也

廿日、癸酉、曇、又寒し、午前為窺御機嫌罷出ル、丹羽庄蔵為何角之謝入来、夕

方矢野犀右衛門・星野武平次を呼、申談義有之、跡二而酒を饗、及寛話也

廿一日、甲戌、雨、寒冷、例時出勤、夕八時退

廿二日、乙亥、晴、又料峭、朝素読所講釈へ出席、直二出勤、夕七半時頃退、今日

者兼而講釈始二而、金子徳之助殿被出筈之処、又々御用向二而急二差問、御断被申

上、依之御内輪限三宅内外江講釈被仰付、御書院二而白鹿洞書院揭示を講、出席致

徒士目付

伊藤兼左衛門

一薄手 一人討留

仲間頭

横山森之祐

廿一日

春分

明六時一分

廿四日

江戸表正月晦日、当月朔日、同七日・十一日度々

出火、皆以相応之大火之由、朔日之分者丸之内御

大名屋敷之由也

廿五日、朝御用向有之、

主水様御用人河瀬喜和馬

へ参候処、出違二付山村

静登江参、応対二及ぶ也

今日方打越村二於<sup>(沼田郡)</sup>而仕

方浄瑠璃之唱二而芝居有

之、相応之役者来り、入

聽聞也、素方御上二も御臨坐被遊也、西向寺へ代参兵藏申付

廿三日、丙子、晴、暄、朝冷、御奥方七十才年賀之餅御頒賜被仰付也、木原衛門殿後

室方被差出候由也、午後妙慶院・西向寺へ墓参、丹羽正司へ伝吉病死之悔二行也、

歸掛御機嫌伺二出、岩崎良之進へ移居之歎二行、達而留酒を出入、夜慈君・家小岩

崎へ家見二参候様良之進申来、参儿、到来物有之由二而酒鮮を饗候由也、夕辻清人

入来、於竹を連帰儿、酒を饗入、少将様御国元へ為御養生御暇御願之通被仰出、当

月十三日江戸御発駕、来月十二日御帰館被遊候善之由也、今夕丹羽正司先日以來何

角之謝与して入来之由也

廿四日、丁丑、曇、暖、例時出勤、夕八時過退、岩崎良之進、昨日何れも参候礼入

来之由也

廿五日、戊寅、晴、暖氣、例時出勤、夕七時過退、夕方、去儿廿二日之代、金子先

生被出、於御書院講釈始有之、始而故上下着二而被講、御上并御家司・御用人・席

詰之御側方計上下着、其余者平服也、書物者論語也、俗耳二易解講説有之、一同甘

心之様子也、水谷へ先日之歎二行、尤去儿十五日之記二有之通之趣意二而、昨日万

之進へ伝言有之、旁参也、段々饗応有之、木野一馬・森岡万之進・山口実威・同岩

太郎・中村直一・久留乙次郎等会入、入夜戌鼓後帰、田野村おたけ夫婦共参居、逢

ふ也、昨年男子出生之由也、千代雄槌夜前以來熟有之候二付、今朝杉岡文磧を呼、

診を乞、微邪二舩候二而為指事二も無之旨申、午後者氣軽也、今日右近様御婚姻、

夕八時頃御祝盃被為濟候由、当度者諸事格別之御作略之由二而、為御見合出候様二

も多有之候由也、当春者  
諸所二於而見物事有之趣  
之由也

との御沙汰も無之、依而不及出、其段者井上市太郎方挨拶兼而申来儿、右二付御祝  
義差上物も御断也、〔夜半後雨降

廿六日、己卯、雨、午後歇、暖甚、〔朝右近様へ御婚姻首尾好御整被成候恐悦上下着

二而出儿、御客对佐分利軍左衛門応対、御歡申上置也、於三原〔法野〕遠江様早春以来御不

例、今以御寝々不被成候由也、後藤浩軒・西山玄斎先達方御頼二而被遣、今以不罷

歸候由也、午前為窺御機嫌出儿、千代雄槌今日八弥快方也、夕文〔衫四〕碩来診、今少熱

氣有之由申也、御宇衛様今晚主水様へ御泊掛御出被遊候由也

廿七日、庚辰、晴、暖気也、例時出勤、夕八時退、西向寺江兵衛代參申付、今日

者旦那様二も主水様へ被御招二而夕方御出被遊、当年者於豊様御初雜之由也

廿八日、辛巳、曇後晴、霞深、午後方復風料峭、朝河瀬喜和馬此間予往候返答二入

来、謁入、例時出勤、夕八時退、夕又御内用事二付河瀬江往、謁入、岡本主馬殿

方紙面を以酒一樽、紅魚・海老一鉢被惠、先日内談之銀子借用事、御趣法役所二而

口次致遣候謝意与見ゆる也

廿九日、壬午、朝雪降、余寒強、後霽、午時為窺御機嫌出儿、右近様方御内祝二付

御到来之餅御分賜被仰付、夜前老女方文二而為持越也、極夕方去年以来打絶居候記

録会催、雅登〔渡辺〕・善大夫〔堀尾〕・益之丞〔佐藤〕被来、久振始候故、跡二而昨日到来之品も有之、旁

酒を饗

朔日

一大寄合

生田筑後殿

御年寄方

年来御役向精勤之段御意  
二而御加増三百石被下候  
由

三月 大

朔日、癸未、晴、朝冷、後暖、例時出勤、夕八時退、今日御輿二而老女方明後三日  
夕慈君を召候御様子之旨申聞也、御請申置、帰而申上也

二日、甲申、晴、夕曇、暖、休日二付朝之内為伺御機嫌出ル、夕杉岡文磧来、千代  
雄槌弥快由申、酒を出ス

三日、丙酉、晴、朝冷、後暖、辰鼓頃麻上下着出仕、御登城前於御居間御祝詞申上、  
御機嫌を伺、夫方御輿へ出、御宇衛様御目見、御祝詞申上、御手付のし被下之、跡

二而御難拜見、煉酒を頂戴被仰付也、辻清人・森岡万之進・平野伝右衛門・岩崎良  
之進・武内保之進等祝詞二人来、夫々祝酒を饗、出入之者も一両輩来候由、三宅内

外家内、小倉恒助母も来、慈君午後御輿へ御上り被成、段々御懇意二御酒等御頂戴  
被成候由、夜亥鼓比御下り被成候也、千代雄槌も出、及暮下ル、夜さよ森岡へ歸ル

四日、丁戌、晴、暖、例時出勤、夕八時前退、御宇衛様今日海蔵寺江御参詣、被為  
入掛御船屋敷御茶屋江被成御坐候由也、去月十八日夜酉刻方江戸又々大火三而両所

方焼出、翌日朝辰刻及鎮火、同廿日二も出火、大分焼失有之候由也、殿様当月十二  
日御発駕被遊筈之処、御積氣之御気味被成御座、御延引被仰出候由也、辻妹今曉安

産、男子出生、母子共滞無之旨為知来、見舞使遣入、夜家小木野へ行宿、千代雄槌  
も同断

五日、丁亥、晴、午後曇、夕雨、朝為窺御機嫌出、貫心流稽古見物二出ル、岩崎  
後室来、夜家小・千代雄槌從木野帰、辻江見舞二使遣入、弥無滞肥立候由也

五日

雲山様三十三回御忌御取

越、耕雲殿御七回忌於海

蔵寺御法事有之也

六日、辻小兒名

吉弥\*

七日

清明節

朝四時二分

一 御年寄役  
御加増五百四十石

蒲生織之助殿

郡御奉行方

右近様方先達而御歎罷

出候御挨拶御使被下、御

請例之通御用人中迄紙面

を以申出、御切紙者無之

候也

十日、辻江七夜之祝左之

通贈之

一 紅染木綿 一 反

一 小豆飯 一 器

一 肴 一 鉢

以上

十三日

六日、戊子、晴、暖、慈君朝辻江御出被成、小兒江名を命くれ候様ニ与頼越候ニ付、則今朝与之、例時出勤、夕八時退

七日、己丑、晴、寒、例時出勤、夕八時退、佐藤大禅院七回忌取越法事有之由ニ

付、朝興禅寺へ代参遣又、兵蔵・市助妙慶院へ先君御墓所曆ニ朝方遣又、西向寺へ

毛兵蔵代参申付也、蒲生織之助殿御年寄役被仰付候由也

八日、庚寅、晴、夕曇、夜亥鼓後雨、佐藤益之丞昨日寺へ代参遣候挨拶入来、夕

為窺御機嫌出ル、御二所様今日者右近様へ被御招二而御出被遊候由也、夜おさよ

從森岡来

九日、辛卯、曇、夕晴、例時出勤、夕八時退、朝辻清人入来、母子共弥無滞候由

也、今朝頭庄屋御目見有之也

十日、壬辰、雨、寒し、例時出勤、夕御講積定日、徳之助殿被出、七時過退、辻

氏七夜二付午後如頭書祝遣又也、兩寺へ法事之義下地及駈合、何れモ差間無之旨返

答也

十一日、癸巳、曇或晴、朝為窺御機嫌出仕、槍術稽古見物二出ル、兵蔵・市助西

向寺江墓所曆ニ遣又也

十二日、甲午、晴、復余寒、例時出勤、夕八時退、少将様夜前海田御泊二而、今

朝三之御丸へ御帰館被遊候由、千代雄槌拜見舞ニ参、夫方二葉山辺迄致步行帰候也、

慈君夜從辻御帰被成也

十三日、乙未、晴、寒し、少将様御帰国御歎御帖附惣出仕之由、旦那様御登城被遊

御向靈御法事二付、両寺へ備物左之通今日為持遣又也

一作善料 銀壹枚

一靈供米 精壹斗

一塔婆料 銀三匁

右妙慶院之分

一御経料 金貳百疋

一御鉢米 精六升

一僧中へ 銀三匁

右西向寺之分

右両寺共十六日・廿二日

朝法事執行之義、十五日

夕八半時内仏回向頼之義

口上書を以申遣、夫々承

知之返答申帰候也

右二付左之通茶を贈る也

木野氏

藤川氏

水谷氏

也、例時出勤、夕七半時前退、今日方御武具藏御道具類見分二付未鼓前方同方へ出退出及遅刻也、東城町年寄理右衛門、年頭為御目見致出府候由二而、宮崎藤九郎方書狀到来、正月廿日之記二有之同方家所義絶一件、静衛帰郷之節予方勸解之紙面遣候趣意感服有之、且静衛方之調停厚意之次第、藤九郎二於而も兼而其義者本意之事二付、旁得斗家所松隠益庵事也方仲人を以駆引有之上、左之通詫書持参いたし候二付、松下院亡靈江告候而、如以前和睦二相成、双方家内相互二出逢も相濟、元之親昵二立返、大二致安心候与の旨二而厚挨拶申来也

侘書之事

一老拙義、亡兄松下院様御存生中、龜代縁辺一条二付種々及差纏二、不和順二罷成候根元者、全ク尊兄之存慮二不応、殊更重縁之間柄ヲ不顧、右体格別之由緒ヲ廢龜代并同人実家実近江義理相立候段、甚心得違之及取計候方御不興を蒙、其節姉婿横山新五兵衛慶呉候通龜代差返し、御同人様へ義理相立候得者、速二御和熟も可被下処、任其意不申候より愈御憤相崇<sup>(罵力)</sup>、就而八御遺書等御手厚二被成置候趣、其段於老拙も実二奉恐入候、素より前段之通格別之間柄与申、双方御先靈へ対候而も斯不和順二罷成候而八甚以不相濟義与先非後悔致し、何卒して御存生中御断申上度存念之処、御早く御遠行被成候二付残念至極、其以来不快之光陰を送り、相嘆居候事二御坐候、今般弥致改心、以前新五兵衛慶呉候振合二順ひ右龜代義此後家所家へ出入堅く差留申候間、其趣ヲ以三橋健順<sup>(揆力)</sup>・徳了寺及御愛掬呉候処、其段御承知、尊靈へ御断被申上、自今者以前二相復し御和順被成下候旨忝本意至極致

森岡氏  
辻氏

十五日

廟飾

重餅 一对 焼饅頭

寒具 卷煎餅

粉団 靈供

御鉢飯 御花

紅桃  
白桃  
海棠

同早農祭祀

酢和へ

香茸  
簾麩  
御皿  
油揚豆ふ

独活  
人しむ  
けむ

白みそ

揚こんにやく  
ふき牛房  
御汁  
椎茸さい  
青み

御飯

香の物

安悦候、為後念一書差入置候上八、聊違乱無御坐候 依而如件

同 徳了寺

文久二年

壬戌二月

宮崎藤九郎殿

証人 三橋健順  
叔父 家所松隠

妙慶院・西向寺へ備物為持遣、其外一緒内へ茶を贈、面を以法事之案内二及ふ也、

万之進入来

十四日、丙申、晴、朝冷、後暖也、夕為窺御機嫌出火、夜水谷伯母君泊掛二御出被成也

十五日、丁酉、曇時々雨、寒、例時出勤、夕八時退、夕八半時過妙慶院入来、内仏

回向中西向寺入来、続而回向、夫々相濟、一緒二酒膳を饗、座敷左之通

妙慶院 同 弟子 西向寺 同 弟子

木野一馬 藤川每登殿 辻清人 森岡万之進

平野伝右衛門 長束市郎右衛門 岩崎良之進 桑原吉郎二

水谷八十郎 藤川甚吉郎

勝手左之通、尤万之進・伝右衛門も膳者勝手二而先へ出入也

水谷伯母君 岩崎良之進母

右之外辻・森岡家内、子供共招候得共不来、并長束市郎右衛門痛所二而不来 名代

二清次郎来、出入之者左之通呼、料理者<sup>(大田中)</sup>実五郎・徳<sup>(岡野)</sup>七両人江頼也



つすくす

白玉ふ

御坪

蕨 おろし生か

飛龍頭

御平

箒 牛ぼう

しぬ竹

青み

御菓子

焼饅頭

巻せんへい

吹よせ

布施左之通

式刃宛 両寺

壹刃宛 同伴僧

五分宛 同僕

近頃町方御製度大ニゆるやかに成、町人共絹布

類勝手ニ着用不苦旨達し

有之、本川・本安川共近

来大ニ埋り、浅く成候故、

\*川浚之義下方より歎出候

所、御聞届ニ成、尤入用

半方者上方御下ケ被下候

田中栄作\*

同人妻

同 実五郎

同人妻子供兩人共

大田民五郎

林茂平太

岡野新五

小使\* 国威

小人\* 三三

右之外出入之者詰合居候分不時ニ呼而饗入、今日之献立左之通也

三ツ組盃

銚子

井 わらひ

すせうゆ

葛煮

竹の子

しぬ竹

石焼とうふ

梅ふ

山のいも

大盆

八寸

井 銀杏

うと

青あへ

硯蓋

蓮根

九年甫

青にしき豆ふ

すたれふ

あけもの

すめ

薄荷

干瓢結

吸物

膳

すわへ

こんやく

大こん

蓮根

みそ

竹輪豆ふ

椎たけ

青み

汁

あふらあけ

けんほつ月

山ノ芋

粕泥卵豆ふ

皮牛房

飯

香物から漬

台曳

巾着まん頭

結こんふ

青み

平

しめたけ

青み

へ共、半方者町中一同申合、冥加之為相弁へ可申右二付芝居・狂言其外何事二而も願筋相叶候間、如何様二も右入用銀出方之工夫致候様二との事二而、近々川浚も始り候之由也

〔<sup>\*</sup>〕<sup>\*</sup>仏護寺本堂積年半造作二而、所詮皆出来二不至、彼是四十年余を経候所、近々親鸞上人之遠忌二托し勸進有之、一同寄附を競候事二成、漸工を竣候次第二運候付、既二今日棟揚有之、成群集候由也〔<sup>\*</sup>〕十六日、寺へ備物二預候方格左之通

木野氏  
藤川氏

中酒

浸物 しん菊  
花生姜

大盆 八寸 前之通  
井 小田巻 菓子 焼饅頭二枚

次之分一汁二菜、汁・皿前之通、四寸紅切、酒肴二種、八寸葛煮、井鉢水菜・菫弱和会物也、〔<sup>\*</sup>〕例明朝祭祀之式恒規二候へ共、明朝二而八今夕之混雜二而、兎角不都合多候二付、今早晨祭祀を仕候也、何も恒規之通、此廟も奉配祀也、〔<sup>\*</sup>〕夕方雨降

十六日、戊戌、霽、寒、〔<sup>\*</sup>〕早朝妙慶院江參、法事中已鼓頃相濟歸宅、供連若党兩人槍・手回り也、留守中久保順之助を頼置也、住持共出僧七人、叮嚀二執行有之也、尤例跡二而茶菓子を被曳候得共、其義無之、法事中并前後參詣如左、歸掛立返り、玄關二而法事無滞濟候挨拶申置也

辻清人 藤川甚吉郎 森岡万之進 平野伝右衛門

岩崎良之進 長束清次郎 堀尾氏代參

田中実五郎 林勝蔵

前後參詣左之通

〔<sup>\*</sup>〕<sup>\*</sup>三宅吉左衛門 石井寿兵衛 木野一馬 桑原吉郎二  
佐藤氏代參 水谷氏代參 岡野新五

〔<sup>\*</sup>〕<sup>\*</sup>堀尾氏方預備物候故牡丹餅一重贈る也、武内・小倉後室、平野家内を招、牡丹餅を

一塔婆

辻氏  
平野氏  
岩崎氏  
桑原氏  
木野氏  
藤川氏  
森岡氏  
辻氏  
水谷氏  
岩崎氏

同日夕

御茶  
牡丹餅  
右献廟

饗候由也、先月廿一日公方様御婚禮被為整候由、御台様者今上皇帝御姉君、和宮様  
与申上、去年十月閑東御下向、御本丸江御入輿被為在候由、右御下向之節、御道中  
誠二大造之御事二而、閑東莫大之御物入之由也

十七日、己亥、晴、寒、夕為窺御嫌罷出、夫方岡本主馬殿江先日到来物之謝二行、  
夫方東町桃花堤へ回り桃林を遥望、辻へ安産歎旁二行、桃花此節満開也、辻二而酒  
出、極夕帰、八木喜真太・伊藤徳之助へ歎二行、吉本恒之丞・三宅吉左衛門・永井  
仲之助へ当春無沙汰二付見舞旁二行、藤川者留守二而門閉たり、内白鳥二而御家中  
遠馬之戻りを観、大分之馬数也、御城内を毛乗通有之候由也

十八日、庚子、晴、夕曇、将雨終不雨、温、例時出勤、夕八時退、午後東府中村辺  
迄御遠馬被遊候由也

十九日、辛丑、晴、有風、寒、昨夕以来感冒之気味二而頭痛・悪寒有之候二付不致  
出勤、御用人江紙面を以及案内、堀尾善大夫此間以来風邪二而引籠之处、今日方快  
出有之由也、万之進為見舞入来

廿日、壬寅、曇、寒、風邪快二付未鼓後為窺御機出仕、桑原吉郎二江昨春以来透  
致無沙汰候二付訪之、及寛話、酒を出入、老人江昨年予結構被仰付候吹調之意二  
金吉朱贈之、当年八十六、不相替豐饗也

廿一日、癸卯、晴、夕曇成雨、俄二暖気也、例時出勤、夕八時退、上田辰之進様  
今日午頃方御輿江御出被成候由、千代雄榎御伽二出儿、両三日御逗留被成候御筈之  
由、此後者折々御出、御逗留被成候義毛被為在候御様子二付、其節八平野伝右衛門

廿二日、西向寺江左之通  
経料被備也

藤川氏

水谷氏

岩崎氏

桑原氏

同日夕

御茶

さゝけ飯

右献廟

廿三日

海棠満開

山桜未至半開

他家之山桜早半分者已散

也

昨廿一日

穀雨

夕七時四分

倅・野原<sup>\*</sup>八右衛門倅兩人御伽ニ出候様ニ此間被仰付也、西向寺ニ有之位牌、正月廿四日之記ニ有之通、御法名文字増候ニ付先達而取寄、文字を認替相調候ニ付、今日為持遣入也

廿二日、甲辰、雨、暖、夕霽、朝西向寺江參、法事中相詰、已鼓後帰、直ニ出勤、夕七時退、講釈定日徳之助殿被出也、今朝西向寺左之通參詣ニ預也

森岡万之進 平野伝右衛門 辻氏代參 田中実五郎

法事前參詣左之通

木野氏代參 岩崎氏同

夜岩崎母入来、千代雄槌今日も終日御奥へ出ル、辰之進様方手遊ニ品拝領仕候也

廿三日、乙巳、晴、暄、藤川甚吉郎法事之謝入来、兵蔵を諸家へ法事之節何角之

謝ニ遣又也、夕方御奥江御花見ニ被為召、御酒頂戴仕、辰之進様も被成御坐、御賑

敷御酒宴有之、御用人中・御奥附御医師辺も出ル、主水様之方方(上田)明寿院・(妙)幾衛等

召候而出ル、入夜辰之進様御立坐被成也

廿四日、丙午、曇、寒、例時出勤、頭痛ニ而致難儀候ニ付、九半頃御断を申退、臥

入夜頭痛漸治也、今日者大砲隊放稽古見物ニ出候筈ニ候処、予者右之通ニ付不出

千代雄槌午後仏護寺御遠忌群參見物ニ參、殊之外人混し、水茶屋見物事等賑敷事之

由、西向寺へも同人為參也

廿五日、丁未、雨、暖、例時出勤、夕七時過退、今日も御武具蔵御道具見分致又也

廿六日、戊申、晴、暄、朝炮術稽古場へ出、午後為窺御機嫌出、夫方千代雄槌を

一 都而奉公  
芸備御領分住居御構

長束守之助

右者重千御咎中致出奔、

甚不届二付

一 長束佐一郎

右養父守之助儀、別紙之

通り被仰付候間、自然此

後立帰候八、困へ入置、

其段早速可申出候事

一 御叱

差扣

右同人

右者養父守之助儀致出奔、

依之恐入申出、当人所不

存故之儀与八乍申、畢竟

家法不相調方之義、殊二

守之助身前置重千御咎中二

連西辺へ逍遙、茶白山へ登、夕陽頃帰ル、仏護寺御遠忌参、街上絡繹たり、近頃之御振合二而下賤之婦人毛領袖・裾除等皆絹類を装候様子也、中古屋之芝居小屋モ余程大造二見ゆる也

廿七日、己酉、快晴、暖気甚、例時出勤、夕八時前退、西向寺江兵藏代参申付、辰之進様今日又々御奥へ被成御坐候由、千代雄槌終日御伽二出ル

廿八日、庚戌、雨、温暖甚、例時出勤、夕八時半前退、今日モ御武具見分事有之也、

出勤中於席予足冷候付、当夏秋中時二取足袋相用申度旨月番御用人堀尾善大夫迄申出、後刻右之趣相伺候处、勝手次第仕候様被仰出候与の旨同人方被申聞、御請申出ル

廿九日、辛亥、晴、暖、夕曇、夜雨、朝為伺御機嫌罷出、極夕方記録物会、渡辺・

堀尾・佐藤入来、亥鼓後退散也、平野伝右衛門入来

卅日、壬子、雨、寒し、夕方曇、例時出勤、夕八時退、夕森岡万之進來話

四月 大

朔日、癸丑、晴、暖、和、例時出勤、夕七時前退、今日モ御武具感へ御道具見分二参也、千代雄槌此間少々腹合悪敷、菓を乞候二付、杉岡文積来候由、全不違之事与申候由也、明日何れモ川下へ参候筈二付、誘候而辻お竹朝方来候处、午後発熱、全風邪之様子二付、夜中送り帰又也

二日、甲寅、曇、午後少々雨はらつく也、慈君其外何れモ未明方出、櫓下方船へ乗、

毛候処、右之次第心付不申段不埒之至二付

〔昨今衾炉を塞

〕牡丹満開

〔三日

右近様御方々様六丁目御

下屋御借用ニ而御出被為

在候由也

〔六日、改名

織之助殿事

蒲生司書

〔同日

主水様御方々様六丁目御

下屋敷御借用御出被為在

候由、此節霧島ツツシ盛

之由也、庭前之映山キリンマ紅毛

半開也

〔八日

立夏

明六時

川下へ遊慰ニ參、辻清人、森岡万之進、平野伝右衛門子供共三人、岩崎良之進家内共三人を伴、田中実五郎を頼、子供連參、家来・下女共都合十八人、茶船言艘、網打船言艘借也、入夜深更ニ皆々帰、宇品島迄參、大二慰候由也、早朝御用向有之、出勤、朝池内次郎左衛門殿御礼事有之、来儀、謁又

三日、乙卯、曇或晴、素読所講釈へ出席、直ニ出勤、夕八時退、平野伝右衛門・岩崎良之進昨日之謝入来、京都高辻家雜掌長尾掃部方私用切紙を以予手跡見事毎々感入候、拙作草稿ニ而モ有之候八、惠候様、表装いたし長観度之由申越、予書を如何ニして見候哉不審、尤貴名共心易參候様之事歎、且一昨年於京都一度自筆ニ而手紙遣候義有之候へ共、毎々感入与申義不審也

四日、丙辰、曇、暖、例時出勤、夕七時退、今日も御武庫見分也

五日、丁巳、雨、午後晴、寒し、夕為窺御機嫌出ル、朝辻清人此間之謝入来

六日、戊午、快晴、朝寒し、例時出勤、夕八時頃退、夕弓術稽古ニ出ル、朝槍術見物ニ出ル

七日、己未、晴、朝寒、夕暖、朝貫心流劍術見物ニ出ル、例時直ニ出勤、夕七時退、今日も御武庫見分ニ出ル也、久照院様今夕方御泊掛ニ御奥江被成御坐、依而暮合御

奥御次迄御機嫌伺ニ出ル也、西向寺へ兵藏代參申付

八日、庚申、曇、暖、右近様何角之為御挨拶御出ニ付、九半時過出仕、御玄関へ御

出迎仕、御居間ニ而御機嫌を伺、直ニ御居留被遊也、御上下ニ而御出故、上下着ニ

而出、御奥様ニモ九半時頃御出被成也、暮頃方御酒宴始り、為御取持罷出ル、夜半

十三日

朝河瀬喜和馬御用向二付  
入来、御館二而謁又

十四日、早朝方他行二付  
御機嫌窺不及出仕、自今  
八休日所用有之節八勝手  
二御機嫌窺二出二不及思  
召之旨、過日渡辺雅登方  
内達有之候也

高謙院様方此度五兵衛  
歸便二左之通拝領仕也

運月焼燗酒器

一対

右器二各左歌あり  
友つるの行末とをき

声きけは、君か千歳を

祝ふ也けり

\*  
うかれきて花野の露に  
ねむる也、こ八たか夢の

こてふなるらん

(大皿)  
運月

過御立座被成、退、御供之御用人熊谷善兵衛も召而出ル也、辰之進様も今朝方御出

被成、千代雄榎御伽二罷出、久照院様・御輿様方繪本二冊致頂戴也、右近様方御婚  
姻之節御歡二出候御挨拶与して御使被下也、御用人中江御受紙面二而申出ル

九日、辛酉、曇、夕雨、例時出勤、夕八時退、夕射場へ出ル

十日、壬戌、晴、寒し、例時出勤、夕七時前退、講釈定日、金子順三郎殿被出也

十一日、癸亥、晴、寒し、午前射場へ出、直二為伺御機嫌出仕、夕槍術見物二出ル

十二日、甲子、晴又曇、夕方雨、例時出勤、夕七時退、今日も御武具見分也、大島

五兵衛夜中従京都歸着之由二付、使を以歡申遣又也

十三日、乙丑、晴、有風、寒、例時出勤、夕八時卒与退、尚又出、入夜亥鼓前退、

今夕御番頭浅石井大膳殿・浅野助九郎殿御乘馬御相手二被出、跡御居間二而御酒出

候二付、御取持被仰付、出ル、御用人中月番二而言人被出也、大島五兵衛入来

十四日、丙寅、快晴、朝方千代雄榎を連川下へ遊、辻清人お竹を連伴ふ、入夜歸ル

今日者天氣も能、久振大二致鬱散也

十五日、丁卯、晴、例時出勤、夕八時退、朝平川静一郎来、此間五兵衛歸候節、

同船二而從撰州有馬歸ル、兼而頼置貫名江之書状於京師届くれ候処、先生暫病氣二

而応対も無之、子息右近江逢候由、同人方之返書取戻る也、二月以来大病之由也、

大島五兵衛へ歸着怡二行也

十六日、戊辰、晴、寒、例時出勤、夕八時半時退、講釈定日、徳之助被出也、妙慶

院兵藏代参申付、辻清人入来之由、石井大膳殿手製之粕泥卯先夜御約束二而御輿

廿一日早晨

すわへ

香茸

御皿

木くらけ  
あふらあけ  
大こん  
鹿にやく

けん

白みそ

御汁

豆ふさい  
しみたけ  
青み

くすに

御坪

さや豆  
ふき  
岩たけ

おろし生姜

御飯

御香物

御平

飛龍頭  
竹笋  
しみたけ  
牛ぼう  
三ツ葉  
葉山椒

御菓子

焼まん頭  
ふきよせ  
巻せんへい

以上

夕 御茶

さや豆飯

へ被差出候由、予へも一器森仙太郎を以被惠、切々厚意之事也、同人迄一応之謝紙面二而申遣又也、夜松本玄順来話、山村静登方辻勘大夫殿妹後妻二縁組、願之通被仰出、一昨夜引越、婚姻相整候旨昨日之手紙二而為知来也

十七日、己巳、晴、暖、朝者寒し、朝妙慶院へ参、途石井大膳殿江昨日到来物之謝

(二ツ)

行、台所二而口演書差置帰也、山村静登へ歎二行、新婦二謁ス、夕弓術御覽二付

出儿、慈君御奥へ為窺御機嫌夕方御上り被成、亥鼓頃御下り被成、御認・御酒御戴被成、佐藤後室も被出候由也

十八日、庚午、晴、夕曇、俄暖、朝着綿衣夕着単衣、例時出勤、夕八時退、佐藤後室被来、酒を出ス、夕辻妹帰寧、吉弥始而来、大分丈夫二成、八十槌も来也

十九日、辛未、雨、又寒シ、例時出勤、夕八時過退、素読所席書二付夕方出儿、御臨坐も被遊、七時過相済也、湯川新太郎病氣之処、養生不叶死去之旨三宅内外方為

知越、使を以悔申遣、夜復葬二光寂寺へ会せしむ、昨夕以来之病氣全卒中風与申様

子二有之し由、尤去冬以来兎角不快、渴甚敷、形容者殊之外憔悴致居候し、学事二而御用立居候人物、可惜之至也

廿日、壬申、曇又晴、薄暑、早朝御用向有之、出仕、夕弓場へ出席

廿一日、癸酉、晴、薄暑、大融廟御祥月忌宿戒、早興、祭祀如恒規相勤也、大教廟

配祀是亦如例、例時出勤、夕八時過退、御用向有之、近々京都へ可被遣旨御内々

御沙汰被為在、外二書役富永源五郎、足輕滝村多喜藏も御内々其御移有之也、此度

之御用向者紫野大徳寺々中昌林院院へ御先祖高照院様御墓所御取建被遊候二付而之



同日、御用召

一金巻兩

矢野犀右衛門

右御役向心掛厚出精二付

一劍術加役

沢崎幸右衛門

右之通被仰付候間、久野

幾馬門人指南筋之義弥以

厚力入候様被仰出、依之

毎歳銀壹枚被下之

但、唯今迄被下置候御

銀者上川

一御步行組御雇

一貳人扶持  
武左衛門倅  
\*長久米之助

右筆道心掛宜出精之趣二

付

廿三日

小満

夕七時二分  
(三五)

義也、堀尾純忠院来月廿二日三回忌辰、明日へ取越法事執行被致候由、右二付格別

熟懇ニ致候事故、明夕緩々咄ニ参候様ニ与善大夫方噂有之也、夕辻清人来、饗酒、

お梅・子供伴帰

廿二日、甲戌、晴、薄暑、朝堀尾寺因伝寺江兵蔵代参ニ遣し、法事中為詰也、西向

寺江も代参申付、例時出勤、夕七時前退、講釈定日、順三郎殿被出也、万之進・岩

崎良之進旅行之御内沙汰蒙趣承及候由二而見舞ニ来也、千代雄槌少々風邪之氣

味ニ而、朝之内用心いたさす也

廿三日、乙亥、晴、薄暑、如例年今朝千代雄槌膏蒲職を立也、千代雄槌風邪今日者

快方也、長武左衛門倅一昨日御雇ニ出候吹調昨日来候由之処、予留守中二付尚又今

日来也、岩崎およし見舞入来、武内保之進見舞入来、前記之通昨夕堀尾被招参、

渡辺雅登・大島五兵衛会、酒膳を被饗、寛々語る也

廿四日、丙子、曇或晴、復寒し、例時出勤、夕八時過退、今日於御居御前江召候

而、御用向被為在、京都江被遣候間、仕回次第相罷候様ニ与被仰付、奉畏候旨御受

申上候也、於席渡辺雅登方付添御貸供并御仕向物左之通被仰付候旨被申聞也

一御家司江付添上京被仰付  
富永源五郎

一御家司江御貸人  
滝村多喜蔵

一七百五拾目 村上彦右衛門 一百四拾目 富永源五郎

五百目被下銀 一百目被下銀

二百五拾目御貸銀 四拾目御貸銀

一五拾目 滝村多喜蔵

四拾目前二回

拾刃前二回

途中者若党兩人、小者槍持二而相越、於京師有廉事柄之節者見計ひ、相当之供列臨時取合可申、尤滝村多喜蔵御用向二付被遣候筈二申付候間、途中者同人を家来二召列、自分家来者老人召列候様二との義も被申聞、且御代香相勤候節者長上下着用可仕、依之御有合之御長上下一具被下置候筈之旨も被申聞、夫々忝仕合奉存候旨御受申述る也、前段之趣歸而告于廟、野紬美御長上下一具、巻二而頂戴、御用部屋方為持回ル、御勘定所御取置御不用物之由也、今日諸武芸出精之面々、度数二心夫々御褒美有之也、何も昨年霜月之振合也

廿五日、此度旅行二付左之通御仕向物相渡る

- 一 五百匁 御仕向銀
- 一 貳百五拾匁 御貸銀

廿五日、丁丑、晴、午後曇、雨はつかに降、雷鳴一声、寒し、例時出勤、夕七時過退、御武庫江も出、見分事今午二而相濟也、夕方小幡孫兵衛殿・吉田儀右衛門殿・今村文之助殿・寺西権六殿御招二而被出、挨拶二出ル、今日者御居間二て之御取持者雅登・益之丞被出、予者出二不及候也、極夕より水谷・木野へ法事之節挨拶・暇乞旁二行、木野二而酒出ル、戌鼓頃帰ル、国泰寺方丈当春上京有之候処、婦人を連被參、大坂二於て御坊之隠居与偽、遊樂二耽り居候処、本願寺方不審を立、御屋敷番へ駆合有之、早速爰元へも申參、御手入候而此間歸着之折柄、右婦人を途中二而被召捕、町方へ引出し二成、并同伴之典司、得舟和尚も同様被召捕、不相濟次第二押移、去ル十九日窃二逐電被致、依之当分隠居從嶺雲院入寺、看坊有之候由、不埒

廿七日早晨御献立去ル  
廿一日之通二而、御汁之  
豆ふさいを苞豆ふ二替候  
也、依而略之

同日夕

御茶

鞘豆飯

至極之珍事也、得舟者近年海蔵寺任職不首尾二而追院二成候得舟之由也、  
〔沢崎幸右衛門為見舞入来〕

廿六日、戊寅、晴、朝寒、  
〔午後為窺御機嫌罷出ル、大島五兵衛為見舞入来、  
風呂江浴、  
夕杉岡文禰入来、灸点を乞、背へ七穴灸又〕

廿七日、己卯、晴、薄暑、  
〔信楽廟御祥月、早晨祭祀如恒規行之、常称廟も御同様祭祀行之也、  
〔朝西向寺へ参詣、夫方筒井極人殿を訪、一昨年於京師世話二成候挨拶、此間御普請奉行二被成候歎旁也、当早春從京師被帰候由也、  
夕方御奥へ召、御酒頂戴仕、  
辰之進様（上田）此間方御逗留被遊、今夕被為入、妙寿院（神田）も召候而出候二付、御輕手御催し二而、予者近日京師へ被遣候二付何となく被為召候御様子、御懇之御義奉感戴也、  
小島左源太・辻清人見舞入来、  
山田多喜登入来、兼而頼置候対門向之屋敷二被居候小倉道人殿、是迄勤合も不致候得共、何分外二なき対門二而、一円勤合不致者甚不都合之義二付、自今勤向致度存候へ共、先方之処いか、可有之哉、右者寺川文之丞殿弟之事故、文之丞殿へ序之節咄試呉候様義、一昨日文之丞殿へ咄候処、誠二文之丞殿被悦、道人殿者真之一軒屋敷二而、殊之外心細く被存、先年以來其義者被申居候二付、道人殿へ被申候へ者、論もなく同意可被仕との事二而、早速被申通候由二而、大慶之趣紙面を以申来候との旨申聞、厚挨拶述置也、右者昨年屋敷替後早速右之通二申談候積之処、道人殿江戸留守二而、先達而從江戸被帰候故、此節右之通取計候也

廿八日、庚辰、晴、薄暑、  
〔例時出勤、夕八時過退、  
辻吉弥初幟二付、到来之肴并〕

廿九日夕

吸物 蛤

平鉢 さわら  
差身

八寸 葛煮

平鉢 茅淨鯛  
焼て

同 はら鮓

朔日、於御居間

三ツ組御盃

御取肴 こんきり  
梅干

御錢別拝領

御服料 三両

一金 三両

御肴料 金百足

以上

下ケ料祝遣又也、同方方も為錢別襦袢身ころ・肴祝来ル也、長束市郎右衛門旅行前  
為見舞入来

廿九日、辛巳、曇、薄暑、頗有蒸氣、朝海蔵寺へ拝参致入、来月廿日澄源院様御三  
回忌、廿二日麗照院様十三回御忌、廿九日光照院様二百五十回御忌、皆旅行留守中  
二当候二付而也、極夕方渡辺雅登・堀尾善大夫・佐藤益之丞・大島五兵衛を招別盃  
を勤、富永源五郎も呼、平野伝右衛門取持二呼也、尤佐藤者甲州流之御相手衆へ御  
酒出御取持二被出候故差問、不被来、木野一馬暇乞旁入来、饗入、同方方も錢別被  
送也

卅日、壬午、曇、夕雨、例時出勤、夕八半時過退、辻清人見舞入来、酒を饗、其  
外彼は見舞来客有之也

五月 小

朔日、癸未、曇、夕方雨、風吹、朝妙慶院・西向寺江参、御先瑩江御暇乞申上ル、  
出掛小倉道人殿江行、始而謁入、前記二有之通二付、自今相互二往来之義申述、道  
人殿大慶之由二而親切二被申也、例時出勤、夕八半時頃退、出仕之上於御前御盃被  
下候間、御居間江出候様二与御用達菅馬之進申間、則三之間二而例之通脇指脱し置  
出ル、御盃被下候旨御意被遊、馬之進方も御取合有之、御次南側中柱之少シ西江着  
坐、御前御盃御取被召上候而彦右衛門へ被下、則謹而頂戴、御肴も被下、上盃仕候様  
馬之進被申、夫方御盃江卒与御酒加飲候而御盃洗被呉候様二御兒小姓へ渡シ、清め

二日夕

吸物 蛤

皿 鱈

酒肴

井三はい漬

八寸葛煮

鉢 焼肴

鯨舟水主七人乗、帆者五

反を巻也、御手水主四人

雇三人也、

御船付 松蔵

同脇 米蔵

平水主 増蔵次郎 保蔵次郎

雇同 三人

此度槍持二者大田民五郎  
倅を雇連る也 彦吉

家来者左之兩人を召連  
る也

若党

森島兵蔵

出候而上孟仕ル、夫方馬之進へ尋候而御肴差上ル、御前被召上候而御納も被遊、夫

方少シ席を下り候而馬之進へ向御礼申上、伏拝して退、於御次猶又厚御礼申述ル也、

御肴差上候節者御使通ヒ江御器を請候コト而夫へ入差上候也、右相濟候而猶又御前江召、堀

尾善大夫御取合せ二而、此度上京被仰付候二付、為御餞別被下候旨御意被為在候而、

金三兩二御肴料添被下也、御請等之振合凡前条之通也、四半時頃有地震、予留守

引受平野伝右衛門へ相頼置候二付、其段於席堀尾善大夫へ及噂置也、千代雄棧夜前

以来猶又熟有之候二付、杉岡文磧へ診を乞、全風邪之由申、尤至而氣輕二者有之也、

夕万之進・伝右衛門来、荷物仕舞見合せ呉る也、暇乞客来数々有之也

二日、甲申、霽、薄曇、四時頃御表・御奥へ御暇乞・御機嫌窺として罷出、御宇衛様

御目見被仰付、御前二者御稽古中二被為在、後尚又罷出、御目見被仰付也、渡辺・

堀尾・佐藤・森仙太郎・矢野犀右衛門・大島五兵衛・平野・岩崎等へ暇乞・留守頼

旁二行也、小倉道人被来、通して謁入、夕方御役所内・近隣・一緒内杯追々見

立二入来、取合せ二而酒出入、佐藤氏も此間差問二而不見候故留而饗入、渡辺氏・

堀尾氏午前為暇乞入来、暮過出宅、櫓下方乗船、夜中故共連も若党兩人、槍・草履

取・目籠、旅装之儘二而切棒駕籠也、御船者今朝之潮二櫓下へ回り居、荷物等者午

前二積込置也、同所迄多人數見立被来、堀尾・渡辺・佐藤方も使者来ル也、六時

過同所出船、向風故宇品江繫泊也、今晚出宅之趣者渡辺・堀尾へ紙面を以て案内也

三日、乙酉、曇、風不和、寒、夜明宇品出船、向風故帆者不用、峠島陰二而暫風を

避、夫方又能美島之内屋形石へ渡、漸二して九時前隠戸江着、直二迫門を越、御船

小者

市助

外二御貸人

滝村多喜蔵

富永源富五郎も同船也

方殊之外骨を折也、瀬戸方者順風なれ共風強、波荒候故、蕨か迫二而懸繫、其後風少和候故同所出、暮比高崎浦江着、泊入、今日之海路、宇品方隠戸迄五里、同所方蕨か迫迄三里、同所方高崎迄七里、合而十五里也、夕方晴  
 四日、丙戌、晴、午後少々暖也、夜明頃高崎出船、夕七時讃州多度津へ着船、粵中二泊、当粵者好湊也、風戸皆割石二而立派也、大船数艘繫居る也、折柄故着船後象頭山金毘羅社へ詣、多度津町端方百十八丁、及暮金毘羅之町へ到、釣燈二而登山致入、雖夜中参詣人絡繹たり、松山講中方一昨年寄進之由螺鈿之大華表あり、中者銅製で見ゆ、中々驚目二勝たり、町之寄付、畑中二高燈籠あり、是亦近頃何れ方歟寄進之由二而大也、凡大坂川口・堺・住吉之高燈籠二似たり、金毘羅町倍繁華之様子也、多度津も相応繁華也、多度津之少東南二城山見ゆ、天木之城与云由、東二飯之山遥二見ゆる也、金毘羅町二而少々休息、夜半比御船へ戻候也、今日之海路廿三里之由也

五日、丁亥、曇、雖薄暑帯微寒、不堪時服、終日東風二而舟不出、源五郎（書永）以下皆々

又金毘羅江参ル

六日、戊子、曇、無風、朝多度津出船、塩飽七島之内余島向島へ着、致潮待、夕八時頃同島漕出、直島之内井島へ着、湊外二繫泊、凡夕七時過也、多度津方余島へ四里、余島方直島へ六里也、直島者備中倉敷御代官大竹左馬太郎殿支配所之旨也、井島之外類島二十六島有之、直島者其惣名之由也、夜雷鳴、有電光

七日、己丑、曇、夕晴、今日常称廟御祥月二付早朝致遥拝也、早旦直島を發、向

六日、直島者讃州也、塩飽も同断

犬島者備前分之由也

九日

芒種

朝四時

着坂之上御留守居津村  
 龜次郎殿江滝村多喜蔵を  
 使二而案内申遣入、取次  
 江申置歸ル也

風故犬島迄漕渡、潮掛りいたす、是迄海路四里、九時頃少シ風直り候故同所出帆、九半時頃別多里島江繫、是迄三里、八半時頃又同所を出し候処向風強く成、大田部迄難渡、牛窓へ戻り泊入、凡七時頃也、夫方浜之町致歩行、且風呂へ浴する也

八日、庚寅、晴、寒し、順風二而早晨牛窓出帆、海上至而穩二而播磨灘無滞越、夕七時前明石湊へ着、今日之海路廿三里、内室津方明石迄十三里灘也、御舟手へ灘越祝義遣入、明石町少々歩行、人丸山江參詣又

九日、辛卯、晴、薄暑、早朝明石漕出、東風故敦盛墓之前浜二而風待いたす、此辺海浜之景色嘉也、浜へ下、砂石を拾、兼而被仰付候砂石数斗、御船へ取入させる也、

午時前方南風二成同所出帆、夕七時頃大坂川口江着、直二入船、土佐堀北、御国御蔵屋敷御裏門岸木方上り、同堀白子町巷丁目広島屋喜兵衛江旅宿申付ル、高三喜兵衛へ案内申遣候処、同人早速見舞二来、且広島方去ル四日出之書状態飛脚二而來候由致持參、渡辺雅登方之書状也、京師近頃何となく騒々敷様子、其後岡崎方委細相聞候処二而八先不人氣之事八無之、平穩之趣二八候へ共、何分此場合兼而之御用向者御差延二仕、早々罷下り候様二との御事之旨申來、尤屹度思召与申二も無之、雅登一名之白紙切紙二而、文意も甚紛八敷、いかゞ之事二被考也、万之進方も書状差越、留守一統無事之由也、御船手へ大坂着之祝義金五十疋遣入也、高三喜兵衛へ酒出入、京師之様子杯承り候処、何分取々之風説二而駢与之美説八難相分、尤去月十日頃薩州侯急二御上洛有之たる八相違無之、全異国人追払之旨を御願被成候との風聞、且内実八太守様二而八無之、御家老島津和泉殿為御名、被登候との説も有

十日

入梅

之由、又先達而於伏見薩州侯御家来同土喧嘩有之、及刃傷、八人死失有之たる与申風聞も虚説二而八無之、尤水戸浪人と薩藩御家土与之喧嘩与申説も有之、駢与難相分由、大坂御城付之与力・同心も御城内二晝夜詰番始り候由也

十日、壬辰、晴、薄曇、朝高三喜兵衛・木村源右衛門来、兩人方紅魚二一折、酒一樽五升為見舞惠、源右衛門方京都之咄承儿、凡昨記之振合二候得共、何分薩州侯之御計殊之外宜敷、多人数入込居候而も飯用米杯者皆大坂御蔵屋敷方白米二而御登せ有之、且御用意之金子も下々之安心之為京都之町人江御預け置与申様之事二而、人氣も至而穩二有之由、長州侯之若殿も江戸方御上り、去月廿八日御京着、今以御滞留、何分薩侯被仰合事与相見候由、高松侯も御帰国掛京都五六日御逗留之由、尤是八京師御警衛組之御内二而、丹波口二御陣屋有之由也、右兩人江取合せ酒出、右之趣二付京都へ急飛脚出、夕方兩御堂方御城大手口通、天満天神迄致道遙帰儿十一日、癸巳、薄曇、朝高三喜兵衛来、京都より飛脚帰、京師之様子何も差寄騒々敷義者無之候二付、今夕乗船、夜船二而伏見迄上り、一応上京、何角之事情得斗承糾、様子次第速二下候事二相決、依而広島へ書状出、御屋敷番津村龜次郎殿江一昨日当所一兩日逗留之案内申遣候処、今日同方方支配足輕安井左源二与申者使与して被差越、予へ調度趣申聞候二付、富永源五郎を應對為致也、此砌之事故、御用向之様子一通り承被置度旨申聞候由、依而一応之趣意源五郎方為咄置也、此方方も夕方上京之案内申遣、極夕宿上之浜方乗船、三十石舟一艘借切、船賃七貫弍百文、水主三人乗也



十四日

高謙院様へ

白木綿 一反

春姫様へ

宮楊子 二包

右春姫様与申八\*(賴徳)錦小路様  
之御妾腹也

外二

小半紙 二束

慈誠へ

同 一束

慈戒へ

同 一束

下女へ

十二日、甲午、曇又晴、夕雷鳴、曇、短夜二付朝五半時頃伏見着舟、京橋前綿屋長左衛門方江上、致朝食、兼而昨日源五郎方駈合置候二付、朝尾彦造方同家迄番頭甚兵衛を出し、駕籠毛回し置候二付、同所方切棒駕籠二而參ル也、竹田街道通り、昼九半時頃室町西へ入下長者江着、宿赤穂屋清七与申者也、兼而彦造方申付置候也、木屋町辺貸席長州侯之藩士旅宿二而、皆々問居候由也、彦造為待受酒肴を出入、御留守居山香馬之丞殿へ案内、彦造を以高木右内迄頼遣入也、夕岡崎保光軒江罷出、高謙院様江御目見仕、御機嫌好被成御坐也、御庵室昨年御普請出来、誠二御仮成之事二而御普請毛粗也、暫御咄申上、御酒を被下、入夜四時頃帰候也

十三日、乙未、晴、朝紫野大徳寺内二而高桐院并興臨院江高謙院様御供二而罷越、興臨院二而威徳院応対、御用向申談、昌林院寺内へも威徳院案内二而見合二行、昌林院者当時破壊二而建物者無之、威徳院引受被居也、興臨院者威徳院此節輪番二而被持也、光照院様御法号者昌林院過去帳二有之也、御用向相濟、高謙院様御案内被下候而大徳寺方丈并大仙院・総見院・天瑞寺等一見いたす、御国御宿坊三玄院者差問有之候由二而不得入、大仙院者殊之外奇石多有之也、総見院者信長公\*(織田)、天瑞寺八大閤大政所之御寺也、夫々御木像有之也、興臨院二而行厨を喫、今宮方北野天満宮江詣帰ル、留守中高木右内・山田十兵衛見舞二来候由、右内方菓子、十兵衛方扇子箱惠也、朝尾彦造へ為土産小半紙五束、甚兵衛へ同式束贈る、尤是八御仕向也十四日、丙申、晴、薄暑、朝御屋敷番山香馬之丞殿江見舞、高木右内をも訪也、夫方直二葆光軒へ罷出、昨夕大徳寺方直二芝山御殿江御出被成、此節之風聞一件内密

〔肥前佐賀侯、七ヶ年以前（英編島茂美）〕

方一円御出府無之由、此節西国之御大名方御在府者長州侯計二候へ共、是又近日当所へ御登り被成筈之由、近頃御殿山を異人へ御貸二相成候議、諸大名方甚之御憤之由也

〔薩州・長州共先達而以来当所御屋敷打回りの町家悉御買入二而、追々御普請有之、御長屋二成候由、代金之御切磋者更二無之、申出次第二而御買入之由也〕

之処御聞被遊候由二而承ル、何分薩州・長州之御所置決而天下へ対御不忠之訳二而八無之、畢竟將軍家之為二姦吏を芟除し、外夷を退、帝室を尊、徳川之御衰運を御再興有之度御主意と相聞ル也、依之禁裏方者大原三位殿為勅使近日御下向、其節島津和泉殿・長州若殿も御一同二御下向、於江戸勅命二副御建白有之御手組之由、和泉下向之跡者和泉之息鳥津山城と歟申入人替上京、帝都之御守護を被仕筈之由、山城と申者和泉殿息二而、いまた若年之由、内実者証人之意歟と思わる、右江戸へ之御綸旨之御趣意者、一昨日堂上方不残御参内二而御内達有之候由也、〔鳥津上京、表向之趣意八御家女近衛家へ御縁組之義二付而之事二而、折柄直二帝都之御守護被仰出、長州若殿も御国政為御見習御帰国之折柄、三西日京師へ御逗留之筈之被仰立二而、御不快二付不計御長逗留二成候内二、是又帝都之御守護被蒙仰、殊二当度者武家伝奏方所司代通御達之常格を外れ、議奏衆方両家江御直達二相成候由、全諸浪人御取鎮と申御主意二候へ共、其実年来之御取組二而、一朝一夕之事二者無之、先達而筑前侯播州方急二御引返し被成候も全当度御目論見二付鳥津家方之御移合二依而之事と相聞ル、何分二も先行先如何及落着候もの哉、不穩事共也、〔一汁菜之御認、御着五種二而御酒頂戴、寛々御咄申上、入夜退也、寸志之御土産如頭書御内々差上候也〕

十五日、丁酉、薄暑増、〔朝彦造并倅彦三郎見舞二來、〔富永源五郎并彦造（虫撰）紫野へ就御用遣又也、当所出立来月朔日・二日頃二致内定、依而広島へ五日限之便を以書状出又也〕

十六日、戊戌、朝曇後晴、薄曇増進、朝葆光軒江罷出、来ル十八日旅宿江御成之義、慈誠迄願置也、御飯被下、午後帰ル、尤四条辺迄回り少々致買物也、彦造方為見舞鱧一・あか貝四恵、源五郎へも鯛一尾贈候由也

十七日、己亥、晴、蒸気あり、三廣島へ御用状出入、留守江も書状遣入也、彦造来、御用向申談、山田十兵衛見舞二来、饅頭十五恵む、夕方雨降、明日之献立宿へ申付、御慰として白拍子兩三人呼候義彦造へ申談

十八日、庚子、雨、朝岡崎葆光軒江御迎旁二出、尤雨天二付今夕御出之処如何可被為在哉与相伺候処、是非共被為成との御事二付、速二罷帰ル、四時前有地震、八時前高謙院様旅宿へ被為成、門前へ御出迎仕、着服八継肩衣也、朝尾彦造も御取持二頼候故門外へ出ル、直二階江御案内申上ル、慈誠・慈戒、下女言人御供二而来、春姫様二も御出被成也、予御役成之御歡与して栗田（栗）焼手塩皿十、御土産与して酒一樽三升拜領仕候也、夫方御吸物・御酒差上、為御慰白拍子三人呼、御通も為致也、御夜食も差上、殊之外御機嫌二て入夜御立座被成、富永源五郎も召而御目通へ出候也、御膳器類者彦造江申談候而東園様之御浄器を致借用也

#### 御献立左之通

御手付昆布 但、春姫様へ者御のしを上ル

御多葉粉・御茶

御菓子 あん餅

御吸物

合みそ  
小いも  
道明寺もちへ  
青のり

巻すし

但、別二雑之分一鉢

硯蓋

きせい豆ふ 河たけ煮付  
青とうからし 青はしかみ  
くり煮付

鉢

太白せんまい  
玉子ゆは煮付  
青山椒

小鉢

なすび  
油にてけらし  
大根おろし

御吸物

水仙寺  
小芋  
ゆ

大平

色紙麩  
蕁菜  
松露

鉢

竹の子  
うと  
きのめわへ

鉢

二はいす  
よう寒  
胡瓜  
松菜

鉢

したし物  
春菊  
はり生か

御夜食

御皿

長芋  
青こんぶ

御汁 根いも  
からし

御飯 御香物

御坪

露麩  
糸こんにやく

御平皿

かせゆは  
椎竹  
江戸豆

外二春姫様へ

小鉢

ます  
付焼

同 鯛さし身  
まつな

大平 こち  
水仙寺のり

御皿 鯛付焼

御平皿 鱧  
しあたけ  
江戸豆

但、此分 御膳御菜也

御立座之節者家来兩人御送り申上させる也、予者明朝早天ニ御礼ニ罷出候心得之  
処、達而不及其義様ニ与御沙汰被為在候故、厚御請申上置也

十九日、辛丑、曇後晴、涼、朝彦造来、葆光軒江慈誠迄昨日之御礼、先文を以申上  
置也、彦造江昨日何角世話ニ成、且借用物等致候謝、昨日到来之酒一樽を贈る也、

富永源五郎を今朝興臨院へ遣又也

廿日、壬寅、晴、朝彦造来、午後實名先生を下賀茂ニ訪、当春来之病氣追々快方

二者候へ共、未透与無之ニ付都而応接事者被断候趣ニ候へ共、予者裏之書齋ニ於て  
被謁也、御碑文之義内々致相談、先生不快いか様快方之様子二者見へ候へ共、一昨  
年方者一段衰老被加候様ニ有之也、夜中街上へ出、四条辺迄至也、今日者広島ニ  
於て澄源院様御法事有之ニ付、朝之内袴着、謹慎罷在也

廿一日、癸卯、雨、午後罷、朝彦造来、黙屋町姉小路上ル所、書肆依屋清兵衛与  
申者方廿二史劄記十八冊差越、實名先生方之添状有之、清趙北著、實名先生校訂、  
此度開板ニ成候也、大坂高三喜兵衛・木村源右衛門方書状を以見舞申越、七種漬一  
箱恵む也、午後岡崎へ此間之御受ニ罷出、此間内芝山様江御出、今日御入之御様子

廿三日

小半紙 五束

右芝山様へ差上、但上方御仕向也

二付出候処、いまた不被為人候也、御礼慈誠迄厚申上置退也

廿二日、甲辰、曇、冷、夕雨そほふる、今日広島二而麗照院様十三回御忌御法事也、

源五郎・多喜蔵(薄村)・源吉内々近江八景へ参度由申出候付、早朝方遣又也、俵屋より

又左繻一部差越、是亦實名先生之校訂翻刻也、此節麻疹大流行二而、年若之輩者大概不残伝染致候様子也、中二者余程重キモ有之由也

廿三日、乙巳、曇、山田十兵衛為見舞来、朝尾彦造来、御用向申談、芝山様へ御

両所様方御伝言之趣モ有之候二付、為何御機嫌罷出度段、下地高謙院様へ申上置候処、此節昌姫様御不例二而御取込、且此砌公武御間之義二付而八、御殿江武家出入

之義些御心置二被思召候義モ有之、旁当度者不罷出方二仕可然御様子之趣高謙院様

方御内移被為在候二付、御附托之御品并予差上候品共御同方様へ御頼申上、今日芝山様御殿迄為持差出置也、午後閑暇二付、寺町方松原通清水辺迄買物二行也、街上

何方二而モ諸藩士多徘徊之様、多分綿服、割羽織・馬乗袴・小袴・立付伊賀袴等色

之風体有之也、無羽織・步行袴二而志僕二槍を為持步行候仁モ有之也、乍去參詣所等者矢張遊人も多、祇園町辺者絃歌之声不絶、流石都之繁華也

廿四日、丙午、晴又曇、薄暑、朝高辻様御殿江為何御機嫌罷出、長尾掃部応対、御

伝言之御口上同人江申述、申上有之、少納言様御逢モ可被成処、無扨御差問被成候

間、来儿廿七日朝罷出候様、其節御直答可被成由を同人申聞、御茶御菓子被下、掃

部至而洒落之人二而、過日来書之趣モ有之、暫話し退、着服継肩衣、両若党槍為持

出儿、御惣容様・(高辻)広観院様江御附托之御品者前二紙面を以差出置也

廿五日

夏至

今暁八時七步

廿八日

高辻様方拝領

\*五条大学頭為榮朝臣

\*唐橋大夫在綱朝臣

右藤紙半切二行物也

廿九日、御寺江

御香奠 金五十疋

右木地金子台へ据、下ヶ

札二姓名を認上ル也

水主松蔵大坂方様子尋

二来、今日御寺江供を願

候二付雇人之代二駕籠脇

へ連候也

廿五日、丁未、朝雨後晴、朝寺町通へ見合物二出、且文祥堂正平へ印章篆刻申付置也、夕彦造并二手代甚兵衛を招、酒を饗入

廿六日、戊申、快雨、朝富永源五郎・滝村多喜蔵寺町石工之処、并二北白川江御石塔之地下石柄等見分二参ル也、彦造も参ル

廿七日、己酉、曇、極夕雨、朝兼而之通高辻様出ル、尤始而御目見被仰付候義二付麻上下着二而出ル、供連者此間之通也、御広間二於而少納言様御逢、御返答之御口

上御叮嚀二被仰聞、且彦右衛門江も御懇之御詞有之、御手自御のし被下之也、御取合せ長尾掃部、誘引進藤右近、今日も御菓子被下之、大坂方木村源右衛門見舞与して来、高三喜兵衛方綱言尾見舞二恵、源右衛門持参、酒を饗、夕寺町通今出川上ル

処二而丹波屋喜右衛門与申石工之方へ御石塔之御碑を認二参ル、源五郎・彦造も参ル、御正面之文字者南禅寺西堂西福院松翁与申僧被認也、御碑文も全体外へ御頼二

可成筈二候得共、余り急迫之義故、兼而被仰付候趣も有之、予認ル、石面へ直二書候也、夫方直二岡崎へ罷出、御酒頂戴、入夜退、為御饒別品々拝領、家内之者へも

夫々頂戴物被仰付也

廿八日、庚戌、雨、源右衛門・彦造来、高辻様雜掌中方紙面二而広島江御附托之御品為持来、予江も堂上方御翰物一枚拝領被仰付也、今日昌林院御石塔御仮据調候

由彦造申出、明日興臨院へ御寺詰罷越二付供揃六時を申付、其外駕籠・長柄傘・挟箱・合羽籠等借入之義、夫々彦造江頼置也

廿九日、辛亥、曇後晴、光照院様式百五十回御忌御法事、紫野大徳寺内昌林二於て

(院脱力)

御執行之処、同院当時建物無之二付、興臨院ニ於而御執行ニ付、為御名代御寺詰、朝五時頃方参ル、着服晒帷子・長上下・小廿刀、供連先步行三人、駕籠脇三人、手回・長柄傘・槍・挟箱・合羽籠ニ荷也、富永源五郎も参、其外朝尾彦造・木村源右衛門・山田十兵衛も御寺詰仕候也、予方御香奠差上ル、御法事中相詰、御代香・御墓所御代拜も仕ル、御齋出、昌林院掛持威徳院太肅前堂相伴也、料理向叮嚀ニ而古雅也、大徳寺ニ而八門前ニ下馬札八有之候得共、本乗物ニ而八其儘乗込、興臨院門前ニ而致下乗也、九時過從紫野帰ル、彦造以下挨拶ニ来、〔広島へ御用状出入、〕槍持源吉帰寓後不快、熱強く、流行之麻疹共哉与見へ候故、川崎良助与云俗医を呼見せる、疫歟麻疹歟未難定与申、薬を患、〔夜中村富之進為暇乞見舞旁ニ来、〕餞別之品を患、〔夜西南之方有大事、致騒動也

## 六月 大

朔日、壬子、曇、向暑、〔朝高辻様雜掌長尾掃部宅江此間拝領物之御受ニ行、留守ニ付申置也、全体御殿へ可出筈ニ候得共無其暇、掃部宅者近方ニも有之故同方迄往、其挨拶申置也、〔高謙院様吳々之御沙汰ニ付何れも召連、祇園江銚之兒見物ニ行、途四条通之銚を致見物、今日方建初之由、尤未飾者本式ニ者無之由也、朝尾彦造方甚兵衛を案内ニ越、祇園前梅尾茶屋江致案内、同所ニ而兒々行列を致見物、跡方彦造も来、急ニ酒肴を申付饗入、兼而之御約束故同所方直ニ岡崎御庵室江何れも罷出、為御餞別・御認御酒頂戴仕、緩々御咄申上、及暮退、富永源五郎以下不残御饗応頂戴



仕也、東園様之智常院様不意御出被成、初而御目見仕ル也、右者久照院様御別腹之御姉様二而、芝山様方御嫁付被成、当时右近様御輿様之母御也、岡崎方帰掛、四条河原納涼へ回り帰ル、源吉今日者快方也、留守中山田十兵衛暇乞ニ来候由、饒別与して菓子一箱惠也、彦造ひこそう・甚兵衛方も今朝饒別之品惠也

二日、癸丑、曇、今朝源五郎紫野江御挨拶之御品持参、是二而御向向悉皆相濟候ニ付、明朝出立之積ニ相決也、彦造江何角之謝・暇旁使遣入、山田十兵衛へも同断、彦造昨日之挨拶ニ来、夕方同人又来、甚兵衛も来、何角見合呉る也、夜四条辺迄行、途方雨ニ遇帰、宿之亭主へ何角之祝義貳百疋、女房へ五十疋、下女へ廿五疋、同貳百文遣入也、宿方扇子五本惠む、昌林院今日彦造方迄挨拶ニ見候由二而、色目扇五本被惠也

三日、甲寅、雨、早朝彦造父子・甚兵衛来、何角見合呉ル、中村富之進も見立ニ来、夫々酒を饗、五時三步頃出立、源吉も今朝者先快方ニ而、仮成ニ供いたす也、昼九時頃伏見へ着、山崎屋平八郎方ニ而昼認致、達而酒を出饗入、同人者御国御用聞ニ而定宿也、井上平八郎与云扇店也、同人江頼、御用船申付也、彼是世話ニ成候故祝義三朱遣入、先達薩藩土浪人を打放候騒動之話、平八郎方委細承也、浪人八人、薩土兩人即死、尤八人之内二人者自尽致候由、畢竟浪人共不所存之義理不尽ニ申立、騒動ニも可及勢ニ付、島津和泉殿差図ニ依而右様ニ仕留候由、寺田何某方ニ而之事ニ而、珍敷勝負ニ有之由也、午後乗船、夕七半時頃大坂土佐堀ニ待居候御船へ着、直二広島屋へ上ル、御船ニ而雇水主兩人共致麻疹、一人者最早仕上候得共、豊蔵与申

分些重キ様子ニ而甚相困、狭キ御船之中ニ而八差問候故、幸好船便有之候ニ付差帰シ候分ニ申値、既ニ今日其舟へ送り遣候由、御手人モ保次郎麻疹之様子、雇之内熊蔵モ同断、尤此兩人者軽症与見へ候由也、源吉大坂着後者又々熱発、何分麻疹之様子也、夜雨降、風吹

四日、乙卯、晴、東南風強、船難出、其儘船宿ニ罷在也、朝御国御蔵屋敷内ニ而津村亀次郎殿を訪、始而謁、暫話入、同方方使来、朝木村源右衛門来、夕高三喜兵衛来、蒲鉾を恵、同人達而案内可致与申、御靈・座摩・阿弥池等へ参、博労稻荷江モ参、此沙持ニ而賑敷、夫方北福屋与申茶店江伴し饗、源右衛門モ跡方来、源右衛門へ煎海鼠、喜兵衛京師ニ而到来之養老糖を土産ニ贈ル、兩人方モ為饒別酒五升、鯛味噌一曲恵也、源吉致難義候ニ付、松下淳道与云医師を招見せる、薬を投、旅亭方酒肴を出入、旅亭方登り掛、当度之祝并御船方病氣ニ付而モ段々世話ニ成候由、且源吉不快ニ付医師へ七度々使ニ遣候坏、色々世話ニ成候故、其等兼而式百足祝義遣入也

五日、丙辰、曇、微雨、昨来川水大ニ増也、今以風悪、舟難出候得共今朝乗船、午後安治川橋上之辺迄御船を下ケル、船不出候ニ付、高津・生玉・清水・天王寺・住吉へ参、(広間屋喜兵衛)源右衛門見舞二人来、淳道源吉見舞二人来候由、夜半雨甚、涼

六日、丁巳、雨甚、午後歇、遠雷、今日モ船不出、源右衛門見舞二人来、酒を饗入、夜蒸

十一日

小暑節

暮六時入

七日、戊午、曇後晴、向暑、有雷声、今朝も風不順故船不出、午後心齋橋辺致道  
 遥、本店を尋、夕御船を安治川北二丁目迄下ケル、兵威森島発熱、臥、夜半又雨降  
 八日、己未、雨降、風逆、船不出、兵威余程熱有之二付、朝山某と云医師を呼、診  
 を乞、薬を投、麻疹二可成与申也、薬謝金二朱遣入、此間淳道江者三朱遣入也  
 九日、庚申、晴、向暑、今日も向風二而船不出候故、朝天保山迄致道遥、海上之景  
 殊絶、茶亭二而一酔を取、午時帰、一里許二薩州之蒸気船繫泊、過日島津和泉殿着  
 坂之節方居候由、天祐丸与云船なるへし、三本柱者余程大キ二見ゆる、夜窃二銭湯  
 へ浴

十日、辛酉、晴、朝之内曇、風順二成、早暁安治川を発、午時兵庫和田岬迄着、同  
 所江繫船、大坂川口方十里也、御崎明神、築島寺、清盛公石塔婆、一遍上人示寂之  
 地遊行寺真光寺等江参ル、午後者向風二成候故其儘碇泊

十一日、壬戌、晴、薄暑、暁和田岬を発、已鼓後播州二見港へ着、風惡敷故港中二  
 繫泊、和田方明石へ五里、明石方二見へ三里、合而八里也、当所者天領二而、松平  
 下総守殿御預所之由、灘越祝義彦朱遣入、兵威麻疹発

十二日、癸亥、晴、向暑強、暁二見港を発、和風二而漕渡、已鼓後飾間江着、潮待  
 いたす内追々南風強成、奥中江入繫泊、二見方八里、当所者姫路領之由、港者至而  
 好候得共淋敷所也、港上方姫路之城遥二見ゆる

十三日、甲子、晴、向暑強、夜来風不和候故今暁舟不出、終日南風強吹、海上波濤  
 荒見ゆ、昨日来湊外二婦人之溺死有之由、家来共湊外二而貝を拾ふ、蛤、小貝少々

居候様子也、広島辺二生候与八形異也

十四日、乙丑、晴、〔曉〕節間出船、無風、巳刻頃風潮共二逆二成、沙越サコシ畷へ着、海程節間方六里、今日者爰二繫泊、畷前二油木島与云ありて好自然畷也、此処方赤穂へ吉里許之里程故、午後赤穂町一見二行、華嶽寺へ詣シ、義士之木像并墳墓を拝入、御城下町相応立派也、当所御城主者森対馬守候也、夕浜之船宿二而風呂を命、浴入、〔極夕畷外之窪迄舟を出、泊入、〕夜月佳也、今日二て下灘無滞濟候故、御船方へ祝義酒料此間之通遣入也

十五日、丙寅、快晴、〔曉〕卯鼓前発船、無風二而漕付、午前二備前牛窓へ着、沙越方大田部迄四里、同所より牛窓迄五里、合而九里、大田部方備前也、〔僕市助麻疹発、夕七時頃牛窓を発、直島之内沖之出崎迄漕渡、牛窓より六里也、此処二碇泊、小港も有之也、〕夜 南風吹、不静

十六日、丁卯、快晴、向暑強、〔日出前〕出崎を發、午前下津井港へ着、出崎方五里、又夕七時二三歩頃同所出帆、水島灘無滞渡、夜半前備中白石港へ着、下津井方七里、出崎方十二里也

十七日、戊辰、晴、〔曉〕七半時頃白石発船、無風漕渡二而日之出前備後鞆湊へ入、白石方三里、御船方御用之碇を見合候由二付当所へ寄船也、〔午後鞆港発、少時有風、其後潮渡二而夕七半時頃木原浜へ着、鞆方六里也、〕糸崎江近候故八幡社へ詣、〔昨日之灘渡并宮島祭礼之意を含而御舟手へ式朱酒肴料遣入、〕夜尾道向島之鰯浜与云処二〔敵島明神之社有由二而、管弦なと有之様子二見へ火光満、海浜火花多く揚ル也〕

十八日、己巳、晴、晝寅鼓前木原を発、潮二付漕渡二而已鼓頃赤崎与云処迄着、木原方九里、夕八時頃同所発、中途方風強成漸横島迄漕付、赤崎方纒二里、夕七半時前也、少々頭痛有之

十九日、庚午、晴或曇、夜半前横島を発、朝五半時頃隱戸へ着、迫門無滞越、横島方猫迫門へ二里、同所方隱戸へ三里也、瀬戸安着之祝意、御船方へ酒肴遣入、且当度者海上多分無風・向風等二而路難伸候得共、何れも出精、櫓を振候故、割合方も速二下着致候也、大坂川口同日二解纜之友船者皆兩三日も後れ可申与被考也、依水主松藏・米藏志へ式朱、平水主四人江言朱与式百文祝与して遣入也、瀬戸内者順風故真艦二而走リ、午時過御船屋敷下迄着船致、長束市郎右衛門迎二出、御茶屋之御次を明貸呉候故、同所へ上リ、身仕回等いたす、市郎右衛門取合酒を饗入、宅へ家来を返し、今門迄迎人数出置候様申遣し、御船屋敷方網打舟を借、今門迄上ル也、荷物通ひ舟二而同所迄上せ囉ふ、夕八時過無滞帰着、慈君奉始家内皆々無事、致安心也、今門方者忍駕籠地供二而、若党兩人槍持、小者合羽籠為持而帰ル、帰宅之趣両御用人江紙面二而案申遣入也、森岡万之進始近隣彼是待受毛有、追々承候而歡二毛来、取合二而祝酒を饗、一応身仕回等致候而御館へ出、御表・御奥共御次迄出、御機嫌を伺ふ、尤御表二而八御目見被仰付也、御二所様共御機好被為入、辰之進様二毛御機嫌好、不絶御逗留二御出被成候由、奉恐悦也、森岡後室去月廿八日死去之由、何毛異症毛無之、老病自然枯之様子二有之し由也

廿日、辛未、晴或曇、蒸、渡辺・堀尾・佐藤以下帰着歡来客多有之、夕残酒毛有

廿一日

御表様へ

一千徳盃洗 一ツ

但箱入

一輛保命酒 一陶

右同

御宇衛様へ

一香入御扇子 二

一御細工切 五尺

但紫形ちりめん

辰之進様へ

一馬之画 三枚

但文山筆(朱)

一翁面御守袋 一

廿四日

土用人

今曉九時一分

廿七日

二三所物 一箱

辻清人

之、平野伝右衛門・高木来助・長武左衛門・岩崎およし・三宅内室を饗又

廿一日、壬申、曇、蒸、例時出勤、夕九半時頃退、今日茂歡来客多有之也、御輿

江内々土産之品老女迄差出入也

廿二日、己酉、曇、蒸、朝早出勤、九半時頃退、歡来客多有之、夕木野一馬入来、

酒を饗、同方丹羽庄司一男米槌を婿養子二仕度段、願之通今日被仰出由也、丹羽庄

司方も右之趣紙面二而為知来

廿三日、庚戌、雨、夕御機嫌伺罷出、歡客少々有之、桑原吉郎二来、酒を饗候由、

極夕方御輿江召、御酒之御相伴被仰付也、佐藤氏先達而男子出生、今日宮参之由、

千代雄槌被招参、慈君毛夜中被招御出被成、是八宮参祝二付而之義二者無之、仙林(佐藤)

院兼々約束之由也

廿四日、辛亥、晴、土用人也、見せ馬有之、朝御馬場へ出、夫方直二出勤、九時過

退、於宅御用談有之、渡辺雅登・佐藤益之丞・大島五兵衛・平野伝右衛門来、極夕

相濟、跡二而到来物も有之、旁酒を饗又

廿五日、壬子、晴、暑、例時出勤、午後退、歡客少々有之、遠江様過日(浅野)以来従三

原御出、御逗留被成候由二而、今夕御見舞旁御出被成候二付、為御送迎罷出、御輿

二於て御酒被進候節御取持被仰付、罷出ル、亥鼓頃御立座被成、退也

廿六日、癸丑、晴、暑、御用談有之、御用人御用部屋兩人来、歡客彼是有之

廿七日、甲寅、晴、暑、夕雷鳴、快雨、早朝出勤、九時過退、出仕中御用達を以

御居間江被為召、此度京都御用向無滞相濟、御安心被遊候之旨御意二而、左之通拜

右者此度光照院様二百五十回御忌御法事二付、先祖以来家筋之義被思召出、依之被下之候との御趣意也

領被仰付也、右御品物夫々頂戴、御請申上、如例御次迄持退、御用達江尚御請申上被呉候様ニ与申、御品物者宅へ回し呉候様ニ与頼預ケ置、御用所ニ而御用人中江吹調、尚御請之義モ申述、退出掛渡辺宅へ御請ニ參申置也

御樽代

金五百足

鯛

一折 但、料ニ而金拾五匁也

〔辻清人モ今日御用召ニ而拝領物有之、家柄規模之事也、使を以歎申遣入、〕夕方御奥へ召候而罷出、今日者先達而光照院様二百五十拾回御忌御法事等無御滞被為濟候二付、御内祝之御趣意ニ而吸物・小豆飯等ニ而御酒頂戴仕ル、御用人中モ不残被出也廿八日、乙卯、晴、朝涼、〔早朝例時出勤、九時過退、家来清次郎六月(木原)中頃以来麻疹ニ而致下宿居候処、快候而今日歸ル也、〕千代雄槌少々熱氣有之、夜中杉岡文磧を迎、診を乞、為指義ニモ無之、少々暑邪之氣味与申、薬を投、〔平野伝右衛門倅為三郎、此間以来麻疹之処、兎角寝々無之、今日者余程氣遣候由、度々家来遣入也、〕辻清人昨日拝領物之為吹聴今朝入来之由

廿九日、丙辰、晴、朝涼後暑、〔朝為伺御機嫌出仕、後又召候而罷出、〕午前(庚)方齒痛ニ而難義、平臥、〔蔵田和太郎妻病氣不出来之由為知来、家来見舞ニ遣候処、既ニ遠行之由、〕夜同方葬式、長久寺へ家来使者ニ遣入、〔丹羽庄蔵入来、〕岩崎良之進母入来卅日、丁巳、晴、〔齒痛不治候二付不致出勤、御用人中江紙面ニ而及案内、〕森岡万之進見舞ニ来、同人モ少々熱氣有之由申、此節麻疹流行之義故致用心候様ニ与申也、〔滝村多喜蔵を呼、京都之勘定を約、帳面下書為致也〕

七月 小

朔日、壬午、晴、朝曇、蒸暑、後有風、涼、齒痛快候二付、惣体頭痛等者未透与不快候得共、押而出勤致也、今日も多喜感呼寄勤定約為致、一通り約候也、森岡へ万之進見舞二家来遣入、何分熱強く、全麻疹下地与、被考候由、子供麻疹追々宜敷由也二日、癸未、曇、雖蒸有風、不炎熱、休日、兎角体中不佳候故御機嫌不罷出、此節一統麻疹流行二付、三之御丸稻荷社二於て御祈祷被仰付、御家中拝参有之、今日旦那様御拝参被遊候由也

三日、浅野助九郎殿方口上書紙面二而、見舞与して見事成鮮鱸一尾被患也、厚意之事也

三日、甲申、曇、暑、夕微雨、朝辰鼓後出勤、午鼓後退、辰之進様夕方御厩へ御出被成候由二而、不意二御遊二御出被成、御初而故書院へ毛氈を敷、手付熨斗差上、有合せ之御菓子差上ル、暫御遊嬉被成被為入ル也、森岡へ見舞人遣候処、弥麻疹二候得共軽症之由申歸ル也、夜又兵藏(森島)を委細之様子聞二遣候処、軽症者相違も無之、金子玄達(元)二見合もらい候由也、浅野藤太郎殿被訪

四日、乙酉、晴、炎暑、早朝主水様(上田)江去月六日龜之助様御養子御願下之恐悦二出ル、麻上下二而出ル、御出頭所詰福山久馬応対、折柄暑氣之御機嫌も兼而伺ふ也、辰鼓後出勤、午後退、今日も夕方辰之進様御出、千代雄槌江硯・筆・団扇被下也、下女麻疹二而先達而下宿為致候処、快候而今夕歸ル也、杉岡文磧入来、有合酒を饗入五日、丙戌、晴、暑甚、朝蔵田和太郎へ梅二行、岡本主馬殿・浅野助九郎殿・丹羽庄司・坪内久米之助江暑氣問安二行、右近様江出、久野秀太郎留守中御用人見習被仰付候歎二行、御用人三軒・久野八十助・久留彦兵衛等へ見回歸ル也、丹羽二而者



留守中庄藏御側御用達被仰付候歎、米槌木野へ養子願下之歎等も申也、御上侍中備立稽古之義今日被仰出有、東之明地二而御番頭衆・御中小姓頭衆相組引纏被出候事二相成候由、一段之御事也、此義者是迄有心人者窃二歎居候事二候処、甲州流師家吉田・小幡両先生古流墨守二而其義を不被好、只管二押へ被居候由二候得共、此度者段々之尊慮も被為在候而、漸事始候趣二相聞、乍併内実両家之流義者、侍備立之作法者全備二無之候哉之様子也、両先生之固陋堪捧腹与申人も多有之与也、御機嫌伺罷出、辻子供兩人麻疹之由、慈君夜中見舞旁御出被成也

六日、丁亥、曇、暑劇、朝五時過出勤、夕午鼓後退、丹羽庄司其外暑氣問安多有之也、夜前・夜半之頃御年寄閑威人殿・菅勘解由殿屋敷江酒陶へ焰硝を仕込、伝火を着、投入候者有之、三四箇も発、近辺大ニ響致驚駭候由、何者之所為歟、可惡之至也、今曉流川斎藤昇殿屋敷自火烧失之由、此辺二而八一円二不知候也

七日、戊子、曇、暑劇、朝辰鼓後麻上下着出仕、御表・御輿共御祝詞如例申上、夫々御目見仕也、其後御次二而甲州流足輕備駒立稽古有之、予も致出席也、夕(平野)伝右衛門

・良之進祝詞二来、祝酒を饗入(岩崎)

八日、己丑、曇、朝蒸暑、後有清風、涼、早朝妙慶院・西向寺江參、水谷・木野・森岡江行、木野おしつ・おまつ麻疹最早快由、森岡子供も皆々快、万之進も速ニ快、至而輕麻疹二而有之し由也、木野二而暑払出ル

九日、庚寅、晴、暑劇、早朝例時出勤、夕九時過退、夕辻清人入来、八十槌麻疹跡兎角駭々無之、氣遣候由也

十一日

御宇衛様方

厚板守袋

辰之進様方

折手本

菓子たんす

右之通頂戴仕也

十日、辛卯、晴、暑酷、早朝例時出勤、午鼓後退、今朝御年寄閑蔵人殿就御内御用御入来有之也

十一日、壬辰、晴、暑酷、朝為伺御機嫌出仕、退出掛渡辺・堀尾・佐藤・森・矢野・大島等へ旅行之節何角之返礼・見舞旁二行也、渡辺二者雅登麻疹者追々快方二候へ共、逆上強、今以被困候由、其外子供不残麻疹平臥之趣也、其外堀尾・佐藤等二七子供者大概不残也、尤早キ八既二快、家来・下女皆々麻疹二而下宿、被困候由、何分当度之麻疹者諸国一同大流行、若輩二不限、是迄二麻疹不濟分者大概遁者無之、御家中抔此節専流行二而家来差問、不得已出勤無之方格も多キ由也、此節二而八疹後中暑等二而死亡候者も多キ由也、桑原吉郎二嫡女、山中権之進へ嫁居おき、今日病死之趣岩崎方承候二付、悔旁使遣入、是亦疹後腹瀉二而急二遠行之由也、千代雄槌此節者日々朝方御奥へ出、辰之進様御伽仕、入夜退、今晚如頭書品々頂戴罷歸也十二日、癸巳、晴、朝有清風、後炎熱、早朝出勤、夕未鼓前退、白鳥辺へ旅行返礼兵蔵遣入、今朝四時御家老様始御家中之衆登城有之、知行物成当年方五步通、御切米も右二准御甘メ被下候旨被仰出候由、恐悦之義也、御家老様方御番頭衆迄者於御前被仰出、其外者御年寄衆并頭々方被達候趣也、被仰出之御趣意左之通也

御勝手向御難渋二付而八、久々御減石被仰付、長々之義二も候得者弥増可及困窮と御氣毒思召、当時勢彼是と深く御苦勞被遊、全体此場合一円御甘メも被下度候得共、不時飽臨時御物入差湊、其義迄八難被任御心底、乍纔当戌年方知行物成五步通、御切米等も右二准シ御甘メ被下候旨被仰出候、尤右二付而取続之一助とモ

十三日

立秋

明六時四分

相成間敷候得共、銘々勘弁相尽、武備之手当厚心掛候様二との御沙汰二候

右之趣夫々申聞候様被仰出候 七月十二日

十三日、甲午、晴又曇、蒸、今日立秋也、朝為伺御機嫌出ル、今日方諸役所廢休也、夕見せ馬有之、為見分御馬場へ出、諸親類・知音之墓所燈籠点、昨今晚兵藏・市助遣入、妙慶院・西向寺江も如例年燈籠を点る也

十四日、乙未、曇時々雨降、風も添、午後涼、夕為伺御機嫌罷出、夜西寺江点燈(木原)清次郎遣入

十五日夜、殞星多有之候  
由

十五日、丙申、晴、涼、或曇、極早朝妙慶院・興徳寺・本照寺・西向寺江參、両旦寺二而者如例一封贈、直二櫓下方網打舟二乘、海蔵寺江拝參之積二而、古江吾作新開沖辺迄行候処、北風強、浪高く、潮も満盛二而、梶子拙く、草津迄之處纔四五丁二して不能渡候故、不得已同所方迹へ戻、辛して観音新開堤近へ歸事を得たり、少々雨降候故江波丁打場一之御小屋へ上り暫時避候而、午時後致歸宅、今日者舟江者千代雄槌を連行也、夕為伺御機嫌罷出、朝之内辻清人・岩崎良之進來候由、夕平野伝右衛門来話、酒を饗入

十六日、丁酉、晴、夜涼氣甚、頗不順氣也、妙慶院へ兵藏代參申付、松森岡松寿院明日四十九日之由二付、長安寺へも今日為參置、森岡へも見舞旁遣し、内仏へ菓子料を備る也、早朝例時出勤、九時前退、夕海蔵寺江拝參、隱居を訪、歸途入夜、戌鼓前歸宅、和尚此節麻疹之由、不調、千代雄槌昨夕方少々熱氣有之様覺候二付、杉岡文磧を迎乞診、少々氣候二感候二可有之、指たる熱者無之由、薬を患、此節又々先

〔廿日御移櫓之写〕

先頃已来麻疹流行いたし、相煩候面々追々快方移合候場合、食物之憂方暴瀉二相成、死失不少由相聞候、食用心之義八勿論銘々其心得可有之筈二候得共、多分過食方生し候病症と相聞候間、飲食之義八別而心を用、第一禁物之品々堅用捨可有之候、其品々荒増別紙之通二候間、一統得斗承知有之、此場合食用心専要之義二候事

右之趣相組支配方末々迄不洩様可被相触候、以上

七月廿日

禁物

酒 からし す とつぷ

年之如暴瀉流行、病人多由申、森岡弟も此間者腹瀉二而困、文磧見合呉候由、最早快由也、〔今日海蔵寺之往来、稻・綿・諸作殊之外見事二見ゆる也〕

十七日、戊戌、晴、朝涼、後残暑烈、〔朝為伺御機嫌出、辻清人入来、八十槌腫物諸所へ出、殊之外因候趣申候由、慈君夜從辻御戻被成也、〕〔今午岩崎およし入来十八日、己亥、晴、氣候如昨、〕〔朝御趣法役所へ出、巳鼓方出勤、午鼓後退、〕〔左之通御家中江被仰出也〕

御候約筋之儀二付而者連々被仰出、去ル寅年御大俵二就而も品々被仰出候義も有之、一統力入御趣意通り被相行、一段之事二候得共、長々之義二候へ者何となく氣弛三相成候義も可有之哉、此上切磋筋等無油断精々厚可被申談、銘々暮向等も御趣意相守候輩も有之候へと也、品二寄り御趣意通二者難被行義も有之、畢竟人情難黙止方之義二も可有之候へと也、尋常之時勢与違ひ弥増不穩時勢二押移、万一非常二臨、不覚悟之義有之候而者御国辱二も相拘可申与深く御苦勞被遊、尚此先干実二難渋之輩者御捨も被置間敷候得と也、第一銘々之分限を弁へ、暮向等者成丈と勘弁相尽、文武相励、非常之覚悟心掛候様二との御沙汰二候

右之趣相組支配方へも懇二及教導候様被仰出候事 七月十八日

十九日、庚子、晴、酷熱、〔朝御趣法役所へ出、巳鼓後出勤、午半刻退、〕〔辻へ見舞人遣入、八十槌快方之由也、〕〔夜有電、蒸〕

廿日、辛丑、晴、酷暑劇烈、〔午後御用向有之、出勤、無程退、〕〔杉岡文磧来診、千代雄槌少々腹合ゆるみ候へ共、惣体何も宜敷由申也、〕〔此節麻疹後之腹瀉并二暴瀉等二〕

あんす 南ばんきび 松  
 たけ らつきやう 貝類  
 にんじん葉 うと 竹の  
 子 ねき あふら物 餅  
 類 青梅 桃 まくわ  
 きつり 青漬 なす う  
 なき 山もゝ あまさけ  
 すつぽん なつめ とふ  
 なす さゝけ こんにゃ  
 く あふらこゆき魚類

冷物呑過

本文之外禁物之品々も  
 多く候へ共、成丈食用  
 心第一と相心得候事

好干物

ふ こゞりとうふ ふき  
 かんひよう とふか ほ  
 しづいき こんぶ類 白  
 さとう あめ きやうせ  
 ん かたくり くず む  
 きめし にんじん 玉子

而死亡多趣二付、食事用心を第一と、并禁物用捨致候様二との義二而、禁物・好物等之書分添候而御移檄出ル、甚御憐愍厚御事也、此御方様二而も近年之振を以、神田高良社に於て、今日方三日之御祈祷御頼、御家来安全之祈念被仰付也

廿一日、壬寅、晴、秋暑劇酷、早朝例時出勤、午時後退、夕方齒痛二而困ル

廿二日、癸卯、晴、酷熱、夜有涼颼、夜中方頭痛者居合、復有頭痛、朝素読所講釈

へ出席、直二出勤、午時前退、西向寺江兵藏代参申付、長束市郎右衛門孫兒一昨日病死之由二付悔二遣入、去ル十八日従上被仰出候儉約筋之御移檄江、此御方様御添

書二、猶又一同取締筋を第一二して武備之心掛無油断、且昨年春被仰出候趣堅相守候様二との義、手厚被仰出也、長文不能全記也

廿三日、甲辰、晴、朝有清風、後炎熱、久野八十助・森岡万之進・矢野犀右衛門入

来、此節流行病安全御祈祷之御札・供物如例御家来中、御步行組以上者不残一枚ツ、頂戴被仰付、予も頂戴仕ル也、御上二而も此節急病流行二付御城下・郡中共夫々於氏神社御祈祷被仰付候由二而、心得之御達有之也、夜慈君辻江御出被成、御逗留

被成由、八十槌も種物快由也

廿四日、乙巳、晴或曇、炎蒸、風吹、沙揚、早朝例時出勤、午時後退、西向寺江兵

藏代参申付、夜杉岡文磧入来、朝小倉道人殿来儀

廿五日、丙午、晴或曇、炎蒸、風甚、沙塵益飄揚、早朝例時出勤、午時退

廿六日、丁未、晴、炎熱、早朝長安寺江参、森岡松寿院曇へ拜入、夫方白鳥へ回り、

藤川・辻江見回歸ル、東二而木原慎齋江過日御加持、学問所へ出席教授方仕、医

やきみそ ぶどう めう

か なたまめ れんこん

山のいも とぶじん子

さより めはる かつを

ぶし はも 小鯛

麻疹後腹力未相調不申内、

食之進二任せ俄二致作食、

消化難致折柄不正之氣二

感、忽暴瀉を相発致死失

候者多、仮令宜品二而も

過食不仕候様、節二致候

義第一二相心得候事

〔此節西北半天へ夜々<sup>\*</sup>慧

星出ル、<sup>\*</sup>李氣至微也

〔廿八日

処暑 暮六時五歩

〔三〇日

二御切米七石式斗

二御歩行組

保人跡目 \* 由良辰太郎

業をも其儘仕候様二与被仰付候段知せ之挨拶・歎旁訪之、〔御機嫌伺罷出

廿七日、戊申、朝有微雨、暫時而止、蒸、晴或曇、〔夕北方雷鳴、〔朝御趣法役所江出、

直二出勤、午鼓退、〔地御前周五郎来宿、〔西向寺へ兵蔵代参申付、昨日秀山祥月二

有之し故妙慶院江も為参也、〔夜部坂辺失火有之様子二而、北方隔山焰気見ゆ

廿八日、己酉、曇、夕雨降、熱纏醒、〔例時出勤、午鼓前退、夕出之節於書院台所足

軽友田格之助・中村徳太郎・安達伝助二逢、御目付大崎喜和馬出居、挨拶有之、致会

積、三人江者通掛名を呼、幾久敷与申又也、〔周五郎今朝帰ル、〔辻江参候由也、〔御年

寄野村帯刀殿御用向二付此節江戸江被遣候旨被仰出候由、〔西之革田共獅子舞致来、

此度流行病二而死亡多候二付、為弘魔上方被仰付、御家中・町内共不残舞步行候由、

笛・太鼓・手鐘二而囃子、万歳楽杯方八人数も多、嚴重二して步行様子也

廿九日、庚戌、晴、残暑稍減威、〔家小膝角江腫物出、此間内方疼痛有之、膿二も不

成臈江掛腫候故、夜前大島雲庵老を迎、診を乞、全類行様之腫物二候へ共、為指義

二者無之旨被申、服薬・膏薬被患也、〔朝為何御機嫌罷出、〔夕杉岡文磧来診、千代雄

槌惣体者殊之外宜敷候得共、此間中方ほろせ発候二付、今少薬為服候様二与申也

八月 大

朔日、辛亥、晴、秋暑烈然、〔辰鼓頃為御祝詞出仕、御表・御奥共如何御目見仕也、

〔辻清人祝詞入来、酒飯を饗又、〔夕方森岡万之進・平野伝右衛門・岩崎良之進祝詞

入来、祝酒を饗、野口金兵衛も折柄来、共饗

一 御歩行列加  
御輿鉦前詰

松本平兵衛

右格別之御趣意を以

六日

扇 二本

尾張焼蓋物 一

外二

甘雪糕 一箱

慈君へ

墨 二挺

千代雄槌へ

七日

扇子 五本

盃 一

右從芝山様拝領

七月九日江戸聞書

上使 \*脇坂中務太輔様  
\*松平豊後守様

\*一橋刑部卿様

思召を以一橋家再相統被

二日、壬子、晴、蒸暑、夜蒸熱甚、夜半後曇

三日、癸丑、晴、酷熱尤甚、今晝雨一過、例時出勤、午鼓後退

四日、甲寅、晴、秋炎如燬、例時出勤、午鼓前退、万之進來、さよ義此後者彼方二

置度旨申聞候由、松本良伯不快、殊之外困候由二付、見舞使遣入、名倉求馬婚姻調

候歎使を以申也、夕遠方雷一声

五日、乙卯、晴、秋炎酷烈、朝為伺御機嫌出、夕森仙太郎入来、内談事有之、夕

日色如紅、後二聞候得者巖島山燒候由也、夜曇、蒸熱甚

六日、丙辰、晴、炎熱、例時出勤、午鼓後退、京都從高謙院様中元之御祝義与し

て、例年品々拝領物仕儿也、夜半後雨一過

七日、丁巳、朝方快雨、午前迄雷鳴、不至震、午後罷、至夕曇、甘澍也、枯槁一時

蘇、亦可人涼、例時出勤、午後退、西向寺江代參兵藏を遣入、京都芝山様方如例

年中元之御祝義致頂戴也、於江戸去月九日如上文被仰出候由、大坂高三方申来也

八日、戊午、晴、涼、二百十日也、朝為伺御機嫌罷出、林太郎八倅勝藏流行病二

而死候由、使遣入

九日、己未、時々曇、夕遠雷兩三声、涼、慈眼廟御祥月二付晨興、祭祀如恒規相濟

慈光廟毛奉配祀也、例時出勤、午鼓退、諸品御礼有之

十日、庚申、朝方曇、已鼓前方雨降、白雨之気色二而終日雷音不絶、兩三声稍震、近

年珍數長雷鳴也、例時出勤、午鼓後退、講釈定日、順三郎殿被出也、実山祥月、妙

慶院へ兵藏代參申付、左之通御移檄大御目付衆方来候由也

仰出、御領拾万石被遣之

御登城於御座間

御同人様

今度以叡慮被仰進候付、

御後見被仰出候

\*越前守様御隠居

\*松平春嶽様

叡慮を以御政事向惣裁被

仰出

九日早晨

すわへ

御皿

香茸

冬瓜

すたれふ

けん

御飯

御香料

葛煮

御坪

岩たけ

玉ふ

此以後鳴物停止、諸事穩便被仰出、普請作事不及用捨、節并月々御用捨日者鉄炮・貝太鼓吹打・賣馬其外諸稽古事仕不苦旨被仰出候事

御医師・町医師・陸尺、病家二而迎賃錢不貪候様二との御示、御移檄同様出候由也

十一日、辛酉、朝暴雨、午後雷鳴、夕霽、早朝御用向有之、出勤、夕槍術見物二出

夜又豪雨、雅登為返礼入来

十二日、壬戌、曇、蒸、例時出勤、午後退、藤川每登殿御入来之由、吉田清太郎

母病氣之処、養生不叶死去之旨下村吉太郎方為知来也

十三日、癸亥、晴、熱、例時出勤、九半時頃退、見せ馬有之、御馬場江も出ル、京都紫野昌林院二而、当度御出来二相成候光照院様御墓所御花立予方献備仕度内願之趣、昨日渡辺雅登迄申込置候処、其通、相伺候処御聞届二相成候段今日於席同人へ申聞、本意忝次第奉存候之段御請申述ル、右者宝曆中海蔵寺二而御仮墓御出来之砌、岡島禎蔵方献備之先例も有之、殊当度予右御用向相勤候二付旁右之通内願申出候也、御花立者一对也、老女格かね方慈君明夕御咄二御奥へ御上り被成候様二との御様子之旨申越候二付、辻へ申遣、夜御戻被成也

十四日、甲子、晴、朝纒涼、午暑、夜稍涼、朝為伺御機嫌罷出、杉岡文磧来診、千代雄榎何も宜敷由申也、夕黒田弥五左衛門殿御稽古二被出候戻掛を被寄、及内話義有之、此方申遣候而被来也、先方被頼候義也、慈君極夕方御奥江召候而御出被成、亥鼓前御下り被成、御月見之御催二而、佐藤仙林院 殿も被出候由也、黄昏月間、深夜清輝



御平  
 牛房 さと芋  
 しぬ竹  
 かんせふ  
 白いも  
 輪柚

御菓子

焼まん頭  
 ふとう  
 せんへい

十四日、家来清次郎腹瀉  
 二而困り、夜前方宿へ参  
 ル也

十五日

御児小姓筆頭  
 一日参

辻清人

一 御奥通御免

一 平常御供除、其外之勤

向者諸事御児小姓之通

十五日、乙丑、晴、朝涼、午熱、例時出勤、夕八時前退、辻清人今日御用召、御児小姓筆頭、日参被仰付也、為吹調来候由、諸武芸出精之面々御褒美被下也、黄昏頃方少々腹痛、追々瀉二成、吐を催候気味有之、致難義、早速に杉岡文磧を申遣、来診、薬を投、全中暑方之事二而、多分此節之劇症二者有之間敷候得共、致用心候様申、夫切二而吐二者不成、瀉五六更二而止、頭中不快、終夜無安眠、初更無月、深夜者有清輝由也、辻へ歎使遣入、清人も今昼来也

十六日、丙寅、曇、夕雨一過、蒸、夜半後者瀉も止、快方二候得共惣体不快、且頭痛有之、食七午後方少々宛給候程之義二付不致出勤、終日平臥、右之趣御用人両家以紙面及案内也、妙慶院へ兵藏代参申付、吉田清太郎へ悔、無沙汰二成候故使兵藏遣入、文磧来診、余程快方之由申也、夜前之様子慈君・家小甚気遣候而、岩崎良之進を頼、神田へ遣、加賀守へ快全之祈祷を頼候由、今朝承ル也、今日殿様水主町御屋敷江被成御坐、御三家様を被為召、九時頃方御出被遊、夜四ツ半時被為入候由也、当度前二御用人堀田恂之助殿方下地御移合有之、是迄御泉水へ被為召候杯与八別而御手輕之御取引二相成、此後者頻二被為召候而、何角御懇意二被遊候御振合之由、甚之御美事、窃二奉恐悦也、夜前以来平野伝右衛門・武内保之進・岩崎母子・三宅内外杯為見舞来也、夜水主町御屋敷二而御頂戴之御品御頒賜被仰付也  
 十七日、丁卯、晴、熱、朝昏有些涼、今日者弥快方、尤頭中未全快、終日臥、文磧来診、堀尾室も昨晝以来吐瀉些劇症之方二而難儀之由、昨日見舞使遣入、今夕も遣入也、何分気遣之様子也、昨日水主町御屋敷二而八初殿様御同船二而、当年御普

相心得候事

一自今土屋政之進与隔日

二出勤、辰之進様御出

之節八御奥へ罷出、御

用向相勤候事

但、平日八朝五時方

夕七ツ時迄相詰、本

務之勤向を仕、尤煩

等有之節者縮出勤二

者不及候事

御児小姓之跡者室角峯

登御番入被仰付也

同日

白露節

朝五時二分

十六日

花鮓 少

潑尾魚 一

右魚御庭中之御池二而御

捕せ之由也

請有之候御座船本飾被仰付御拜見、夫方水練稽古御見物、其後御庭内御步行、御園

池二而潑尾魚御捕せ御慰有之、相濟御側二而御酒御頂戴、詩歌之御好被為在、御三

家様共和歌を被遊、誠二御懇意之御事二被為在候由也

十八日、戊辰、晴、朝昏涼、午熱強、今日者益快候へ共、頭中未快候故不及理髮、午

後大島五兵衛・平野伝右衛門御用向二付入来、乍引籠中極夕迄申談事有之也、堀尾

内室散々不出来之由、度々見舞使遣入、夜亥鼓前終事切之由也、家来見合二遣入、今

朝方も度々方々使等二被頼、用立ル也、内室全癩乱症之由也、氣毒之至也、今朝

方之進見舞二来、大島五兵衛・桑原内蔵二・星野武平次・岩崎良之進同断、夜木野

方見舞使来

十九日、己巳、晴、朝涼、午暑、夜又涼、夕雨一過、今日者頭痛有之、未及出勤、

惣体者快也、蔵田和太郎返礼二来、矢野犀右衛門見舞二入来、堀尾内室死去之旨

由良保之丞方知世来也、夕文積来診、弥快由申、湯浴、致理髮也、夜中堀尾葬式、

家来を本照寺へ遣入

廿日、庚午、曇、有風、朝涼、後蒸熱、弥快二付朝之内御表、御奥へ為伺御機嫌出

ル、堀尾善大夫妻之喪を吊、夜岩崎およし見舞入来、松本良伯先日以来暫不快之

処不相勝、実者今夕遠行之由承候二付見舞使遣入、当年四十七歳、嫡子七才、予者

竹馬之友二有之候処堪哀傷事也、木野方見舞使来、鮓を被患、黒田弥五左衛門殿

より予不快之見舞被申越、紅魚一尾被患、先達而着具之義二付内談有之、世話致進

候謝意与見ゆる也

来ル廿四日・廿五日、清光院様二百五拾回御忌於国泰寺御法事御執行有之二付、諸事穩便二仕、火之元念入候様二との御移檄有之也

御年寄

野村帯刀殿

右就御用向江戸へ被相越、今日出立被致候由、何分当時節柄之義二付而之御用向共哉与被察也

廿四日、早晨祭祀、御献立何も去ル九日之通り故略之、但、御菓葡萄之処桃・棗二替ル也  
夕御茶  
豉豆飯

廿一日、辛未、曇、午後両度快雨、猶蒸氣不止、有風気色、朝例時出勤、夕九半時頃退、夕渡辺雅登・堀尾善大夫・佐藤益之丞・大島五兵衛・平野伝右衛門を会、御用談有之也

廿二日、壬申、曇時々雨、はへ日和也、朝西向寺兵威代参申付、辰鼓後出勤、未鼓前退、今日方退出後於宅日々御用向申談有之筈二付、昨日之人数不残入来也

廿三日、癸酉、天氣如昨、稍涼、朝弓術・劍術稽古場へ見物二出、夫方御機嫌伺二出ル、夕藤川每登殿御出、松本良伯方之儀二付内談事有之、今以養子相談不約候二付、表向之披露不致候由也、酒を饗入、杉岡文磧来診、予・千代雄槌共弥快由申也  
廿四日、甲戌、曇、嫩涼過節、能称廟御祥月晨興、祭祀如恒規相濟、早朝西向寺江参詣、矢島周軒老を訪、去ル五月周伯老死去并去月周軒老跡目被仰付二付、吊・歡旁二訪也、死去之義者予上京中知せも無之候二付、帰着後も頓与不承候二付、無沙汰二相成候也、例時出勤、夕八時過退、今日も於宅御用会也、極夕相濟、桑原吉郎二悔使遣候挨拶入来、酒を饗也

廿五日、乙亥、曇、冷氣不堪葛衣、昨日方例時之出勤也、則已鼓出、未鼓前退、夕後於宅御用会、極夕濟、雅登・益之丞不快二而煩不被来、今日清光院様御法事、御三家様御寺詰被遊、昨日者右近様御詰被成候由也、此節世上之様子合故、陣羽織新調申付、表地緋羅背板二して三田屋源兵衛へ誂、今日調来也、直百三拾式刃三分也、芸州住春田藤原信重作打卸兜一頭河本屋恒右衛門方買入る也、直金壹両三步、大星盛也、仕立者渡辺四郎右衛門へ頼置也、下地頭形之兜者有之、働前二者差問者無之

八木広次郎当月四日於江戸病死之趣粟村勇次より為知来、右者慈君御從弟之続なれ共、実者伯父也

福山久馬妹病死之旨、林弥三次より為知来也

卅日

一盛叔和尚墨痕

庭前柏樹子話

南隣和尚奥書有之

一軸

大徳百四十四世昌林二世

盛叔宗唐

但明温州之人

大徳百五十五世昌林三世

南隣宗頓

以上

候得共、当時之勤柄故、処ニ依候而八些装不足様ニ相考候故、奮発し而右之通ニ決也、素方当時者申出候得者借用も調事欠ニ者不相成候得共、聊寸忠を存候迄也、敢而奢侈之意ニ者あらず

廿六日、丙子、曇、蒸氣、来ル廿八日建仁院様御三回忌御法事ニ付、今朝海蔵寺御非時ニ御招ニ付為挨拶出、且御内廟御回向中相詰、如御位牌へ焼香拜仕ル也、午鼓頃退、山田多喜登妻病死之由、使を以吊、先達而麻疹後兎角不快之处、急ニ衝心ニ成、案外火急之事之由也、夜使を遣、葬ニ本覚寺ニ会せしむ

廿七日、丁丑、晴、涼、例時出勤、夕申鼓前退、今朝西向寺へ兵蔵代参申付、沢崎幸右衛門一昨日以来吐瀉ニ而物故之由、小島左源太方為知来、夜家来を遣、葬ニ心行寺ニ会せしむ、田中栄作昨日以来吐瀉甚敷、今朝死候由也、兵蔵遣し見合させ遣又也、僕市助痢疾之様子ニ而困候故、下宿養生為致也、堀尾善大夫腹瀉ニ而今日出勤無、御用人闕席也、渡辺・佐藤も此間方引籠也

廿八日、戊寅、晴、涼気愜体、順候也、例時出勤、九半時頃退、宅之御用会伝右衛門吉人来也、杉岡文磧来、予者最早致退薬可然旨申、千代雄槌少々感冒之気味有之、薬を投、波多野清太郎来、権祐先頃以来長々持病ニ而平臥致居候由也、慈君夜中辻へ御出、御宿し被成也

廿九日、己卯、晴又曇、有蒸氣、松本良伯死去之知せ有之、悔使遣又、沢崎雄三郎江毛使遣又、八木広次郎跡江毛同段、良伯倅千代蔵幼年ニ付、金子玄達弟元郁を一女へ婿養子ニ致、名跡相続願出候由也、千代蔵者元郁二男ニ致置候由也、今夕金子

「僧問趙州如何、是祖

師西來意、州云庭前

柏樹子

還公案

盛叔老師之墨痕也

南隣子証焉

〔蜀山〕

德之助御呼被遊、御咄事被為在候付、其節御相手旁ニ罷出候様被仰付出ル、七時前

方出、夜五半時頃退、御酒毛出、御取持仕ル也、夜中松本葬式ニ付般舟寺へ家來使

者ニ遣入也、桑原内蔵ニ孫女病死之由、使を以吊、木野一馬先頃以來風邪引籠之

由、見舞使遣入、未暇々無之趣也

卅日、庚辰、曇後雨、涼、例時出勤、夕八半時退、京師紫野昌林院方先般光廟御

位牌御安置、御墓所御建立、且年々御靈供米三苞ツ、永代御寄附ニ相成候為御礼同

院第二世盛叔和尚之墨痕、同三世南隣和尚與書有之掛物吉軸、扇子一箱被差上、予

江毛右同様之軸一幅被惠也、右南隣和尚者光廟御帰依之僧与見、御遺書中ニモ御遺

物御贈被遊候分ニ被成置候僧也、永珍藏之

〔秋分夕七時二分〕

前関白九条公御家來島田左兵衛權大尉与云者大奸賊ニ而、彦根侯御家人永野主膳与心を合、異国条约ニ付公武之

御差纏種々之奸計を尽、戊午之大変を取組、昨年和宮様御下向之義モ根元右兩人か奸計ニ而取組候事ニ而、実ニ

可疾不埒者ニ有之、先達而薩長両藩之士上洛後世難を畏、方々逃隠居候処、去月廿二日之夜何者之所為ニ候哉、京

都木屋町ニ於て及斬殺、死骸胴計同所辺ニ棄有之候処、同廿三日右首を青竹ニ突差、四条川原へ立、其前ニ、島

田左衛門権大尉事長野主膳与同腹ニ相成、大逆賊不許之、令梟首者也与云高札を立、晒し有之、見物人成群集候

由也、尚其後聞ニ候処、右者全長藩・水府浪士抔之所為ニ有之候風聞之由也、愉快之事共未曾有之義也

〔長井伊皇朝〕

〔長〕

閏八月 小

朔日、辛巳、曇後雨、涼、例時出勤、夕八時前退、当月御米銀子引受也、退出後宅御用會、五兵衛・伝右衛門来ル

二日

緑柿 卅七顆

右御奥江差上候也

六日被仰付

一 御作事方兼帯御免

森岡万之進

一 吟味役御銀奉行兼帯

小島左源太

但、御台所御用向者は

迄之通引受

一 銀壹枚

每歳被下之

三宅内外

右之通被仰付候間、素読

所書生取立方之義弥以厚

力入候様被仰付、依之御

武具方掛八御免

二日、壬午、晴、秋色稍催、御用向有之、早朝出ル、巳鼓前退、堀尾・山田当座

法事之由二付、本照寺・本覚寺へ代參遣入、北庭之木煉柿此節渋気去候二付御奥江

差出入、御移二棗頂戴仕ル也、伊藤越人妻病死之知せ、大崎喜和馬方申越也、流行

病之由也、夜家小木野江見舞二行、一馬最早追々快、蓐を被徹候由也、今夕辻清

人入来、酒を饗

三日、癸未、曇、順気也、例時出勤、夕八時前退、夫方暮前迄宅二而御用相務、善

大夫・五兵衛・伝右衛門来、平良村中津屋豊助来、酒飯を饗、慈君夕方辻方御帰

り被成、昨日方少々御腹合悪敷由二付駕籠二而御迎二遣入、為指事二者無之也

四日、甲申、曇時々微雨、例時出勤、夕八時前退、退後善大夫・五兵衛・伝右衛門

来、極夕迄御用向を務、使を以伊藤越人妻之喪を訪、吊、慈君御快方也

五日、乙酉、雨、蒸気あり、波多野権祐不快見舞遣入

六日、丙戌、晴、蒸、例時出勤、夕八時退、退出後渡辺・堀尾・五兵衛・伝右衛門

来、極夕御用向相済、今日被仰付事有之、大島・小島・三宅へ使を以歡申遣入也、

\* 渡部廉之助・桑原内蔵一挨拶二入来之由

七日、丁亥、曇、有蒸気、朝西向寺江代參兵藏遣入、今朝御年寄管勘解由殿御用

向二而被出候故、辰鼓後出勤、九半時頃退、今日勘解由殿左之通御意御達被申上候

一御作事奉行

井口喜久馬\*

一御武具奉行加

渡辺四郎右衛門

一御小姓組

五兵衛倅

\*大島松太郎

一御輿附加

池田万次郎\*

右之外長束吉之進本務御作事奉行加之方へ出勤、  
\*得井満四郎御作事出勤二  
不及、当分御趣法役所へ  
出勤被成、渡部廉之助御  
武具方掛被仰付也

八日

右近様二者昨日御父子様  
之被仰蒙、御家中御出入  
之衆へ不残御知せ出候由、  
遠江様之被仰蒙八左も可  
有、右近様之被仰蒙者御

由也

此御場合、御在国・御留守年共折々御登城、御用向被仰談候様御意、右二付御留  
守年於御宅之御寄合者先少被差止候思召之旨

右者御両家様も御同様、(淺野)右近様江者閑蔵人殿被出、(上田)主水様江者蒲生司書殿被出被申

上候由、尤遠江様二も御隱居之御身分二八候得共御同様之被仰出有之、依之為御手

当御蔵米千俵宛年々被下候旨被仰出候由、右御方々様御登城被遊候義者、前日々々

御年寄衆方被申上候而御登城被遊候御事之由、從來此義者御家中有志之士者所懇願

与窃二承居候処、時至而今日之被仰出二及候段、実二御盛拳、御並様方二も御本意

之御事共、殊更遠江様二者積年之御誠忠再御発遣之時二御逢被成御手柄之事共、乍

併殿様御英断奉感戴候義也、(退後)如例宅御用向暮前迄相務也、(三)宅内外為吹調入

来之由也、(佐藤)益之丞今日方快出被致候由、尤後室吐瀉二而難義被致候由、見舞使

遣入、(矢野)犀右衛門咽喉を痛難義之由、見舞使遣入、(僕)市助快由二而夜前宿方帰

来候由

八日、戊子、曇後晴、順候也、朝為伺御機嫌出、大島五兵衛へ此間之歎二行、堀尾

喪中を訪也、(佐藤)後至今朝見舞使遣候処二而八先居合被居候得共、疲勞之体二有之

趣二候処、夕方終二物故之由、夜中右死去之趣永井仲之助方為知来、為悔使遣入

九日、己丑、曇、冷氣也、朝見廿馬有之、御馬場へ出、夫方直二出勤、夕七時前退、

(朝)御馬場へ出掛、(佐藤)へ悔二行、夜六時佐藤氏葬式、興禪寺江家来を使者二遣入

十日、庚寅、曇、冷氣也、例時出勤、夕七時前退、(講)积定日、金子順三郎殿被出

職分不珍義、是迄逆茂一

円御用向御携不被成二而

も無之、いかゝ之御主意

二哉、此御方二者御知せ

等八勿論不被出、主水様

之方も御同様之由也

十五日、左之通此度被

仰付有之たる由風聞有之

旨、朝尾彦造方申越也

一 半知  
拾六万二千石

藤堂和泉守殿

一 濃州大垣へ拾万石(冊)

井伊掃部頭殿

一 江州彦根方  
三十五万石方

一 彦根へ

酒井雅楽頭殿

一 播州姫路方

一 姫路江

大久保加賀守殿

一 相州小田原方

也、福山久馬江先日妹死去之知せ延引二も相成候二付、先使を以悔申遣置也

十一日、辛卯、曇、少温也、可児英三郎明日日出立之由二而暇乞二来、江戸江御先越

之由也、杉岡文積来診、予心下・腹部共今以透与快然無之二付熟診を乞、今暫致服

薬候様二与申也、夜堀尾後室被来、内談事有之也、今朝右近様江此間遠江様結構

被仰蒙之恐悦二罷出、御客对丹羽競応对、御歎申上置也、平服二而出ル

十二日、壬辰、晴又曇、時々雨、夜来風強吹、今曉方止也、例時出勤、夕八時前

退、直二宅御用談、暮前相濟、波多野清太郎入来、権祐昨日御中小姓二被仰付候由

為知也、松田健蔵も御奥奉行御免、御小納戸上席被仰付候由也

十三日、癸巳、晴、朝雨一過、夕又暴雨、雷鳴、白雨之気色、雹も少々降也、例時

出勤、夕八時前退、夕後何れも宅へ見へ候、暮前開、佐藤初七日遠夜之由、慈君方

内仏へ菓子御備へ被成、非時之案内有之候得共辞而御出不被成

十四日、甲午、快晴、朝冷氣強、朝為窺御機嫌出ル、佐藤氏当座法事二付興禪寺

へ家来代參二遣入、齋出候由、午時方千代雄槌を将川下へ逍遙入、尤今門方舟二乘

也、江波港内方少し下之方迄參、入夜帰、今日者梅梢院様二も御出之御様子二而西

瀉二御船数々見ゆる、辰之進様二も御出之由也、堀尾善大夫忌明二付何角之返礼

二見へ候由、今日方快出之由也、木野一馬方当十一月十七日心鏡院殿三周忌、来ル

十七日江取越法事有之旨、前夕非時之案内申来、茶子被贈

十五日、乙未、曇、例時出勤、夕八時前退、夕後宅御用例之通暮前濟、家小・千代

雄槌木野江泊掛二參、行掛妙慶院・興徳寺江も參候由、今日九月節入也



一 小田原江

稻葉丹後守殿(美濃守)

城州淀方

一 淀江

酒井若狭守殿

若州小浜方

一 小浜江

戸田采女正殿

濃州大垣方

一 下総関宿

改易 五万八千石

久世大和守殿

奥州磐城平

一 改易 五万石

安藤对馬守殿

同日

寒露節

夜四時三分

十八日、初収蚊帳

十九日

胡桃 一籠

百十五籠

十六日、丙申、曇、朝妙慶院へ兵藏代参申付、例時出勤、講釈定日二付夕七時頃

退、此間方少々痔痛之気味有之、依而今朝妙慶院へも不参、今夕木野之非時案内も

断二及也、今夕講釈金子老先生(徳之助)自既准并或問禱之説二章を被講、事理明暢、分割

毫末、実感聴いたす也

十七日、丁酉、晴、冷氣也、朝御用人中三人・五兵衛・伝右衛門会、且吉本恒之丞

を呼、研究之義有之、夕方一肴二而酒を饗又、未鼓後御用向有之、卒与致出勤也、

今朝木野法事、興徳寺江兵藏代参二遣又、夜辻妹来宿、子供皆夕来、家小・千代

雄槌今晚毛泊、明晩帰候旨申越也

十八日、戊戌、晴、冷氣不堪単衣、例時出勤、夕八時前退、直二宅御用、及暮濟、

夜家小・千代雄槌従木野氏帰、森岡弟婦・子供不残泊掛二来、今昼清人・万之進

毛来候由、夜長武左衛門来話

十九日、己亥、晴、冷氣、例時出勤、八時頃退、直二宅御用談、及暮濟、夕辻清人

・森岡万之進來、酒鮮を饗、辻妹・子供帰ル、お竹者致逗留、森岡弟婦者子供共今晚

高木へ参ル也

廿日、庚子、曇、暖、朝御用向有之、出仕、無程退、且那樣御用被仰談与して今

日五半時御登城被遊、外御両家・遠江様二も御同様之由也、夕七時過御下城被為在

候由也、午時方御用談、例之人數見へ、吉本恒之丞も来ル、七半時頃濟、夜中御

用向三而御奥へ召出ル、跡二而御酒之御相伴被仰付、亥鼓頃退、大島五兵衛も出ル、

森岡弟婦今晚帰候由二而卒与寄ル也

右辰之進様江差上ル也

御年寄野村帶刀殿江戶

へ被參途中、伏見迄被相

越候処、即今之世上、京

師を後二して江戸へ被赴

候者世間体何やらん、い

か敷二付同所二逗留有之、

手付之御歩行を被戻、何

歟建白共被致候処、何分

二も兼而被仰付通り早々

江戸へ被相越候様二与又

々当所方申參候歟之風聞

也

京都も大原三位殿勅使

御用向相濟、去ル六日御

歸洛被成候得共、主上此

節御忌中二付未御事開二

不相成、何事も様子不相

分候由也

廿二日、森仙太郎來、浅

野助九郎殿方兼約之通予

廿一日、辛丑、雨、冷氣輕、例時出勤、夕八時退、御用談如例、暮前相濟、

廿二日、壬寅、雨、冷氣也、朝西向寺へ代參兵威遣、例時出勤、講釈定日二付夕

七時退、今日者順三郎殿被出也

廿三日、癸卯、晴、昨夕万之進算盤術研究致度由二而來、京都芝山民部大輔様御

義、当月二日方御不例之処、去ル十二日御卒去被成候由、未御家統之御治定不被成

御坐候故、表向御知せ八無之、奉絶言語候也、朝為窺御機嫌罷出、直二佐藤氏へ甲

州流采幣之伝授二行、駒立稽古致見物也、采幣者進・退・立之三箇也、夕西向寺・

妙慶院江參、夫方興徳寺木野心鏡院殿臺へ拜、木野へ挨拶二行、酒出、入夜歸、水

谷江も卒与見舞也、夜從京都早打二而熊谷左門殿外二一人到着之由風説有之、野村

帶刀殿も京都二被居候由也、何ぞ朝廷方被仰蒙事二而も被為在候哉、不審

廿四日、甲辰、晴、朝辻清人入來、夕月朔日二招度由噂有之也、森仙太郎方浅野

助九郎殿江明廿五日暮頃方被招度候間、參候様二との事二有之旨昨日紙面二而來越

也、例時出勤、夕八半時前退、其後宅御用及暮相濟、夜万之進算術稽古二來

廿五日、乙巳、雨、冷氣、例時出勤、夕八時退、宅御用七半時頃相濟、兼而之通

暮頃方浅野助九郎殿江參ル、森仙太郎も往、段々有響、亥鼓前歸、家内衆不残被出

徳永弥次郎殿・太駄源太郎殿被會、何分厚意叮嚀之事也

廿六日、丙午、曇、暖氣也、朝方宅集会、及暮相濟、午時卒与浅野江昨日之礼二參

ル也、今日も御三家様御用向臨時御登城被為在候由、夕七時前御下城被遊也、夕

方辰之進様御遊二御出被成也、午後頭痛強困ル、夕方御用向之方者断候而休息ス、

を被招度、当月之内問等者有之間敷哉被相尋候旨申聞、厚意之段忝、廿八日夜之外者何日二而も問無之候間、宜伝くれ候様申置也

廿四日、昨記之京都方之早打者、左門殿二八無之同方息兵衛殿、乍無息御雇建り二而被下候由、今一人者御納戸方御歩行組之由也

古江村御山方出候松茸不相替拜領被仰付、老女より為持来儿也、謹而頂戴、告于廟

御年寄閑蔵人殿去儿廿二日出立、奥郡三次・奴可・三上辺へ為御内御用被參、御動定奉熊谷平司(行脱之)御用達所詰御小姓組

夜大島五兵衛就御用向入来、此間京都方之早打者全禁中方薩州・長州御同様御周旋御用被為蒙勅命哉之御様子二奉恐察也

廿七日、丁未、晴、暖、朝西向寺江代參申付、例時出勤、夕八時過退、其後宅御用向及暮相濟、夜山県彦一人来、夜万之進算術稽古二来

廿八日、戊申、晴、冷氣、例時出勤、夕七時頃退、退後宅二而御用向及暮相濟

廿九日、己酉、晴、冷氣、夕方杉岡文磧来診、最早煎薬を引、粉薬二致候様申、酒を饗、夜平野伝右衛門来、堀尾後室被来

### 九月 大

朔日、庚戌、晴、暖、例時出勤、夕八時過退、夕後宅御用談如例、極夕相濟、殿様此度從京都薩州・長州御同様御周旋御用被為蒙仰候由、右二付今朝御年寄衆方其段御連手紙二而被申上、即刻御登城被遊、右二付御中老格浅野外衛殿為御請京都江可被遣旨被仰出候由也、夜兼約之通辻江行、饗二逢、万之進毛折柄參合せ居儿、三宅吉左衛門・菅老人も会也、今日御奥二而老女方御宇衛様明日古江御山屋敷へ御茸狩二御出被遊、予をも召候二付罷出候様、且辰之進様御出二付、千代雄槌も參候様二与申聞、御請申置也、慈君へ御奥方松茸御内々御拜領被成也、桑原吉郎二姉、緒方愛蔵母致病死候由、從岩崎知せ来

二日、辛亥、快晴、暖、昨記之通、御宇衛様・辰之進様古江御山莊江御出、予も召候二付早昼飯仕回候而出儿、出掛御館江為窺御機嫌出、堀尾江毛卒与見舞、折柄後

筆頭湯川<sup>\*</sup>静次郎殿、其外  
彼是被相越候由也

朔日、本文御周旋御用与  
云八、公武之際を御周旋  
被遊、当度関東へ被仰進  
候勅諭之趣速ニ被遂行候  
様ニ御配慮被遊候御主意  
与奉恐察也、御規模之御  
事也

二日

霜降節

今曉九時七分

三日、御内書之御文面、  
御内々<sup>レ</sup>与申御趣意ニ者有  
之候得共、京都方関東江  
之御達し<sup>レ</sup>モ有之、何モ御  
内分与申ニ者無之候由、  
依而八当所方モ公辺江之  
御届有之事之由也

室先達而内頼之義及内答也、千代雄槌モ召候而出ル、辰之進様ニ者今門方鯨舟ニ而  
御出ニ付、御舟ニ而参ル、御山ニ而者御茸狩殊之外御慰ニ被為成也、暮前方御酒被  
下、夜戌鼓後千代雄槌一緒ニ歸ル也、御慰ニ大手饅頭一重御内々差上ル也、野外秋  
光满地、景色明媚也

三日、壬子、晴、暖、例時出勤、夕申鼓後退、一昨日之御周旋御用被為蒙仰候御  
内書写、左之通於御目付所何れモ拜見有之也

蛮夷渡来以後、皇国之人心不和を生し、當時不容易形勢ニ到リ、深被惱宸襟候ニ  
付、皇国之御為八勿論、公武猶以御永久之様、去五月関東江勅使被差下被仰出候御  
旨趣有之候処、於大樹家モ今七月朔日<sup>\*</sup>叡旨御請被申上、御満足之御事ニ候、然ル上  
八早速事実行はれず候て八無詮義、折角之被仰出於関東モ御受之筋難立候間、右  
叡念弥以速ニ被行候様被遊度思召候、就而八薩州・長州專周旋叡感之御事ニ候得  
とモ、於芸州モ同様為国家抽丹誠周<sup>(旋方)</sup>還之義御内々御依頼被遊度御沙汰ニ候、此段  
早々御内達可有之候事

昨日御山ニ而御採被遊候松茸千代雄槌拝領仕ル也

四日、癸丑、晴、夕曇、例時出勤、夕七時過退、夕右近様・遠江様御出被成、御玄  
関江為御送迎罷<sup>(行方)</sup>罷出、御居間ニ而御機嫌モ伺ふ也、慈君午後方波多野・松田へ御出  
被成、千代雄槌モ行、暮過御帰被成、両家ニ而饗有之候由也

五日、甲寅、晴、暖、朝者冷氣也、今日者家内掃除を致又也、家来限ニ而済せ、外  
人者不頼、夕為伺御機嫌罷出ル

右近様方、先日御歡罷出候爲御挨拶如例御使被下、御用人中迄御受申出ル也

十日、朝尾彦造方内々申越、島津三郎殿和泉殿御改名勅使大原三位殿御供三而江戸方去月六日御登り、同廿三日京都御立二而薩州へ御下向之由、且又去月廿一日出羽庄内浪人本間精一郎与申者を去ル七月二九条殿御家来島田左兵衛權大尉同様何者歎及殺害、四条河原へ梟

六日、乙卯、晴、冷氣、朝宅二而御用向有之、例時少々遅出勤、夕八半時頃退、夕後宅御用及暮相濟

七日、丙辰、晴、冷氣強、例時出勤、夕七半時過退、増田吉右衛門倅貢之助劍術御覽有之、為席詰出ル、信拔流原毅平門人也、毅平弟移平次二謁入、其外高足之門弟廿人余来、折柄其業前も御覽被遊也、西向寺江兵藏代參遣又

八日、丁巳、朝曇後晴、冷氣也、朝御用談二付伝右衛門・五兵衛来、午後相濟、午後爲伺御機嫌罷出、夫方備稽古見物二出、極夕歸

九日、戊午、晴、冷氣、時服愜体、辰鼓爲御祝詞罷出、御表・御輿共御目見仕、御祝詞如例申上ル、午後佐藤江駒立稽古二行、辻清人・森岡万之進・平野伝右衛門来、祝酒を饗、富永源五郎も来

十日、己未、晴後極夕雨、温、例時出勤、夕七時退、月次講釈御定日、金子省三郎殿被出也、順三郎殿先日改名之由也

十一日、庚申、朝曇後晴、暖、夕爲伺御機嫌出、午後千代雄槌を神田社へ予代參旁二為參也、夕木野一馬入来、酒を饗、又池田加賀守入来

十二日、辛酉、晴、暖、朝水谷八十郎入来、堀尾勝登・岩崎良之進忌明爲返礼昨日来候由、例時出勤、夕八時退、後五兵衛・伝右衛門来、暮過迄御用向相勤

十三日、壬戌、晴、冷氣、例時出勤、夕八時前退、夫方宅御用向御用人中も不殘見へル、及暮濟、今日も爲御用談御並様・遠江様御登城被成也、夜月清

十四日、癸亥、晴、暖、今日二葉山江此御方様御社被遊候也、伝右衛門言人午方

首致、并同去月廿三日朝  
九条殿御家来宇郷玄蕃与  
申者首を鑓ニ突指晒し有  
之、夫々左之通ニ書付札  
立有之候由也

出羽庄内浪人

本間精一郎

此者罪状今更申迄も無  
之、第一虚喝を以衆人  
を惑し、其上高貴之御  
方へ致出入、佞弁を以  
薩長土之三藩を様々讒  
訴いたし、有志之間ヲ  
離間シ姦謀ヲ相工ミ非  
理之貨財を貪取、其外  
不謂姦曲難尽筆上、此  
儘差置候而八無限禍害  
ヲ可生候ニ付、如此令  
梟首者也 閏八月廿日

宇郷玄蕃

此者島田卜同腹いたし、

来、夕迄御用向勤る也、慈君・千代雄槌午方辻江參、夜中二葉山へ參候由、千代雄  
槌も直二辻江宿也、島本広右衛門殿方石距テナカタコ一器被惠

十五日、甲子、晴、暖、例時出勤、夕八時退、千代雄槌今午後從辻歸候由、今日  
二葉山江殿様御名代主水様御務被成候由也

十六日、乙丑、曇、午後雨、寒、早朝妙慶院へ參、黒田弥五左衛門殿江過日紅魚被  
惠謝ニ行也、例時出勤、夕申鼓前退、講釈定日金子省三郎殿被来、今日方宅之表

座敷ニ而渡辺雅登・大島五兵衛・渡部廉之助臨時御用向取計有之、予も退出後致出  
席也、星野武平次養母病氣之処、養生不叶死去之旨岡田(八十七)十八太郎方昨日為知差越、

其節早速使を以悔申遣、夜前葬式之節、家来を専立寺へ使者ニ遣入也、昨記誤而脱、  
依而今日二記又

十七日、丙寅、曇、終日不晴、亦無雨、右近様来ル廿日三原江御越被成候ニ付、為  
御暇乞御出被成候ニ付九時出勤、夕八時退、御玄関御送迎仕、御居間ニ而御目見も

仕ル也、今日神田氏神祭礼、遥拝致入、夕杉岡文磧来診、家小兎角血分ニ而逆上  
強困候ニ付葉を乞、祭礼之祝意、酒を饗

十八日、丁卯、晴、暖、例時出勤、夕八時過退、其後表江も出ル、夜中堀尾後室被  
来、今日梅梢院様方御着御拝領被遊、夜中御披キニ付御奥江召、御酒頂戴被仰付、

雅登・益(佐藤)之丞も被出也

十九日、戊辰、晴、暖、例時出勤、夕八時退、其後表江も出席、去月十五日於江戸  
月次御礼済、於御黒書院公方様上意左之趣御老中様方被仰渡候由也

主家をして不義二落入しめ、其罪彼よりも重依加天科者也

〔十二日、浅野外衛殿今朝出立、京都へ為御使者被相越、供列至而嚴重、凡御家老様方之振合、鉄炮箱も被持、長臣福原軍兵衛具足箱為持、長棒駕籠二而供致し、外二も切棒駕籠二而具足箱為持参候も有之、其外垂駕籠も少々有之候由也、此度者京師江被对格別二被気張候二哉

立冬

今曉九時五分

方今宇内之形勢致一変候二付、外国之交通も御差免二相成候二付而八、全国之御政事一致之上ならて八難相立筋二候処、御大礼等相続キ、一新之機会を失ひ、天下之人心居合兼、終二時勢如是及切迫候次第、深く御痛心被遊候二付、上下拏而心力を尽し、御国威御平張被遊度思召二候、尤環海之御国、海軍不被興候而者御国力不相震候二付、追々御施設可被成候得共、此義八追而被仰出二而可有之候、右二付而(ハカ)参勤之年割、在府之日数御緩メ之義追而可被仰出候、依而八常々在国在邑致、領民之撫育八申迄も無之、文を興し武を振ひ、富強之術計厚相心掛、銘々(見込方)之趣も有之候八、無伏臆申立候心得二可罷在旨被仰出候

廿日、己巳、晴、寒シ、朝炮術見物二出、午前為窺御機嫌罷出、夕杉岡文磧来、家小額を刺絡、出血致し呉る也、沢崎雄三郎忌明返礼一昨日来候由

廿一日、庚午、晴、寒シ、例時出勤、夕八半時前退、退後表へ出、極夕迄御用向申談、松本玄郁忌明返礼二来候由也、今朝辻清人入来、木野室腫物二而被困候之由、見舞使遣入

廿二日、辛未、晴、冷氣、\*普照廟御祥月祭祀如恒規早晨相勤、西向寺江代参兵蔵申付、例時出勤、夕八半時頃退、今日者講釈定日省三郎殿見へル也、退后表へ出席、極夕相濟、従公儀被仰出之御書付、左之通御移達有之也

(水野)和泉守様被仰渡振与

\*参勤御暇之割別紙之通御猶予被成下候二付而者、万一武備不調之儀も有之候八、御沙汰之品も可有之、且参勤之期限遅々不及様可被心得候(二脱力)

廿一日

二 御切米九石八斗  
御小姓組並

幸右衛門跡目  
沢崎雄三郎

廿二日早晨

酔わへ

蓮根

御皿 人しむ

油あけ  
こんにやく  
香たけ

けむ

白みそ

御汁 揚こんにやく  
しみたけ  
牛房そぼろ

薄くす

御坪 玉ぶ  
あらいも  
岩茸

おろし生姜

御飯

御香物

牛ぼう

人しん

山のいも

ひりよう頭

干松茸

水菜

御平

柚

今度被仰出之趣も有之候付、参勤御暇之割別紙之通可被成下候旨被仰出候、就而

者在府中時々登城致し、御政務筋之理非得失を始、存付候儀茂有之候八、十分被

申立、且国郡政治之可否、海陸備禦等之籌策等相伺、或八可申達、又八諸大名互

二談合候様可被致候、尤右件々御直二御尋茂可有之候事

一在府人数別紙割合之通被仰出候得共、御暇中たり共前条之事件或八不得止事所用

有之、出府之儀者不苦候事

一嫡子之分八参府・在国・在邑共勝手次第之事

一定府之面々在所へ相越候義、願次第御暇可被下候、尤諸御役当之義八別紙在府之

割合を以可被仰付候事

一此表二差置候妻子之義八、国邑江引取候共勝手次第可被致候、子弟輩形勢見知之

為在府為致候義是又可為勝手次第事

一此表屋敷之義、留守中家来共多人数不及差置、参府中旅宿・陣屋等之心得二而可

成丈手輕二可被致、且軍備之外総而無用之調度相省、家来共之義八供先・使者勤

共旅装之儘罷在不苦候事

一国許・在所方懸隔候場所御警衛之義二付而者、追而被仰出品も可有之事

一年始・八朔御太刀、馬代、参勤、家督、其外御礼事二付而之献上物八是迄之通た

るへく候、乍去手数相掛候品者品替相願不苦候事

一右之外献上物八都而御免被成候、尤格別之御由緒有之、献上仕来候分八相伺候様

可被致候事



御菓子

焼まん頭  
巻せんへい  
みかむ

以上

夕御茶

豇豆飯

去ル廿日、右近様三原へ

御越被成候由也

柳間御大名方も矢張此  
下之通御参勤之割也、割  
合書付も後二外方致一覽  
候得共略而不記

参勤割合

当戌年

春中在府

松本兵部大輔<sup>(平カ)</sup>  
加賀中納言

佐竹右京大夫  
細川越中守

島津淡路守

夏中在府

秋中在府

冬中在府

松平大膳大夫  
松平阿波守

松平相模守  
松平出羽守

溝口主膳正

来亥年

春、、、

松平美濃守

当御国

津輕越中守

夏、、、

松平修理大夫

立花飛騨守

龜井隱岐守

秋、、、

藤堂和泉守

松平越前守

松平土佐守

冬、、、

松平内蔵頭

南部美濃守

来々子年

春、、、

松平陸奥守

松平三河守

宗 对馬守

夏中在府

松平右近将監

松平肥前守

松平飛騨守

秋、、、

伊達遠江守

丹羽左京大夫

松平富之丞

冬、、、

上杉弾正大弼

有馬中務大輔

南部遠江守

右之割を以在府之義者三年目毎二大約百日を限り可申候、松平美濃守・宗对馬守・  
松平肥前守者大約一ヶ月を限り可申事

此以下三ヶ条、御参府御暇之月日并当年者阿州侯・雲州侯・溝口侯其儘十二月

廿四日

一 御小姓組  
七人扶持

良伯跡目

松本元郁

家業之儀弥以致出精候様  
二被仰出

殿様御參動掛京都へ御  
立寄、御逗留可被遊思  
召之旨被仰出候由、凡来  
月下旬頃御発駕可被遊思  
召之義八去儿十八日被仰  
出候由也

廿八日

殿様来月廿五日御発駕被  
仰出候由

関蔵人殿子息万五郎殿  
於御前知行高三百石被下、  
御持頭同格、勤向御持頭  
之通被仰付候由也

中御在府、其外諸侯御在府之御面々者追々御暇可被仰出との事也、略之

廿三日、壬申、晴、冷氣、夕毘沙門祭二托岩崎良之進を招、去々月予不快之節世話

二成候謝意酒を饗入、折(岩崎)およし・(平野)伝右衛門を毛呼

廿四日、癸酉、晴、冷氣寡、西向寺江兵蔵代參申付、例時出勤、夕八時退、昨日御恒

例之通於明星院御屋祈禱之御供物頂戴、於席菅馬之進執達、御請申出儿、(上田)辰之進様

夕方急二御遊二御出被成、暫御遊被成、烏柿差上儿、夕表江出席如例、松本元郁今

日跡目被仰付候知せ差越、(佐伯郡)今石内村百姓九人御銀被下、鉄炮組二御抱被仰付也、右

八実二御家人二御抱与申二八無之、全農兵之意二而右之名目二被仰付被置、常々備

之稽古等程致置候様二被成置御趣意也、御手厚之事也、長束市郎右衛門入来、内々

挨拶事申聞

廿五日、甲戌、晴、寒冷、例時出勤、夕八時過退、其後表江出席、千代雄槌(天神町)

天満宮へ參詣

廿六日、乙亥、晴、有霜、新寒、書齋開焔炉、水風呂入浴、午後為伺御機嫌罷出、

夜中御用向有之、御用人中を会、伝右衛門毛来、大島五兵衛者夕方来

廿七日、丙子、夜来雨、少暖、朝西向寺江兵蔵代參申付、且松本元郁へ為知挨拶二

遣入、例時出勤、九半時頃退、宅二御用向を勤、夕森岡万之進來、酒を饗

廿八日、丁丑、晴、冷、祭礼二付御役所廢休也、岡田八十太郎就御用向入来、夜

辻妹・子供共来宿、清人毛来、酒を饗

廿九日、戊寅、晴又曇、又晴、祭礼二付藤川每登殿・辻清人・吉本恒之丞母入来、

朔日

小雪節

夜四時一分

祭酒・飯を饗す、「昨今共終日宅ニ而御用向有之、御機嫌伺不及出仕、」夜慈君始皆々  
白神社江參、辻家内も同断、帰森岡へ寄、饗有之候由、清人も今晚者直ニ当家へ宿  
卅日、己卯、晴、寒シ、「例時出勤、夕八時過退、」夕清人・万之進來、残酒を饗、大  
島五兵衛も折柄御用向ニ而來居候ニ付饗入、於梅・子供共歸ル、「夜中御用向ニ而被  
為召、御奥江出ル、」今日遠江様御用向ニ而被召、御登城被成候由、「関藏人殿御用  
向ニ而夕方此御方江被出候由

十月 小

朔日、庚辰、晴、寒、「朝御馬場江御相手乗馬見物ニ出ル、相濟直ニ出勤、夕八時過  
退、」々後表へ出席、及極夕、「御宇衛様今夕方(上由)主水様江御泊掛ニ御出被遊候由也

二日、辛巳、晴、寒、「午後為伺御機嫌罷出、」旦那様今日主水様へ月次御集會ニ付  
御出、直ニ御緩々御居留被遊、夜中御方々様共被為入候由也、「湯川兵馬殿於江戸去  
月七日被致死去候由、竹腰\*太郎助殿方為知來、」殿様來ル十四日嚴島江御社參被仰出

候由

三日、壬午、曇、午後暖、「例時出勤、夕八時過退、表江出席、及暮引、」佐藤益之丞  
忌明ニ付為返礼被來候由

四日、癸未、曇時々雨はらつく、温、「例時出勤、夕八半時退、表へ出席、及暮前引  
五日、甲申、晴、暖、「午後為伺御機嫌出ル、」当御時勢柄ニ付人馬(共力)為手馴御備前

押軍之次第着具ニ而立試有之候ニ付、來ル十三日朝六半時揃、御家來中不殘罷出候

四日の条の頭書は長く、  
原本では変則的な書き  
方がされているが、便  
宜的に次頁にまとめて  
掲げる。

様二との席達二而被仰出也、夕方桑原吉郎二忌明二付為返礼来、酒を饗入

(以下、四日条の頭書)

四日、江戸之風説如左、尤当所二而八未被仰出無之

一 万石以上之面々勝手次第乗切登城被成御免候、尤殿中小袴・襦高き袴等相用可申候、御城内  
供減可申候、乗切二無之迎毛無益之人数八相省き候様可被致候、云々

一 正・二・四・七月廿八日、五・九月朔日月次御礼、以来不被為請候事

一 御謡初・嘉定・玄猪御規式、以来被差止候事

一 衣服之制度御变革左之通

一 髪斗目・長袴八以来総而被廢止事、一 正月元日、装束、二日、同、一 正月三日、無官之面々

御礼、服紗小袖・半袴、一 正月四日方平服、一 正月六日・七日、服紗小袖・半袴、一 正月十一

日、御具足開同上、一 二月朔日、装束、但御礼席三不拘面々八同上、一 三月三日、同上、一 四月十

七日、御参詣之節、装束、但殿中八服紗給<sup>(袷力)</sup>・半袴、一 五月五日、染帷子・半袴、七月七日・八朔

同上、一 九月九日、花色二無之服紗小袖・半袴、一 御神忌且格別重干御法事等之節八是迄之

通装束、一 御定式御参詣之節八諸向共服紗小袖・半袴、一 勅使御対顔、御返答之節八是迄之

通装束、但席三不拘<sup>(面々)</sup>向々八服紗小袖・半袴、一 勅使御馳走御能之節八都而服紗小袖・半袴、一 御礼

衆万石以上・以下共、都而服紗小袖・同袴、又八染帷子・半袴、一月次八別御礼衆之外平服、

一 平服八以来羽織・小袴・襦高き袴着用可致候

一 足袋之義、以来平服之節者紺相用候而毛不苦候、一 以来夏足袋相願候二不及、勝手次第相用

不苦候、尤御前边且御用召等之節八是迄之通相心得、御前边等へ足袋用候節八可申聞候

以来年始御礼之節、御流御盃被下、時服者不被下候」一此度御改革被仰出候付而八、月切駕籠之義不相成候、病氣等之者者切棒相用可申候、且登城・退出其外共步行可為勝手次第候、尤馬為牽候様可被致候」右之通聞八月中被仰出候由、猶少々之廉有之候へ共略之、二一条御在番相止、御定番被仰付候由也

京都之風説

久我

前内大臣  
法名素堂

依有思召蟄居落飾被仰出候事

千種少将

法名月觀

岩倉中将

法名友山

富小路中務大輔

法名敲雲

依有思召蟄居被仰出候事

今度御咎之義八戌午(戌)年以来、公武御間之儀取扱振二付、酒井若狭守奸謀二与し候歟、或者被欺候哉、何れ二せよ彼是主上之英明を奉汚之次第有之、不容易義二付、頃日姦計增長し、世上人氣二毛拘り、難被宥閣候間、御咎被仰出旨執政へ被命候事

右御四方之御子息方も夫々御咎被仰付候由、一通之義故略之、中山大納言殿・正親町三条大納

言殿も御差扣、今城殿御息女少将内侍殿・堀川殿御息女・新典侍局殿御暇、就中少将殿者別而御悪評之由也

(以上、四日条の頭書)

六日、御武具二而借用之

家来用武具左之通

一若党用番具足

三具揃、陣笠共

一領

一先供用右同断

四領

一番筒、小道具共

四挺

一步具足、小道具共

五領

一番大小

一番刀 一本

一番脇指 五本

右之外馬之皆具八馬二添而渡る也

六日、乙酉、晴、寒冷、例時出勤、夕八時過退、射場へ着具前稽古見物二出ル、昨日之趣二付、御武具家来用武具類御貨物夫々今日受取置也、自分用具も不用意之品

者拝借調候事二候得共、自分身回り者大概一通り者揃へ居候故不及借用、御役指物

并面桶はかり致借用也、頼東三郎殿今晚京師へ出船被致候由、為暇乞被来

七日、丙戌、晴、寒、朝西向寺江兵衛代参申付、例時出勤、夕八時頃退、明日御

宇衛様牛田御山屋敷江御出被遊候二付、其節予も召候間、罷出候様御沙汰被為在候

旨老女八十野昨日申聞候へ共、明日者御用達所御歩行組を宅へ招候筈二付、御断申

上ル也、千代雄槌も出候様二との御様子之旨も申聞、御請申置也、極夕御年寄衆方

手紙を以、此御方様御用之義有之、此節京都江可被遣との旨御内意御達し被申上候

二付、御用向申談義有之、夜中御用人三人、五兵衛・伝右衛門を会、及夜半後皆々

退散也、殿様京都御逗留中二御出込被遊、殿様同所御発駕被遊後御跡詰被遊候御様

子之旨也、大柿忠次郎殿・遠野弥殿從江戸帰着被致候由二而來儀有之由、慈君夜

中辻江御出被成

八日、丁亥、曇、暖、夕少雨、朝五半時頃御用向有之、出仕、夕八時前退、出仕中御

前江召、此度御用向二付御上京御内意被仰出候二付、追而表向被為蒙仰候得者御供

二被召連候旨御意有之、奉畏、難有仕合奉存候旨御請申上ル、御用人者渡辺雅登江

〔十日、来ル廿日・廿一日  
天祐院様州三回御忌御法  
事之由二而、諸事穩便之  
御移檄出ル也〕

(貼紙1)  
「一十月十一日」

(貼紙2)  
「以下不用」

御内意被仰出、其外御供之面々夫々御内意被仰出也、〔千代雄槌早朝方牛田御山屋敷  
江出入、〕今日も退出後及暮迄御用向申談也、〔千代雄槌入夜帰、〕御宇衛様・辰之進  
様今晚極御忍二而御出被為在、入夜被為入、牛田村玄猪之児戲殊之外賑敷由也、〔今  
夕一井嘉内初御用達所御出入之御步行中招候筈之処、差問二而不来、ワル十日夕を  
約候也〕

九日、戊子、曇、時雨、寒、〔例時出勤、夕八半時退、退後御旅行御用向宅二而申談、  
及暮、〕朝辻清人旅行御内意蒙候見舞二入来、〔夜慈君辻方御帰被成〕

十日、己丑、暁来屋上見微雪、寒冷強、〔早朝出勤、一応退、又午後出勤、夕七時前  
退、〕旦那様御用向為被仰談御登城被遊、極夕御下城被遊也、〔前記之通御用達所御  
步行組一井嘉内・田辺藤之進・今井小左衛門・山本勘大夫相招、入夜何れも来、酒  
肴を饗、及寛話、五兵衛・伝右衛門取持致入、右者常々御懇意之者故私之因二托し  
招候二而、畢竟上方之御招也、依而料理者御台所方煮方小回り来、取計ふ也〕

十一日、庚寅、晴又曇、寒冷也、〔休日二候得共例時出勤、夕八半時頃退、〕山本勘  
大夫夜前之謝与して入来、〔退出後宅二而之御用向入夜相済也〕

十二日、辛卯、曇、寒冷、〔例時出勤、夕八半時退、其後宅御用向用竭、而罷、〕夜大御  
目付神尾半左衛門殿御入来、此御方様御用有之、此節京都江可被遣旨御意之趣、且  
殿様御參勤掛京都へ御立寄被遊候付、御逗留中御京着被成、同所御発駕後御詰被遊  
候様二との思召之旨被申上候由、依之為恐悦御表・御興共御次迄平服二而罷出、及  
深更退也、〔木野お喜代・おしつ・おまつ、森岡おさ代・おます、辻おたけ、藤川お  
\*(貼紙2)

とめ夜中泊掛二来也

十三日、壬辰、晴、朝冷氣也、早朝御用向有之、出仕、其節御前江召、此度御上京之御供被仰付候旨被仰付也、難有仕合奉存候段御請申上、於御次御用達江毛猶御請申上置也、御用人者渡辺雅登被仰付也、兼而之通今日御家来中着具二而勢揃之稽古有之二付、五半時頃御貸供之者相揃、皆々着具二而御裏御稽古場溜場所迄出ル也、供連左之通、夫々腰弁当上方渡ル也

先鉄炮足輕四人 目印持 若党二人 槍持 草履取

馬口捕二人 杓籠持一人

午時頃始り、御馬場広場二而座備有之、夫方鼓螺之相図二心し御馬場を南方北へ回り、御馬出口方御多前(門脱方)を東へ行詰、跡へ戻り新小路馬場方下御台所裏釣井之所迄行、又跡へ返り、御作事前方御露地口通り御馬場へ出、元之広場江戻、一巡相濟也、旦那様今日者御用談御登城二付御將器所者御馬計參ル、足輕頭・御家老・御用人・軍師佐藤益之丞計騎馬、其外者御馬不足候故騎馬者無之、惣人数不残着具、御步行以上陣羽織、足輕以下半被着、御將器回リも悉全備御行装甚美敷、御多門内者婦女子迄も皆々拝見出来、窃二者他方も縁を求内見二来候者も有之由二而、衆人驚目候様子也、先年文化年中御手当之義被仰出候砌、少々武器御取繕も出来候得共、真之一通り之事二有之候処、其後天保六年末之歳末冬頃より又々御発起二而、其以来臨時御武器役所始り、御武器御手入、新出来等有之、于今廿八年始而粗御全備二至、今日斯様之勢揃迄有之候者実二御盛拳、永々之御滅石御難渋之御世帯中方漸を以之御



十四日

殿樣敵島御社參、今日御渡海被遊候由

十五日

御用人  
御役料 並之通  
足輕  
佐藤益之丞

御七  
葉種金壹両  
松本元郁

十六日

殿樣今晨從敵島御帰城被遊候由

大雪節

夕七時七步

調達、偏二御家之御規模与云へし、既二文化年中鉄炮数御書出之節者、小筒之外者十刃玉筒少々、百刃玉筒壹挺之外八無之趣之処、當時者東城・爰元合而八六封度加農一挺、十五寸天炮壹挺、三百刃玉筒一挺、貳百刃筒三挺、百刃玉筒五六挺、其以下五拾刃・三十刃・廿刃・拾刃玉筒も数挺有之、車台も挺数拾余有之、是計二而も御武器之沢山二成候義推而可知、何分恐悦之至也、都合三遍通り行列押有之、最後之一遍者旦那様二毛被為入候而御覽被遊也、(森岡)夜中方之進引取掛酒を饗入、岡本主馬殿方紙面を以大牛舌魚一尾被惠、其趣意を不知候得共、先方柄故不辭して致受納也、吉本後室・菅後室杯勢揃見物二來候由也

十四日、癸巳、晴或曇、暖、休日二候得共例時出勤、夕八半時頃退、浅野助九郎殿御歡二被出候由二而、御屋形二而予を被呼、御供被仰付候歡被申聞也、昨日岡本方到來之着見事二毛候故、浅野助九郎殿江内々呈入、息藤太郎殿へ紙面二而為持遣入也、(日脱カ)過被招、且常々懇意二毎時預贈物候謝意を含候而之事也、今日も猶又饒別二招度由、(申儀)申聞也、程々二謝辞を述置也、(益之丞)佐藤氏方明日四時御用召之為知有之、使を以見舞挨拶申遣入、今日も宅御用談及暮

十五日、甲午、晴、暖也、例時出勤、夕八半時退、夕後宅御用向用竭而罷、佐藤益之丞御用人本役被仰付也、為知有之、使を以歡申遣入也、此間御武具役所二而借用之武器、今日夫々御武具役所へ致返納也

十六日、乙未、晴、寒冷也、朝妙慶院へ代參兵藏申付、石井寿兵衛・八木喜真太・武内保之進・永井仲之助等旅行・歡旁二入來、一井嘉内先夜之謝昨日入來、昨日

十九日

宅二而御用向取計之面  
 々日々続而出精二付、夕  
 方酒を饗又

岩崎良之進入来、夕月三日一乘院一周忌、旅行前二付来ル十八日江取越致法事候二付、明夕慈君二御出被成候様二与申候由也、宅二而御用有之、九時過出勤、夕七時過退、又宅御用席点燭而罷、辻清人来、おたけを連被帰、今朝佐藤益之丞昨日之為吹調入来

十七日、丙申、晴、終日於宅御用向相勤、及暮皆々退出、夜御用向有之、被為召候而御奥江出

十八日、丁酉、曇、寒冷緩、宅二而御用談有之、極夕出勤、及暮退、猶於宅御用向、入夜皆々退散也、水谷八十郎見舞二人来、夕廿五日錢別二招度旨申置候由也

十九日、戊戌、晴、朝霜如雪、寒冷強、午後出勤、夕七時退、宅御用入夜退散、千代雄植此間内少々風邪之気味二而微熱有之、昨日杉岡文磧江乞診、真之当分事之由申、薬者此間方服又、今日者最早全快也、地之御前小松屋徳兵衛来候由、夜前及深從公儀被仰出之御政事御变革二付衣服之制度御移檄、并此御方様御变革筋衣服之<sup>(更脱カ)</sup>制度御改之義等も被仰出候由、依之今日旦那様為御用談御登城、御供も御減、御馬召袴・御割羽織二而御登城被遊、諸士も三百石以上大概騎馬、服者色々有之候由也

從公儀之被仰出者去ル朔日之頭書二有之風説書之通也、爰元之被仰出も凡右二准、製斗目・長袴・白帷子都而御廢止、月次・朔・望都而平服登城、其外諸往来都而平服、右平服与云八割羽織・襠高千袴、羽織者紋付二而も無紋二而も不苦、夏分者無羽織不苦、尤御勘定所物書以下者並羽織・襠高千袴致着用候様二との御趣意也

廿日、己亥、晴、寒冷緩、終日宅御用へ出席、及暮退散、今日・明日天祐院様卅三

廿三日

御年寄役

辻 勘三郎殿

御騎馬頭方

回御忌御法事兼而被仰出有之候処、此度大御变革被仰出候二付、急々一朝二座之御法事二相成候由、昨日之記二有之外、御花畠御花壇・御鷹被差止、御広式向從來之御仕成御取崩シ、女中御減少等之義毛被仰出也、且又去ル十七日御登城之砌、於御前御大变革之義二付御意振毛被為在候由二而、御步行組以上拜見被仰付也、例来月朔日之御切米、当年者今日相渡、予毛物成米切手・附足輕御切米切手・槍持料共致頂戴也、米価此節者初秋以来方者追々騰、今日世羅米相場石二付百四拾九匁之由也廿一日、庚子、夜来雨降、暖也、夕晴、宅二而御用向相勤、極夕方出勤、及暮退、今日国泰寺御法事、旦那様御寺詣被遊、夕八半時過被為入候由也、矢野犀右衛門京都江為御待受来ル廿三日出立被仰付也、付添者岩崎瀨平・田中実五郎等也、御発駕来月四日二御治定也

廿二日、辛丑、雨、温、朝西向寺江兵藏代参申付、例時出勤、夕八時頃退、夕後宅二而御用向勤、入夜何れも退散、久留乙次郎入来、矢野犀右衛門明日出立、為暇乞入来之由、此方方毛使を以暇乞申遣又也、蔵田和太郎明後日御供二而出立、為暇乞入来、酒を出候由也、今日方割羽織二而致出勤也

廿三日、壬寅、晴、寒、京都二而近衛公方被仰達候趣有之、御家中急二惣出勤有之由、旦那様二毛四時御登城被遊、入夜亥鼓後御下城被遊、余り御長詣被遊候二付、御下城後御次迄御機嫌伺二罷出、終日宅御用、入夜退散

廿四日、癸卯、晴、寒、午後出勤、七半時過退、其前後宅御用向出席、夜六時過退散、慈光廟御祥月也、夕御茶を献、朝西向寺江代参兵藏遣入、木原慎一郎・一井

廿五日

御発駕御供

御年寄

蒲生司書殿

御用人

堀田恂之助殿

廿六日

先達而着具勢揃首尾克御  
整二相成候二付而八、年  
来厚致心配候義二而、御  
酒を毛可被下处、此節御  
事多之義二付左之通被下  
候旨渡边雅登方被申達、  
御請申出ル

一酒二升 一陶

一鯛 料二而 一尾  
銀巻向

先年以来御武具方掛二而  
心配之面々江八不残右之  
振二而被下、尤員数者多  
少有之也

嘉内明日御供二而出立之由、為暇乞入来、慎一郎者慎齋近頃還俗被仰付、致改名候

由也、〔夜堀尾後室被来、万之進も来、同人江留守引受之義頼置也、〕今日御暇乞之

御登城有之、〔右近様三原御留守二付、御用之御箱此御方様江御預り被遊候由也〕

廿五日、甲辰、雨、寒冷、朝例時出勤、夕七半時退、殿様今日御発駕、旦那様八丁

堀江御送二御出被遊、当度者御供建余程増、御鉄炮も三十挺參、御陸尺之者も脇指

を帯、九耀之間以上之御供衆者皆々鉄炮を被為持候由也、〔退出後御用向入夜、六時

過相濟退散、宅二而之御用向者先今日限二而相仕回候筈二申談也

廿六日、乙巳、曇、寒、朝森岡方弟婦夜前安産、男子出生、母子共無滞旨為知来、

今朝五時揃二而被仰達事有之、同刻出勤、服者其儘割羽織・馬乗袴也、御用人一

同御居間江被為召、帯劍二而罷出、左之通御意被遊

外夷御拒絶御周還之義、〔旋力〕天朝方御沙汰之旨近衛殿方被仰達候趣、於殿中拝見之義

蒙御意、致拝見候处、誠二不容易義、武門之輩急度可致勉勵事二付、家来共二於

ても厚相心得、何時令出張候義等有之候共、其期二臨不致狼狽候様常々覚悟を定

武道一途に相嗜可申候、猶御書付写拝見可致候

右之通御意二而、御書付写御下々被遊候二付、御意之趣奉畏候段御請申上、一同順々

に御書付写拝見仕、畢而彦右衛門方奉返上也、勅命写左之通、〔為脱力〕

攘夷之義累年觀念不被絶候处、方今人民同冀望候攘夷二決定無之而者人心一致二

難至、且此儘二而者邦内混淆之程深以被惱亂候間、於幕府弥攘夷二決定候而速

諸大名江致布告、且策略之次第、拒絶之期限等衆議相立奏聞可有之、今度以勅使

廿七日

森岡小兒名左之通命候

由

信槌\*

廿九日

殿様去ル廿七日三原城江御泊被遊、諸事御先規之通二而、御拝領物毛被遊、御盃御頂戴、御家老・御用人毛御盃被下候由也

被仰遣候、此旨相心得、觀念徹底之様周還猶亦報国尽忠可相勵、内々御沙汰候事右畢而退、夫方御書院江御出座、御小姓並以上江御意被遊、次二御步行組不残焼火之間江出、予方御意之趣及演達、御前二毛御其儘被成御坐也、今日者休日二候へ共直二相詰、入夜退、森岡江見舞使遣入、母子共無滞肥立候由也、今日神田社へ兵藏為參、加賀守へ旅中安全之御守護頼遣又也

廿七日、丙午、曇、寒冷強、例時出勤、夕七半時頃退

廿八日、丁未、晴、寒冷強、例時出勤、夕七半時過退、式日二候へ共、先達而被仰出之趣二付今日方者肩衣着相止、平服二成也、今度予御供二而上京仕候二付、御宇衛様方御内々見事成紅魚二尾拝領仕ル也、拝戴、告于廟、浅野助九郎殿方口上書二而菓子一箱、紅魚一尾為餞別被惠也、堀尾善大夫已斐村神主山田市正養女を後妻二縁組之義今日願相濟候由、実者長束市郎右衛門娘かね也、長束市郎右衛門旅行前見舞、此間かね結構被仰付候吹調旁入来之由也

廿九日、戊申、曇又晴、寒冷強、早朝白神社へ參詣、夫方妙慶院江參、先考御墓所へ御暇乞申上、主水様へ時候之御機嫌伺旁罷出、丹羽庄司・坪内久米之助・浅野助九郎殿・岡本主馬殿江暇乞二行、浅野・岡本二而八餞別・被惠物等之挨拶毛申述、例時出勤、極夕退、万之進來

十一月 大

朔日

日蝕

一分半

御奥通左之通差上ル

一紅魚 一尾

直九匁五分

慈君方

一味淋酒 二陶言并

直拾匁言并五分

二日

冬至

朝四時三分

此度御旅行ニ付御借用金之義御勘定奉行衆へ御内談有之候処、御示談通り式千五百両相調候由也

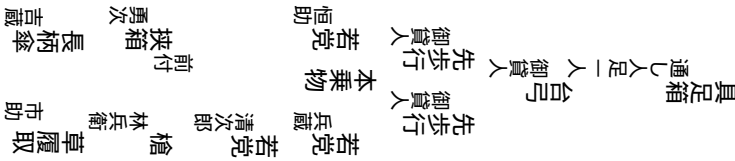
朔日、己酉、晴或曇、時々雪飛、寒冷強、例時出勤、夕七半時過退、此度之御旅行奉祝候寸意、紅魚一尾御奥通御内々差上、慈君方も御餞別之意、味淋酒(聯方)二陶一升御上被成也、夜中御奥江御餞別ニ召、罷出、慈君・千代雄槌も同断、御吸物・御酒頂戴仕ル也、亥鼓前退、森岡へ男子出生を祝、産衣并小豆飯・肴添贈也

二日、庚戌、曇時々雪飛、凝強、寒冷甚、朝御年寄閑蔵人殿・御勘定奉行熊谷平司殿江御挨拶事ニ付參、夫方右近様へ出、久野秀太郎・久野八十助・久留庫助江暇乞旁ニ參、西向寺墳墓へ御暇乞ニ參、四時過方出勤、極夕退、夜冬至之祝、平野伝右衛門明朝出立ニ付訪

三日、辛亥、終日雪紛々、寒冷強、朝渡辺・堀尾・佐藤・森仙太郎・矢野犀右衛門留守・大島五兵衛へ暇乞ニ行、岩崎良之進江も同断、佐藤ニ而者御役成歎延引之挨拶をも申也、夫方小倉道人殿・一井嘉内江暇乞ニ行、湯川兵馬殿死去を吊、其外藤川・木野・水谷・辻・森岡を始暇乞ニ行事不能、辻妹も膝根へ腫物出来、困候由ニ而不得来也、例時出勤、夕七半時比退、夕方御奥へ罷出、御宇衛様江御暇乞申上、御目見被仰付也、為暇乞之入来之方角彼是多人數有之也、夜辻清人・森岡万之進入来、暇乞之盃いたす也

四日、壬子、晴或曇、夕少々雨飛、寒冷緩、今曉七時半之御供揃ニ而御発駕被遊候二付、程合間合五時過為御供出ル、表門方左之通行列ニ而御裏御門通り出ル、若党(森岡)・清次郎(本原)、小者市助召連ル、若党一人者佐々木直馬兄平太を頼、旅中若党代二

四日出立供列



連候故、岩鼻迄八木野家来恒助を借連ル、外二小者三人林兵衛・吉蔵・勇次与云者を雇、其外者上方渡ル、着服者割羽織・踏込、何モ木綿を用、凡四半時過ぎ御機嫌能御発被遊、岩鼻二而御小休、(安芸郡)海田市へ夕八時御着、御昼所猫屋新三郎、同所七時前御発駕、(安芸郡)上瀬野村方御釣燈付、(美茂郡)西条四日市へ亥刻後御着、御本陣新屋助一郎、予宿小倉屋友三郎、一心旅宿落着之上御本陣江為窺御機嫌罷出、御用達伊藤徳之助江逢、退、右近様今朝三原御出立、今晚当駅御止宿之由二而、兼而御打合せ七被為在此方様右近様之御旅宿江御出、御対顔被遊候由也

五日、癸丑、晴或曇、寒冷也、黎明御用向有之、御旅宿へ出、直二御供仕ル、今朝宿江祝義式勿遣入也、夜引明頃御発駕、御昼所者無之、所々御小休而已二而夕七時頃沼田本郷へ御着、御本陣米田屋半九郎、入夜為伺御機嫌御本陣江罷出、予旅宿丸屋甚四郎也、家来不残へ無滞出立之祝意酒料五勿遣入也

六日、甲寅、晴、風吹、寒冷強、曉七半時頃二可有之、本郷御発駕、三原木ノ浜近所二而日出、\*西之宮前江右近様方御見舞与して御使者御馬回戸川政之丞被差出、御出頭受引二而御駕籠中方御直答被遊、予も下乗及挨拶、御用人中方之口上有之、取合返答申述也、\*三原東町二而御昼所、山科屋茂左衛門所也、当所御本陣之由、前後諸所二而御小休有之、夕七時頃尾道江御着、御本陣笠岡屋作右衛門、予旅宿隅屋多三郎也、着後為伺御機嫌御次迄出ル、\*三原御昼所御休中、小林彦左衛門へ為見舞使遣し、土産之品贈、彦左衛門為挨拶乍途中謁入、干菓一袋惠、\*尾道二而田中庫三八使遣し、土産之品贈ル、夜中庫三為挨拶来、金玉糖惠む、郡三郎与改名いたし候由、





## 十四日

殿様去ル十一日御参内被遊、天盃御頂戴被遊、諸事御滞不被為在、今朝京都御発駕、三条通直二江戸へ御下り被遊候由也

十一日、己未、朝曇、夕雨、温、〔曉七半時過正条駅御立、御昼所姫路駅紺屋庄兵衛諸所御小休二而、暮頃加古川駅御着、御本陣中谷与三左衛門、直二御機嫌伺、退、予旅宿京塚庄左衛門、今日正条川・浅生川・青山川・加古川あり、正条・加古皆大河、就中加古川者播州大井川与唱候由也

十二日、庚申、曇、温、夕又寒し、〔曉七半時前加古川駅御立、御昼所大倉谷二而広瀬庄兵衛、処々御小休二而暮六時比兵庫駅御着、御本陣〔直二御機嫌伺、退、予旅宿〔

十三日、辛酉、晴、暖、夜中寒冷強、〔曉七半時頃兵庫駅御立、御昼所西宮駅二而

処々御小休有之、入夜六半時頃郡山駅御着、御本陣加治善左衛門、直二御機嫌伺、退、予旅宿加治又兵衛、今日者御供方之内大島五兵衛初大坂通伏見江御先越被

仰付面々有之、西宮駅方別れる也

十四日、壬戌、晴、朝霜如雪、寒冷強、〔曉七半時郡山御発駕、鳥羽口御渡二而午後伏見御着、御本陣大塚小右衛門、予旅宿針屋庄九郎、朝尾彦造・山田十兵衛・木村源右衛門・井上平八父子御迎二出ル、予も輿中方謁入、〔早速御本陣江出、一応退、又出勤、及深更退、〔木村源右衛門見舞二来、菓子を恵

十五日、癸亥、晴、暖氣也、〔朝正六半時御供揃二候処彼是遅刻二成、四時頃伏見御本陣御立、伏見稻荷前、大仏前二而御小休、夕八時過京都高倉通五条下ル〔町二

丁目二而御旅館仏願寺江御着被遊、奉恐悦也、直二御次江出、無御滞御京着之恐悦御用達迄申上、直二相詰御用向申談、極夕東本願寺学寮内予旅宿へ退、学寮者御本

〔十七日〕

小寒節

今曉八時七分

〔同日、左之通差上〕

紅魚二尾一折

代銀拾八匁

〔十八日、芝山様江〕

一小半紙 三束

一煉羊羹 一箱

右之通差上ル

陣同町二而半町程南也、〔御用向有之、夜二入当所御留守居坂本十尋殿江行、出違二而不遇、又御旅館へ出、高謙院様御出被成、御取合二罷出、夜半前退、予旅宿之座敷二而彦造・平八（即脱力）・源右衛門・十兵衛等江御酒被下候由、予不退内二何れも退候故不調

十六日、甲子、雨降、不寒、朝坂本江行、又他行二而不遇、若月準二殿を訪、又不遇、滝戸幸威殿を訪、謁、高木右内・中村每次郎を訪、皆遇也、御用向者右内へ申談置也、直二御本陣江出、入夜退、御到来之大手饅頭頂戴仕ル也、〔広島へ御用便有之、書状出入、朝尾彦造見舞人来、菓子を恵、夜家来へ無滞京着之祝酒遣入、折柄平野伝右衛門・佐々木直馬來、共々饗又

十七日、乙丑、晴、寒、寒人也、朝木村源右衛門来、朝御用向二而熊谷左門殿を訪、不遇、直二出勤、夕又熊谷を訪、又不遇、夜左門殿御旅館江被出候而始而謁又、其後退出、今日無御滞御京着之恐悦与して御着差上ル也、渡辺も同断、高謙院様方予并渡辺雅登・御用部屋之面々江与被為在候而御酒一陶五升頂戴仕ル也、〔留守へ片岡道二来、菓子を恵、山田十兵衛入来、扇子箱恵候由也

十八日、丙寅、晴或曇、寒氣稍有力、朝出勤、午後芝山御殿江為何御機嫌出ル、昌徳院様御目見被仰付、御菓子被下、夫方御使者之間江下り候而吸物・御酒を被下、三木兵庫応対、吉田数馬・三浦匂杯出ル、土産之品御内々差上ル也、当殿様者未御幼弱二付勤修寺家其儘被成御坐候由也、朝尾彦造・山田十兵衛・井上平八（即脱力）・木村源右衛門等今日御目見被仰付、予か旅宿之座敷二而吸物・御酒被下候由、予者夕方又御

〔十九日〕錦小路様ニ於て  
拝領

栗田焼酒飲猪口一ツ  
模様柳二燕

旅館江出勤、亥鼓後退候故不能会、留守中旅宿江昌林院太肅被訪、御旅館ニ而逢、松風一箱被惠也、藤川甚吉郎風邪ニ而咳気強、旅宿へ下り致難儀候由ニ付、夜退出掛訪之、何分余程羸憊之様子ニ見ゆる、食者少々宛喰候由也

十九日、丁卯、晴、寒氣有美、例時出勤、午後錦小路様へ参殿、御機嫌を窺、侍渡辺左門応対、無程右馬頭様御目見被仰付、御側ニ而御菓子被下、吸物・御酒被下、御盃も戴、誠ニ御懇意御叮嚀之御事也、未々飲取ニ致候様ニ与被仰、栗田之盃を被下也、及暮退、此方方も昨日昌林院方到来之松風一箱御内々差上ル也、今日者初而故麻上下着ニ而参殿仕、昨日芝山様江者定服継肩衣也、供者若党兩人、小者一人連出ル、今晚禁裏新嘗祭被行、暮方明朝迄火元別而念入候事之由ニ而、本願寺方其段達し有之候由也、折返しニ御戻之供方・又供迄来ル廿四日出立被仰出、予家来清次郎一人、小者二人返又筈ニ申付也

廿日、戊辰、晴、寒意加、召候而早朝出勤、夕御用向ニ而坂本十尋殿を訪、他適ニ而不遇、御旅館ニ而淨念寺冷月江始而調、先頃以来当所ニ詰居、此度之御旅館并下宿等御借入之義段々致心配候由、本山御用向ニ而詰居候由也、夕旦那樣学寮内御見物ニ被為成、予旅宿江御腰被為掛、御茶を差上ル、本願寺方御到来之御菓子を戴也、夜中甚吉郎宿江兵蔵を看病ニ遣入也、家来江無滞着之祝義、若党へ貳百、小者へ百宛酒料遣入也

廿一日、己巳、晴、寒威強、早朝坂本氏江行、始而調、温順之人也、御目付役ニ而御留守居代へ詰被居人也、直ニ出勤、暮前退、朝夕兩度甚吉郎を訪、松本元郁を呼、

容体を尋、及相談義有之、差寄氣遣与申様二者無之候得共、何分大病故、一向二廿四日之便二一緒二歸り候方可然哉与申也、今日普觀廟御祥月、遥拝仕ル也、錦小路様近日臨時祭之節御用掛御蒙二而両加茂江御越被成候由二而、此方様之御馬御借用之御頼有之、今日御乗試被成度との御事二而、森仙太郎御馬を為牽參候由也

廿二日、庚午、晴、寒冷強、例時出勤、入夜退、旦那樣今日本藩御一門、近衛閣(近衛忠熙)

白様・有栖川宮様并野々宮様・川鱈様・徳大寺様等江御回勤、夫方東園様・芝山様・

\*備仁親王

\*河譜公述

\*徳大寺公純

\*近衛

\*閣

高辻様・錦小路様江も御參殿被遊、御供列江戸表二而之御例形も被為在候得共、間近く御中老格浅野外衛殿節之振合も有之、御嚴重之御供列可然旨御留守居中被申上趣も有之由二而、御先步行廿一人、御駕籠脇十二人、外右二准儿御供建二而御出被遊由也、乍去小人之外者他所人者一人も御雇入二不相成、御家来限二而相濟也、御用達伊藤徳之助方明日御京着御祝義吸物・御酒被下候付、四時罷出候様思召之旨申聞、忝仕合奉存候旨御請申出、吟味役滝戸幸蔵殿被来候由、出勤中二而不遇、御留守居手付高木右内も来候由、扇子箱・風呂敷を恵也、人足頭宇和島屋清五郎歎二来候由、羊羹一箱恵、藤川甚吉郎何共氣遣二付、山田十兵衛へ頼、山内熊次与云医師を招乞診、些重き容体二申候由、予者不調、広島方書状去ル六日出、十六日出二併二達入、留守何れも無事之由也

廿三日、辛未、晴、寒威強、例時御旅館江出勤、如昨記御座敷二於而吸物・御酒頂戴、平皿御餚も例之通り被下、旦那樣為御挨拶御臨坐被遊、緩々頂戴仕候様御意被遊、坐を退、御請申上、御旅中之事故麻上下着二者不及候也、頂戴相濟御次江出、御

廿五日

高謙院様へ左之通差上

一障子紙 二束

一宮島細工簪・杓子  
色々

慈誠江

小半紙 二束

寿戒江

同 一束

下女江

式百文

中村富之進へ

半紙 式束

右之通贈ル也

手賄二付御仕向左之通

一銀三拾匁ツ、

炊道具其外  
諸道具代

一一日白米七合五勺ツ、

一一日野菜・薪等之代百

文ツ、

用達迄御受申上、渡辺雅登同断也、御供一同二被下候得共、御間所も無之、銘々詰

所・旅宿等二而勝手二頂戴致候故、予等挨拶二出二不及候也、夕八半時退、藤川甚

吉郎若年之家来言人二任せ置候義甚不安心二付、今朝方予旅宿へ引取介抱為致遣又

也、山内熊次来診、元郁朝夕来診、兼而者明日平野伝右衛門御戻二付幸之義故、同

人連歸吳候様二相談相約置、其願も濟居候得共、何分其後之容体只様不相勝、只動

揺致候而八忽疲勞を増、迎茂船中無難二歸着之程者無覺末候二付、予主与成候而差

止、予所二而成丈介抱尽し遣候事二相決、甚吉郎も大ニ悦也、家来之内三人、弥明

日差戻候筈二申付、留守江之書状等認、夕伝右衛門為暇乞入来、酒を饗入

廿四日、壬申、晴、寒威強、例時出勤、午鼓後退出、元郁・熊次甚吉郎を来診、今

日者少々快方之様子二見ゆる也、甚吉郎右之様子二付、花咲宮稻荷社江快全之祈禱

を頼遣入、御初尾金三朱備也、今日旦那様浅野外衛殿旅宿江御出被遊候由也、今

晝家来何れも致出立也、酒を為飲也

廿五日、癸酉、晴、午後暖、朝四時頃御旅館江卒与御機嫌伺二出、夫方渡辺雅登同

伴二而直二下岡崎葆光軒江罷出、高謙院様御機嫌を伺、早速御目見被仰付、認・御

酒を頂戴仕、緩々御咄申上、入夜退、土鍋一、蓋物一ツ頂戴仕、麩末之土産持參差

上ル也、御供方一同今日迄御賄二有之候処、明日方炊道具并日々賄料飯米御仕向被

下候二付、銘々便利を以手賄二仕候様被仰出也

廿六日、甲戌、朝雨降、冷、后温暖、朝渡辺被訪、今日御旅館休日也、夕為伺御機

嫌罷出、御用向有之、入夜退也、頼東三郎殿被出、始而謁入、聿庵先生之跡御立入

一 一日炭代三十文ツ、  
但來春一月中

右之通御步行組以上一同也、足輕組者百文之所八十文、三十文之所廿五文、一刀方者同六十文二廿文ツ、又供迄毛同断也

也、午後大島五兵衛同伴、両本山へ詣、七晝夜之光景を觀、西物會所二於而談議毛有、聽聞致又也、旦那樣今日者岡崎葆光軒江御出被遊候由、井上平八郎留守江見舞二來候由、菓子一箱惠、雅登為見舞被來

廿七日、乙亥、晴、暖甚、普觀廟御祥月、遙拝致又也、朝大島五兵衛來、例時御

旅館出勤、午後御用向二付而吟味役若月準二殿御長屋へ行、謁、又出勤、入夜退、熊次甚吉郎を來診候由、公儀御用向二而西洋江逗留之松木弘安与云人方來狀之写

を見る、何分仏夷横浜二而之御取向を憤、年内二者是非共撰海江渡來、朝廷江直心接を願候与申風說專之由、甚致案勞候との旨認有之也、書中二西洋を文明之強国与稱、攘夷之説を主張又ル徒を斥而、井中之蛙杯与貶し有之、心得違之至也

廿八日、丙子、晴、喧暖甚、朝錦小路様江御使二參殿、御目見仕ル也、帰掛直二出勤、及暮退、広島方御用狀達、留守無事之由

廿九日、丁丑、晴、暖気甚、朝紫野昌林院江御參詣被遊、予毛渡辺雅登同伴御跡方拝參、昌林院方於興臨院御膳を被差上、予等并御供方江も認并酒を被出、青銅三十疋献備、且大肅僧へ杉原紙五帖為土産贈る也、光廟御石塔御立派二御出来、予献備之御花立も調也、広島便、老女八十野江御機嫌伺之文を出、留守并藤川・森岡等へ書狀出、藤川江甚吉郎様子委細二申遣又

卅日、戊寅、雨又時々霽、暖、今朝加茂臨時祭被行、兼而之通錦賴徳小路様江御馬御立用二付、森仙太郎御供二參候之由也、例時出勤、九時退、元郁甚吉郎を來診、大分宜敷由申也、矢野犀右衛門今日出足、広島へ還候二付暇乞二來、此方方毛見立二家

朔日

大寒節

夜五時六分

今日左之通有栖川様へ  
左之通御差上被成候由

御菓子 一折

代銀五枚

梅尾十文字院方左之通

被下

一急須焼 一

いにしへを思ひ出して

誰も よ梅の尾山の春の

わか草

一栗茶盆 一

一都茗 一袋

梅尾山本茶

一杉原紙 七帖

高木右内へ

来遣又也、到来有合之菓子を贈、朝尾彦造江土産小半紙三束、煎海鼠壹斤贈遣又也

十二月 小

朔日、己卯、朝雪降、寒威冽、後晴、朝五時過御旅館へ出勤、九時頃退、今朝者有  
栖川様江為御目見御出被遊、浅野外衛殿も御一緒被出候由、梅尾山十文字院方使  
者被差出、御進物有之候由、予江も手つくね之急火焼・茶盆・本茶壹袋被下也、甚

吉郎今日者大二快見ゆる也、元郁今朝来診候由也、高木右内・山田十兵衛へ土産贈  
る、朝尾彦造・山田十兵衛当日為祝詞来、今日大寒節也

二日、庚辰、晴、寒威厳也、朝渡辺雅登伴、高辻様へ為窺御機(機脱方)参殿、長尾掃部応対

退、未表向之御披露者無之候得共、昨日御縁女様御引受、直二夜前御婚姻も被為整

候由、少々御差支事被為在、十五日御婚姻之御披露有之筈之由、全体少納言様御逢

可被成処、右之御取込二而其義不被為在、不遠内旦那様を御招之御手筈二付、其節

者兩人共御供を懸て参殿仕候様二との御事二候旨も申聞、厚御受申上置也、土産与

して小半紙三束内々差上ル也、休日二付為窺御機嫌午後御本陣江出ル、高謙院様

今日為御見舞御出被成候由、夕方学寮内御見物被遊候由二而、予旅亭へ不意二被成

御坐、為御土産昆布壹袋、春盤菓子壹包戴之也、不取敢御菓子・御茶差上ル也、甚

吉郎今日者少々熱氣有之、胸痛・息迫之気味有之、困ル、朝元郁来診、夕又申遣来

診、何分寒氣之支与見へ、今朝方者熱氣増進之方二付、氣を付候様二申也、菓少々

致加減呉ル也、今朝々尾彦造方煮豆一器、夕物共二恵、山田十兵衛煮染一器右同断、

一小半紙 三束

山田十兵衛へ

二日、慈誠方煮豆を患与  
記候者誤也、矢張高謙院  
様方頂戴被仰付也

慈誠方煮豆を患

三日、辛巳、曇、午後雨、暖也、早朝出勤、九時過退、渡辺旅亭風呂被沸、行而浴  
入、甚吉郎晝来者居合宜敷方也、元郁来診、御国元御年寄衆方御来状有之、今般  
朝廷方被仰達之趣、且異船大坂江乘来候風聞二付、御番頭森島左伊記殿相組衆十五  
人、御中小姓頭二川主税殿組之衆十六人、村越孫六殿御步行中卅五人、御小人目付  
吉人、御先手者頭片岡大記殿、御医師中二人、当月二日出船二而当所へ御差向二相  
成候筈之旨申来候由也

四日、壬午、曇後雨、温也、早朝出勤、九時過退、元郁甚吉郎来診、先居合何七宜  
方之由申也、夜風吹、寒

五日、浅野外衛殿今朝当  
所出立、御国江被下候由  
也

五日、癸未、朝嚴凝、寒威強、朝七条方五条寺町辺江見合者二出ル、今日者休日  
二付出勤不致、雅登被出也、今日より八雅登申合、一人宛出候事二成也、極夕若月  
準二殿被出、御酒出候二付挨拶二出、暫話又也、夜風吹、寒威強

先月廿六日出広島御用  
状来候所、当処同十五日  
出之書状廿六日迄いまた  
不相達候由也

六日、甲申、晴、嚴凝終日不解、寒氣強、早朝出勤、午時退、夕東本願寺馬場へ御  
馬乘置江出ル、今午後東洞院本藩御屋敷江御見物旁御出被遊候由也、甚吉郎今日  
者大ニ快方ニ見ゆる也

七日、乙酉、晴、嚴凝、寒威冽、早朝御本陣出勤、午鼓退、明八日芝山様江被召、御  
早昼二而被成御坐候由、其節予二も御供二而罷出候様二との御移有之、奉畏也、渡  
辺雅登も同様也、甚吉郎日々与快方也、元郁来診

八日、丙戌、晴、寒氣緩、巳半刻頃方芝山様江御出二付御供仕罷出、下御靈之内茶



店二而御繼上下御召替被遊、予も繼上下着二而出ル、御供立者真之御微行也、段々御饗応被進、予・雅登も御側江召候而御饗応頂戴仕ル也、御膳者御上計江被進、予等江者不被下、御供方並家来共迄も御酒被下也、極夕被為人、歸り者御供を外れ候二付、間之町稻荷社江先日甚吉郎不快速二快全之御祈祷を頼、追々快方之御礼参いたす也、芝山様二者高謙院様二も被成御坐、来ル十二日健徳院様御祥月御別時御執行被遊候二付、其節罷出候様二与御沙汰被為在也、御礼申上置也

九日、丁亥、曇又晴、寒氣少緩、凝者不解、芝山様江昨日之御礼申合候而雅登彦人被出、彼方様方御挨拶御使者吉田数馬御旅館へ来候二付、折柄同人江も逢候而御礼厚頼置也、早朝出勤、午時過退、甚吉郎今日あたり者弥快方二移候二付、夕方松本元郁江酒を饗入、先日以来日々親切二来診致くれ候得共、何も不饗候故也、尤甚吉郎饗し候也、広島へ書状出入、当年内者最早替義無之候得者書状者不出積二而何角申遣也

十日、戊子、曇、寒氣緩、夜雨降、早朝出勤、午後退、木村源右衛門御勘定所御用向二付上り候由二而見舞二来、牡蠣一器恵む、留而酒を饗、暫話入、朝尾彦造も折柄源右衛門へ用事有之候由二而来候二付俱二饗入、大坂辺二而者仏夷軍艦採来候様之沙汰者一円二無之候由也

十一日、己丑、晴又曇、午後寒威又加、休日二付午後御機嫌窺御旅館江出ル、広島方当月朔日出之書状来ル、御留守御静謐、家内一緒内共無事之趣申来ル、去ル十五日爰元御着之日出候書状先月廿九日迄不相達、水主百蔵帰候節之分却而前二成、百

蔵廿九日二帰、同日相達候由也、夕方寺町辺迄見合物二出ル

十二日、庚寅、晴、寒威不敵、朝例時出勤、午後退、去ル八日之記ニ有之通二付、退出後渡辺雅登同伴、岡崎稜光軒へ出ル、大島五兵衛・小島左源太も出ル、御靈前へ御菓子一箱拜具仕ル也、御別時念仏百万遍有之、尼僧四人被出、相濟尼僧一座ニ而御非時・御酒被下、入夜退、帰途五兵衛伴南禅寺前大魚坊へ寄、茶を点し出又、頗崎人也、帰寮後御用向有之、御旅館へ出、夜半後退、急御用向二付明朝出立、大坂辺迄極忍ニ而相越候様御内々被仰付、渡辺雅登・佐々木猶馬も同様被仰付也

十三日、辛卯、晴、寒威強、昨記之趣ニ付夜明而出立、鳥羽街道通り美豆ニ而昼弁当を遣ひ、八幡山を越、河州牧方江夕七半時前着、同所へ泊、宿米屋佐太郎、京方

七里、折柄八幡宮江詣、所謂黄金之戸樋を見ル、経式尺五寸、長十三間有之由也、

今日途上鳥羽・下鳥羽・横内(横大路力)・富森・納所・淀・美豆・八幡・橋本、此町外れ城州・

河州之境也、橋本者雲州侯御警衛場二而御陣屋有之、御人数上下五百人程詰居候由、川向山崎も同侯御受之由也、中芝・楠葉・樋之上・上島・下島・坂・渚・磯島等之地を經也

十四日、壬辰、晴、暖成方也、黎明出立、守口ニ而昼弁当を遣、夕八時過大坂江着、高津社并二天王寺塔江登、大坂之形勢大覽、御用向相調、夫方東横堀本町橋東詰柴屋伊兵衛江宿申付、高三喜兵衛申遣し、早速来、及応対、酒を饗入、同人酒肴を持參惠む、今日守口方大阪迄六里、途松か鼻・太間(内力)・野田等之地名有之也十五日、癸巳、曇、暖也、節分、黎明東横堀西浜方三十石船江乗船、尤十二人前借

十六日  
立春  
昼八時七分

切二致也、夕七時頃<sup>\*</sup>天下津へ上ル、夜五時半時過学寮江帰ル、天下津方凡三里、途  
樋爪・志水・古川・羽束石森<sup>(羽束師森力)</sup>・下久我・塔森等之処を經、上鳥羽江出ル、<sup>〔</sup>広島方  
去ル六日出之書状達又、留守無事之由也、甚吉郎快、昨日月代毛剃候由也、<sup>〔</sup>夜雨、  
暖甚

十六日、甲午、朝雨降、雷鳴、暖甚、<sup>〔</sup>早朝出勤、入夜退、<sup>〔</sup>御旅館学寮門締合之義御  
嚴重二被仰出、自今夜中者都而切符を以御門出致候事二成也、<sup>〔</sup>立春

十七日、乙未、晴、<sup>〔</sup>朝御旅館江為伺御機嫌出ル、其後坂本十尋殿江行、応対、午後  
帰、其後又出勤、及暮退、<sup>〔</sup>渡辺<sup>(雅登)</sup>旅宿へ行、水風呂へ浴

十八日、丙申、晴、余寒又強、<sup>〔</sup>早朝出勤、入夜退、<sup>〔</sup>午後北野之方出火、無程鎮火、  
非人小屋焼失之由也

十九日、丁酉、晴、余寒強、<sup>〔</sup>極早朝出勤、午前退、夕又出勤、賴東三郎殿江応対、  
御用向申談義有之也、<sup>〔</sup>広島へ書状出又

廿日、戊戌、晴、余寒殊二強、<sup>〔</sup>休日為伺御機嫌出ル、去ル十二日晝丑刻、江戸御  
殿山夷人館出火、不残致焼失候由、此節普請皆出来、英夷近日引移候筈二有之候所  
右之次第、全付火与相聞候由也、快然之事也

廿一日、己亥、晴、余寒纒緩、<sup>〔</sup>朝七条馬場へ出、御馬拜借致也、巳鼓後出勤、夕八  
半時退、<sup>〔</sup>広島方御到来被遊候由二而殼牡蠣御頒賜被仰付、御用達方坊主を為持来、  
謁候而御受申返又也、<sup>〔</sup>甚吉郎弥快二付、病中致世話遣候謝意之由二而酒肴を饗入、  
松本元郁毛来也

廿四日

山田多喜登

長束清次郎

右思召有之、広島江被差

戻候間、明廿五日出立罷

帰、々着候上相愼罷在候

様被仰付

右之外永野武八郎・木村

常次郎格式御削、追込被

仰付也

同日到着之面々

片岡弘

堀尾勝登

佐藤喜代見

渡辺廉之助

菅平磨

八木鉄之丞

山崎他人登

武内保之進

土屋静馬

松尾角左衛門

廿二日、庚子、晴、余寒強、高辻少納言様去ル十五日御婚姻首尾能被為整候由二付、

為御歡早朝參殿、渡辺雅登同伴、麻上下着二而出ル、帰途頼東三郎殿を訪、不遇、

寓直二出勤、夕七時過退、夕渡辺雅登・大島五兵衛・小島左源太・岩崎良之進を招、

酒を饗、及寘話、平川静一郎も呼也

廿三日、辛丑、晴、余寒纒緩、休日二候得共御用向有之、出勤、午後退、此間御門

法之義嚴重被仰出候趣も有之候処、去ル廿一日夜山田多喜登・長束清次郎窃二御門

外致、及深更帰候由、殊二多喜登者当番中之由、御役柄不似合不埒之事也、甚吉郎

今朝方致出勤也

廿四日、壬寅、晴、朝例時出、夕七時頃退、山田多喜登・長束清次郎思召有、広島

江被差戻候旨被仰付、気毒之次第也、此度広島方御呼寄之面々十二人今夕当所着之

由、夫々見舞二来、内片岡弘・武内保之進兩人者予旅宿之内へ同宿二成也、夜中右

兩人江酒を饗又

廿五日、癸卯、晴、御用向有之、早朝岡崎保光軒江出ル、午時帰ル、乍朝御酒被下、

帰後出勤、夕方退、多喜登・清次郎今朝出立、帰候由、昨日之便二從広島書状数々

達入、且渡部廉之助・武内保之進方委細之様子も承ル、留守中慈君奉始家内皆々無

事、千代雄槌も至而息才之由也、松本玄順方書状差越、鏝持林兵衛母先頃方病氣、

先々無心元容体二付、急々暇遣くれ候様厚頼越候二付、明朝出立、大坂方船便二而

差帰候筈二申付、尤母病氣之様子次第直二登来候様二申付也

廿六日、甲辰、雨、温、暁有地震、今日も御用向有之、早朝岡崎へ出ル、午後帰

由良辰太郎

吉右衛門侍

増田貢之助

御老中小笠原図書頭様

蒸気船二而大坂御着、今

十四日西御堂へ御上り被

成候由也、高三喜兵衛方

申来

ル、酒飯頂戴、帰掛直ニ出勤、及暮退、林兵衛今朝帰ル、留守江書状遣ス

廿七日、乙巳、曇時々雨、暖、早朝出仕、極夕退、唯今迄御家来中旅宿東本願寺

新学寮、来春者越前侯御借用之御兼約之由、年内明退之儀御治定ニ相成、依而其代

矢張東本願寺々内井波\*イナミ・溜池タヌイケ之両屋敷御借入ニ相成、夕方見分ニ参ル也

廿八日、丙午、晴、暖也、朝之内出勤、午後退、予旅宿比度御借用ニ成候井波屋

敷之内二間江宿替被仰付、夕方引移也、当度者六畳敷一間ニ少之物置付居候也、家

来之居所別ニ有之、夫共二間也、東受ニ而庭毛広く晴やか也

廿九日、丁未、晴、暄、夕方歳末為御祝詞御旅館江出、御用達迄御祝詞申上、御目

見者無之也、極夕方渡辺雅登同道、岡崎江出ル、天授庵出被居謁入、御酒被下、入

夜帰、折柄祇園裏門前を通候故、卒与参詣、削掛神事ニ而参詣郡集入(群)、尤神事者夜

半後之由、岡崎方雨降出、傘を致拝借帰也、在家候与者違、旅中故、至而閑暇之大

三十日也、乍去御上御機嫌能被遊御坐、御供方一同無事、恐悦之至、王城下ニ而之

歳暮実ニ珍敷事也



(表紙)

<p>家乘</p> <p>統編卷之二十 文久三年</p>
----------------------------------

人皇百廿二代

御諱統仁

弘化丁未御即位、從神武

元年辛酉二千五百廿三年

今上皇帝御宇十八年

文久三年龍次癸亥

(下脱)  
平天六年

源家茂公

德川家康公十四代、從安政戊午

治国六年

源茂長公

浅野長政公十三代、從安政戊午  
御寿五十二

齊家十六年

紀道興公

堀田高勝公十三代、從嘉永戊申  
御寿四十九

兄弟

巳午之間

家乘統編卷之二十

文久三年癸亥 村上七世彦右衛門邦裕君緯謹記

二日、百ベルリ兒利リ日本紀行与云書を借覽、西墨利墨加使節

正月 小 旅中

節として抑嘉永六年七月

元日、戊申、曇、暖甚、乍旅中平安可算、晨興、若水、神仏遙拜、蓬萊、屠蘇、齒固、読書始・吉書始夫々乍旅中不疲恒規、朝五時、麻上下着、御旅館江出仕、御次

相州浦賀内海江理不尽二

江出、御機嫌克御超歲被遊候恐悦御用達迄申上、御目見者無之、其後於御座敷年頭

蒸氣舶を乗入、恐嚇を以通商交易之条約を成せし

之御礼申上、奏者御用人渡辺雅登、諸士・御步行組御礼濟候迄席詰、相濟四時頃退出、渡辺雅登始彼是為祝詞宿所江被来、朝尾彦造・山田十兵衛共父子同伴二而来、

始末を記せし書也、実二

彦造方扇子箱恵、此方方毛渡辺雅登・名倉求馬・奥田政次郎・大島五兵衛等宿所へ祝詞申入、渡辺部屋江屠蘇酒二被招

幕吏怯弱二して先見之明なく不測之禍根を引出候也

二日、己酉、晴、余寒又返、夕七時頃方御旅館江被為召、御酒頂戴被仰付、当所詰

二日、雅登・五兵衛咄二被来、酒ヲ饗ス

合之御役方、御小姓組以上不残御居間二而被下也、少々祝客有之

三日、片岡弘・武内保之進来、酒を饗、弘者日々咄二来、時々困暴也

三日、庚戌、晴、朝有霜、余寒強、朝御機嫌伺、昨夕之御請旁御旅館江出ル、広島江年始之書状数通認置、明日便二出候筈也、浄念寺為祝詞被訪、夜雨

二日

四日、辛亥、朝晴、寒、午前方曇、微雨与成、午後為伺御機嫌御旅館江出ル、常念寺旅館江予・雅登・五兵衛三人招度由二而小島左源太を以噂有之、故障有之を以辞

雨

又、両人者参ル、饗心有之候由也、夜渡部廉之助・菅平磨来、困暴

朝四時八分

五日、壬子、朝晴、冷、夕曇、一橋刑部卿様御上京、今日御到着二付御行列拜見二五



五日、昌林院之話、去冬江戸御留山英夷商館之燒失者決而自火二八無之、全藩中有志之徒之所為与相見、地雷火杯之如炮声三發、及炎上候由、其節浪士之如者多人數一時二集、周章之夷人を一人も不殘斬殺致候由、其少シ前方夷館警衛之士を不殘及斬殺候由、是八最上藩士之所為与申風説之由也、何分愉快之談也

八日、高謙院様昼後旅宿爲御見物御出被成、御茶・御菓子差上ル、左之通御年玉頂戴仕候也

条通り江出ル、二十七歳二被爲成候由、御聰明二被伺也、御行列殊之外御人数多也、御馬脇三十人計一樣之衿章有之、御実家水府之士御人撰二而被召列候之由也、未鼓頃方岡崎様江御祝詞二出ル、兼而御移合有之、雅登同伴、小島左源太・渡部廉之助も出ル、大福・屠蘇・雜煮・御祝盃を頂戴仕、入夜退也

六日、癸丑、晴、寒、今日方出勤初二付、朝五時過出、午後退、極夕岩崎良之進を呼、致祝盃、佐々木直馬毛同様二呼、夕方紫野昌林院被訪、扇子箱を被患、酒を饗、暫被話、今夕安井多嘉輔方江雅登・五兵衛一緒二被招候得共、少々頭痛毛致候二付辞又

七日、甲寅、晴、朝有霜、寒冷甚、後曇、只今予輩旅宿之井波屋敷尚又小笠原図書頭様御旅宿二相成、不被得已義二付、又々東本願寺南堀際平尾屋敷与申江引移之義移合有之候二付、早朝右屋敷見分二參、明日引移候様二被仰出也、午前歸、直二出勤、夕方退、從広島旧臘廿一日之書状達入、留守皆々無事之由也、近江守様を殿様御養子二被遊度段御願之通旧臘被仰出、御内証分之御家督者関爲五郎殿江無御相違被仰出、依之近江守様を自今若殿様与奉唱候様被仰出候旨江戸御年寄衆方被申上候由也、関爲五郎殿与申者蔵人殿息方五郎殿事也

八日、乙卯、晴、暖、宿替二付早朝方荷物為運、已鼓後平尾屋敷内江徒、処者七条上ル仲居町分二而、本願寺堀際也、予居間拾畳敷也、今日尾州公当所御着、御本陣者近衛殿御下屋敷之由也、午後御機嫌伺二出、水風呂入浴、夜御用向二而召、御旅館江出ル、雅登・五兵衛同様、相濟而御酒被下也

一 龜香合 一  
蓮月作(六田屋)

上箱二和歌有之  
万世のかきりに  
もれし

かめなれハ  
手ならず

人もいくよ  
へぬらん

洛東

蓮月

一 扇子 四

一 酒吞猪口 三

十三日

若月準二殿

滝戸幸蔵殿

\* 和合勘大夫

\* 山本孝太郎

中村每次郎

\* 岡孫助

\* 物書組 横山勝太郎

九日、丙辰、晴、暖甚、早朝御用向二付洞院御屋敷二而滝戸幸蔵殿を訪也、直二出勤、夕八時頃退、今日一橋公近衛殿江御出之由也、頼又次郎御立入始而罷出候二付始而謁入、右者頼故津庵先生弟二而山陽外史之子也

十日、丁巳、晴又曇、風吹、寒し、早朝出勤、午後退、一橋公今日御参内被成候由也、夕方西向寺隠居を西六条東中筋御因構内二訪、達而被留、酒を被出、段々被饗、及暮帰

十一日、戊午、晴、暖、朝已鼓前方高辻様・錦小路様・芝山様江年頭之御祝詞二参殿、夫方紫野昌林院江致拝参、夕七時過帰宿、高辻様二而長尾掃部応対、菱花平之餅を被下、錦小路様二而渡辺左門出、屠蘇酒を被下、王福も被下、芝山様二而三木兵庫応対、御菓子被下、紫野二而者紫此節光廟御位牌威徳院二御安置二付、同寺江参、大肅前堂在寺二而雑煮并二酒を被饗、海苔五十、年玉之意二贈也、今日者并当持参、去夏旅宿之赤穂屋座敷二而遣ふ也

十二日、己未、晴、暖、朝五時過出勤、午前御用向二而洞院御屋敷内二而若月準二殿を訪、又出勤、暮前退、芝山様方例年之通為御年玉扇子・多葉粉入拝領、御受三木兵庫江手紙を以申出ル也、東本願寺方之御到来蒸菓子御分賜被仰付也、夜中具足鏡開祝ふ也

十三日、庚申、晴、暖、朝例刻出勤、御具足御鏡開、乍御旅中於御居間御手自御鏡糕頂戴被仰付也、其節者如例麻上下着也、極夕方烏丸通五条上ル木屋為蔵二階二而若月準二殿・滝戸幸蔵殿江会シ、御用向申談候様被仰付、予・小島左源太兩人罷越、

十四日、御爆竹之御規式、御旅中故、溜池屋敷前二而真之其御印而已被行候由

十六日、左之通去ル四日  
 広島二而御移檄候由

西洋流專御取用可被遊  
 思召二付向後自己之流  
 法二不拘、一統稽古隊  
 列調練モ仕候様被仰出  
 候事

一右二付追而相応之御場所御構、御人備等有之  
 筈二候へとも御場所出来迄八当分東之明地、松原明地二おいて師範役引受、指南有之候事  
 但、出席之面々者学問所掛りから示合候事

御饗応事有之、尤御步行組辺モ彼是参会也、小笠原図書頭様今日当所御着之由也

十四日、辛酉、曇時々微雨、暖甚、朝為伺御機嫌出ル、夕頼東三郎殿、備後尾道の住人龜山福四郎与申者を同道二而被来、七条通和泉屋一心堂二会、話を聞、大島五兵衛・片岡弘毛会、福四郎至而器用人二而、西洋器製造之義杯至而委敷、東三郎殿者当时之慷慨家、時勢之論談愉快也、入夜帰、黄昏北方出火之由、焰氣幽見、舟岡山辺之由也、暁出火二付御旅館江出、四条通祇園御旅方出火之由、同所方東江両側、巷丁許類焼之由、夜明比鎮火、退

十五日、壬戌、晴、午後曇、雪花飛、峭寒也、例刻出勤、午刻後退、自広島本月六日出之書状達、夫々年始状数通来、御国元御静謐、御留守中モ御方々様御機嫌能被遊御超歳候由奉恐悦、宅二而モ慈君奉始、家内皆々平安加寿之由也、御国元モ旧臘自今西洋流專御用之義被仰出、金子徳之助殿御中小姓頭同格、御軍方御用掛被仰付候由也、夕中村每次郎来、謁又

十六日、癸亥、晴、峭寒、例時出勤、午後退、夕大仏之内板倉筑前介文武並修館江稽古見物二行、今日初会、土州藩中并此御方御家来計出ル、筑前介者醍醐三宝山御家来二而学者之由、在京之諸藩士寄合、文武を講候為二発起致候事之由、馬場・炮場悉備、寄宿生之塾モ廿間有之也、何分篤志之人也

十七日、甲子、晴、夕曇、寒、高倉通り五条下ル所西村宗通与云茶事宗匠之座敷二而坂本十尋殿以下御招二付為御取持出ル、茶席段々有之、立派也、宗通茶を上ル、跡二而御酒宴有之也、夜亥鼓後帰

十八日<sup>(七)</sup>  
清明<sup>(啓蒙)</sup>

朝四時一分

十八日、乙丑、雨、暖、例時出、午後退

十九日、丙寅、雨歇後霽、寒、例時出、午後退、夕頼東三郎殿来儀、緩々被話、酒を出入、五兵衛相手二呼、殿様御上京、御願之通去ル十二日被仰出、依之明廿日江戸御発駕被遊筈之由、左候得者此方様二者来月中旬頃之御暇二可相成哉之御内移有之也、午後少々悪寒之気味有之、頭痛もいたす、夜早臥

廿日、丁卯、晴、覚春色、尤暄、感冒之様子二而夜頭痛・腰痛強、平臥、松本元郁乞診、薬を投、御機嫌何渡辺江頼、不出

廿一日、戊辰、晴、暄、朝元郁来診、惣体如昨、依而不得出勤、渡辺雅登・大島五兵衛・岩崎良之進・佐々木直馬・平川静一郎等見舞二預ル也、今午後本願寺枳殻屋敷御見物二御出被為在、蒸菓子御頂被遊候由二而御分賜被仰付也、自広島御用状来、留守状者不達、朝来腰痛者緩、夜中小腹拘攣強、困也、夜暖温甚

廿二日、己巳、雨、頭痛・腹攣急者快、悪寒未全除かず候得共、午後辱を徹、午後寒シ、元郁来診、奥田政次郎・武内保之進等見舞二預ル

廿三日、庚午、曇、夕晴、寒、髪を理、髭を剃候へ共、悪寒未全快ならず候故月額者不剃、午後有頭痛、本願寺御門主様方御馬御借用之義御移有之、今日出候由、新二御門主様御騎試被成候由也

廿四日、辛未、晴、暖、弥快候二付今日方致出勤也

廿五日、壬巳、晴、暄、朝葆光軒江出、中飯・御酒を戴、午後退、智恩院方大仏迄山手を遶り歸也、去ル廿二日、於大坂浪儒池内大学を何者欺致切害、難波橋江首を

掛曝有之候由、右去ル戊午年者赤心之徒江与し專致周旋候処、其後志を变、翻而姦吏江内通いたし、有志之輩数多死二致候与之事二而其罪を糾之趣意之書記添有之候由也、右大学者以前者智恵院宮様之御儒者二而、先年先考御上京之節宇治舟中二而御唱和被成候仁也、旧冬差戻候槍持林兵衛代同人父專助与云者来ル、去ル十六日舟便二而登候由留守方書状来ル

廿六日、宝国童子廿五回

忌相当、於妙慶執事執行

之筈也

廿八日

煎海鼠 一箱

右高辻様へ渡辺申合せ差

上ル也

朔日

伝奏御方

\*坊城大納言殿

\*三条中納言殿

二月 大

廿六日、癸酉、雨、暖、午後為伺御機嫌罷出、五条通迄回り帰ル  
廿七日、甲戌、曇、兩者歇、又寒し、朝出勤、昼午刻退、夜前大仏辺出火有之候由  
廿八日、乙亥、晴、寒、例時出勤、午時退、今午後高辻様江被御招二而御出被遊、予并雅登も御供二而罷出候様兼而雜掌中方之噂も有之候二付、御供二而出ル、段々御饗応被進、予も御側二而御懇意二頂戴被仰付也、(高七)少納言様御所望二而旦那様和歌を被遊、予も書式枚を揮筆致入、貞順院様・御裏様二も御出被成、御目見仕ル也、入夜退出

廿九日、丙子、晴又曇、夕雨、頭痛強、少々悪寒も有之、終日平臥、御供方一同江御心付金被下、予九両頂戴仕也

朔日、丁丑、晴、寒、今曉急御用向有之、卯刻前出勤、一応退又出、未鼓前退、今朝辰刻、御用向二付旦那様習院江御出被遊、御留守居坂本十尋殿付添被出、伝奏・議奏御五方御出会、御用向御達有之候由、諸藩共同様御家老・御留守居等被出候由

議奏御方

\*飛鳥井中納言殿

(野言) 野々宮宰相中將殿

\*阿野宰相中將殿

三日、春嶽侯御京着者四日之事也

同日

春分

朝四時七分

(有文)

去月廿八日、千種殿參勤御家來香川万五郎与歟

申者被斬候由之處、其首行衛不知趣、夜前柵門二掛ル者其首共歟与之風聞也、右万五郎与申者者恐多も主上毒殺之陰謀江加

り候者之由也、矢張三藩有志組之所為与見ゆる、感心之事也

也、学習院者日之御門前也、終日頭痛二而困ル

二日、戌寅、晴又時々雲過雨飛、休日二付予為何御機嫌罷出候筈二候へ共、頭痛菟角不快二付渡辺へ頼、出被呉也、夕方頭痛大二快、尤今朝又元郁を乞、薬を服也

三日、己卯、晴又時々曇、又返返、寒、朝出勤、午後退、今朝越前春嶽侯当所御着之由、去月廿三日蒸気船二而江戸御発、同廿九日二大坂江御着船之由也、夜前何者之所為二哉、一橋公御旅宿本願寺門前之柵門江生首を掛有之、今朝早速御取除二

相成候由、趣意書添も有之たる様子二候へとも未伝覽を不得、今本願寺方使僧を以

外郎粽百把御到來被送候由、予も三把御頒賜被仰付也、一把十本括也、風呂浴浴、

夕寺町通四条辺迄見合物二行

四日、庚辰、晴、寒、朝出勤、午後退、留守江書状出入

五日、辛巳、晴、暄、今日高謙院様を御餞別之御心持二御招被遊、午後安井多嘉輔方座敷二而御振舞被為在、御取持二罷出ル、入夜帰ル

六日、壬午、晴、暖甚、朝出勤、午後退、初午二付退出後渡辺雅登同道伏見稻荷江參詣、初而京師之春色を見、群參夥敷事也、乍去當時世故例年方者余程參詣遊客少

牛由也、茶店二而一酔を取、帰掛和泉屋一心堂二而山本沈三郎・西村桂蔵二会、安井多嘉輔夫婦も参り居候、兼而大島五兵衛席を設ル也、沈三郎者小野蘭山流之物産家二而當時高名家之由、本業者医家也、桂蔵も医家二而慷慨家、專當時勢之周旋を致候仁也、家來兵蔵此間以來風邪二而困ル

七日、癸未、曇、風吹、暖甚、有蒸気、例時出勤、午後退、今午後錦小路様江被御

招二而旦那樣御出被遊、予二も御供仕罷出候様兼而高謙院様方御移有之、跡方參殿仕ル、雅登・五兵衛・森仙太郎も出ル、段々御饗応被為在、御相伴二而種々頂戴仕候也、入夜退、尤立返御礼申上置也、

八日、甲申、曉方風吹、雨降、暖甚、休日二候へとも出仕、午後退、太守様今晚大津御泊、明朝当所御着被為在候由也、大島五兵衛母広島二而病氣有之処、氣遣敷容体之趣申来候由、使を以訪之、御用向有之、夜中又出仕、五兵衛母病氣之義申来候二付、為看病御暇之義願出候得共、此節之御場合、同人御暇被下候而者忽御用向之御差支二相成候旨を以御指留被仰出也

九日、乙酉、曇時々雨、午後又寒、早朝方雅登同道、梅尾山高山寺住無尽院殿江去冬被患物之挨拶旁訪之、酒飯出、入夜初更頃帰、梅尾山之景色実二京地無双也、高雄山へも帰途卒与登ル、山内甚零落、住僧も無之趣、景色も梅尾二者劣れり、\*高尾山毛門前を過候へ共、帰路を急千候故不能登、楓樹此節稍含芽、桜花之早者纔綻たり、夕方霽、\*昨記之通太守様今午時頃当所御着、旦那樣為御待受仏光寺御本陣江御出、御目見被遊候由也

十日、丙戌、晴、寒、早朝若月準二殿江御用向有之、仏光寺御本陣江參、逢、其前出勤、夫方若月へ行、又出仕、夕景退、午後駄屋町通松原上ル処出火、速二鎮ル、  
 今朝松原通川向二而撰客一人被切候由、斬手者土州藩士之由也

十一日、丁巳、晴、寒、午後出仕、無程退、\*広島二於而右近様御義当时節柄二付三原御在城被成、御在府・御在国年共年二三四ヶ月宛、御用向為被仰談広島へ御出

〔十二日夕、左之人名一心

堂二会、時勢之談話二及

全御内御用向也、雅登・

五兵衛・良之進も会入

板倉筑前介

大岸帯刀

土井民部

西村敬蔵

同日、家来左之通来

川手源次郎

甚五

岩助

十五日、当時本藩周旋方

御年寄

辻将曹殿

御用達御小姓組

\*植田乙次郎殿

御儒者

頼東三郎殿

同 木原慎一郎殿

弥五左衛門殿弟

黒田益之丞殿

被成候様被仰出候由也

十二日、戊子、晴、暄、例時出、夕未鼓後退、〔広島方迎供、若党・小者共三人今日到

着いたす、去ル六日ニ致乗船 九日ニ隠戸を発、十一日ニ大坂着致候由也、留守状

来、無事之旨也、〔夜前、夜半後、一橋公御旅館へ越前春嶽公・土佐容堂君・会津侯・

長州若殿等御出被成、今朝御退出、其後一橋公御所内へ御出被成候由、何ぞ珍事有

之候而歎与之風説之由也

十三日、己丑、晴、暖、風吹、例時出勤、入夜退、〔午後御本陣江御出仕被遊也、〔広

島朔日出之書状達入、留守無事之由、千代雄槌手習を始候由二而清書差越、三宅内

外手本を習候由、〔今朝留守へ西村敬蔵来、兵蔵を見合せ呉、最早追々快方二有之、

〔松本）元郁葉至極官旨申候由也

十四日、庚寅、雨、暖、午後霽、〔早朝若月準二殿・滝戸幸蔵殿江行、謁入、〔今日朝

〔芝山）昌徳院様御旅館江御出被遊、午後四条下ル西川端御借座敷二而御饗応被為在、御

取持被仰付、出ル、旦那様二者御差支二而、川端江八御出不被遊候也、昌徳院様方

予等始御次一統江酒一樽一斗、大手饅頭若干為御土産被下也、及暮御立坐、入夜退

也、御取持者予・雅登・五兵衛・安井多嘉祐妻、外二婦人言人御請二而出ル、高謙

院様も御出之筈二候処、御不例二而御出不被成

十五日、辛卯、霞深、寒、例時出勤、夕七時過退、〔上御周旋掛、御步行組立野一

郎・山田養吉謁を乞来、御旅館二而謁入、皆當時有志組与唱、慷慨家也、昨日も黒田

益之丞・田口太郎・木原秀太郎尋求候由也、〔今日も御本陣江御出被遊、此条誤記

〔秀三郎方）

〔秀三郎方）



国枝与助\*

山田養吉

安藤保之進\*

立野一郎

田口太郎

船越八左衛門\*

川合某(三十三郎)

石津宗二\*

木原秀太郎(秀三郎)

十八日

清明節

昼八時七分

廿一日、若殿様御名、御  
名乗左之通(松平)

紀伊守様(松平)

茂勲公(松平)

翌十六日之事也

十六日、壬辰、晴、寒、早朝出仕、入夜退、紫野昌林院再建二付御寄附之義被願、

白銀三拾枚昨日御寄附有之候処、右御受与して今日御旅館江被出、差上物被仕、予

江毛菓儀(菓)与して金式百疋、扇子五柄被贈也、渡辺並二大島五兵衛江毛夫々贈物有之

也、初更頃出火、速二鎮、富小路錦上儿処少々焼失二及候由、出仕者不致

十七日、癸巳、薄陰、寒、休日二候得共朝之内出仕、午後退、今日も午後御本陣

江御出被遊也、夕方被為人、夜中又御出被遊、從太守様御到来之鯛吉尾御内々御拜

受被遊候由也

領極夕

十八日、甲午、晴、暄、例時出勤、午後退、昨日御拜領之鯛御分賜被仰付也、今日

在京之諸侯方廿二侯御参内、攘夷之義二付御達事有之候由、夕木原慎一郎殿被訪、

時勢之談数刻二及、酒酢を饗、尤兼而此方方請候也

十九日、乙未、晴、暄、例時出勤、午後退、九時揃二而御步行組以上武芸見分致

又、劍槍両技也、夜中御用向有之、出仕、留守状出入、旦那様今朝も御出仕被遊

候也

廿日、丙申、雨、暖、高謙院様先日以來御不例被成御坐候付朝為窺御機嫌罷出、御

酒飯頂戴、未刻帰り、直二御旅館江出仕、夜中御酒被下、二更後退、旦那様御用之

儀二付昨日御年寄衆方被申上、今日九時御出仕被遊候処、一昨日於朝廷御達之義二

付殿様御意有之、勅錠御拜見被遊候由也

廿一日、丁酉、晴、暄、例時出仕、夕七半時頃退、今日九時揃二而御步行列加已上

江昨日太守様御意之義二付御直二御意被遊候義有之、勅書写何れモ拜見被仰付、跡二而勅書之御趣意并此御方之被仰出、予二演述被仰付、其前予并雅登御前江召候而、右之通御意事有之、勅書拜見被仰付也、勅書之御主意左之通

近來醜夷逞猖獗、數覬覦皇國美不容易時勢二付、万一於有汚国体欠神器之事者、被為対列祖之神靈、是全当今寡德之故与深被痛宸衷候二付、蛮夷拒絶之叡思ヲ奉シ、固勇有之忠勇ヲ奮起シ、速建掃攘之功、上安宸襟、下救万民、令黠虜永絶覬覦之念、不汚神州、不損国体様与之叡慮二被為在候事

右之外御上并此御方之御意モ皆右二付一同急与致覚悟、建攘夷之功、忠勤を抽候様二との御趣意也、尚此御方之被仰出モ重而厚忠勇を奮起之趣意御示之儀也、長文略之廿二日、戊戌、晴又曇、夜成微雨、例時出仕、夕七時前退、槍術見分二出、尤予者遅退候故未之方纔致見分也、大島五兵衛母病氣看病願先達而御差留有之候処、此節御用透二相成候二付今日御暇被下候処、其後病氣追々快方之趣申来候由二而、其儘相勤度段申出也、夕同人座敷へ請候二付行、右母快方之祝酒を饗入、夜前若月準二殿御旅館江被出、兼而八太守様御京着被為在候得者、此御方様者御暇被下候御振合与内々被申上候趣モ有之候処、此砌之時勢故、今暫御滞京被仰付御様子二被同候段被申上候由、依之人足頭宇和島屋清五郎此間方来居候処、又々御用無之二付勝手二引取候様今日申付有之也

廿三日、己亥、晴又曇、休日二付終日在宿、午後安井家内来、明夕同方江招度由申致挨拶置也、今日加州中納言様当所御着、御行列誠二大造之事二有之候由也、今

廿三日、木首鼻首之趣意書、別二三条橋二掲有之候由、長文故略之、全將軍家威諫之趣意也

日四条河原江木造之首三級梟首し、左之通木札ニ認建有之、夫々首之下へ位牌釣下ケ有之候由也

足利尊氏

同 義詮

同 義満

正名分之今日ニ当リ、鎌倉以来之逆臣一々遂吟味、可処誅戮之處、此三賊巨魁巨たるニ依而先其醜像江加天誅者也

文久三年癸亥二月十三日

右首者等持院ニ有之足利歴代之首与見ゆる也、皆々顔面ニ疵を付、眼杯抜有之候由、実ニ足利家万代迄之耻辱、乱臣賊士之懲戒希代之事也

廿四日、庚子、曇、暖甚、例時出勤、午後退、昨記之通ニ付夕安井多嘉祐を訪、段々被饗、黄昏帰宿、雅登・五兵衛・弘・良之進も参、仙台御抱之猿楽師平岩熊太郎与歎申者ニ違、式百石之御仕向ニ而京住之由也、且那樣今日御旅館へ御出被遊也

廿五日、辛丑、曇、復寒、頗不正気也、例時出勤、午後退、夕剣術見分ニ出ル也

廿二日之記之趣ニ付先達而呼寄候家来三人今午後返入、大坂方明日一六之船便ニ而帰候也、留守状并少々不用之品物還又也、尤甚五与申分者便利を以陸を帰候由ニ而今早朝歸る也

廿六日、壬寅、晴、暄、朝調練稽古江出ル、且那樣御出、二階方御覽被遊也、清暇ニ付午後大島五兵衛・片岡弘伴嵐山江遊、桜花少盛を過候へ共、風景尚佳、遊客も

廿九日、肥前侯・阿州若君急々今日御国元へ御下二相成候由

卅日、江戸・横浜渡来之英船者廿五艘之由、三ヶ条之申立者島津三郎之首ヲ渡候歟、三人之死者之為一人二百萬金宛ヲ輸歟、薩藩ヲ討コトヲ許歟之一件之由、越前藩士之話之由、朝廷方者既ニ打払之命令下り候由也、依而明日方在京之諸侯方追々御下向、御国元へ御引取有之筈之由也

英船廿五艘ニ而者無之、十五艘之由、贖金七一二人付十萬金与申事之由也

亦絡繹たり、雖然尽武家也、町家抔者稀ニモ不見位也、黄昏還

廿七日、癸卯、晴、暄、例時出勤、午後退、旦那樣御遠馬、嵐山辺迄御出被遊候由、御馬七牽參也

廿八日、甲辰、晴又曇、暖甚、從江戸為御使者御側詰小笠原助三郎殿被登、今朝被出候由二付早朝出仕、若殿様御一字御拜領被遊候二付御意被申上候也、夕八半時退、昨日御所司代牧野備前守様江御留守居御呼出ニ而、此度横浜港江英吉利軍艦渡来、昨年島津三郎江戸出立掛生麦ニおゐて三郎家来英吉利人を殺害および候儀二付、三ヶ条之儀申立、何れも難聞届筋二付、其趣を以可被及御応接候間、速ニ兵端を開候哉も難計、仍而者銘々藩屏之任ニ有之候二付、夫々備向手当方も可有之間、為心得御達有之との旨御達被成候由也、旦那樣今午後御旅館江御出仕被遊、黄昏頃方御用向有之、御本陣江出仕、酉鼓後退、去ル廿三日之記ニ有之足利三代之木像首致鼻首者相頭、全無頼之徒ニ而早速被召捕候由

廿九日、乙巳、兩降風吹、旦那樣午前岡崎葆光軒江御出被遊候二付御取持ニ罷出候様高謙院様より被仰下候二付、巳鼓頃方出ル、風雨故蓑笠ニ而出、御上ニモ御油衣・御陣笠ニ而御出也、兼而聖護院社・梅尾山之別荘ニ而御饗心之筈ニ而御出之処、鑑參り居不申候二付、無扨同所貸席ニ而御饗心被遊、御取持ニ而御酒頂戴仕、昼御飯者葆光軒ニ而戴、申鼓後歸

晦日、丙午、晴、復寒、朝例時出勤、午後退、退出後足輕以下柔術致見分也

三月 大

朔日、彦根侯御人数数程者廿九日之由、御家老木俣士佐・實名筑後将与して士卒若干引卒<sup>(幸方)</sup>出足有之候由也

三日

穀雨

夜四時七分

四日、<sup>(伊勢)</sup>両宮江勅使

\*藤波神祇大副教忠卿

\*橋本宰相実麗卿

\*柳原宰相光愛卿

右者来ル八日横浜ニ於而英船打払之御決定ニ付之

勅使之由也

朔日、丁未、晴又曇、朝例時出勤、夕八半時退、<sup>(松平茂昭)</sup>越前侯・加州侯今日御国へ御引

取之由、其外ニモ御引取之御大名彼是被為在候由、肥後侯・上杉侯者京都御守衛与

して御滞京之義朝廷方被仰出、外ニ御譜代家之御小藩十四五侯御差留、其余之大諸

侯方者追々御暇被仰出候御振合之由也、<sup>(井伊直惠)</sup>將軍様弥来ル四日御上着、水府侯者御供

之处、英船渡来一件ニ付御途中方御引返し被成候由、彦根侯当渡英船打払之御先手

御願有之候处、御聞届ニ相成、<sup>(井伊)</sup>横浜方河崎迄之警衛被仰付、来ル八日方打払ニ御取

掛被成候様在京之御家老江越前春嶽侯方御直達ニ而去月廿八日方御人数江戸江馳下

り、五番手ニ中将<sup>(井伊)</sup>将御出馬被成候由也

二日、戊申、雨、寒、午後御用向有之、御旅館へ出、夫方直ニ岡崎へ罷出、御酒被

下、及暮歸ル、<sup>(井伊)</sup>仙台侯今日御京着、松ノ尾御本陣之由也

三日、己酉、午後晴、暖、早朝御用向有之、御旅館江出ル、上巳ニ候へ共御祝詞者

無之候故、平服ニ而出ル也、<sup>(井伊)</sup>朝尾彦造父子祝詞ニ来、夕渡辺雅登・片岡弘話ニ来、

岩崎瀨平モ呼、麴酒を饗入

四日、庚戌、晴、暖、<sup>(井伊)</sup>將軍様夜前江州膳所之御泊ニ而、今朝御京着被為在候与之事ニ

付、安井多嘉輔誘ニ而三条通杉浦三郎兵衛与云へ拜見ニ參、然ル処今日者伊勢<sup>(井伊)</sup>両宮

江之勅使御出立ニ付、急ニ御時刻早リ候由ニ而辰刻前ニ二条御城江被為入候由、間

ニ不合して空歸候、尤杉浦ニ而酒を出入、歸途直ニ出勤、夕八時過退、<sup>(井伊)</sup>將軍様御供

建至而御手輕、御途中御制止等モ誠ニ御寛弘之御事之由、皆々奉感戴也、<sup>(井伊)</sup>留守状出

又、夜微雨

五日、辛亥、曇、暖、夕安井多嘉輔夫婦兼約二而劍術稽古を見二来、山本沈三郎倅復一郎、其外二三人同伴シ来、雅登・五兵衛・弘・良之進毎時世話ニ成ル故、予共五人申合、一心堂之貸席ニ而饗応致ス也

六日、壬子、晴、暖、例時出勤、夕七時頃退、内々御用向之見合物有之、四条通へ回り歸ル

七日、癸丑、晴、暖甚、初脱綿衣、將軍御初参内ニ付、出勤掛堀川西江拝見ニ行<sup>\*</sup>施薬院方御装束ニ相成候由ニ而、御供列惣而麻上下而已也、且御供建至而御輕御質素之事共中々先年寛政之御様子与八大ニ替候趣也、且御途中一円ニ嚴重之御制止も無之、金棒引抔も無之、却而奉感心候事也、將軍様網代横算之御駕籠也、相濟直ニ出勤、夕八時過退、今日も四条方寺町江回り歸ル也

八日、甲寅、晴、暖、朝調練稽古見合ニ出ル、午時為窺御機嫌御旅館江出、夫方雅登相伴、下加茂ニ而實名先生を訪<sup>(海屋)</sup>、先生又々此節不出来之由ニ而不遇、夫方上加茂江参、来ル十一日両社江急ニ御幸被仰出候由ニ而、御仕構事甚混雜之様子也、茶店ニ而一盃を傾、帰途朝尾彦彦造門前を過候故卒与訪之、達而留、饗入、及暮歸ル、錦小路様始諸堂上方十一方御騎馬ニ而両社へ御参詣有之、折柄下加茂社前ニ而致拝見、皆々御幸之節之御下稽古之御様子也、錦様<sup>(錦小路)</sup>二者此方様之御馬御立用被進候也、今朝東大谷門前ニ帯刀人舌人被切倒居候由、其相手共与見へ、祇園町娼家へ驅込、夜前切腹自尽致候者有之由、兩人共会津侯之御家中与申風説也、<sup>(廣島留守方)</sup>去月廿六日

九日、松原橋之死人者清  
水三年坂之陶工三而、何  
之子細も無之者之由、全  
粗暴之醉狂人之為、不慮  
之横死を遂候もの見候  
由、可哀之至也

之状達入

九日、乙卯、曇時々微雨、暖甚、例時出勤、尤出掛御馬乘置見物二出ル、夕八時過  
退、山本復一郎先日之礼二人來、兼而約置候海防書持參、貸被具也、今朝毛松原  
通板橋上三人一人倒れ居、首を切取候様二而、体而已有之、全下人と見へ候由  
十日、丙辰、雨、暖、例時出勤、夕八時過退、片岡弘実父吉田故与一右衛門今日  
七回忌之正当二候処、存生中格別懇意二致居候二付、乍旅中緩々話度由申、御用部  
屋組相宿之席二而饗入、渡辺并牧野平司・大島五兵衛・佐藤喜代見・渡部廉之助等  
会入

十一日、丁巳、雨、寒、主上今日加茂両社江行幸、卯刻之御出興二付寅鼓後方雅登  
・五兵衛・弘同伴二而下加茂江拜見二參、朝尾彦造世話二而彦三郎(朝尾)・甚兵衛案内二  
出入、已下刻頃同所江被為成、拜見仕、御行列者至而御手輕与申事二候得共、実二  
大造之御事、希代之御盛挙也、御前列、仙台侯、肥後侯、米沢侯、秋田侯、阿州侯、  
長州若侯、因州侯、土州隱侯、宇和島隱侯、皆御装束二而御騎馬、主上者御鳳輦也、  
其御前後、鷹司閔白、二条右大臣、徳大寺左大臣、橋本宰相、清水谷宰相、油小路  
中将、滋野井中将、櫛笥中将、東園中将、河籬少将、三条西少将、正親町少将、姉  
小路少将、四辻少将、中御門左中弁、高辻少納言、清閑寺頭右中弁、中山侍従、四  
条侍従之諸公卿不残御騎馬、有栖川親王御輿也、御後列者徳川大樹公、水府卿、一  
橋公、京極侯皆御束帶、御騎馬、其外御隨身等各列を正し、整々堂々として御供奉  
有之、壯觀筆舌二不及事也、誠二公武御合体、恐悦之至也、夫方御神事有之、午後

〔十二日〕此度將軍家御上洛之御祝義として洛中町人共江銀五千貫目被下候旨去ル九日兩町御奉行・大御目付・御目付、其外御立会二而被仰渡候由、洛中惣軒役三万七千六百六十四軒式分、但寺社門前・境内者除之由也

〔十二日〕六角通り水道二首有之たる者十一日之事二而、松原死骸之首二者無之、右者高倉通六角、松原死骸之首者何方歟芥捨場二犢鼻褌二包棄有之たる由也

〔十四日〕今日薩州侯御京（大島津久光）着、此間以來風説有之、仏蘭西人之俘兩人被召連候之由、仏蘭西軍艦十五艘薩州江參、乱妨二及候之

方上加茂江行幸之由、予者直二帰ル、還幸者夜亥鼓二及候由、錦小路様へ此御方様御馬御立用、森仙太郎御供二參ル也、〔大坂木村源右衛門御幸拜見二登候由二而來、渡辺之旅席二而遇、申合せ微着を設、酒を饗入

十二日、戊午、晴、復寒、綿衣を着入、例時出仕、未鼓後退、〔此間松原通橋上死骸之首、六角通之水道二風呂敷二包捨有之候由也

十三日、己未、雨後晴、例時出勤、夕八時頃退、〔夕安井多嘉輔を訪、兼約二而石

戦二対、酒を出、入夜帰ル也、片岡弘毛參、〔広島矢野犀右衛門方書状為替金達入

十四日、庚申、晴、寒、夕雨、御用向有之、早朝より出仕、及暮退、〔旦那様今朝御

旅館江御出仕被遊候処、御年寄蒲生司書殿方不遠内御国元御差戻之御様子二被為在候旨被申上候由也、〔留守江書状出入

十五日、辛酉、晴、寒、御用向有之、早朝滝戸幸藏殿御長屋へ行、下瀬篤之助殿を

訪、東洞院御屋敷御長屋也、西村敬蔵江過日家來不快之節見舞呉候謝二行、菓子一箱を贈、暫話入、夫方出仕、夕申鼓退、〔当所詰合之御年寄衆方連名御手紙を以此御

方様此節御国元へ可被差戻旨御意之趣被申上候由也

十六日、壬戌、晴、夕曇、〔先考御祥月忌也、朝御用向有之、御年寄辻將曹殿旅宿

へ行候処、他行掛之由二而不被謁、黒田益之丞殿江逢、御用向申談、益之丞殿八黒

田弥五左衛門殿弟二候得共、先達而御切米御扶持被下、別家二被仰付、御用達御小

姓組被仰付候也、直二出仕、夕八時過退、〔安井多嘉輔（東寺之本宅同姓主計方江參候様二与申越、片岡弘同伴、夕方參、石戦を争、入夜酒を出、亥鼓前帰ル



処、内三艘乗取、余者悉打碎、生擒も余程有之内、右兩人者大將分之者二有之由、薩州之御人数七百八十人程者死亡致し、仏人者不残死候之由、至而愉快之談二候得共いまた虚実を不詳

〔十七日〕<sup>\*</sup>紀州侯今日御京着之由也

〔十八日〕三条川原之僧首八常州真言宗妙法寺卜申僧、一人者役僧香善与申者之由二而、当止月中頃方三条二止宿致居候由、全叡獄二於て主上呪詛之事二預候者之由也

〔薩候急二今日御帰国之由、其実候二者あらず、<sup>(島津)</sup>三郎之由、何歟朝廷御不居合二付右之通之由、風

十七日、癸亥、晴、寒、〔休日二候得共例時出勤、夕八時退、〕此方様当所御発駕来ル廿一日与被仰出候処、若殿様御着之上御出立被遊候様二との御様子二付、尚又御延引被仰出也、〔旦那様今日者午後紫野へ御参詣、被為人掛朝尾彦彦宅へ被成御座候処、急二殿様より被為召、御旅館へ御出仕被遊也、〕夜中召候而御本陣へ出仕、御用濟、今日彦造方差出候品御開干被遊候由二而御居間江召、御酒戴也、亥鼓退

十八日、甲子、晴、寒、霞深、朝夕日光如紅、〔今朝殿様当所御発駕、今晚郡山御泊之由、旦那様為御見立仏光寺御旅館江御出被遊也、〕例時出勤、午時退、夫方岡崎高謙院様江罷出、雅登伴御酒戴也、為御饒別御文匣并扇・紅・小重鉢拜領仕也、三条河原<sup>\*</sup>二出家兩人首を切有之候二付、立寄致見物、大群集也、首一ツ並へ有之、其側大逆無道天地二代伐是、天下之義士与申事白紙二認有之也、体者兩所二仆れ有之、兼而主上を呪咀致候与申聞へ有之、叡山之僧とも申、又岡本甲斐守与申典薬主上江鳩毒を進、其後法体致、高野山二隠居候与申風聞も有、其者なるへしとも申様子也、未定説を不聞、暮前帰ル也、〔太守様今朝御発駕被遊候処、何分若殿様御京着迄者御留り被成候様二与尚又野々宮様方之御達二寄郡山二其儘御滞宿被為在候由也<sup>(野宮定切)</sup>

十九日、乙丑、晴、暖、〔例時出勤、夕八時後退、〕大坂高三喜兵衛為窺御機嫌登候由二而来ル、為土産風呂敷を恵、〔夕方渡辺申合せ同人を招、及寛話、酒肴を設饗、〕紫野昌林院御暇乞二被出、御旅館二而逢、予江も為饒別小菊吉束、扇二柄被恵

廿日、丙寅、曇、暖甚、極夕雨、〔午後時御用向有之、出仕、八時退、〕從留主本月六日之書状達入、先達而歸し候家来去ル朔日二帰着候由、留守皆々無事、尤千代雄槌

説也

十九日

立夏

朝四時三分

少々風邪いたし候由也、頼又次郎御招二而出候二付、御取持ニ夕方出ル、尤旦那様者急ニ御旅館へ御出仕被遊候故、御座敷ニ而御酒出ル也、若殿様兼而明日・明後日之内御京着之御日積ニ有之候処、一昨記之御振合ニ付、俄ニ御急ニ而今晩之御着ニ被為成候由之処、此間内続而之御張道ニ而人馬共大疲勞、御馬抔最早御間欠ニ成候由ニ而急ニ此御方之御馬御借用之義申來、不残大津迄御迎ニ參也、御家中之馬モ有合出候由也

廿一日、丁卯、晴、若殿様今曉六時前仏光寺御本陣江御着被遊候由、旦那様為御迎御出、夜明而被為入候由也、例時出勤、午後退、夫方芝山様・錦小路様・高辻様へ罷出、急ニ当所御発駕之程モ難計候ニ付、為御暇乞出ル也、芝山様ニ而八昌徳院様少々御風邪被成御坐候由ニ而御目見者不仕、吉田数馬并香油院応対ニ而御菓子被下、錦小路様ニ而八御目見仕、高辻様者御留守、雜掌長尾掃部ニ逢、退也

廿二日、御用部屋内何れモ続而御用向出精致候ニ付、夜中於御旅館ニ階酒肴を振舞也

廿二日、戊辰、晴、暖、妣廟御祥月忌也、西向寺隱居旅宿江來訪、金子之無心有之、有余無之を以辞入、例時御旅館出勤、入夜退、出勤中方錦小路様江御用向ニ付參殿、御參内之御留守ニ而渡辺左門江逢退、大樹公兼而者十日之御京留ニ而直ニ御東下申被仰出ニ有之処、御京着之上少々之御猶預御願ニ而朝廷御聞濟ニ相成候由、然処猶又急ニ今日御発輿、御東下之御供触有之、既ニ榊原侯抔者昨日歟御先立ニ而御歸リ被成、朝廷江者御願捨ニ而御東下之御積ニ被為在、朝廷ニモ大ニ御駭ニ而、昨日者(應司)関白殿方御周旋之諸侯方を以二条御城へ段々御往復有之、就中土佐容堂君別而御周旋ニ而、終ニ其義御駐りニ止ニ相成、大樹公モ昨極夕御參内有之、事穩ニ相濟候

廿四日、安井多嘉輔話、  
 先日加茂行幸之後主上御  
 製之由  
 雨ニ思ひ風ニ心を  
 くたく也  
 民の仕業の  
 たゝやすかれと

由、弥朝命御違背御東下ニ相成候得者、是非共御途中ニ於而障留候含ニ而、諸浪士  
 多人數三条辺江者出浮待受居候由、既ニ珍事ニ可及場合、右様早く御止ニ相成候故  
 平穩ニ相濟候由也、右ニ付而本藩若公モ(鷹司)関白殿江御勤掛直ニ御周(旋方)於被遊、度々二条  
 江モ御登城被遊、昨日者及夜陰被為人候由也、(鷹司)関白鷹司公甚御不評、有志之堂上方  
 甚御歎息ニ而、此間中者御不快被仰立、御参内無之御方多候由、錦(錦小路)様モ其御組之由  
 ニ候处、今日者達而之御召ニ而御参内被成候由也

廿三日、己巳、朝曇後晴、(紫野)昌林院江拜参、太肅達而被留、酒を被饗、帰途相国  
 寺前を通り、薩州御買地之普請を見請ル、大造之事也、何分ニモ長京地ニ御人数を  
 被屯御目論見与被考也、帰掛直ニ御旅館江出ル、及深更退、旦那様今日仏光寺御本  
 陣江御出仕被遊、弥明後廿五日当地御発駕、久世街道方山崎通、下道中御旅行、来  
 月四日御帰館被遊筈ニ御治定被仰出也、(芝山)様方為御餞別様盃一、多葉粉入一組、  
 扇子五柄拜領仕ル、御請紙面差出又也

廿四日、庚午、雨、夕晴、(巳)鼓前出仕、亥鼓前退、(明)廿五日曉七時之御供揃被仰出、  
 予等始又供呼寄間ニ不合候得共、当度者諸事御成合ニ而御濟せ之筈ニ付、予モ若党  
 一人減し、切長柄傘モ道中者不為持候筈ニ致治定、挟箱持者通し人足渡ル也、(高)辻  
 様方為御餞別御自書式枚拜領仕候也、御受者御使者長尾掃部江逢申述ル也、(午)後出  
 仕中方若月準二殿・高木右内・安井多嘉輔江暇乞ニ行也、(夜)御側江召、御酒頂戴仕  
 候也、(平川)静一郎今日御步行組並御取立被仰付、暫京都江居残被仰付也

廿五日、辛未、晴、(朝)五時前御旅館御発駕、御馬上也、予モ騎馬ニ而御供仕ル、御

跡仕回二者山川久左衛門・岩崎瀨平・田中実五郎、小回り久蔵御残し也、御旅館江者安井多嘉輔夫婦、同人出入大文字屋女房昨夕方出、何角御見合申上候也、朝尾彦造父子、山田十兵衛父子同段也、(マ)東寺裏門前方久世橋通り瓦町・向日町等二而御小休、山崎御小休二而御弁当被召上、夕七時前郡山江御着、御本陣加治善左衛門、予(マ)旅棍又兵衛也、御着後為伺御機嫌出儿、当度者都而御昼所者不被仰付筈也、(マ)京都方郡山迄久世通り二而八里也

廿六日、壬申、晴、朝日出前郡山御立、旅宿へ祝義三百文茶代与して遣入、(マ)西宮二而御行厨被召上、夕七時兵庫江御本陣小豆屋助右衛門、小倉侯・西条侯今晚当駅御泊二付、脇本陣差問也、予宿筏屋文右衛門、(マ)京都無御滞御着之恐悦申上候意二而紅魚巻尾、御内々差上儿也、夕曇、(マ)当湊二而異国造之内七艘見ゆる、一艘者公儀之御船、余者長州侯御船之由也

廿七日、癸酉、晴、日出頃兵庫御立、王子御昼二而夕七時過加古川駅御着、御本陣富樫又八郎、予宿米屋直助、(マ)夜前之宿江茶代三百文遣入、(マ)今日途上薩州蒸気船一艘垂海沖之洲江乗込、潮入傾側之儘二成居候を見儿、去冬以来段々工夫毛有之、引取方之術を被尽候得共不動候由也

廿八日、甲戌、晴、寒シ、旭日如紅、日出頃加古川御立、姫路御昼二而、夕七時頃正所御着、御本陣居口市左衛門、予宿並屋清左衛門、(マ)夜前之宿茶代昨日之通

廿九日、乙亥、晴、寒冷強、復襲衣、日出頃正所御立、有年駅二而御行厨被召上、夕七時過片上御着也、御本陣小国六郎左衛門、予宿京屋俊助、(マ)今朝宿へ茶代三百文

遣入

晦日、丙子、曇、暖、午後雨、朝日出頃片上御立、大内村臥龍松二而御小休、御行厨被召上候者藤井駟安藤五熊太宅也、備前岡山近処方作雨、夕七時過板倉駅江御着、御本陣東方平左衛門、予宿油屋勝兵衛、夜中御本陣亭主見舞二来、今朝宿へ茶代如昨日遣入也

四月 小

朔日、丁丑、雨降、後歇、終日曇、暖、朝五時比板倉御立、尾崎御小休、御昼二而夕七半時頃七日市江御着、御本陣佐藤庄左衛門、予宿新屋光之進也、今朝宿へ茶代如昨

二日、戊寅、雨、午後歇、薄曇、単衣可也、明六時比七日市御立、郷分村小島源熊宅御小休御昼二而、夕七時前尾道御着、御本陣・予旅宿共去年之通也、今朝七日市宿へ茶代式百文遣入

三日、己卯、晴、朝五時前尾道御立、三原御城下御通行之節、右近様御一統様方為御見舞御使者被進、御馬回堀半四郎町端へ出、下乗及挨拶、御用人中方予并渡辺雅登江之口上有之也、本郷御小休二而御弁当被召上、夜五半比西条御着、御本陣(マ)

三日、夜五時出棺  
実応源心童子

行列左之通

御機嫌伺、旅宿江退、兵庫駅以来当駅迄日々御本陣御着其儘御次迄出、御機嫌伺退也、今晚小笠原侯当駅御止宿也、予宿小物屋直三郎、今朝尾道宿江茶代三匁遣入也、家来清次郎当駅迄出浮、留守之様子承候処、千代雄槌義去儿二月廿八日方風邪(本原)(村上)

田付約登 鑓 挾箱 田張約登 田張同 拵 棺男三人 拵 棺 拵 箱約登  
 小早川藤兵衛 女配人 拵 箱約登

二而熱強、其後追々快、先月中旬方者曰々全快、十八日二者辱も徹候由之処、同廿五日比方咽喉を痛、追々食餌坏も減、寢々無之、始終杉岡文磧療治二而色々葉加減等も致呉候へ共、兎角其効無之次第二右之通、廿八日・廿九日与高橋文軒老・同桃源老、又広藤道庵老坏招、段々申値、療養相尽呉候得共只様不相勝、今日之様子最早甚以危篤之場合二移候由、右二付態々当駈迄今昼比広島出立、様子為知二留守方出候由、切々案外至極、甚致頓着也、依而直二為見回佐々木平太を先へ還し候積二而、其手組申付居候処江、尚又森岡万之進方急飛札差越、致披見候処、千代雄槌其後追々差重り、今未下刻比終致死去候趣申来、当年実二七歳、明日者久振二対面、成長を見替可申与千万楽二存居候之処右之次第、嗚呼天耶命耶、不堪悲歎、只落涙之外無他事、忙然たる而已、右倅死去七歳未滿二付今日方三日之遠慮致候段渡辺雅登江紙面を以及案内、尤何二も岩崎良之進江托也、岩崎良之進・佐々木直馬見舞二来、渡辺方も見舞使来、万之進方左之通り文磧方出候容体書差越、全馬痺風症二相成候由也、此分清次郎持来也

千代雄槌様御儀、先々月廿八日より少々御風邪之御気味御引籠被成候処、追々熱勢盛二御移被成、先月六七日頃極盛二而御空言も有之、余程御難儀被成候処、追々解熱二御至被成、同十八日二八最早御床払二相成、其上御月代等も被成、御食も御平食二而、殊之外御宜敷御座候処、又々同廿五日夜より少々御再発之御様子二而御熱も被成、其上御咽喉御腫痛二而、同廿六日七日より御食御不進故御氣遣申上、同廿八日高橋桃源様相迎ひ御相談仕候上二而、色々御葉差上候得共、兎角

寺納物

一作善料 金貳百足

一 靈供米 精壹斗

一 塔婆料 銀八匁

但、初七日貳匁、七

日〱壹匁宛

一 七本塔婆料 同貳匁

一 穴堀料 銀貳匁

但、此分者予歸宅之

上跡方備候也

四日

小満

夜四時八分

寝々不被成、依而又高橋文軒様相迎ひ御相談仕候処、是八何も御同意被申候、夫

故又御咽喉御腫痛之義故外科広藤道庵様当朔日・二日相迎申候処、是又御同意二

御座候、右御三人之御方共何れも御氣遣之御様子者無御坐との御咄御座候処、不

計昨夜半頃方御様子相替、今朝之御様子二而八馬痹風与申様之御様子二御移り被

成、只今之御様子甚以御氣遣申上候、此段以愚書荒々申上候以上

四月三日昼九ツ時

村上御主人様

杉岡文碩

〱今日当駅迄無御滞御着之御祝意二而、御供方不残江御酒被下候由、予江も御酒一陶

并御肴之御下夕被下、御用達方坊主為持来儿、謁而御受申返入也

四日、庚辰、晴、夕曇、〱暁七半時頃西条駅御立、海田駅御昼二而、夕八半時頃無御滞

御帰館被遊、益御機嫌能被遊御坐、御留守御宇衛様二も益御機嫌能、辰之進様二も

御機嫌能御逗留被成、万々奉恐悦也、御表并御奥共御次迄出、御機嫌伺退、今日御

表二而八必御目見可被仰付与存罷出候処、御用達之方氣取遣之義も有之哉二而其義

無之、直二裏御門方表門通り帰宅、慈君御機嫌能、家小も無事二候得共、千代雄槌

右之次第二而誠二淋敷、相互二袖をしほる而已也、乍併万之進・伝右衛門<sup>(平野)</sup>忖計二而、

今日者御上各別之恐悦、予身前二於而も無滞御供二而罷帰候事故、其方を主与して

祝酒・吸物等何も吉事之構二致置呉、其意二任せ候也、〱予今日者格別二氣分悪敷、

岩鼻迄者朦々与して駕籠二而御供仕候得共、同処方者御上二も御馬上其外御用人・

御出頭共皆々馬上之御供故、予も氣分を取直し騎馬二而御供仕候也、尤供連者当度

七日、御奥へ差上

鉢肴

紅魚 一

鱸魚 二

直拾六匁八分

三月十五日、於江戸

一 御年寄役

御加増三百卅五石

八島外守殿

御用人方

者台弓を不持、若克も兩人二致、先步行二鉄炮二挺、若克二持筒言挺為持也、万之進・清人・伝右衛門、森岡家内不残、辻家内不残、其外御役所内近隣彼是待受二来居呉、祝酒を饗入、千代雄槍遺骸者何れも之申値二而夜前直二妙慶院先考之御墓側近辺へ致葬埋呉候由、法名実心源心童子、嗚呼命耶、不堪遺憾、森岡弟婦・子供今晩帰ル

五日、辛巳、雨、涼、休日二候得共御用多二付已鼓出勤、御宇衛様御目見被仰付也、未鼓後退、万之進入来、辻妹・子供とも帰

六日、壬午、雨、涼、朝藩戸幸蔵殿被来、謁入、京師二於而御懇意被蒙候御挨拶二見へる也、例時出勤、夕七時退、御奥方御内々紅魚一尾拜領仕候也、御供二而罷歸候を御祝被下御趣意、謹戴告于廟、夕木野一馬入来、酒を出入

七日、癸未、晴、例時麻上下着出勤、無御滞御帰館之御歎御帖付、予者御次江出、御用達中迄御歎申上、無程御前江召、御帰館御祝二付吸物・御酒被下候之旨御意有之、御請申上、夫方御次二而御用達へも如例一応之御請申述、御用達十畳敷江回り候様申聞、御用人中同様吸物・御酒頂戴仕、相濟、又御次へ出、御用達迄御請申上也、今日者御家来一同、下々迄毛御酒被下候也、無御滞御帰館被遊候を奉祝、御内々御奥江鉢肴差上也、御用人中も同断也、夜中御奥へ召候而御酒頂戴仕也、主水様御用向二付此節京都江被為遣旨被為蒙仰候由、尤来儿十日御出船被成候様二との御事之由、至而御過急之事也

八日、甲申、晴、朝為伺御機嫌出、後又御用向二付出仕、実心初七日速夜、妙慶



院弟子生龍來、於内仏回向相濟而酒・茶漬を出、病中以來格別世話ニ成、病死之節見合ニ預ル方格夫々方招而寸志之茶漬・酒を饗入、予ハ急御用向ニ而主水様江出、河瀬喜和馬江応対、極夕歸候ニ付何れも出會挨拶ニ者不及候也、料理者一汁式菜、吸物仕立、酒肴式種、何も至而手輕ニいたす也

九日、乙酉、晴、朝法事ニ付妙慶院兵藏代參ニ遣し、予者不參、法事中為詰、代香申付、昨日招候内彼是參詣ニ預候由、法事中詰候も少々有之也、朝御裏江出、西洋流調練演習見物ニ出、奥弥右衛門殿門人中三人被來教、去月廿三日方始り候由也、五半時頃出勤、夕八時退、主水様為御暇乞御出被成、御送迎申上、御目見も仕候也、夜森仙太郎入來、御用向之義ニ付大ニ及議論、漸解合ニ者至候得共、如斯人応接之際以後可用心対、平野伝右衛門來

十日、丙戌、晴、薄暑、朝調練演習江出、一部之業致稽古也、例時出勤、夕七時退、月次講釈、省(金子)三郎殿被講

十一日、丁亥、晴、朝調練江出、午後為伺御機嫌罷出、并御多門内何角之返礼ニ行、御小姓組以下ハ八家來を使ニ遣又也

十二日、戊子、晴、朝妙慶院・西向寺江參詣、主水様江明日京都御出船之由ニ付為伺御機嫌出、丹羽・坪内・山村・河瀬・杉岡文磧等ハ歸着何角之挨拶ニ行、例時出勤、夕八半時退

十三日、己丑、曇後晴、薄暑、朝調練江出、直ニ出勤、九半時頃退、今朝調練ニ部ハ進、主水様今日夕八半時比神崎御船屋鋪前方御出船、宇品島方者上之蒸氣船御貸

廿一日早晨

すわへ

御皿

香たけ  
油あけ  
れむこん  
こんやく  
大こん

けむ

白みそ

御汁 とうふ  
しるふ  
お

青み

御飯

御香の物

葛煮

御坪

あんへいふ  
まつたけ  
ふき  
おろし生姜

御平

飛龍頭  
竹の子  
こほう  
しみたけ  
三ツ葉  
ゆの花

御菓子

焼まん頭  
ふきよせ  
巻せんへい

以上

二而、御供方未々迄も一隻之船二而濟候由、且御船中賄之義茂御勘定所方御歩行組等御附二而取計候之由也、夜長武左衛門来話

十四日、庚寅、曇、薄暑、朝調練江出、夕方奥弥右衛門殿・木村為次郎殿・西山和三郎殿・田中保太郎殿・木村啓次郎殿・小島易人殿・原三郎兵衛殿・竹内久米吉殿御立入二付被出候二付出会、及挨拶、平野伝右衛門度々来、夕酒を饗入、近来之時勢二付、上二も銅類御探索、銅樋其外銅具類要用二無之ヶ所者皆々春来御取外し二相成、御両家様も御同様之由、此方様二も表御門御玄閑邊、其外銅之戸樋類全御取外し二相成也

十五日、辛卯、雨、例時出勤、夕八時過退、旦那樣今日京都御帰着二付為伺御機嫌御登城被遊也、実心二七日逮夜、妙慶院小僧来候様頼置候得共、如何二致候哉不来、松本玄順死去之由為知金子元達方来、早速悔使遣し、夜家来を葬二般舟寺二会せしむ、元順当年八十一歳歟与覚ふ、予幼少方世話二成候人也、主水様一昨日御乗船二候得共、宇品を者今朝御出船被為在候之由、石炭回り方手間取、如斯御延引二成候由也

十六日、壬辰、晴、薄暑、夕雨、朝調練江出、妙慶院へ兵蔵代参申付、例時出勤、夕八時退、夕妙慶院弟子生龍来、逮夜日を取違候由

十七日、癸巳、雨、朝滝戸幸蔵殿へ行、謁入、御用向也、浅野助九郎殿・岡本主馬殿・大柿忠次郎殿・下瀬孫平殿・木原慎一郎殿等江何角挨拶等二行也、主水様御妾腹於豊様先頃以来御不例之处、御卒去被成候由、御奥御次迄罷出、御機嫌を伺也、夕方

廿日  
十九日

芒種節

昼八時二分

廿一日、御奧へ左之通差  
上

御宇衛様へ

一 桑御手箆笥 一

辰之進様へ

一 桑御硯箱 一

硯・水入・墨・筆添

一 繪本 二冊

廿一日、早晨御献立紛  
失、不能記

京師其後先平穩、弥十一

日八幡江御幸被為在、尤

大樹公者急二御不快二而

供奉御断、為御名代一橋

御供供奉被成候由

木野江被招行、有饗、旧臘米槌引越之祝盃、予無滞帰着彼是含而被招也、

十八日、甲午、晴、涼、朝調練へ出、例時出勤、夕八時過退、京都御荷物船今日

着、岩崎瀬平帰候由、御跡仕回等何モ無御滞相濟候由也

十九日、乙未、曇、冷氣也、朝調練へ出、三部教練へ進也、例時出勤、夕八時退、

予跡荷物無滞帰候也、心下痞塞之気味有、金子元達二診を乞、薬を患

廿日、丙申、曇後晴、今朝武井郁之進於京都若殿様方之御意為御達与して御入来之

由、右者先達而御參内、被拜龍顔、天盃御頂戴被遊候二付而之御意之由也、夕佐藤

益之丞来儀、昨年御役成并倅被召出等之祝意を被迷度由、段々厚意之挨拶二而、酒

一 陶、紅魚一尾、鮓一器携被贈

廿一日、丁酉、晴、大融廟御祥月、如例宿戒、晨興祭祀相勤、大教廟モ奉配祀也、

例時出勤、夕八時過退、夕御城内二於而講武所之大隊調練有之、御門外二而致見

物也、從京師取帰候品今日御内々御宇衛様・辰之進様へ差上候也、夕長武左衛門

来、昨日佐藤方到来之酒肴開候二付饗又、慈君御奥方御内々京都御土産襟一掛、扇

二本御拝領被遊也

廿二日、戊戌、晴、朝西向寺江代參申付、朝調練江出、小隊業二進也、例時出勤、

夕八時過退、井嘉内從京都帰候由、為見舞入来、実心三七日逮夜、生龍来、諷

經濟、茶漬を出、梅梢院様真鍋御屋敷へ今日御移之由也、

廿三日、己亥、晴、朝涼、朝調練演習江出、何れモ統而出精二付一同江御酒被下、

予モ頂戴仕ル也、講武所方新庄堤外大芝二於而大隊調練有之、御城内方隊列二而押

但、其節神殿ニ於而將  
軍御名代江節刀拜賜之  
御手筈ニ成居候得共、  
一橋卿其場を御外し被  
成、終ニ其義不被行、  
夫ニ付色々之評も有之  
由也

廿七日、早晨祭祀御献立  
失扣

此義廿一日之通也、同  
日之分追記有之  
去月十三日、於京都被仰  
付候由

一御年寄役  
御蔵米千俵

石井雄之助殿  
大御小姓頭方

石雄之助殿者御番頭石  
井大膳殿之息也

行候ニ付後を追、見物ニ行、渡辺・佐藤伴入、二大隊凡六百人前後与被思、業者未  
練熟計与者不見也、帰途辻・藤川江寄、辻ニ而酒出、及暮帰ル  
廿四日、庚子、曇、薄暑、朝調練江出、例時出勤、夕八時過退、<sup>\*</sup>向柳原御前様・京  
極鶴齡院様今日御着、直ニ真鍋御屋敷江被為人候由也、<sup>森岡</sup>万之進面部腫物快、今日方  
致出勤候由来ル、浅野助九郎殿・岡本主馬殿江鹿末之京土産を贈、其外饒別等到来  
之方格、一緒内等へも軽キ品贈る也、<sup>\*</sup>夜御用向有之、御奥江出

廿五日、辛丑、曇、朝雨はらつく、朝調練方直ニ出勤、夕八時退、<sup>\*</sup>慈君御奥江召、  
御上り被成、ふくさ・猪口・ふるしき御戴被遊也、<sup>\*</sup>夜家小妙慶院へ参

廿六日、壬寅、朝雨又罷、夕又降、薄暑、朝調練江出、今日も先達而残之面々江御  
酒被下也

廿七日、癸卯、晴、信楽廟御祥月、早晨祭祀如恒規相濟、常称廟も奉祭祀也、朝  
調練江出、直ニ出勤、夕八時過退、<sup>\*</sup>万之進・岩崎於よし入来

廿八日、甲辰、晴、朝調練へ出、例時出勤、夕八時退、<sup>\*</sup>堀田勝太郎殿御立入初而  
被出、謁入、格登殿跡也、今日講武所方諸流劍槍申合、大芝江出稽古有之、殿様ニ

も為御見物被成御座、至而御輕キ事ニ而御甲斐、<sup>\*</sup>敷御様子、何れも奉感心候趣也、  
此御方御家来中も剣槍共ニ彼是出候由、何分余程多人數ニ而面白キ事ニ有之候由也

廿九日、乙巳、曇、蒸、朝調練江出、<sup>四力</sup>実心三七日速夜、生籠来、内仏諷経、跡茶漬  
出、布施を曳、但此両条者是迄も同断也、<sup>\*</sup>於京都五月十日弥攘夷御治定被仰出候之  
由也

五月 大

朔日、丙午、雨、涼、朝調練江出、直ニ出勤、夕七時退、旦那樣今日為御用談御登城被遊候也、從公儀之御移檄左之通御達有之也

外夷拒絕之期限來五月十日御決定ニ相成候間、益軍政相調、醜夷掃攘可有之被仰出候事

四月

攘夷期限之事、來五月十日無相違拒絕決定仕候間、及奏聞候、猶列藩江茂布告可致候事

四月廿日

大樹公

御名

別紙之通從公儀被仰出候間、弥以一統急度令覚悟候様被仰出候、此段可被相觸候但、坊城殿俊亮方達力も別紙之通御建有之候二付、為心得相達候

四月廿九日

三日、藤川甚吉郎妻今晚内分引請、窃祝盃致候由、婦者久留庫介娘、兼々内約濟居候得共、引請之義二付八一円相談无無之、尤家小二今晚參兵候様二与今朝甚吉郎申來候由、素方辞而不行

四日、上田主水様去月廿

右坊城殿方之御達者、拒絕之期限兼而去月廿三日之処御延引之次第并一橋公御歸府、拒絕応接振如何哉御尋二付、其御返答朝廷江被仰上候御書付也、長文故略之  
二日、丁未、晴、涼、朝調練江出、午後為伺御機嫌御館江出、夕実応初月忌速夜二付妙慶院生龍來、於内仏調經、茶漬を出入

三日、戊申、晴、涼甚、朝調練江出、午時出勤、夕八半時退、下瀬孫平殿來儀之由、夜岩崎於芳入來、暫話又、慈君妙慶院へ御參詣、夫方森岡江御出、御宿被成

四日、己酉、曇、午後雨、朝調練江出、午前出勤、夕八半時過退、御番頭浅野木工

三日御京着被成候之由也

〔將軍様去月廿一日大坂

御城江御入、同廿三日、

御軍艦二而天保山方兵庫

辺迄毛地勢為御一覽御出

之由、廿一日二者八幡石

清水へ御參詣、牧方方御

船二而御下り被成候由

〔同廿三日、姉小路殿地勢

御一覽之為勅使与して浪

華へ御下り、肥藩・土藩

之士附添被下候由

〔橋公夷人江為御応接

同廿二日京都御立、御東

下被成候由

〔同日、此御方御水主之

者自今苗字帯刀御免二相

成也、御上・御両家と毛

右之通二先達而相成候之

由、尤苗字者此御方并上

田様計也

殿御立入始而被出候二付出会、初而謁入、石井大膳殿同道二而被出、木工殿者外衛(淺野)

殿・藏人殿(関)杯之弟二而、故右京様之公子也、〔時勢弥以及切迫候折柄二付、明五日端

午之御礼被差止、御城三之御丸并真鍋御屋敷詰合毛平服与被仰出候由、依而此方様

之刃毛御同様之振二相成也、〔夕佐々木平太来、〔慈君今日毛森岡へ御宿被成也

五日、庚戌、雨、冷氣、葛衣不愜体、端午之御祝詞止候故、朝之内平服二而為伺御

機嫌出仕、〔佐藤江先日酒肴被贈候謝二行、調練演習江出席、〔庭前枇杷初而熟候故

御奥へ御慰二差出入、御移二御祝之粽被下、致頂戴也、〔夕平野伝右衛門来話、酒を

饗、〔慈君夜中從森岡御帰被成、駕籠御迎二遣入也、信槌当年初職也

六日、辛亥、晴、涼、〔朝調練江出、直二出勤、夕八半時頃退、尤早朝召候而卒与御

館江出、〔遠江様御義、思召之御旨毛被為在、逼塞被仰付、此後御用達所江御出三不

及、為御手当被下候御蔵米被召上候旨、今朝右近様御屋敷江御年寄蒲生司書殿被相

越御達被申、尤右近様・遠江様共三原二被成御坐候二付、御番頭石井大膳殿御頼二

而出会被致候之由、甚以御氣毒之次第也、〔夕森岡万之進來、節句之残酒を饗入

七日、壬子、曇、午後雨、〔常廟御祥月忌二付、朝西向寺江參、夫方妙慶院江毛參、主

水様江無御滞御着京之恐悦、御留守中御機嫌伺旁二出、丹羽庄司江毛歡・見舞旁二

行、浅野助九郎殿明日出船、京都江被罷越候二付、暇乞二行也、〔例時出勤、夕八時

過退、〔実心五七日逮夜二付夕方生籠内仏会向二来、〔夜倉橋藤村土佐守妻来宿、先

日方藤川江逗留之由也、女子一人連来

八日、癸丑、雨、時々有少歇、〔朝方調練演習江出席、夕申鼓後済帰、〔藤村於ちか

八日、癸丑、雨、時々有少歇、〔朝方調練演習江出席、夕申鼓後済帰、〔藤村於ちか

七日

夏至

朝五時五分

八日、御上刀槍并隊列調練稽古之場所、以後講武所与相唱候事二被仰出候由、近頃者御並様方御家来、御家中又者迄も皆々稽古二出、少も岸崖等無之、御寛大之事二相成候由也

十三日、此御方足輕・坊主当時勢帯刀仕度旨願出御免二相成也、上之処も同様之由也

母子今日も逗留也

九日、甲寅、曇、蒸、朝調練江出席、例時方出勤、夕八半時退、(藤村)おちか藤川江還、(藤川又三郎方)又次郎・下女迎二来也、夕堀尾後室入来

十日、乙卯、曇、蒸、午後少晴、遠方雷鳴、朝調練演習江出席、直二出勤、夕七時過退、講釈御定日、金子省三郎殿被出也、御家司・御用人共当場合麿馬一匹ツ、繫候様被仰出、右二付馬代も金拾兩迄者無利五ヶ年賦二而御貸被下、且馬飼料、御用馬壹匹之飼料半方丈御仕向被下候との義被仰出也、仍而御馬者只今七匹之処五匹二御減二相成、式匹御放之御飼料(虫損)半方ツ、四家へ御仕向被下候御趣意也

十一日、丙辰、雨、時々有少歇、又時々雷鳴、朝調練へ出席、今日方火通し放方始ル也、午時為窺御機嫌罷出、夕豪雷雨鳴、全白雨之様子也、夜平野伝右衛門来話又十二日、丁巳、晴又曇、俄然向暑、蒸気強、朝調練江出、直二出勤、夕八半時頃退、岩崎およし入来之由

十三日、戊午、晴或曇、酷熱、蒸気強、朝調練江出、直二出勤、夕八時過退十四日、己未、晴、蒸熱如大暑中、朝調練江出、(実)応着物類之有合取合せ、其節仕回等世話二成ル出入之者江少々宛遣入、家来江も残り物遣入也、六七日逮夜二付夕方生龍来、内仏調経、茶漬出、布施を曳

十五日、庚申、晴、熱、蒸強、朝調練江出、直二出勤、夕八時頃退、(俄)之炎気二中候歟頭痛有之、脚たるく困候也

十六日、辛酉、晴、熱強、朝調練江出、直二出勤、夕七時前退、講釈御定日、金子

省三郎殿被出也、慈君夜中辻江御出、御宿し被成、今朝妙慶代参兵藏申付

(森島)

十七日、壬戌、晴、炎氣強、朝調練江出、引取掛為窺御機嫌出ル、夕方心下否滯之氣味有之

十八日、癸亥、晴、炎氣強、尤有風、今曉方腹瀉二成困候二付不能出勤、御用人中江紙面を以案内申出、家小毛夜前以來時々腹強困ル、右二付金子元達拝診二出候由二付、呼而兩人共乞診、全炎氣二中ル与申、葉を患、予已鼓前方瀉止、家小夜陰二及腹痛追々治ス

十九日、甲子、曇、有風、蒸氣強、今日も心下未開、食料不復候故不能出勤、朝森仙太郎を呼、馬之義頼談二及、実応当座法事之節、内仏へ備物二預ル方角へ夫々茶を贈謝ス、藤川每登殿倅甚吉郎妻縁組、願之通被仰出候処、其実前以内分二而引受候趣相聞候二付、今夕七時渡辺雅登宅二於而御叱・差扣被仰付候由、氣毒之義也、右二付予も恐入、相愼罷在候段御用人中迄紙面を以申出、願下者十六日、内々引請者去ル三日之夜之由、尤内窺者同日相濟候し也、右等之義者兼々之被仰出毛有之、近年別而御嚴重被仰出候趣毛有之候処、甚迂闊不埒之事也、夕平野伝右衛門来、長話二及

廿日、乙丑、曇、已鼓方雨、蒸氣輕、今早朝御用人中方紙面二而恐入不及其儀旨被仰出由申来、尤十九日之日付也、返書二御請申出、其後表御門詰之者方、右紙面夜前御用部屋方出候処、吉田常次郎不都束二而手違之義有之、今朝持参、恐入候段断申来也、快方二付已鼓後為窺御機嫌出仕、夕調練稽古へ出、今日方夕稽古二成也、



廿一日、妙慶院へ左之通備る也

本尊備餅 一重

位牌同 一重

四十九之餅 一組

同夕

酒肴

二種

茶漬

一汁二菜

廿二日、妙慶院へ

一 靈供 岩崎氏

一 卒都婆 田中実五郎

右之通備二預候由

〔慈君夜從辻御帰被成、大丁辰蔵来、門長屋之内を馬屋ニ修理し呉る也〕

廿一日、丙寅、晴、冷氣如仲秋後、今日方御役所早出ニ成候二付辰鼓前出出勤、午鼓（衍力）

後退、京都高謙院様方千代雄槌病死御悔、仰下、内仏江白雪毘布二袋拝領仕謹戴、

早速牌前（虫攝）供、御懇意難有次第也、大樹公去ル十一日従大坂陸路京師江御帰被成候

由、江戸表去ル十日外夷拒絶之応接期限弥有無之義未相聞、何分鎖港之談判ニ相成

候段前以諸侯方江之御達者有之候趣也、長崎者当御奉行大久保豊後守殿手強驅引ニ

而夷人も迷惑致し、去月六日二者五ヶ国異船不残退港致候由之風説も有之、何分ニ

も夷人共極意本邦を侮慢致候二者無之、実者畏怖致居様子ニ相聞也、明日実心四十

九日相当二付、夕方生龍速夜勤ニ来、諷経相濟、百万遍念仏執行を頼、家小達而懇

望ニ付其意ニ任す也、当時世之事故一緒内へも案内ニ不及、尤岩崎およし・平野お

たけ・武内後室・小倉後室・三宅室を呼、百万遍を勤もろふ、跡ニ而生龍其外へ酒

并茶漬を出、万之進折柄来、一緒ニ饗入、堀尾後室江も申遣候へ共留主之由ニ而不

被来、田中実五郎夫婦台所を見合呉る也

廿二日、丁卯、晴、夕曇、冷氣不堪葛衣、早朝出勤、午鼓前退、講釈御定日、省三

郎殿被出、講釈も今日方暑中朝二成也、今朝妙慶院へ予者不能参詣、兵蔵名代二遣

し、法事中為詰、代香為致也、左之通参詣ニ預候由

岩崎良之進 武内保之進 矢野七五三槌 大島松太郎

小倉恒助 谷口喜作 田中実五郎 森島米藏

前後参詣、平野伝右衛門 三宅内外 星野武平次

〔廿三日〕

小暑

曉八時二分

〔廿四日夕、妙慶院へ參詣、夫方森岡へ兼約二而參、酒鮓を饗、寛々話歸、出掛一井嘉内へ悔、歎之返礼二行

〔廿三日、御屋祈祷之御供物不相更御頒賜拜戴

〔廿六日、主水様夜前海田駅御泊二而、今日御帰館被成候由也

〔同日、天満宮之御供物如例拜領、老女方為持參謹戴、御請申出候

廿三日、戊辰、曇、時々微雨、冷氣也、夕為伺御機嫌出仕、直二訓練江出、今日者中隊訓練有之也、跡二而一同御酒被下、尤酒限二而、肴者無之、辻清人入来、藤川每登殿差扣今夕御免被仰出也、今日も辰蔵来、未全調

廿四日、己巳、朝曇後晴、午後向暑復、早朝出勤、午時退、西向寺江兵藏代參、近頃町新開料理屋并遊船等二而帶刀体之者音曲取扱、遊宴等いたし候趣相聞候二付、御示之御触書出ル、近来者町人之方御制度甘や力二相成、音曲勝手二取扱候事二付自然其風武家（出様）波及、懦弱之輩者中二者窃二遊宴二耽候者も有之、些弊風を生候様子二相聞也

廿五日、庚午、曇、向曇、有蒸氣、早朝例時出勤、午時退、旦那様今朝御用向二付御登城被遊也、夕就御用向出仕、直二訓練江出ル、大島五兵衛母長々病氣之処、朝来急二差重、物故之由也、以使吊之、夕片岡弘訓練引来、酒を饗、星野武平次も折柄招、万之進も来ル廿八日松寿院一周忌法事之案内二来、共二饗、今夕頼東三郎殿話二見へ候筈二而、少々其設も致置候処、急二差問候由二而断申来也、夜大島葬式、家来使者二遣入也

廿六日、辛未、曇、蒸暑、朝平野伝右衛門を呼、予養子之事及相談、夫二付尋合事内々相頼置也、夕又伝右衛門来、杉岡文磧土産贈候謝二来、予先日以來左足之甲麻痺之気味有之ニ付診を乞、何も為指事二者無之旨申也、薄暮頼東三郎殿来儀、深更迄及寛話、酒鮓を饗、伝右衛門も会せしむ、内密話を承候得者、何分上之御役人衆者今以因循家而已多く、且臍穢之筋も兎角与有之、誠実忠勤之人者至而稀成趣、甚

卅日、去ル廿日於京都議奏姉小路侍從公知朝臣御退朝掛御築地北外二於狼藉者兩人無法二斬掛、矢庭二賊之刀を御奪取被成、賊者逃去、無御滯御歸殿者被成候得共、無程御落命被成候由、姉小路殿者当今之御正議家二有之有志之徒、大ニ歎惜致候由、尤右賊者薩藩なるへしとの風説之由、左スレハ表者御正議之御様子二而、其実関東有志司与御馴合之事二共者無之哉、外二兩若堂上之御嫡子兩人御逐電被成候由、是又姉小路殿之御党類共歟

恐入たる事也、其外九州諸藩、長州抔武備嚴重之話も承ル、既二先日赤馬閑二而八英船之公儀之信旗を建、内海方長崎へ向乗出候を大砲を打掛支障、決而通船を不許英船も不得已豊後鶴崎を通船致候由也、夏岳君御祥月忌、妙慶院へ代参申付、廿七日、壬申、晴、暑、早朝出仕、午時退、夕調練江出、及暮退、西向寺へ代参申付、森岡一周忌遠夜、慈君二御出被成候様此間万之進申候得共得御出不被成、使遣又也、千代雄槌病中見合二預候司藤道庵老・高橋桃源老・高橋文軒老等江今日為挨拶酒切手二樽宛贈る也、紙面を添為持遣又

廿八日、癸酉、晴、暑、早朝例時出勤、午時退、厩皆出来いたす也、今朝森岡寺長安寺江兵藏代参二遣し、法事中相詰也、矢野摩右衛門一昨日室へ悔申遣候謝与して入来之由

廿九日、甲戌、晴、炎熱、未鼓後御機嫌罷出、直ニ調練演習江出、及暮相濟、丹羽庄藏方京師土産物到来

卅日、乙亥、晴、熱甚、早朝出勤、午時退、朝中津屋豊助夕方帰ル、朝滝戸幸藏殿來儀

## 六月 小

朔日、丙子、晴後曇、夕微雨、蒸暑、早朝出仕、午時退、今日御城月並御祝詞相止候由、時勢二付而之義歟、夕調練江出、暮前濟

二日、丁丑、夜来雨、蒸氣強、朝主水様へ先達御帰館之恐悦二出、丹羽庄藏・山村

五日

土用

朝六時六分<sup>(明方)</sup>

去月廿日、姉小路殿を

致刃傷候狼藉者露頭、会

津侯方御召捕二相成候処、

言人者町御奉行二於て致

自滅、言人者此御方様へ

御預ケ、言人者上杉侯へ

御預ケ二相成候由

\*新兵衛事

田中雄平

牝川某

家来一人

雄平自殺、牝川某本藩御

預り、何れも薩州之御家

中之由、且本藩江者此余

も不審之者於有之者勝手

二召捕様二との義朝廷方

被仰出候由、前段露頭も

全本藩之御手二而致露頭

候由也

静登江帰着之歡へ行、久留庫助何角之挨拶、娘藤川江引越之歡二行、久野八十助・

沖和多理江返礼・見舞・歡旁二行、久野八十助八先月末大坂方帰候由、和多理者過

日予留守中勘定奉行本役被仰付、且右兩家共三原引越被仰付候処、未頃合者不相知

候由也

三日、戊寅、朝霧深、後曇、夕雨、蒸気強、海蔵寺入院之御礼有之、早朝出仕、夕

昼午鼓前退、夕調練江出、中津屋豊助、駕籠之者ヲ連慈君御迎二来、午後方御出

被成、御途中迄兵蔵御供二付遣又也

四日、己卯、晴、炎気強、尤風多、易凌、早朝例時出勤、午退、夕未鼓後調練駒建

稽古二付素読所へ出席、森仙太郎極朝兼而頼置候馬を見せ呉る、卜子栗毛、仙台馬

也、歳八十月過也、悍毛相心二而至而乗合也、野村帯刀殿方二居候由、先方二被放

候八、世話致し呉候様頼置也

五日、庚辰、晴、有風、炎威薄、土用入也、夕為窺御機嫌出仕、直二調練稽古二

出、極夕帰

六日、辛巳、晴、炎威減於暑前、例時出勤、午時退、小者市助義、下女与内々通

居候様子二近頃何となく家小坏心付候趣之処、夜前何れも入寝後窃二下女を連門外

致、夜半後又窃二帰来候趣二被察候故、今日兵蔵へ申付、相糾させ候処、相違も無

之候二付、兩人共暇申付、下宿致さず也、於三原右近様之御奥様昨日御安産、御男

御出生被成候之由也

七日、壬午、晴、炎威増、蒸気強、早朝出仕、午前退、西向寺江兵蔵代參二遣入、

候由也

八日

大暑

夕七時七分

十一日

長州下関二而去月廿三日

廿六日英船与戦争有之、

始商船石炭を所望之為

近寄を、理不尽二打払候

方事起候由之処、当月朔

日、英仏魯亜四国之軍艦

襲来、長州若君も御出張

二而戦争有之候処、五日

之戦長藩御不利二而夷人

上陸、大致乱妨候由、右

二付而上田公二者小方表

へ急二御役方出張被仰付

候由也、丹羽庄司話二承

軍艦者式百艘余来候趣二

申候得共、外人之話二而

八六艘来候由之風聞与承、  
いかゞ未詳

午後方駒立演習、素読所へ会、未鼓後方訓練へ出、極夕退、森仙太郎方此間之馬

先方弥出候事二相成、馬料金八兩二候得者手二入候旨申聞、其通二而存旨無之候間、

世話致呉候様頼置也、夜木野於しつ来宿

八日、癸未、晴又時々白雨之気味有之、熱甚、仏護寺為暑気見舞玄関江来儀、当年

頭二も留守へ見へ候由、いかゞ之訳二哉不審、午前仙太郎昨日之馬を牽せ来呉ル

直二厩へ繫也、至而馴良之馬也、初而馬を繫候之故仙太郎へ酒着を贈、謝意を述、祝

意を表入、海蔵寺繼目御礼相濟候御請与して今日入来有之也、今朝右近様江御安

産之恐悦与して罷出、清水次大夫应对退、平服二而出、主水様夕八時御供揃二而御

出被成、龜上田之助様二も御出被成候二付、為御迎御玄関へ出、御居間二而御目見も仕

夜御立座之節も御広式御玄関江御送二出ル

九日、甲申、晴、朝涼後熱、朝試馬、至極愜意也、例時出勤、夕九時頃退、夕調

練稽古二出ル、木原徳蔵世話二而婢を差越呉る也

十日、乙酉、晴、朝涼、後炎熱、朝乗馬、御馬場江出、辰之進様予馬を御騎乗被成

也、例時出勤、九時頃退、夕駒立演習、素読所へ出会、家小夜中妙慶院・興徳寺

江參、おしつも參、夜蒸暑

十一日、丙戌、晴、蒸炎強、朝海蔵寺和尚・隠居共暑気見舞二入来、丹羽庄司暑

氣問安並先日歡之返礼入来、庄蔵者此間入来之由、夕訓練演習江出、平川静一郎

今日從京師帰候二付極夕方宅へ呼、京都之事情承、大島五兵衛も来、亥鼓前退去

十二日、丁亥、晴、蒸熱、早朝例時出勤、午時退、夕素読所へ出会

十九日

\* 日田邦太

此者第一開国ヲ唱へ、  
 昨年島津三郎君於生麦  
 英夷無礼ニ依而殺害被  
 為致候ヲ由申、却而  
 償金ヲ可然理ト申立、  
 人心ヲ蠱惑シ、從夫蝦  
 夷へ渡り魯西亞ト合謀、  
 遂ニ又日本開国へ復候  
 心慮有之、実以姦計之  
 至、且勿体ナクモ今上  
 皇帝ヲ無謀之御方ト奉

十三日、戊子、晴時々曇、時々雨降、蒸氣不止、朝御馬場江乘馬ニ出、直ニ出勤、  
 午鼓後退、夕調練江出

十四日、己丑、晴又曇、暑氣烈、夕雨、朝御用向有之、御用人中・御用部屋を宅江呼、  
 致会議、夕素読所へ駒立演習ニ出席、中津屋方使差越、慈君御無事ニ御逗留被成、  
 宮島祭礼後御還り被成候由也、夜從木野迎之人來、おしつ帰ル、江戸表去ル三日

曉芝永井町辺方出火、追々焼広マリ、飯倉町五丁目方巷丁目迄焼、又西久保通虎御  
 門迄焼、夕七時頃漸及鎮火、尤朝四時頃方西之御丸御殿炎上、不残御焼失、夕八時  
 頃鎮火、全飛火之様子ニ相聞候由也、長州江異国船渡來ニ付本藩方御加勢被差出候  
 様ニ与於京都坊城殿方御達有之由風説也、尤御見舞之御使者者既ニ被進候由也、尤  
 未詳審之説を不聞

十五日、庚寅、晴、炎熱、夕西山雷鳴、早朝出勤、午後退、夕調練江出ル、附足  
 輕夏御貸米渡、世羅米石ニ付百拾式刃相場之由、春來漸々之下落也

十六日、辛卯、晴、炎熱、早朝乘馬、直ニ出勤、午鼓後退、夕素読所へ出席、妙慶  
 院へ代參兵蔵遣入、西向寺江も貞善童女祥月ニ付參らせる也

十七日、壬辰、晴、炎威酷、夕遠雷、止風、蒸熱強、早朝神田社江旅中安全之報責  
 參詣、馬ニ而參也、帰、御館へ為窺御機嫌出、夕調練演習へ出、御裏廠島社御祭  
 礼之御供物頂戴仕候也、当御時勢講武所之方も定例休止之、廠島・東照宮・二葉山  
 御祭日并五節句共諸稽古・諸講釈共其儘被行候由也、当年廠島祭礼、在中并他国共  
 殊之外人出多、賑敷候由、尤例年之御供船者当川中ニ而者飾を不附候由也

誹議、我等共切齒痛憤  
二不堪、依而為皇国令  
加天誅者也

三日之間晒又

六月 有志士

板背二

邦太

此大姦賊罪奈不堪枚挙、

荒増如面

右邦太者元豊後曰杵之藩

中二而当時浪人、全彦根(并伊直郎)

侯之余党与被考候之由也

右者本藩周旋方之内左之

三輩之所為与相聞る也

船越八左衛門

立野一郎

加藤種之助

外二右近様御家来丹羽清

蔵与申者も加居候由也、

極秘密之伝聞也

田口太郎

十八日、癸巳、晴、炎蒸甚酷、早朝御両家様へ暑中為窺御機嫌罷出、丹羽庄司・坪内久米之助・久野秀太郎・熊谷善兵衛を訪、巳鼓後帰、直二出勤、午鼓後退、夕素読所へ出席、今朝東城徳了寺此節出府之由二而来候由、他適中二而不遇、又可来与申而帰候由也

十九日、甲午、晴、炎威倍酷烈、例時出勤、午時退、今朝三丁目浜二男子首一ツ祭礼之燈を釣候華表形之柱江括付有之、其側二左之通木板へ認懸有之、見物成群集候由也

廿日、乙未、晴或雲出、炎威猛酷、朝海蔵寺へ拝参、馬二而参、巳鼓後帰、長州侯方御側役長嶺内蔵太・山県半蔵兩人為御使者来、中井出衛殿受引二而昨日御返答有之候由、全下関異船一件二付応援之御頼与相聞る也、夕素読所へ出席、夕徳了寺来、酒鮓を饗、寛話二及

廿二、丙申、晴、炎威軋猛、朝例時出勤、夕午鼓後、夕調練江出席、昨今暑氣問安彼是有之、夕方雨降、少々風毛吹、京都高謙院様より御直書戴、去夏御願申上候名号御認被遊被下、一枚八穂波左京大夫経度朝臣之御筆跡也、右者内仏江時与して掛候軸二調置候積二而願置候し也、外二暑中御尋、且中元御祝義両様御一併二而左之通頂戴被仰付也、索麵五十、砂糖一箱、蓮月焼掛瓶へちま形一、同盃并台一組、女扇三本、倍子粉(五分粉)一袋、右謹戴、告于廟

廿二日、丁酉、夜来朝雨降、炎威減殺、早朝例時出勤、午鼓退、西向寺江代参兵蔵申付、夕素読所へ出席

廿四日

立秋

今朝四時七分

廿三日、戊戌、朝曇後晴、炎威復酷、朝乘馬、渡辺之馬(雅登)を乗也、昨日矢野犀右衛門方先達而於京都之御貸金、格別を以無利十ヶ年賦返納被仰出候段申来也、浅野外衛殿二男元次郎殿義、右近様御囉受、御扼介(厄介)二被成置度段、御願之通今日被仰出候由也、夕調練へ出ル、夕方慈君為御迎中津屋へ兵藏遣又也

廿四日、己亥、晴、炎熱如熾、今日立秋也、例時出勤、午後退、慈君從中津屋午前御還り被成也、夕素読所江出席、今朝旦那樣御登城被遊、若殿様去ル十七日御參内被遊、被拜龍顔、天盃御頂戴、御拜領物毛被遊、御暇被仰出、且長州赤間關へ異艦來襲二付御応援之義被仰出候義二付、御意事被為在候之由、全体当月中者御詰被遊筈之処、御速二御暇被仰出候者畢竟右御応援并御隣国之訳を以之事之由也

廿五日、庚子、晴、朝些涼、後炎熱、尤南風多、朝例刻出勤、午時退、今日浅野外衛殿・閑蔵人殿思召を以御上江御引取被遊候段両家へ御年寄衆御使者を以被仰出候由、尤閑家相統者息守之進殿へ知行高無相違、並寄合被仰付、永々浅野之御称号被下、浅野家相統毛息嘉吉殿江同様被仰付候由、依而左之通被仰出有之也

浅野外衛・閑蔵人今般思召を以上江御引取被遊、御名左之通御改被進、以後様唱

二仕候様被仰出候

藏人様御事

内記様

外衛様御事

中務様

内記様・中務様へ途中二而下座可有之候、諸番所足輕以下土下座可仕候事

一只今迄之屋敷へ其儘御住居被成候付、以来南御門外御屋敷、京口御門内御屋敷与

相唱候事



廿六日、去ル九日大樹公  
京都御暇二而大坂江御下  
夕、同所方御軍艦二而去  
ル十三日御出船被遊候之  
由也

夕調練稽古江出、跡二而一統江御酒被下、同様二頂戴仕候也

廿六日、辛丑、晴、朝些涼、後炎威如燬、朝乘馬、御馬場へ出、夕素読所江出席、

夕桑原吉郎二人来

廿七日、壬寅、晴、炎熱倍敵酷、朝例時出勤、午鼓退、西向寺江兵藏代參申付、長

州江御応援之為西御境大竹村今日御人数出候由、詳説未聞、夕調練稽古江出、御

奥方右近様方御到来之三原西瓜御頒賜被仰付也

廿八日、癸卯、晴、殘炎猛酷、朝者曇、有涼意、例時出勤、夕午時後退、夕素読

所へ出會、正親町大納言実徳卿長州江異艦渡来二付為勅使御下向、今日当町御本陣

江御泊之由、諸藩方為御守護有志組御付有之趣二而、武家之旅宿十八日軒有之候由

也、松浦久米之丞殿伯母先刻死去有之旨同姓又三郎殿方為知来、右者辻清人母方之

伯母、藤枝殿事也

廿九日、甲辰、晴、殘炎敵酷、夕調練演習江出、松浦久米之丞殿江先使を以悔・

見舞申遣入、辻江七悔二遣入也

七月 大

朔日、乙巳、晴、秋熱最敵酷、朝例時出勤、午鼓退、夕素読所江出會、極夕馬を

北庭へ繫置、家来食事致居候所、銜を脱門外江驅出、早速家来皆夕跡追參候処、真

鍋通り東南隅八島外衛殿屋敷馬屋へ驅込居候由二而、無滞牽歸ル、下地同方二從江

戸被牽歸候馬之由也、畜類二而も旧栖を慕不忘歟、情誠二可憐、酒一樽を同方馬捕

九日

一御兒小姓

佐藤喜代見

右並之通御番入被仰付、  
尤軍学之儀八不絶、心掛候  
様被仰出

但、素読所出席之義八

御宥免

一式人扶持

相庭静

右  
別紙之通生涯被下置候間、  
常々素読所へ出勤

但、和礼指南之義八是

迄之通、尤下地被下候

御銀八上ル

一御小姓組被召出

右内倅

山崎他人登

右同断並

一御馬方

書院台所日參

得井勘次郎

江贈、繫留之勞を謝せしむ、若殿様兼而者明日御着城之筈ニ候処、炎暑之砌御道中  
一日之御日増ニ成、明後三日御着城被遊筈之由也二日、丙午、曇時々雨降、蒸暑、夕御機嫌伺出仕、直ニ調練御場所へ出、慈若夕  
方為伺御機嫌御奥へ御上リ被成也、御慰ニ葛饅頭五十御上被成也三日、丁未、時々雨降、風吹、午後稍甚、炎威薄、若殿様今朝五半時過御着城被遊  
候由、且那樣為御迎八丁堀江御出被遊、当春殿様御帰城之節者諸事御大略ニ而、八丁堀其外諸士之御出迎事も無之趣ニ候得共、当度御初而之御入国故、万端御先格通  
御作略者不被仰出候御様子也、一応御着城、夫方直ニ竹之御丸へ被為入、同所江御住居被為在候由也、早朝例刻出勤、午前退出、至夜分風稍静也  
四日、戊申、晴、残炎稍減、朝例時出勤、午鼓前退、今日御歡御帳附之由ニ而、且那樣御登城被遊也、夕調練場所江出、夕万之進来話、酒を饗入、午前岩崎およし  
来也、今朝乘馬、夜涼五日、己酉、晴、朝曇、雨一過、好霽、夕涼、朝為伺御機嫌罷出、僕を抱、仙助与  
云、古江村田方之百姓之由也六日、庚戌、晴、朝夕涼、午炎熱如燬、早朝例時出勤、午鼓後退、御軍備人員補闕  
之御手当与して足輕以下之子弟を鉄炮組与唱へ、吉人扶持ニて御抱有之、家来森島兵蔵も其御撰ニ出、今日御抱ニ成也、尤時々炮隊調練之稽古ニ出候迄ニ而、外ニ勤  
向者無之候故、先其儘当家ニ差置候筈也、夕調練江出

七日、辛亥、晴、朝涼、後秋炎酷烈難堪、今日も端午之振を以佳節之賀御慶却ニ付、

一御步行組被召出

政之進伴

土屋靜馬

二同並  
御雇

吉右衛門伴

増田貢之助

右剣術心懸宜敷二付

一御步行列加

御武具方付

小林大右衛門

右以下略之

十一日、妙慶院江左之通

為持遣又

一回向料 銀貳両

一靈供米 精一升

一塔婆料 巻刃五分

以上

同日

処暑

今曉八時一分

朝之内平服二而御機嫌伺二出、直二素読所へ駒建演習二会入、極夕平野伝右衛門話  
二来、酒を饗入、慈君御奥江召、御上り被成

八日、壬子、晴、朝涼後炎熱不堪、朝乘馬、夫より御用向二而御館江出ル、朝出掛  
堀尾善大夫不快を訪、兔角足痛二而被困候由、実者同人足痛持病二而不絶被困、斯  
時勢切迫之場合、重御役押而相勤被居義甚不本意之義二付、一向退隠被致度内存之  
由二而、此間大島五兵衛を以極内々相談之趣も有之、其返答旁二參ル也、内存甚尤  
之義、於予も至極同意候二付有体及返答、甚被悦感心之至也、全体此人思慮も厚、正  
直之仁二而、痛所与申而も格別之事二者無之候得共、生得氣薄二而奮励勉強之志少、  
斯時勢二無之共始終当时之御役二者不堪人也、可惜、乍去私意を断却して忠義を被  
存段者実可感之至也、島本広右衛門殿来儀、同方家来鉄炮組御抱之義二付頼事有之  
也、夕調練演習江出ル

九日、癸丑、晴、秋炎纒減威、尤有些蒸氣、朝辻清人忌明返礼二来、八十槌此間以來  
腹瀉二而又々困候由也、乍早朝久振故暑弘酒を出入、朝例時出勤、未鼓後退、原十  
郎次殿方於御城中務様御側方被仰付候由、去ル四日付之切紙二而為知被呉越也、今  
日被仰付事有之、鉄炮組御抱も多人数有之也、家来木原清次郎も御抱二成也

十日、甲寅、晴、秋炎劇、朝夕涼、早朝例時出勤、午鼓退、月次講金子徳之助先生  
被出、夕調練江出、家小夜木野江見舞二行、宿入、夜半後快雨、午時前有地震、  
強二八あらず

十一日、乙卯、晴、曉雨、生些涼、午熱も減、朝御用向有之、御奥江出ル、夕素読

十三日夕

一吉刃一僧へ  
布施

一牌前飾如例

茶漬楯

壹汁式菜

酒肴

式種并酢漬  
八寸葛煮

中島天神町之古道具店

木屋五兵衛卜云者利欲二

敏二して暴富を致候者之

由、然処其多欺人之所為

を悪三、先夜五六輩白刃

を按襲入、大恐嚇を加讓

責いたし候処、不堪恐怖

父子とも鼠竄隱避、窃二

垣を踰走出、町奉行所へ

訴候処、其儘留留二成、外

妻子も皆町方江被召捕、

跡家財者不残封印付与成

候由、其実先比毛上御武

所へ出會、来ル十四日実応百ヶ日二付備物為持遣入也、且十三日夕小僧来吳候之様申遣入也、夕片岡弘を呼、水上甚大夫四男又一郎義を尋聞也

十二日、丙辰、晴、夜来風涼、朝乘馬、例時出勤、午鼓後退、夕訓練稽古江出、今日八奥弥右衛門殿被參、大二被賞也

十三日、丁巳、雨降或歇、終風暴吹、不至剥屋、涼、如例年從今日御役所廃休也、

島本広右衛門殿方紙面を以、此間家来兩人被召抱候挨拶申来、酒・紅魚を被惠、実応百ヶ日逮夜二付夕七時過妙慶院弟子慈春来、於内仏回向念仏済而酒・茶漬を出入、

富永源五郎当座法事之節可招処差悶不来、四十九日二も同断二付折柄呼而饗入、辻清人入来、例年今晚方墳墓江点燈二遣候得共、今日之天氣合故不能其義

十四日、戊午、雨降、時々有風、涼、午前為伺御機嫌出ル、今朝妙慶院へ兵藏代參二遣し、法事中為詰也、大島五兵衛方四十九日之由、寺江代參遣入也、夜兩寺墳塋へ点燈二兵藏遣入、尤夕方出シ、一緒内並二懇家之墳墓へも燈籠を為供也、夕

万之進來、酒を饗入

十五日、己未、曉来雨暴降、時有少歇、西向寺・妙慶院江朝方雨を冒參詣、外寺江者不能參、歸り木野・水谷江寄、一馬追々快由二而平臥二者無之候得共、何分大二憔悴之様二見ゆる也、同方二而酒出、午時前歸、為伺御機嫌出ル、午前辻清人入来、

八十槌又々腹瀉、吐毛有之、何分氣遣候由申也、慈君夜辻江見舞二御出、御宿し被成也、夜兩寺江点燈二兵藏遣入、夜二人雷鳴有電、午後頭痛強、困ル

十六日、庚申、時々雨、夕雷鳴、昨来頭痛不治候故今日者不致出勤、御用人中江紙

具役所之御用を承、莫大之高利を貪、其事も粗及露頭候由、其後又一夜諸方之酒肆へ右様之徒襲入、酒価之不廉を督貴いたし酒肆一統大ニ畏怖、一同申合せ頓ニ酒価を廉二いたし候由、定而有志家之所置ならん歟、愉快之談也

十七日、於御城

一御年寄役

仙石小五郎殿

十八日、改名

木上殿事

浅野美濃殿

十九日

二百十日

去ル十六日之雨、山県郡辺者洪水ニ而殊之外損所多、人家も余流亡いたし

面を以及案内、朝妙慶院江兵藏代参申付、大島五兵衛忌明ニ付返礼ニ入来、渡辺雅登御用向ニ而入来、夕平野伝右衛門御用向ニ而呼、跡ニ而暫話、酒を饗、家来木原清次郎当季方暇遣入、兼而前廉方暇之義願居候也、代古江村百姓之倅龜藏<sup>\*</sup>与申者、小回り吉蔵口入ニ而召抱候筈ニ致治定、当年十九歳之由也

十七日、辛酉、晴、涼、頭痛快候ニ付、夕為伺御機嫌出仕、直ニ調練演習江出ル、山県彦一人来、虎之丞引受之御山屋敷之義ニ付而内談有之、筋違之義故存寄申述置也、家来岡野龜藏今日方来也

十八日、壬戌、晴、朝涼、午暑、朝例時出勤、午後退、木原清次郎今朝致下宿也、祝義三刃遣入、波多野清太郎来、家内何れも来ル晦日ニ弥三原江引越候ニ付、同人者先へ明後廿日ニ参候由申候由也、予者御用向へ取掛り居、不調

十九日、癸亥、朝雨、後晴、午暑、朝暮涼、朝例時出勤、宅ニ而御用向勤候ニ付不及出勤、夕調練稽古江出

廿日、甲子、暁来雨、已後晴、午暑甚、朝為伺御機嫌出ル

廿一日、乙丑、雨終日蕭々、涼、例時出勤、午後退、夕調練駒建演習、素読所江出席、佐藤へ過日之歡二行、蔵田和太郎病氣之処養生不相叶、病死之由、羽山集右衛門方廿日之日付ニ而為知来、如何之病氣なりし哉、可悼、夕万之進来話、酒

を饗

廿二日、丙寅、晴、涼、朝例時出勤、午後退、月次講釈省三郎殿被出也、西向寺江兵藏代参申付、蔵田江悔使遣入、和太郎京都以来病氣ニ而、兼而若殿御供ニ而帰候

候由

〔廿三日、帰途伝福寺・西向寺江も参也〕

〔廿六日〕

白露節

昏九時七分

〔大樹公去月十六日御海上無御滞江城江還御被為成候由也〕

〔小笠原大膳大夫様御領分江松平大膳大夫様御家来罷越、不法之所業有之、公儀ニ於而も以之外之事ニ被思召、依之早々引払候様長州侯へ御達し有之有之候得共、若不引払ニ於而八追退候様ニ与小倉侯江御達ニ相成候間、其節者御隣国之義、本藩并筑前侯・中津侯江心援之義被仰付候旨江戸表御老

筈之處、十日計前ニ願候而帰候由、痢疾様之病氣ニ而有之候由也、〔夕西洋流調練教授之面を宅へ会、歩操軌範を講スル也〕

〔廿三日、丁卯、晴、涼、海蔵寺江盆参詣急候故早朝方拜参、途中者馬ニ而参ル、帰途波多野権助へ昨年御取立之歎、近日三原引越之暇乞旁ニ行、酒出シ饗ス、〔夕調練江出ル、西洋卒銃・狙撃銃・馬上炮等之試放有之、打貫鉄鏃、松五寸角杯手際ニ貫通スル也、是迄色々浮説も有之候へ共、是ニ而衆疑定候也、〔夕雨降〕

〔廿四日、戊辰、晴、涼、早朝例時出勤、夕午半刻頃退、〔大島五兵衛此後以來引籠頭痛ニ而致難義候由ニ付、出勤掛訪之、追々快方之趣也、〔退出後御用向ニ付平野伝右衛門を呼、暮前迄申談、〔夕雨はらつく、慈君夜從辻御帰被成、八十槌追々快方之由也〕

〔廿五日、己巳、晴、涼意深、〔朝御乘馬へ出、手馬致乘馬、直ニ出勤、午後退、〔慈君波多野権助へ被招、御出被成、〔夕申鼓頃方調練へ出、〔退出後、伝右衛門御用向ニ付来、如昨日申談、〔蔵田明日初七日ニ付内仏へ菓子一包供スル也〕

〔廿六日、庚午、晴、涼、〔夕為伺御機嫌罷出、〔旦那様今朝為御用談御登城被遊候由也、〔朝蔵田寺長久寺江兵蔵代参申付、〔夕御用向ニ而御用人並ニ伝右衛門を会、申談〕

〔廿七日、辛未、曇時々雨、涼、〔例時出勤、巳鼓前退、於宅御用向申談、伝右衛門来、〔夕調練演習江出、〔波多野権助三原引越、暇乞二人来、酒を饗ス、〔堀尾善大夫今日隠居願書被差出也〕

〔廿八日、壬申、朝雨降、後歇、猶曇、涼、〔早朝例時出勤、午後退、〔夕教授之面々

中様方御奉状を以被仰出候之由也

〔南西北三御門近頃御嚴重二相成、上番衆終日一人つゝ出張被相詰、幕末是迄自分紋之处、三ツ引幕二相成、夜中者御步行組泊番有之候由也

三日、於御館

一願之通隱居

堀尾善大夫

一知行高百州五石勤向唯今迄之通

善大夫家督

堀尾勝登

二御小姓組本格御目付役加

野原八右衛門

二御次詰加御奥通御免

沢崎雄三郎

来、步操軌範を対読入、夜酉鼓頃出火二付出、表小姓町竹腰<sup>\*</sup>佐助殿屋敷裏座敷焼失之由、即刻及鎮火、退

廿九日、癸酉、曇、午後暑し、朝乘馬、御馬場江出、夕調練演習江出、御館江毛御用向有之、出儿

卅日、甲戌、曇、涼、今日方御役所並時刻出勤、夕申鼓前退、来月中旬頃東城表江御越被遊御含二付今日夫々御供之御内意被仰出、当度者予者御供無之、御用人計也、佐藤益之丞御供御内意を被蒙、万之進毛御内意を蒙也、夕万之進來、酒を饗入

八月 大

朔日、乙亥、晴、涼、今日者御城表御礼有之由、旦那様御登城被遊候二付五時出仕、

如例於御居間御祝詞申上、御奥へ毛罷出、御宇衛様江御祝詞申上、御熨斗被下之、

今日者調練、終日稽古有之、退出後出儿、夕方一同江御酒被下也、予毛頂戴、夕

伝右衛門・清人<sup>(長)</sup>・武左衛門来、酒を饗入

二日、丙子、晴、涼、朝乘馬、御馬場江出、渡辺雅登江嫡女此間三毛吉左衛門江引越、

倅益<sup>\*</sup>登江婚姻済之歡、堀尾へ退隱願之見舞二行、午後御用向二付伝右衛門・良之進<sup>(右衛門)</sup>

を宅へ呼、申談、夕木野一馬人来、酒を出、寛々被咄

三日、丁丑、晴、涼気多、例時出勤、未鼓前退、御用召有之、堀尾善大夫願之通隱

居被仰付也、為知有之、歎使遣し置也、夕調練稽古二出儿、万之進來話、此間節

句二毛不来候故、残酒を饗入、渡辺雅登昨日之謝二被来

右辰之助様御出之節御輿  
(上田進方)  
 へ罷出、御伽相勤候事

一 御歩行目付  
 御先供頭取

桑原嘉東太

一 右跡役

三津井滝次郎

四日、戊寅、晴、涼、例時出勤、夕申鼓退、朝三宅内外を呼、堀尾・矢野両家二男之義を尋、何れも好資質、就中記憶者堀尾二男者格別秀逸之由申也、京都安井多嘉祐方書状達入、貫名先生(海屋)五月初旬遠行、当今之名家、残懷之由申越也、薩州へ去ル六月廿八日英夷船七艘来、鹿兒島近海へ乗込、公儀之命を偽、生麦一条二付償を責、曲直分解之応接未首尾中、去月二日渠より不法之所業二及候二付、急二発炮二被及、翌三日迄掃攘二及、七艘共出帆、十里許之海上二碇泊、外六艘出帆致候趣、長崎御奉行へ修理大夫様方御届有之候由、其実右二日・三日両日者肥前・薩州辺余程之大風雨二而、異船二艘者大炮二而打破、余船者大風波二而過半破船致候由、右兩日之大風者全神風ならん(松平)与九州辺二而八專風説有之趣也、虚実者未詳

五日、己卯、曇、有蒸気、堀尾家血統之処者能承知罷在候得共、敬次郎母之里深町家并祖母之里栗原家之血統予未詳知候故、過日水谷伯母君江托、双方之処得斗承糾被呉候処、両家共敬次郎母・祖母江係候処二於而八何も正敷趣二相聞候由此間万之進江御伝言被下候故、尚今朝兵威を池田加賀守江遣シ、神明之冥示を毛窺囉候処、神卜も吉なる由申越候二付、慈君・家小共得斗申值候上、謹而廟前二焼香、御靈々江申上、所望二及試候方二相決入、夕為伺御機嫌罷出、堀尾へ隠居・家督之歎二行直二調練稽古へ出ル、堀尾勝登吹調頼旁二昨朝入来、夕大島五兵衛を呼、堀尾之方江敬次郎所望之義移合試呉候様二頼、同人諾入、酒を出入也

六日、庚辰、晴、涼、朝乘馬、御馬場江出ル、例時出勤、夕申鼓前退、堀尾勝登昨日參候謝入来之由、大島五兵衛昨夕相頼候義、今朝早速堀尾へ移合試候処、未外



九日早晨

酢和会

こんにやく

御血

香たけ  
籾ふ  
油あけ  
蓮根

みそ

御汁  
椎茸  
苞豆ふ  
青み

御飯

御香物

薄くす

御坪

新香たけ  
かんひやう  
おろし生か

御平

新牛ほう  
しみたけ  
油あけ  
里いも  
白芋茎  
輪柚

御菓子

焼まん頭  
ふとう  
巻せんへい

夕

御茶

豇豆飯

琉球いも

先約等も無之趣ニ而善大夫并後室共殊之外大慶、一応一緒内へ相談、速ニ返答有之筈之旨申聞

七日、辛巳、晴、涼、朝例時出勤、夕八時前退、夕訓練演習江出、今朝西向寺江兵藏代参申付、此間以来時々腹合悪敷、腹部攀急之氣有之処、今夕以来別而強く困夜中早臥、慈君蔵田江御出被成

八日、壬午、晴、涼、午暑、腹部攀急、腰痛も有之、終日平臥、致用心也、佐藤後室一周忌之由、寺へ代参遣入、且那樣東城江御越被遊度、日数廿五日之間御暇之御願之通今日被仰出候由、当度者御先例与違、御願方等も諸事御事輕ニ相成候故、為

恐悦罷出ニ不及候也、辻清人入来、養子一件藤川江下地話置候義同人江囑スル也九日、癸未、晴、涼、午暑、腰痛得斗不快候得共御用多ニ付押而致出勤、例時方夕

申鼓前迄詰、退、今朝金子玄達(元)ニ診を乞、全不旋方之事、尤少々微熱も有之由申、藥を患、今日も夕方牽急強、退出直ニ平臥、夫故訓練江不出、今日不遷廟御祥月、

早晨祭祀如恒規、慈君・家小勤之、予者不能与、京都芝山様方例年之如扇子五握塗盃一ツ拝領仕、此度者高謙院之方方大島五兵衛伝参候故、同人江御請申置也、將軍家当春御上洛、朝廷御手薄之趣御拜見被成、恐入被思召、依之乍聊年々拾五万俵

御進納被成候旨過日被仰出、依之此度宮堂上方、其外地下之官人迄夫々御増祿被仰出、堂上方ニ而御知行之御方三百五十俵、三十石之御方四百俵宛御増、錦小路様杯

も御先祿共二百九十石ニ被為成候由恐悦之御事也、乍去右御進納之根元者全關東之姦計ニ出、是を以朝廷を靡け、攘夷之勅錠を甘メ、通商交易を其儘ニ被行度目論見

十一日

秋分

夜四時三步

久野八十助方倅嘉吉被  
召出候由為知越

二有之候処、朝廷者夫二依而少も御動キ八無之、約ル処十五万俵御出し損之由相聞候也、何分關東も弥御末運歟、有司皆姦人而已二而始終失策而已二有之由、京師も今以騒々敷事、諸藩之有志組者只様募り、公儀御威光日々衰候様子、夫二引替越前(松平)春岳侯者兵を卒而輩下二迫、帝側を清スル之策有之由二而、都下之有志土者(又々)元大津駅之東二而討留之謀議を為との風聞も有之由、此節者交易之貨物集而諸港江運送スル町人共を、小口方探索して殺害致候趣二而、日々之様二処々二梟首有之由也

十日、甲申、晴、涼、実山祥月、朝妙慶院江兵威代參申付、例時出勤、夕七時退、大島五兵衛方堀尾之方弟之義一緒内等相談有之、夫々何之存旨も無之候二付、所望二候八、可任其意之旨内答有之候由申聞、大ニ致安心、其段慈君江申上、家小江も申聞、告于廟、直二明朝囉受之義同方差問無之候八、取計吳候様、左候得者達しも明日口上書差出度、彼是亘敷打合せ吳候様相頼置也、夕方之進來

十一日、乙酉、晴、涼意深、朝乘馬、大島五兵衛入來、昨記之通堀尾へ行、囉受之義申述吳候処、可任其意、何れも大慶之段返答有之、手付のし出候由申聞、則告于廟、慈君・家小江も申聞、手付熨斗出、吸物二而酒を出入、岩崎良之進も折柄來、共二饗入、肴者外二一種限也、(雅登)出勤掛左之通口上書渡辺江致持參候処、他適之由二付(益之丞)佐藤江持參、応対之上差出頼置也、口上書者良之進二頼為認也

口上之覚

一堀尾勝登弟敬次郎義当年十一歳二罷成申候、此者私厄介二仕置度及所望候処、任其意候二付囉受申度奉存候、此段可然様被仰上置可被下候、以上

八月十一日

村上彦右衛門

渡辺雅登様

佐藤益之丞様

〔右者素方直二養子二相願候而宜敷候得共、敬次郎未漸十一歳之事、万一一兩年内二予二女子出生二而毛有之候様之節、婿養子等之取組二都合毛宜敷候故、先厄介二願置候也、右之段八兼而五兵衛を以堀尾之方江打合、同意之事也、夕調練稽古江出、尤今日者休日二候得者例時方出勤、八時頃迄者詰ル也、夕方牛田山焼、及暮火光大二見ゆ、日通寺山東之谷上与聞也、古江大髭御山所内二男子之縊死有之、今日御山方見当候処、余程日数を経候者と見へ候由也、御宇衛様夕方急二主水様江御出被遊候由、実者妙寿院昨夜以来卒中風二而危篤之様子二付、御内々御見舞被下候御様子二奉内察也

十二日

八王子柿 五十

右御奥江差出入也

十二日、丙戌、晴、朝冷氣也、例時出勤、夕八半時過退、出勤中於席佐藤益之丞方昨日差出候口上書之趣申上候処、何之思召不被為在、勝手二仕候様被仰出候との旨被達、御請申出ル、右之趣帰宅之上告于廟、慈君へ申上、家小へ及吹調也、今朝出勤掛堀尾江敬次郎及所望、速二任其意被呉候挨拶二行、手付熨斗出ル、其後善大夫・勝登父子共何角之挨拶二見へ候由、夕方前段達済之知せ、同方へ毛達済候怡使を以申遣又也、庭前之木鍊柿熟候二付、御内々御奥江差出入也、其外一緒内近隣へ分贈、夜伝右衛門・万之進へ達済祝饌別之意旁酒を饗、岩崎およしも折柄飲二人来、同様二饗入

十三日、丁亥、曇時々少雨、温、御発駕前御用多二付早朝方出勤、夕七時過退出、  
 〔沖和多理来ル十五日三原江引越候由、暇乞何角二人来之由、〕佐藤益之丞父子、平  
 野伝右衛門・岡島平之進・大島松太郎・森岡万之進・大崎喜和馬、其外彼は御供二而  
 明日出立、為暇乞入来、此方方も近所程者使を以暇乞申遣入、森岡へも使遣入、木  
 野・水谷・丹羽江昨日達濟之知甘遣入、〔平瀬徳之助殿昨日京都二而見舞候謝来儀、  
 同人此間炮術出精之訳を以五人扶持二而被召出候旨被申候由、〕夜中御奥江被為召、  
 御側二而御酒頂戴被仰付、御用人中同断也

十四日、戊子、雨、涼、〔今日暁七時之御供揃二而東城へ御発駕二付、右時刻比出勤、  
 夜明而御発駕被遊、御玄関前西側栗石上二而御送り申上、御出頭名倉求馬披露、名  
 を御意被遊、御用人渡辺雅登も同断、今日者雨天二候得共、御衰笠御馬二而御立被  
 遊、御供方も惣衰笠、御步行組以上者塗笠、御出頭奥田政次郎、御用人佐藤益之丞  
 毛西御門外方騎馬也、右相濟、御次御奥へ出、恐悦申上退、御奥二而者夜前之御受老  
 女迄申上、尚今晚も御跡御祝へ被為召候段申聞、〔沖和多理江使を以無沙汰之挨拶、  
 暇乞申遣入也、〕右近様御厄介元次郎様三原江御引受被成候二付、今日当所御出船被  
 成候由也、〔夕方調練演習素読所へ会、〕夜御奥江召出ル、慈君も今朝方御上り被成、  
 御祝之御酒頂戴、戌鼓退、無月

十五日、己丑、雨終日不霽、〔朝例時出勤、夕八時退、〕夜無月、三更纔見微光  
 十六日、庚寅、雨終日霏微、〔妙慶院江兵藏代参申付、下石直右衛門明日三原江引越  
 出船之由二付、波多野権祐江之書状を托、且此間倅来候謝、暇乞申遣入、倅者権祐

二男也、權祐去ル三日無滞三原江着船致候由、此間書状を以申越也、例時出勤、夕八時退、出勤前金子省三郎殿被來、内談事有之也、月次講釈同人被講、夕調練江出、今日左之通頭書を以大島五兵衛江先方打合せ之義頼置也

一 九月四日就吉辰、先方御差問無之候八、敬次郎引受申度事

一 当時勢之義諸事手輕之取引二致申度事

一 結納祝義左之通相贈可申度事

生鯛 一折

上下地 一具

代金貳百匹

手樽 一荷

但、台類惣而塗台之事

右使者平服持手看祥着之事

但、使者受引手付熨斗限、祝義使者へ式刃、持手江彦刃宛之取計二申度事

一 夕八時引越、御自分敬次郎を迎与して御越、同道二而御出被下、家内一通之祝

盃濟候八、善大夫殿・勝登殿并二御家内方も不残御出被下度事

但、彦右衛門・敬次郎計麻上下着之事

一 右之節身近キ親類計呼置、御面会可申事

一 敬次郎未幼年之義故、一応引越之式相濟候上者、当分寝泊之義者当人之心次第

二 為致申度事

一右之通二付、御支度事八兎角成合追々二御調被下候而宜敷候事  
一采月四日自然御問御坐候得者、同八日二治定致申度事

以上

十七日、辛卯、晴、暄、午前為伺御機嫌御奧江出ル、神田妙寿院致死去候由、御  
宇衛様御服忌者不被為掛也

十八日、古江御山方掘出  
候松曹十五根御奥方頂戴  
仕ル也、告于廟

十八日、壬辰、曇、暖、例時出勤、夕八時退、夕調練江出、慈君午前妙慶院へ  
御參、夫方森岡へ御見舞被成、入夜御歸り被成也、今朝堀尾善大夫先妻一周忌法事  
之由、本照寺江代參遣入

十九日

小五郎殿事

仙石志摩

十九日、癸巳、朝雨後歇、例時出、夕八時退、大島五兵衛方此間賴置候頭書之趣  
堀尾之方談合候処、同方二於而も素方何之差問も無之、九月四日之処承知、殊二同  
日者敬次郎誕生日二も有之、別而大慶之由、尤支度事も同方近頃之仕合故、所詮不  
任心底候得共、可成丈此所二而相調濟せ度之旨善大夫内話有之由申聞、致挨拶置也、

夕乘馬

廿日、甲午、晴、冷、午鼓前為窺御機嫌御奧へ出、夕調練江出ル、東城人足頭帰  
候由、御用状来ル、去ル十七日夕八半時過東城御着、益御機嫌被遊御坐候由、御供  
方も一同無事、来ル晦日同所御癸駕被遊筈之由也、去ル十四日之夜方庭中江猫マミムシ之  
類出、夜々庭内諸所を掘り、蚯蚓杯を喰候様子二見工、予も十五日之薄暮卒与形を  
見る、至而小也、多分貉歟と思わる也

廿一日、乙未、晴、冷氣也、例時出勤、夕八時退、予厄介敬次郎武芸心掛厚出精

廿二日早晨

すわへ

御皿

香たけ  
すたれふ  
油あけ  
れむこん

けん

白みそ

御汁 小しゐたけ  
苞豆ふ  
青み

御飯

御香物

御坪 松茸  
あけ蕨蹄

牛ほう

椎茸

御平

油揚

里いも

白芋茎

御菓子

焼まん頭

八王子柿

巻せんへい

以上

夕 御茶

豇豆飯

之趣達御聴、御満足被遊、依之為御褒美諸口紙三束被下之、猶不怠出精候様御意之

旨渡辺雅登方於席被申聞、則御書付頂戴、御請申述、帰候而告于廟、紙面添、堀尾

勝登迄為持遣入也、全体呼候而申聞候筈なれ共、未引越初も不致候事故右之通二計

ふ也、其後渡辺江為御請參也、堀尾勝登前時之御書付敬次郎へ申聞、御請申出候由

申来、外此間内之挨拶も有之也

廿二日、丙申、曇、冷氣強、能称廟来ル廿四日御祥月之处、風与心拍子二而当月を

九月之様二心得、普照廟祭祀之支度昨朝致かけ候後心付候二付、乍得勝手直二能廟

御祭祀を取越候而今早晨勤之也、午後晴、例時出勤、夕八時退、月次講釈金子省

三郎殿被出、夕調練稽古へ出、今朝西向寺江兵蔵代参申付、夕桑原吉郎二来、酒

出、暫話入、今朝藤川甚吉郎此間之歡与して入来

廿三日、丁酉、晴又曇、冷氣強、朝乘馬、夫方貫心流剣術見物二出ル、何れも殊之

外出精、去冬以来業前大ニ上達、驚人也、星野幸次郎養子貞之助組打之業を致所望、

見之、余程達者也、御機嫌窺与して御奥江出ル、今日東城江村送便書状を以同所

御着之恐悦、御供之御用人迄申上也

廿四日、戌戌、晴、涼氣、例時出勤、夕八時退、夕調練演習江出ル、今朝能廟御

祥月祭祀者前記之通相濟、西向寺参詣不能、代参兵蔵申付、山田多喜登母病死之由

小倉恒助方為知来、悔使を以申遣入、尤無人二而困候由二付兵蔵遣し、何角見合さ

せる也、夜葬送、本覚寺へ使者遣入

廿五日、己亥、快晴、涼冷深、今日者家内掃除を致入、御用向有之、例時少シ早く

廿六日、去ル十八日御所内騒々敷義有之、在京之大藩者不及申、小藩迄モ九門外警衛之被仰出候由、九門内八薩州一手二而警衛有之由也

廿六日、御奥江左之通り差上ル

一鶉餅 五十

但上餉入

廿七日

寒露節

今晚七時四分

廿八日、去ル十三日朝廷方被仰出之写安井多嘉祐方来ル、左之通也

為今度攘夷御祈願大和国行幸神武帝山陵・春日社等御拝、慥御逗留、

出勤、午鼓後退、於宅御用向申談、渡辺雅登・大島五兵衛・渡部廉之助来、京都尚又騒々敷趣二而、急ニ御番頭二人、寺西雅楽殿、外ニ吉人急々上京被仰付候由、御年寄辻将曹殿モ兼而上京被仰付有之候処、今日一緒ニ蒸氣船ニ而上京有之、御武具類モ多分登リ候由、御年寄仙石小五郎殿仕回次第江戶江可被遣旨此間被仰付置候処、急に野村带刀殿江江戶被仰付、志摩殿者不及其義旨被仰出候由、志摩殿者小五郎殿改名也

廿六日、庚子、曇、暖、朝乘馬、夕御奥へ御機嫌伺ニ出、夫方訓練江出、今日者一同御酒被下也、御奥江御留守中之御慰ニ鶉餅一器御内々さし出、慈君御持せ御上リ被成、御留メ被遊候由ニ而、入夜御下リ被成、御酒モ御戴被成候由、牛田御山方出候松茸頂戴仕候也

廿七日、辛丑、曇、冷氣也、朝西向寺江代参兵蔵遣入、木野江山田後室死去之悔見舞芳二遣入、森岡へ毛留守見舞二遣入、例時方早く出勤、九時退、宅ニ於而御用向申談、五兵衛・廉之助来、小倉道登殿先達而拝領之屋敷へ今日被引移候由、為暇乞被来、此方方者前廉承知モ不致候故無沙汰ニ打過る也

廿八日、壬寅、曇又晴、冷氣甚不堪单衣、例時出勤、夕八時退、直ニ訓練江出、極夕濟、備後福山阿部主計頭様方御使者三浦十右衛門与云仁来、昨日登城、御目見モ有之候由、主水様二者昨日モ夜前モ御登城被成候由、何分御事多之御様子也、小方江御出張モ可被成哉之処、先御家来ニ而相濟、多人數御差向ニ相成候由也、長州方者既ニ御境目御人数出張有之候由也、此間中度々早打御飛脚歸候ニ付、京地之様子



御親征軍議被為在、其上神宮行幸被仰出候旨以一紙加勢源中納言被申渡候

但、源中納言者庭田公之由也

錦小路殿(賴徳)之義本文之通二候得共、去ル十四日為勅使薩州へ御下被成候由、多嘉助(安井)方申来、左候得者七卿之内へ書加有之者事之混したるなるへしと思わる

去月二日・三日薩州二於而英軍艦戦争一条、薩侯方之御届、英船より横浜夷船へ申送し書翰翻訳写し、双方死傷凡左之通也

薩州方

一即死 五人  
一深手後日死 二人

を内々聞候処、去ル十二日夷狄御親征之義被仰出、就而八一応和州江行幸、於同所朝命遵奉之諸藩会議之上先幕府を御征討之叡慮二被為在候由二付、因州侯早速御参内、龍顔拝謁御願被成候而、未御親征之御機會二不被為在、御請難被仰上旨段々御建白被成候得共、一円御聴許不被為在、是非共御親征可被遊与の御事二被為在、無力御退出二相成候処、十七日晝方薩州屋敷方九門内へ大炮数挺繰込、何となく御所内騒々敷、在京之諸藩追々警衛之人数各甲冑二而被差出候処、十八日方九門を閉、決而御門入を不許、薩藩士一手を以九門外を固メ、且当時專御忠勤之国事掛り三条殿(隆調)・錦小路殿(賴徳)・三条西殿(季知)・壬生殿(基修)・沢殿(宣嘉)・豊岡殿御参内御差止二相成、其後二左之通被仰出有之候由

夷狄御親征之義未其御機會二無之叡慮候処、御沙汰之趣施行二相成候段全く思召二不被為在候、何れ御親征者可被為在候得共、先此旨被仰下候、尤於攘夷叡慮者少も不被為替候、行幸御延引被仰出候事

右被仰出候後、十九日方者九門も閉、常之通二復候由、夫迄者諸藩之御警衛者大仏之原屯罷在候様二との事二而、何共不景氣之次第二有之由、尤其前中川宮様御参内、親征御延引之義達而御諫言被仰上候歟之風説之由、十八日参内御差止之七卿者十九日方直二長州江御下り二相成、兼々有志之諸藩長州江御會議有之筈二而、土州之有志士窃当御藩へも来、召募之回文并三条公方之御書翰持参、辻・石井両執政之内へ面謁を乞候得共、辻者最早乘船後之義、石井も事二托して謁者無之、近木清三郎殿被謁候之由、愚案ルニ、長土之両藩只管激烈を主とし候而已ならず、傍私意も有之

一薄手 九人

一蒸氣船焼亡 三艘

但是八英夷引出盗去

ントせしを此方<sup>方</sup>焼

亡したるならん

英夷方

一即死・深手死共

四十人

内一船将甲比丹 一人  
大将コンマトル 一人

一手負 四十六人

一軍艦一艘、人船共二沈

没

一同六艘、不残損傷、内

一艘者引舟二而退帆い

たし候由

右も多嘉祐方申来也

哉二而、却而大害を引出可申を、薩藩深慮して中川宮様江手を合せ、右之如く所置有之たるもの歎、其実幕府・越前杯も合謀候而之事哉も難計、何分二も不穩時勢、苦心至極之事共也

廿九日、癸卯、晴、朝冷後暄也、朝乘馬、御奥へ為親御機嫌罷出、佐藤江留守見

舞二行也、夜中御奥江召、御留守御淋敷二付御紛れ之由二而、御小座敷二而御酒被

下、渡辺雅登も被出、詰合之奥附罷出候也、亥刻前退

卅日、甲辰、晴、冷氣強、後暖、例時出勤、午鼓後退、直二調練江出ル、極夕帰ル、

薄暮從東城御用状来、旦那様益御機嫌能今日東城御発駕、庄原、吉田与御二泊二而来月二日御帰館被遊筈之旨申来也

九月 小

朔日、乙巳、晴、暖、例時出勤、夕八時過退、岩崎良之進來、結納目録・包物等調

呉る也、夜御用向有之、大島五兵衛・岩崎良之進來、兼而今晚吉田駅御泊二而明夕

御帰館之筈二被為在候処、爰元御年寄衆方御途中江御来状有之、其義二付直二可部

迄御越御泊二相成、明朝御帰館被遊候趣、御用状二申来也

二日、丙午、晴、暖、朝調練江出、四半時頃御機嫌能御帰館被遊、御玄關前へ為

御迎罷出、御目見仕、披露御供之御出頭奥田政次郎也、夫方御次江出、御用達迄御

機嫌を伺ふ、尚又御目見被仰付、直二相詰、夕八時前退、今日就吉辰敬次郎へ結納

祝義、左之通堀尾江使者を以午後相贈也

三日夜、祝義左之通

扇子料 銀式匂

使者へ

鳥目 拾疋ツ、

持手六人へ

去月十八日、大和国五条

村御代官所へ浪人多人数

俄二押寄、鈴木源内殿父

子、御手代其外共五人殺

害、御陣屋放火、同所寺

院二ヶ所へ楯籠り大ニ乱

妨致候由、右者京都中山

侍從殿公達棟梁ニ而、泉

州堺方上陸いたし、和州

へ相越候由

生鯛 一折 上下 一具 樽 一荷

料ニ而金百疋

同式百疋

清水四升

右目録者杉原横折ノ二枚重、鯛・上下共、時勢之義ニ付申合ニ而皆料ニ入ル、樽モ

角樽也、使者者家来兵蔵、平服ニ而一僕付遣入、口上左之通、心覚之手扣ニして為

持遣入、勝登直答可被致処、当番ニ付取次を以返答有之候由也

御口上之覚

今日就吉辰敬次郎様へ為御結納、御目録之通被進之候、幾久敷御祝納被進候様

ニ与思召候

右使者・持人江祝義出候由、大島五兵衛来、見合せ呉る也、又良之進モ来、共々祝

酒を饗入、折柄およしモ歡勞々来、東城より御取帰被遊候由ニ而、自生薯蕷・甘露

酒・蛇目菓子御奥方御内々頂戴被仰付也、夜中御奥江召、御酒頂戴被仰付、戌鼓後

退、山田善九郎差上候八十賀餅之由、御頒賜被仰付

三日、丁未、晴、朝寒冷也、吉田与九郎・牧野静馬西洋流稽古之為、願候而御供ニ

而昨日致出府候由、為見舞人来、謁入、且此方方モ使遣入、素読所を御貸被下候而

同所ニ居候由也、例時出勤、夕未鼓後退、夜中堀尾方使者を以結納為答礼目録を

被贈、何モ此方方贈候通也、且敬次郎荷物左之通り手目録を以被贈、使者永野武八

郎、逢候而直答申帰入、祝義遣入、持手江モ同断、兼而之申合通り手付熨斗限ニ而

引入也、家来方使者へ受取目録渡さす也、万之進・良之進来、何角見合せ呉る也

筥笥 吉棹 長持 吉棹 釣台 吉荷

家内并一緒内江之士産物、引越之上致披露呉候様ニとの口上ニ而目録添来、夫々届

敷被贈也、辻妹・森岡弟婦皆々子供を連來宿、万之進・良之進一緒二酒を饗入  
 四日、戌申、晴、朝冷氣後暖、例時出勤、夕八時頃退、直二調練江出、御用人中江  
 頼置、少し早く退、兼而之通今夕敬次郎引越、大島五兵衛同道いたし呉候筈之処、  
 同人不得已故障有之候故、下地石井寿兵衛を頼置、同人来、何角見合呉、双方支度  
 宜敷処を打合、堀尾江迎二參、同道致し呉る、敬次郎、若党・小者、槍・挟箱・具  
 足箱を為持、表門江者不回、中門通り表玄關方上ル、一応表座敷江着坐、手付熨斗  
 茶、多葉粉盆出し、夫方勝手座敷江通り、又手付のし出、慈君并予夫婦出、致挨拶、  
 直二鱒吸物取着二而祝盃いたす、敬次郎・予夫婦程礼服也、祝盃者仲人初彦右衛門  
 より敬次郎、家小、又敬次郎、慈君、又敬次郎与夫々献酬相濟、又彦右衛門方仲人  
 寿兵衛二而目出度納盃、幾久敷祝辞を述、夫方直二予敬次郎を將、神拝並二廟見為  
 致、其後一馬・万之進以下一類内皆々逢候而、互二致挨拶、夫方直二堀尾へ申遣し、  
 善大夫父子、家内衆不残被來、何れも挨拶、吸物二而一応之祝盃致し、夫方一類内  
 皆々出挨拶、新盃を初、此時敬次郎も皆々之盃追々二戴也、酒半時膳を出、又有献  
 酬、亥鼓頃皆々退席也、敬次郎供二參候者江者酒を為飲、祝義を遣し返入、今日  
 招候人々左之通り也

藤川每登殿 同甚吉郎 水谷從母君 同八十郎

木野一馬 同米槌 森岡万之進 同弟婦

同姪四人 辻清人 同妹 同甥不残

平野伝右衛門 岩崎良之進 同人母 桑原吉郎二

六日、京師去月十八日以  
來騒々敷趣二付高謙院様  
并二芝山様・高辻様江為  
御見舞御使者被進、右御  
使者桂辰馬江被仰付、今  
晚乗船二而罷越候筈也

堀尾善大夫 同勝登 同後室 同内室善大夫之

同お直\* 石井寿兵衛 外二勝手見合頼二三宅内外室

但、右之内伝右衛門・良之進母子者勝手を見合もろふ也

右之内每登殿・從母君・八十郎・米槌差間等二而不来、藤川より者又三郎名代二来、料理者着屋江申付、出入之者、田中実五郎家内不残、森島米蔵、岡野新五父子、小回り三次、小人岩吉・新蔵杯来、見合せ呉る、辻下女も借用也  
五日、己酉、晴、午後為窺御機嫌出仕、右近様三原方御出府、今日御着被成候由也、夕方左之通招饗入

大島五兵衛 長束市郎右衛門 岩崎良之進室 平野伝右衛門室

平野子供不残 矢野犀右衛門 森仙太郎 小島左源太

三宅内外 同室 高木来助 長武左衛門

武内保之進 同人祖母 小倉恒助 同人母

右之内犀右衛門以下者不意二申遣候也、市郎右衛門・犀右衛門不快二而断申越、仙太郎出違二而不来、伝右衛門并岩崎およしも猶又招也、良之進も呼候得共、古江へ稽古二参候由二而不来、夕方堀尾方為見舞鮓・吸物之具・蒸菓子重箱二而被贈也

今朝敬次郎を堀尾へ昨日之挨拶旁袴着、家来を付遣入也、夜温

六日、庚戌、曇、暖、朝木野米槌飲二来、藤川每登殿も同断、有合之品二而酒を出入、堀尾善大夫も此間之挨拶二被来、共二饗入、予者挨拶致置、出勤スル也、米槌者夕方迄咄入、例時出、夕八時過退、直二調練へ出、極夕帰宅

九日、和州五条村之浪士、去月廿七日同州土佐町高取之城下へ凡式千人許押寄候二付、城内方大砲打出シ、接戦ニ及候所浪土方忽敗北、大砲九挺、鉄炮廿三挺、槍・竹鎗等無数奪取候由、同所者植村侯御城下也

七日、辛亥、晴、朝西向寺江兵蔵代參申付、水谷八十郎・久留春蔵(後方)二來、酒を出候由、例時出勤、夕八時過退、山村靜登此間敬次郎引越之歡且頼旁二入來、到來物も有之、酒を饗入、夜吉田与九郎・牧野靜馬(唐)來、西洋訓練之義及談話也、今朝堀尾勝登入來、明夕何れも不差問候八、同方江招度由被申、忝之旨答置、尤予者入湯中二而不諷

八日、壬子、晴、暖、若殿様來ル十一日御出船ニ而御上京被遊候旨昨日被仰出候由、全京師先達以來之騒動二付急ニ御上京被遊候御事哉与奉恐察也、右近様今朝此方様江御出二付朝五時頃出仕、御玄關江御出迎仕、御居間ニ於て御目見も仕也、九時御立座被成也、夕訓練江出ル、今夕堀尾江何れも被招候二付、敬次郎方与して平目一尾、扇子一箱、酒一樽二升贈也、大島五兵衛江も抑以來何角之挨拶、紅魚一尾、扇子一箱、酒一樽一升を贈る也、極夕方堀尾へ被招、何れも參ル、山村靜登夫婦、深町真喜太夫婦、堀田孫六母妻、武内保之進會入、石井寿兵衛・大島五兵衛・岩崎良之進も參ル、万之進も被招參、ひれ吸物二而一応之祝盃有之、其後二一類中出會也、饗者凡此方二而之通り也、亥鼓前披

九日、癸丑、晴、暖、早朝為御祝詞罷出、堀尾へ朝之内敬次郎を祝詞并昨夜之挨拶旁二遣入、今朝者御礼御登城、御居残ニ而御用向被為在候由、夕八時過二御下城被遊也、辻清人祝詞入來、祝酒を饗入、極夕御用向二而召、出仕、今朝出仕中堀尾勝登昨夜之挨拶、祝詞旁入來之由

十日、甲寅、晴、暖、朝試馬、例時出勤、夕八時退、月次講積省三郎殿被講、金

十一日、若殿様夕七時過

御発駕、水主町大雁木方御乗船、御座船者三番二而、江波沖二浮居蒸気船牽参候由、御家老様其外御先例之通、水主町二而御目見有之候由也

十二日

霜降節

明六時六分

子省三郎殿先達而内談事調候為挨拶入来有之候由也、夕調練江出、今朝毛御出船

前為御機嫌伺御登城被遊、夕八時前御下城被遊也、蔵田庫次郎忌明返礼入来之由

十一日、乙卯、晴、暖、夕少冷氣、朝右近様江御出府二付為伺御機嫌罷出、山村靜

登・深町真喜太江敬次郎引受候二付挨拶旁二行、久野八十助江倅被召出之歡、丹羽

庄司・坪内久米之助江山田後室死去之悔吊、浅野助九郎殿へ帰京歡、下瀬孫平殿江

息被召出之歡、蔵田庫次郎へ悔、無沙汰之挨拶旁二行、夜与九郎・静磨入来、夜

御奥方御庭之栗拝領被仰付也

十二日、丙辰、晴、寒シ、例時出勤、夕八時頃退、調練稽古へ出場、夕曇

十三日、丁巳、曇、時々微雨、朝試馬、例時出勤、夕八時過退、夕深町真喜太為

歡入来、留而酒を饗、敬次郎午後白島へ貫心流剣術稽古二参、辻・藤川江参候様申

遣入、辻二而酒飯を饗候由、入夜歸、藤川二而も酒饗有之候由、今朝岩崎・平野江

も敬次郎遣し候也

十四日、戊午、晴、暖、朝敬次郎を伴、西向寺・妙慶院江参、墳墓江拝為致、白神

社江も参、水谷・木野へ毛初而参、木野二而酒飯出、夕調練江出、御館江も出也

暮頃方森岡へ敬次郎を伴行、兼々約束二而彼是饗スル也、戌鼓後帰宅

十五日、己未、晴、暖、例時出勤、夕八半時退、二葉山御祭礼、今日者旦那様御社

詰被遊、御方々様御社参二而、御神事殊之外晚相成候由、夜亥鼓頃被為入也、石州

大森御陣屋辺江浪人追々入込、乱妨之萌有之趣二而大ニ騒動、浜田侯方御警衛与し

て御人数出有之候由也

〔十六日、石州へ入込候浪士者和州五条村乱妨之党与相見候由、尤時勢二乘し盜賊之類浪士を偽暴悪を為候也有之趣也〕

十六日、庚申、雨、温、〔妙慶院江兵蔵代参二遣又也、御用向有之、朝五時出勤、入夜子鼓後退也、〕石州大森御代官横田新之丞殿方御並様方江御来状、昨記之趣二付当御藩方御人数出之義申来、早速御人数出之被仰出有之候由、右二付此御方様二モ東城表江御人数被差出可然由御年寄衆被申上候旨二而、急々御人数出之被仰付有之、御目付大崎喜和馬、鉄炮足輕廿人引纏出張、其外附属之輩等凡三十人余明後曉出立被仰出也、〔今日八日那様為御用談御登城被遊、及暮御下城被遊也〕

十七日、辛酉、晴、暖、〔早朝方出勤、夕申鼓後退、今日者休日二候得共臨時出也、〕東照宮御祭礼、殿様御社参被遊候由、且那樣二者御痛所二而御不参也、〔上御人数今日四ツ時出立、一応橋御門前へ揃、夫方次第二繰出之筈二被仰出候由之処、夕七時過漸出立二相成候由、御番頭者森島佐伊記殿、少シ跡を離れ押被参由二候処、其後御年寄衆方申上有之候処二而八、佐伊記殿者思召被為在、大森江不被遣旨被仰出候由、自然登城遅刻二共相成、夫故思召を以急二右様被仰出候事共歎、奥弥右衛門殿今日於御前大御目付被仰付、直二明日大森出張被仰出候由也、〕神田社祭礼、敬次郎辻・藤川江被招、朝方参儿、神田へモ社参為致也、〔夕堀尾善大夫内談事有之、入来、今日者予并敬次郎氏祭礼を祝候故、折柄酒を饗ス、〕慈君今日者少々御腹痛被成、夫故辻江モ御出不被成也、〔右近様方御到来之由二而、むしはみ鳥七羽御奥方御分賜被仰付也〕

十八日、壬戌、曇、冷氣也、〔例時出勤、夕八時退、調練江出、〕今朝東城江被遣候御人数皆々行列二而出立之由、大崎喜和馬御馬借用願出、騎馬二而祇園迄参候由也、



廿日、右近様方過日御出  
府中為伺御機嫌罷出候御  
挨拶御使被下也

廿二日早晨

すわへ

御皿  
あぶらあけ  
こんにやく  
すたれふ  
香竹  
大こん

けむ

白みそ

御汁  
苞豆ふ  
小しるず  
青味

御飯

御香の物

白わへ

御坪  
こんにやく  
せんまる

のつへい

御平  
人しむ  
牛房  
油あけ  
焼くりも  
山のいも  
やき豆腐  
香たけ  
片柚

夜与九郎・静磨駒立稽古二来

十九日、癸亥、晴、暖、朝試馬、例時出勤、夕九半時頃方水主町出火二付、直二

例之場所へ出張、夕七時過鎮火二及退出、尤如例為伺御機嫌御次迄出ル、今日者余

程之大火也、御船屋敷・六丁目両御屋敷共御人数出、六丁目江佐藤益之丞出張被致

也、桑原吉郎二方類焼之由二付為見舞家来兩人遣入、酒一樽并肴料十五匁見舞二贈

る也、少々跡取片付手伝致候由、何れも別条者無之、荷物も少々者出し候由也、差

掛大雁木之辺明役所同姓亮之助座敷之由与歟借用、其方へ今晚八落着候由也、夜与

九郎・静磨来

廿日、甲子、晴、暄、午後為伺御機嫌出仕、岩崎江何角之挨拶旁訪、夕調練江出

夜中到来物も有之、吉田与九郎を呼、酒鮓を饗、寛話二及、佐々木平太も調練済来、

折柄饗入、杉岡文積飲二来

廿一日、乙丑、曇、暖、朝例時出勤、夕八時過退、丹羽正藏飲二入来之由

廿二日、丙寅、曇、温暖、普照廟御祥月二付早晨祭祀如恒規勤之、普觀廟も奉配祀

也、例時出勤、夕八時退、夕後調練稽古江出、藤川氏信受院殿廿五回忌明廿三日

相当、且十一月廿三日閏寿院殿卅三回忌相当二付明日江取越、一緒二法事執行被致

候旨、今夕非時二參候様昨日案内有之、茶一袋被患、今日者差問候二付辞候而敬次

郎を名代二遣候積二有之候処、同人も少々腹痛之気味有之候故不能其義、使を以断

申遣入也

廿三日、丁卯、雨、暖、朝藤川法事二付本照寺江代参与して兵藏遣、法事中為詰也

御菓子

羊甘  
烏柿  
巻せんへい

夕

御茶

豇豆飯

以上

廿二日、京都桂辰馬方書  
状差越候由、高謙院様方  
御書戴之、京師先々御静  
謐之由、尤大和五条村一  
揆者未静謐二不至、(德川茂承)紀侯  
之御人数裏切二而敗北、  
彦根侯之御人数も陣屋を  
被焼、怪我人も有之候由、  
其余者一揆方不利多候由  
なれ共、何分余程之事与  
被考也、加州侯御人数も  
京都方為御加勢大坂通り  
式千人許も入込有之候由  
也

夕浅野助九郎殿方口上書を以紅魚一尾被患也、夜御家祈祷之御供物如例頂戴被仰付、御用達方為持来、坊主江逢、御受申返入也

廿四日、戊辰、晴、夕寒、朝西向寺江兵蔵代参申付、例時出勤、夕八時前退、直二調練江出

廿五日、己巳、晴、暖、朝夕寒、例時出勤、夕八時過退、素読所席書興行有之、致出席、御臨坐も被遊也、敬次郎出、為御褒美諸口式状頂戴致候由

廿六日、庚午、曇又晴、朝乘馬、今日者御馬養生有之、手馬も森仙太郎へ頼、跡二而養生いたし囉心、灸暖治四つ血胸堂を致呉候由、御馬捕之者へ酒肴料を遣入也

夕調練江出、左之通御移檄出ル

\* 從朝廷被仰出御書付

一是迄諸藩士并浮浪人等諸家江立入、暴論を唱候方被惱叡慮候次第之義有之候間、右様之儀無之様取締被仰出候事

一諸藩士堂上諸家方江立入候義、以来各藩二而役々人員相定、名前伝奏江差出置、其他之輩狼二立入有之問敷被仰出候事

三条西中納言 三条中納言 東久世少将

壬生修理権大夫 四条侍従 錦小路右馬頭

沢 主水正

右七人去ル(月カハカ)十七日以後同伴及他国候段、不憚朝威如何二被思召、被止官位候、和州五条一揆之中山之如く何方江手寄偽名を唱、諸人を恐惑致候も難計候、何方へ

罷越偽名ヲ唱候共、聊無斟酌取押可有之御沙汰ニ候事

但、若乱暴ケ間敷有之候ハ、臨機之所置、召捕可有之候

元中山侍従者五月出奔、官位共返上、祖父以下義絶、当時<sup>(庶方)</sup>廢人之身分ニ候処、和

州五条之一揆、中山中将或中侍<sup>(山脱カ)</sup>従と名乗、無謀之所業有之由ニ候得共、勅詔之旨

相唱候故、斟酌いたし候者モ有之哉ニ相聞へ、当時称官名候者全偽名、且不憚朝

權、唱勅詔候段国家之乱賊ニ而、朝廷<sup>方</sup>被仰出候<sup>付(兼脱カ)</sup>二者一切無之候間、早々打取、鎮

静可有之、討手之面々江不洩様可相達候事

九月

\* 從公儀被仰出御書付

此度上方筋不容易時变有之、人心動揺之折柄、右残党者勿論、其余心得違之もの

有之、此上何様之事变を企可申茂難計候間、万一之節銘々領分之固者勿論、他領

共申合相互応援致し、是又最寄御領所其外寺社領、等給所等警衛向手薄之場所者、

差図を不待時宜次第出勢致シ、取鎮方手拔無之様兼而心掛置候様可被致候

右之趣中国・九州ニ領分有之万石以上之面々江可被相觸候

八月

中山<sup>(忠能)</sup>大納言嫡子之由、浪士相交六拾人計具足着用、拔刃、槍・長刀を携、河州狭山

北条相模守陣屋其外ニ而、勅命与偽、武具・馬具等借受候由相聞候間、於領主ニモ

夫々嚴重致手配、右様乱妨之者見掛ケ次第早速召捕、月番之老中江可被申聞候、時

宜ニ寄候ハ、切捨ニ致し候共不苦候 右之趣万石以上之面々江不洩様早々――

八月

右之外兩通前段從朝廷被仰出之御趣意重複之御文意故略之

廿七日

立冬

廿七日、辛未、晴、寒、曉有地震、例時出勤、夕八時過退、西向寺江兵藏代參二遣入

明六時四分

桑原吉郎二此間困板并丸太等拝借調候為御礼入

廿八日、壬申、曇、時々雨はらつく、寒冷也、朝調練稽古へ出、今朝者一統江御酒被下也、御役所者例年之如廢事、午後為伺御機嫌出ル、夜辻妹・子供不殘、藤川

來之由

おとめ泊掛二來

但、同人御立入二者無

廿九日、癸申、晴、冷氣也、朝御用向二付御勘定奉行薬師寺小兵衛殿江行謁入、歸

之候得共、水術稽古御

家來中指南をも致候故

格別を以内分困板廿

間、丸太割物等拝借調

候也

朝東城へ引取候由二付見舞二行、兩人を午飯二招、祭酒をも饗入、夕辻清人・平野伝右衛門・長武左衛門來、祭酒を饗入、藤川甚吉郎も午來候由也、お梅堀尾へ被招、夕方參ル、慈君も御出被成也

十月 大

朔日、甲戌、晴、寒、例時出勤、夕八時退、直二調練江出、夕辻清人來、妹・子供共還ル、慈君一緒二御出被成也、藤川おとめも今晚還ル、午後時雨、又霰も交降也二日、乙亥、晴、寒、朝辻清人入來、今夕同方へ話二來候様噂有之、諾、夕為伺御

機嫌罷出、夫方辻へ行、尤藤川江毛先般祝用之歎延引、法事之挨拶旁二行、達而被留酒出ル、辻二而八堀尾後室毛午方被參候由二而有饗、入夜歸ル、(上田)旦那様今日主水様江月次御集會二御出被遊也

三日、丙子、晴、朝冷後暖、(退脱力)例時出勤、夕八時退、直二訓練へ出、(退脱力)今朝片岡弘入来、申談義有之也

四日、丁丑、晴、寒、(退脱力)例時出勤、夕八時過、田辺藤之進江戸江參候由二而暇乞入来、(退脱力)夜岩崎およし来、内談事有之也、今朝乘馬、今日方血明也

五日、(戌方)戌寅、晴、暖、夕曇、朝為伺御機嫌罷出、夕訓練稽古江出、(森四)万之進訓練戻り寄、暫話ス、酒を饗ス

六日、己卯、暁来風雨、雷鳴毛有之、朝方晴、暖、(退脱力)例時出勤、夕八時過退、敬次郎義武芸心掛厚出精之趣達御聴、御満足被思召、猶不怠出精候様二との御意之旨於席渡辺雅登方被達、為御褒美諸口紙式束被下置、厚御請申述、尚退出掛渡辺宅へ為御請參ル也、夕八半時過不意二大炮声二発、大地震之如く覚候得共、震二毛無之処、

其内二爆竹声夥敷聞候二付出見候処、(西白馬口方)西町口御門側御武具役所与相見、黒煙如湧、

全炎上之様子二付、直二装束付出ル、先御裏之方へ向出掛候処、又大声震発、黒煙突昇、勢実可怖、御馬場上之方江者瓦石之類少々飛来也、火粉も少々来候故、御屋形屋上江者御人数を配り揚ル、御役所之外野村彦次郎殿屋敷一軒類焼之由、七半時頃鎮火、入夜御表・御奥共御次迄御機嫌を窺、退、今日者主水様御用番二付御城内へ御出馬被成、此御方様二者為伺御機嫌御登城被遊、三之御丸江毛御出被遊也、今

日之大変怪我人多有之候由、全合薬之焼試方不意ニ大事ニ及候由、再度之震発者門  
 長屋御役所ニ成居候処ニ有之火薬へ火入候由、木全忠藏殿其節同所を駆通り被居候  
 処、右長屋発揚致し、其情勢同所湟中江刎落され、泥まみれニ被成候由也、其外委  
 詳之説未聞、夜万之進・清人為見舞来、其外近火見舞彼是有之也

七日、庚辰、曇、時々微雨飛、不寒冷、例時出勤、夕八時過退、調練演習へ出、西  
 向寺江兵藏代参申付、昨日之大変、怪我人者七十人許、即死并不得活分者五六人ニ  
 不過、尤死骸差寄難見も一兩人有之由、右怪我人多分小人之由、着具類其外御武器  
 類、御役所ニ出居候分焼失大分之事之由也、夕木野一馬入来之由也

八日、辛巳、晴、風吹、時雨之気色時々有之、寒シ、早朝御用向有之、御年寄野村  
 帯刀殿江行、謁入、其帰途浅野助九郎殿江此間紅魚到来之挨拶ニ行、外ニ被頼候事  
 も有之、逢候而断申置也、岡本主馬殿江近火見舞之謝ニ行、御館へも御機嫌窺ニ出、  
 午時方佐藤益之丞同伴、五日日辺迄致遠馬、大島五兵衛を毛伴、相庭静隠宅へ寄休  
 息致し、酒飯を出饗入、入夜帰宅、留主中堀尾善大夫来被居、内談事有之也、海  
 藏寺隠居被来、酒を恵候由、近火見舞也

九日、壬午、晴、寒、例時出勤、夕八時過退、直ニ調練江出、此間御武具役所大变  
 之節不見死骸一人四角堀中ニ埋れ居、今日掘出し候由也

十日、癸未、晴、寒冷、例時出勤、月次講积金子省三郎殿被講、夕八時過退、朝矢  
 野犀右衛門入来、森岡世帯之義兼而同人世話いたし呉居候処、自今万之進受取自身  
 ニ致度ニ付相渡候旨、尤高木来助方も最早此度者自身ニ急度取締候覚悟ニ付渡呉候

十三日

小雪節

今暁八時八(分脱カ)

様二との頼も有之、旁安心致相渡候旨申置候由、右之義者下地方之進方も内々相談申聞候故、致同意置候也

十一日、甲申、曇、寒、朝門前二而試馬、夕為伺御機嫌出仕、直ニ調練江出、夜堀尾後室被来、内用事也、此間御武具役所之变、昨日迄二都合十三人死ニ至候由也

十二日、乙酉、晴、風寒、例時出勤、夕八時過退

十三日、丙戌、晴、寒し、例時出勤、夕八時頃退、直ニ調練江出ル、且那樣・辰之進様今日六丁目御館へ御出被遊候由也

十四日、丁亥、快晴、暁暖如春、朝試馬、東城江出張之御人数引取被仰出、今日

何れも歸着、石州辺も其以来平穩之由、右近様(浅野)方も此方様御同様沼田本郷へ御人数

出居候処、是又此間引払ニ成候由、尤大森出張之御本手御人数者未御引払ニ不相成

候由、主水様之方小方出張之御人数も未其儘罷在候由也、此間御場所柄出火之所、

御本丸初御別条無之、尚此余火災等無之、御静謐之様三之御丸於稻荷社国家安穩万

民安全之御祈祷今日方三日之間被仰付候旨被仰出候由也

十五日、戌子、晴、寒、例時出勤、夕八時過退、直ニ調練江出ル、水谷伯母君江過

日栗原家・深町家血統聞繕之義御頼申、御心配被下候御礼鮎魚一尾呈スル也、夕万

之進來話、辻江慈君御見舞使遣入、いまた御逗留被成候由也

十六日、己丑、晴又曇、寒シ、朝下瀬孫平殿来儀、先達而歡ニ行候謝并此方敬次郎歡

也、暫被話、妙慶院へ代參兵藏申付、且敬次郎引越歡ニ預候方角江挨拶申遣入也、

例時出勤、夕八半時頃退、慈君明晩御還り被成候旨兵藏承帰候也

十五日

月蝕

九分半

十八日、祇園へ乗切左之通

村上彦右衛門

渡辺雅登

佐藤益之丞

名倉求馬

奥田政次郎

堀尾勝登

佐藤喜代見

\*森喜久二

右之内政次郎者自分馬、尤淺野助九郎殿馬を借用致候由、御馬者四牽參、予・御用人三人者手馬也、右之外出精組者又外日二被仰付候由也

十七日、庚寅、晴、寒冷有力、朝妙慶院へ參詣、途頼東三郎殿を訪、不遇、島本広右衛門殿へ近火見舞之挨拶二行、本照寺・興徳寺・般舟寺江も參、御館江為何御機嫌罷出、夕調練江出、夜慈君辻方御帰被成也

十八日、辛卯、晴、暄、例時出勤、九時過退、今日者馬術出精之面々江御馬御借被下、乗切被仰付、予も手馬二而一緒二參ル、御用人兩人も被行、十日市通祇園迄乗切、同所二而暫時休息、日之入比帰ル、近來之壯遊也

十九日、壬辰、曇、寒冷、例時出勤、八時前退、調練稽古へ出、若殿様去ル十一日御參内被遊、被拜龍顔、天盃御頂戴之御建リ二而御国許江之御暇被為蒙仰、十五日京都御発駕、大坂方震天丸江御乗船二而御帰国被遊候筈之由、京都二而八專当度之御周旋被遊、御評判御宣敷由也

廿日、癸巳、晴又曇、寒冷也、午前為伺御機嫌罷出

廿一日、甲午、晴、寒冷也、例時出勤、夕八時退、調練江出、若殿様弥明廿二日水主町大雁木、朝六時御供揃二而御帰城被遊筈之由也、夜片岡弘來話入、酒飯饗入

廿二日、乙未、曇後晴、寒冷也、例時出勤、夕八時半過退、若殿様今朝五時過御帰城被遊候由、旦那様為御目見水主町大雁木江御出被遊也、今朝西向寺江兵藏代參申付、桑原吉郎二今日御供二而帰候由二付歎与して同人遣入也

廿三日、丙申、晴、寒冷也、午時為伺御機嫌出、夕調練江出、夜藤田啓次郎殿を請待、調練算子演習を見合せ囉ふ、右者片岡弘相弟故、同人手引二而來儀也、相濟而酒飯を饗、緩々被話、啓次郎殿者於江戸下曾根甲斐守殿門人二而、西洋調練之達



廿三日夜

吸物 魚 巻り

平鉢 挟肴

井 なまこ  
小たぐみ

大盆 八寸 玉半平

平鉢 はまち  
せいり

牡蠣飯

かけ汁

藤川嫁名者おゆふ二あらす、おいわの由也

廿四日、御馬借用

辻清人

大崎喜和馬

三宅益登

得井勘次郎

右之外自分二参候者、此間之人名之内求馬・政次郎不参、其余皆行、馬数合九匹也

人、元御步行組二而旧冬御国勝手被仰付、御小姓組二御取立被仰付、当時講武所西

洋流之師範役也、洋学之話者至而委細也、渡辺雅登・渡部廉之助会、及深更被退也、

響応者御仕向也、夕藤川伯母氏、嫁おゆふを連御出之由、予者調練出場中故不逢、

おゆふ者宿也、(森岡)万之進来

廿四日、丁酉、晴、寒冷也、慈光廟御祥月也、例時出勤、九半時頃退、今日も十八日之振を以乗切有之、予亦参ル、矢張祇園也、薄暮帰ル、藤川毎登殿夕方御出、

おいわ御連帰リ被成也、酒鮓を饗ス

廿五日、戌戌、晴、寒冷也、夜前木野方使来ル、佐伯郡小方村江為御固勤番引越被

仰付候旨為知来、例時出勤、夕八時退、調練稽古へ出、夜片岡弘・渡部廉之助調

練算子演習を請来ル、深更迄話ス、慈君夕方妙慶院へ御寺参、直二森岡へ御出、御

宿被成也、明日信槌初誕生を内祝致候付御出被成候様此間万之進申置候由也

廿六日、己亥、晴、寒冷也、朝御機嫌伺二罷出、夫方木野江見舞、未引越日限者不

被仰出候由、勤番中御用人次席被仰付、御役料五石、引越銀三枚被下候趣也、外二

も知行取二而堀田孫六、御中小姓組方三人、御步行組・足輕等少々引越被仰付候由

也、当所屋敷者掛持二致候共、差上候とも勝手次第之由、尤碎米槌者講学所助教被

仰付、罷出候二付、爰元一類内へ同居致候様二与被仰出候由也、祝酒出ル、往来浄

念寺を訪、藤田敬次郎殿江先夜之挨拶二行也、夜中家小・敬次郎木野へ行宿、慈君

從森岡御帰被成也

廿七日、庚子、曇、不寒、西向寺江兵藏代参申付、例時出勤、九時過退、直二調練

廿七日

大雪

夜四時五分

へ出場、夕方一同へ御酒被下也、夜片岡弘来、夕時々雨はらつく

廿八日、辛丑、晴、暖、夕曇、温暖甚、例時出勤、夕八半時過退、夕万之進來、酒を饗入、夜家小・敬次郎木野方帰ル、森岡へも寄候由、昨夕堀尾後室入来之由也廿九日、壬寅、雨降、温、朝御用向有之、郡御奉行西村保五郎殿江行、謁入、為伺御機嫌出仕、夕調練江出ル

晦日、癸卯、晴、寒冷、有霜、例時出勤、夕八時過退、夜片岡弘・渡部廉之助来

十一月 小

朔日、甲辰、晴又曇、朝霜如雪、寒冷強、朝調練江出、午時出勤、夕七時退、今日方若殿様御入国之御礼被為受候由、旦那様御登城被遊也、例年之通今日知行物成并附足輕御切米切手渡る也、米価世羅米石二付百六拾五匁、田打米百六拾八匁、久芳・志歩米百六拾九匁替之由也、当年者初秋後早冷氣二而晚田稻大二損、半作二も不至場所有之候由、右二付此節追々米価騰貴也、夜万之進來、酒を饗入

二日  
品川一ノ御台場八格別之御場所二八無之、唯今迄河越侯御預二而、御人数も百貳三拾人、大炮も八斤位之御筒出居候迄之事二有之候由也、此方様二者築地之御固又引ケ候故其御代与相見へ候由之下説也

二日、乙巳、晴又曇、寒冷強、月次御集会二而主水様御出被成候処、今日者為御席詰此御方様御同様御登城、御下城掛直二御表玄關通り御出被成候二付、為御出迎罷出、巳鼓方出居、九半時前退、今日者主水様御所望二而調練之稽古有之、直二其方江出、廿伍二而半大隊操練、予教師を致入也、惣人員凡貳百余人也、七半時頃相濟、夜片岡弘・渡部廉之助来、去月廿一日於江戸内海御警衛一ノ御台場松平大和守様是迄御預り之処、御免二而本藩江御預け二相成、防禦等之御手筈嚴重二被仰付候様

二日

岩崎一乘院三回忌明日  
正当之由二而、今夕慈君  
二御出被成候様案内有之、  
御申分二而御出不被成、  
贈膳有之、内仏へ菓子料  
を供又

被仰出候旨御年寄衆方被申上候由也、右二付而八御家中へ心得御達之御触書毛出候  
也、尚又左之通毛御移檄有之也

大目附江

此度於關東鎖港及談判候旨言上有之候間、攘夷之儀総而得幕府之指揮、輕拳暴発  
之輩無之様諸藩家来末々迄可被示聞候事

十月

右之通御所方被仰出候間、諸藩末々迄御主意之趣厚相心得候様敷敷可被申付候

右之趣万石已上以下之面々江不洩様早々可被相触候

十月

三日朝、岩崎法事、明信  
院へ代参兵藏遣し法事中  
為詰也

三日、丙午、朝有微雪、寒冷深、後毛時々有雪、例時出勤、夕八半時頃退、夕万之  
進來

四日夕、敬次郎岩崎へ被  
招参、お喜久養父入二而  
饗有之候由也

四日、丁未、晴、寒冷深、例時出勤、夕八時過退、夕試馬、辻清人入来、八十槌  
少々水気之気味此節又々気重二有之、氣遣候旨申候由、夜慈君辻へ御出、御宿被成  
也、深江静衛出府、今夕到着之由也

五日、戊申、晴、寒冷深、西風強、巳鼓頃出仕、深江静衛為窺御機嫌罷出候二付謁  
入、当度者若殿様御入国之御礼故、例者与力中不残出府被仰付候得共、時勢柄奴可  
三上郡御境目警固御手筈之義二付、皆々居残被仰付、静衛言人御用向毛有之、出府  
被仰付候也、夕調練江出、渡边雅登伯母病氣太切之様子二付、今朝見舞使遣入、其  
後死去之知世有之、為悔使遣入、今朝深江静衛入来之由、夜渡边葬送使を興禪寺

七日

一御側詰

堀尾勝登

右之通被仰付候得共、自

今御用部屋へ出勤、御用

向相勤候様被仰出

二御小姓組

岡田八十太郎

一御切米六石二被成下

富永源五郎

右武芸執心致出精候段御

満足被思召、格別之御趣

意を以右之通被仰付

一書役

上野吉次郎

二当分書役打込

檜垣他人吉

一御用部屋詰

長久米之助

江遣又也、岩崎良之進法事之謝入来之由也

六日、己酉、晴、朝繁霜、冷氣強、今日与力中登城二付早朝出仕、尤例麻上下着二

候得共、当年方八平服二而出儿也、辰鼓後一応退出、又例時出勤、夕七時前退、今

日与力御礼先規之通御熨斗頂戴有之候由也、今日後之出仕掛渡辺江悔二行也、堀

尾より明七日四時御用召之知せ有之、使を以見舞申遣又也

七日、庚戌、朝微雪、後時々雪飛、寒冷敵也、西向寺江代参兵藏申付、例時出勤、夕

八時頃退、直二調練江出儿、今朝深江静衛倅恭太郎を連入来、堀尾勝登御側詰、御

用部屋出勤被仰、為吹調入来之由、敬次郎を今朝方遣し、猶使を以歎申遣又也、敬

次郎大坪流馬術入門之義此間森仙太郎へ相頼置候処、今日遣越候様二与申来候付夕

方遣入、入門無滞濟、引渡も有之候由也、為束脩意酒一樽遣入也、辻清人入来、八

十槌快方之由也、夜片岡弘入来、頗及深更

八日、辛亥、朝雪纒積、有朦氣、寒冷強甚、但氷者未堅、近江守様去儿二日御参内、

御願之通御暇被仰出、同五日京師御発駕被成筈之旨申上有之候由、尤於当所暫時御

客屋江御逗留被成、御勤事被為濟候上者高田郡吉田村江御移、御住居被成筈之旨

也、午後為窺御機嫌出仕、堀尾へ昨日之歎二行、堀尾笑石昨日勝登被仰付之吹聴

頼旁入来、今夕到来物も有之候二付参候様二与被申、極夕方堀尾へ行、被饗、岩崎

およし参儿、家小も参候様噂有之候得共故障有之、辞入、昨来感冒之気味二而体中

關節疼痛有之也

九日、壬子、朝有霜、寒冷也、感冒不快候二付不能出勤、御用人中江紙面を以及案

九日朝 堀尾勝登昨夕參候挨拶入来之由也

十日夕七時、御用人宅御用

一御叱 松本元郁  
差扣

右者去ル六日御下城之節御途中ニ而御出会申上候処、矢庭ニ御供先を驅拔不計失敬ニ相成候趣ニ付而之御咎也

十二日

冬至

夕七時五歩

敬次郎此間森仙太郎へ馬術入門之達、今日於詰席月番之御用人江及噂也

内也、深江靜衛暫時逗留中素読所を御貸被下候ニ付、其間素読所予屋敷表江引受被仰付、今朝方当家ニ而素読所建也、相庭靜予風邪為見舞入来、午飯を出し、酒を饗入、夕万之進為見舞来、暫話酒飯饗入、野辺・沖合ニ於而勝手ニ鉄炮相放、諸鳥を取候方角モ有之哉ニ相聞、御制禁相背候段甚以如何之事ニ候、以後右等心得違之輩者相糾、急度御沙汰可有之との旨御移檄出ル、右者近頃御鷹御取放しニ相成候ニ付、自然与心得違之方角有之哉之趣也、長武左衛門・岡田八十太郎・上野吉次郎等江使を以歎申遣入也

十日、癸丑、晴、寒冷纒緩、今日者快方ニ候得共、用心ニ而不致出勤、長久米之助を上野吉次郎同道ニ而頼旁来候由也

十一日、甲寅、晴、寒冷纒緩、朝屋上見雪、風邪快候ニ付午後為窺御機嫌出仕、調練へ出、今朝渡辺初七日法事之由ニ付寺へ代參兵藏遣入也、名倉求馬・辻清人風邪為見舞入来

十二日、乙卯、晴、風吹又寒し、冬至也、朝例時出勤、夕七時前退、深江靜衛を御用談ニ招、極夕方入来、大島五兵衛会、跡ニ而酒飯を饗、其節恭太郎を毛呼、野口金兵衛折柄御用向ニ而来り饗入

十三日、丙辰、晴、午後寒風如剪、朝例時退出勤、夕八時退、直ニ調練江出、夜木野室お喜代・おしつ・おまつを連泊掛ニ被来、兼約也、右ニ付慈君ニモ今晚御歸り被成候様ニ辻へ申上候処、少々御風氣之由ニ而御歸り不被成

十四日、丁巳、晴或曇、寒冷也、夕木野米槌入来、辻清人も出勤戻りを寄、木野家

十四日、但州生野之一件、川上猪太郎殿検見二被出候留守中之事二而有之し由也

矢野犀右衛門二男七五三槌、岡田八太郎養子二願之通昨日被仰出、使を以矢野へ歎申遣入也

十六日、山村二而饗

井三孟漬  
八寸京菜  
三ツ物うを

鉢いり付  
吸物さより  
二こん布

鉢花鮓  
八寸きぬいか  
二さわく  
以上

内一緒二酒鮓を饗入、夜木野室・子供共皆々帰ル、去月十一日但州生野銀山御陣屋  
川上猪太郎殿御支配場所へ、過日長州へ御脱走之七卿内沢主水正殿姉小路五郎丸磨与  
偽、人数三十人許二而朝廷江出訴之義有之、上京之処、加勢揃候迄御陣屋借受度由  
申立、御陣屋詰之者一心及断候処及乱妨様子二付、不得止明渡候趣二付、早速最寄  
之諸侯方へ討手被仰付候得共其内二浪士窃二致退去、速二平治二至、尤残徒少々召  
捕二相成候由也

十五日、戊午、晴、寒冷強、夕二至転厳也、例時出勤、野村八郎殿・福田直衛殿御  
立入初而被出候二付謁入、夕八時過退、調練江出、慈君御見舞二亀蔵遣入、最早御  
快由也、御奥方浅野右近様方御到来之三原大根式根頂戴被仰付、告于廟、近江守様明  
十六日海田市曉七半時之御供揃二而御客屋江御到着被成候筈之旨、御年寄衆方被申  
上候由也、夜堀尾勝登人来、当度御用部屋出勤被仰付候付、心得方等心付之義窃二  
及教諭也、明夕山村静登方江笑石被参候二付、一緒二参度由伝語有之也

十六日、己未、晴或曇、寒冷、厳凝、例時出勤、夕八半時過退、妙慶院江敬次郎  
為参也、昨記之趣二付極夕方山村を訪、丹羽庄司江も過日之挨拶旁二行、山村二而  
八笑石被参、緩々話入、段々有饗、亥鼓前帰、京都二而拜領之唐橋卿在光・錦小路君御  
短尺弍葉持参し贈之也、近江守様今午前御客屋江御着被成候由也、御供建御立派二  
有之候由、夕他適之節御城方三之御丸江御出二会シ、大腰掛後江避、夜雪降、寒気  
厳也

十七日、庚申、晴或曇、時々雪飛、凝甚、朝水谷八十郎入来、午飯を饗、植田萱三

廿二日

御諱

統仁

郎殿方子息若殿様御会読之御相手被仰付候由二而、春秋左氏伝借用之義被頼越、予所持不致候二付、素読所之校本を借用して初巻巻冊用立也、夕為窺御機嫌出、直調練へ出、夜岩崎於よし入来、桑原吉郎二銀借用之義二付内談有之也

十八日、辛酉、晴曇相半、寒冷強、凝甚、例時出勤、夕七時前退、今朝出掛深江靜衛を訪、夜家小堀尾江歛二行、酒出候由也

十九日、壬戌、晴又曇、時々雪飛、寒冷敵也、凝者少輕、例時少遅刻出勤、其先御乘馬江出ル、夕八時過退、直二調練江出、夜深江靜衛・大島五兵衛御用談二入来、桂辰馬京都御用向相濟、夜前致歸着候旨二而來候由、同人便二高謙院様方慈姑・百合根數顆拝頂仕候也、夜亥鼓前有地震

廿日、癸亥、朝有雪、后七時々霏々、寒冷強、午後為窺御機嫌出仕、朝辻清人入来、慈君今晚御歸被成候筈之旨申也、夜慈君從辻御歸被成

廿一日、甲子、曇、時々雪飛、寒強、冷氣者少緩、普觀廟御祥月也、献菓子、夕御茶点心を献、例時出勤、夕八時過退、調練江出、桑原吉郎二頭取並、御道具支配被仰付、倅俊太竹吉事被召出候之由昨夕為知越候二付、今午後敬次郎を為歡遣入、饗二逢候由也、吉郎二是迄水術師範被仰付居候処、其方者御有二相成、年来出精之御賞として銀壹枚被下候由也、慈君此間以來少々御風氣二而、松本元郁藥御服被成候由、元郁御用向二而來候二付診を乞、今少し御熱氣有之由申、藥を投

廿二日、乙丑、晴又曇、時々雪飛、寒冷依然、朝御乘馬江出、例時出勤、夕七時退、西向寺江敬次郎為參、從公儀被仰出之御書付左之通御添書を以御移檄有之也、尤

廿四日、丹羽二而

鉢 挟肴

三ツ物

八寸しめし言  
鉢ほら さし身

吸物 へちこち

鉢花鮓

鉢 かれぬ  
いり付

井 なまこ  
こたゝみ

膳

皿膳

汁蛤 うすみそ

めし

四寸半平

以上 くつ

御添書者略之 御諱別紙二有之、上二記入

当今御諱字之儀、以来俗名・実名共相憚候様可仕候、尤当时名乗候分者相改候様可被致候

右之趣万石以上・以下之面々江可被相触候 八月

当時追々朝廷御尊敬之姿二有之、愉快之事也、夕丹羽正蔵入来、明後日木野之家内を饒別心ニ被招候处、旧臘米槌木野へ引越後、当家々内も被招度之处、何角与延引二相成居折柄故、明後夕皆々参候様申聞、尤家小二者明晩方泊掛ニ参呉候様二との事也、厚及挨拶置也

廿三日、丙寅、晴、寒冷纒甘、無氷、夕調練演習へ出、丹羽江家小今晚方参候様二との事二候得共、慈君未御平臥被成御坐候故、今晚・明夕共得不参候段断申遣也  
廿四日、丙卯、晴又曇、寒冷者舒也、例時出勤、夕八半時過退、山中碩庵・後藤浩軒老御立入ニ付被出候故、挨拶ニ出ル、夕方丹羽江被招行、敬次郎も参ル、木野家内不残夜前方参候由、坪内久米之助会、有饗、膳も出ル

廿五日、丁辰、曇又晴、寒冷也、尤無氷、例時出勤、夕七時前退、堀尾後室入来、辰戌カ

夜片岡弘・渡部廉之助調練算子演習ニ来、家小・敬次郎夜塩屋町専称寺勝カへ談義聴聞ニ参、岩崎およし伴入、今朝辻清人入来

廿六日、戊巳、晴、風吹、又寒冷増、岡田八十太郎倅七五三槌書会催候由、午方敬次郎参ル、酒飯を饗候由、去ル十五日暮六時比江戸御城御春屋方手過ニ而出火、追々焼募り、御本丸・二之丸共不残御焼失ニ相成候旨從江戸申来候段御年寄衆方申上有



廿七日

小寒節

朝五時七步

之候由也

廿七日、己午、晴又曇、寒威嚴也、凝、曉来雪少積、大教廟御祥月、獻菓子、夕御

茶・牡丹餅献入、仏事二付煮込を製、慈君方御奥へ御内々御差上被成也、例時出

勤、夕八時退、調練江出、万之進調練歸りを寄、仏事之酒を饗入、夜片岡弘稽古

二来、慈君今日方御快起被成也

廿八日、庚未、晴、寒氣嚴、曉来有積雪、凝甚、朝御乘馬江出、直二出勤、夕七時

前退、夜深江静衛入来、有御用談也、明夕同方へ咄二来呉候様二噂有之也

廿九日、壬申、晴、朝寒威嚴、後緩、夕方為伺御機嫌出仕、左之通御移檄有之也

袖印別紙之通御改二相成候間、以来御徒士列加り以上之面々銘々用意可有之候、

且鑓印兼而御定も有之候得共、区々之趣二相見候付、以来別紙之通違乱無之様念

入相調可被申候事

一袖印地合晒木綿類、幅曲尺三寸五步より五寸迄、長廿九寸

但、三ツ引上方卷寸式步下ケ、幅四步(虫撰)二致、式寸之内へ書入、重山形三ツ

引方卷步明ケ、高廿卷寸五步、上幅九步、下幅三寸四步二致候事

士列以上之分 三ツ引、入山形共朱、下二姓名書入

御步行組之分 三ツ引、入山形共朱、無姓名

足輕組之分 三ツ引黒、入山形朱

一刀方之分 三ツ引、入山形共黒

又者之分 三ツ引、入山形共黒、下二主人之紋

但御貸用者主人之紋処、丸二十ノ字紋付候事

右夫々図面有之候得共略して大意を記

一 罫印曲尺一尺八歩、巾上三而二寸二歩、下二寸五歩、紋下方壹寸三歩上ケ、紋寸法一寸六歩、御印三ツ引上方壹寸七歩下ケ、式寸五歩之内へ三ツ引黑白共巾五歩宛、地合白羅紗、尤此御方様之処者雲才木綿二而も不苦候事

但、御家御印黒伏せ革二而、如図曲尺二而五歩、繰込壹歩五厘之事



此処御家御印也



此所五歩也  
此繰込壹歩五厘也

右者夫々大要を記ヌル也、御移檄其儘之写ニ八あらず

去ル廿一日夜戌刻、大坂西横堀新丁橋東詰辺方出火、折節西風強く大火ニ相成、追東北へ焼広マリ、御城大手脇、御城御屋敷辺方玉造・真田山辺迄焼、夫方河内在迄飛火致し、廿三日朝巳刻漸及鎮火候之由也、いまた詳説者不相聞候得共、誠ニ大火ニ有之たる様子也、夜前古江村荒手浜与申所ニ而手討死人有之候由、其実他国者ニ而、近頃周旋方之有志組申合ニ而敵島浦へ御台場を築造献備有之、其方へ専ニ取用居候由之処、段々不埒筋有之候ニ付、何れも大ニ憤り、地方へ連渡り、右様及斬殺表向者無礼手討ニ托し申出ニ相成候由也、右場所者草津町西之放れ花ヶ尻与申辺之手前浜手之由也

## 十二月 大

朔日、癸酉、晴、寒氣聊緩、例時出勤、夕八時過退、調練江出、敬次郎槍術元齋相  
 伝之義山田多喜登方噂有之候由也

二日、甲戌、晴、暄、朝者嚴冷也、朝為伺御機嫌出仕、御試馬江出、深江靜衛明日  
 出立之由二付此間之謝、暇乞旁二行、夕同人暇乞二見へル、極夕方森仙太郎父子・  
 山田多喜登・土屋政之進を呼、饗入、敬次郎毎時世話二成候故也

三日、乙亥、晴、寒威緩、例時出勤、夕八時過退、直二調練江出、夕桑原吉郎二入  
 來、暫話入、酒を饗入

四日、丙子、晴、暄、寒威大紓、例時出勤、夕七時前退、三宅吉左衛門寒氣問安入  
 來之由也

五日、丁丑、曇、寒氣緩、朝右近様・主水様へ寒氣御機嫌伺罷出、久野八十助・同  
 秀太郎・久留杏藏・香川太仲・丹羽庄司・坪内久米之助・山村靜登を訪、且藤田敬  
 次郎殿此間對門之屋敷へ被引移候由二付訪之、尤留守二而不遇、御館江為伺御機嫌  
 出ル、夕調練江出、岩崎およし入來

六日、戊寅、暁來微雨、後歇、終日曇、暖、朝御用向有之、出勤、一応退、又例時  
 出、夕七時前退

七日、己卯、曇時々雪紛々、寒氣復嚴也、西向寺江兵藏代參申付、例時出勤、夕申  
 鼓後退、公儀衣服之御製度猶又復旧被仰出候二付、左之通御添書二而御移檄有之

着服之義二付別紙之通從公儀被仰出候二付御所并公辺向江拘候義八去冬被仰出候

以前之通り、尤他所出会等之着服者以後御取捨可有之、其外熨斗目・長袴等七事柄二寄候而八前夕之通相用候義も可有之候、尤常服并道中御供之着服八是迄之通二候事

從公儀被仰出之別紙者略之、何も去年被仰出之以前へ復候与云共平服者肩衣二而、袴者襪高二而も平服二而も不苦との事、其外少々之御取捨可有之様子也、〔當暮者兼而被仰出候通り御仕向事者御所存二不被為任義二候得共、何れも心得宜御奉公向精勤、武芸筋出精之輩も多く且隊列訓練等も甲斐〕敷出精致候段御満足被遊、格別之御主意を以種々御差繰之上、去暮御仕向之振合へ猶又御取捨を被加、御仕向可被下之旨被仰出也

〔九日、敬次郎今朝山田多喜登方へ參、兼而之丸橋相伝相濟候由、外二も彼是相伝有之候由、礼二酒半樽贈候事之由、銀式刃包、兩として遣入也

〔十一日、僕万次兎角心得熟与無之、傍輩間不宜様子二而暇を乞候故、今日暇申付ル、代小回り清蔵〔鳥越〕二男清太与申者当分差越〔鳥越〕呉る也

八日、庚辰、晴、夜来有微雪、嚴寒、朝御乘馬へ出、直二為親御機嫌御館江も出ル、夕水谷・木野江寒氣見舞旁訪之、木野二而酒出ル、入夜帰ル、伊藤徳之助・菅馬之進・三宅吉左衛門・同益人〔登〕・山村靜登寒氣問安入来也、木野一馬明日四時御用召、倅召連罷出候様二との事之由也

九日、辛巳、晴、嚴寒、例時出勤、夕八時過退、直二調練江出、木野方米槌被召出、龜之助様御兎小姓被仰付候之旨為知来、敬次郎歡二遣入、饗二逢候由、入夜帰ル、十日、壬午、晴、寒威嚴、例時出勤、夕七時退、京都高謙院様方寒氣御尋与して、こん布吉袋、歳暮御祝義与して菓子一包拝領被仰付也、極夕木野へ歡二行、有饗、横関源左衛門会

十一日、癸未、曇、寒氣纒緩、夕調練へ出、京都高謙院様江如例年寒中窺与して

十三日

大寒節

今曉八時四分

海苔百枚差上、今日之便ニ仕出入也

十二日、甲申、晴、午後風吹、寒威復、例時出勤、夕七時退、桑原俊太来、此間頼之銀札百匁用立、同人へ渡入也、夜片岡弘来、家小兩三日風邪ニ而無之候得共頭痛並二口中痛候而臥、堀尾後室為見舞被来候由也

十三日、乙酉、晴、暄意也、例時出勤、夕八時過退出、直ニ調練へ出席、御仕向米切手渡、附足輕之分共如例頂戴仕也、今日米価石百三拾六匁ニ立候由、去月御切米之節与八余程之下落也

十四日、丙戌、曇、寒威薄、坪内久米之助・丹羽正司寒氣問安入来、夕乘馬、御機嫌伺与して出仕、旦那様若殿様御出船前為伺御機嫌今朝御登城候由也、近江守様先頃以来一丁目御客屋ニ被成御坐候所、来ル十六日御発駕ニ而高田郡吉田村江御引越被仰出候由、同御屋敷者未御普請不相調候得共、同所神職之者居宅へ当分御住居有之歟之風説也、此節敵島浦へ御台場御築造有之、能美島之内江も同断ニ付、佐伯郡村々百姓へ加勢被仰出、村々方順回ニ而人夫を出、殊之外賑敷由也、今日從少將様御捕らせ之雁一羽御内々御拝領被遊候由也、夜家小木野へ歎旁ニ行、宿入、伊勢御師三村梶助大夫方如例年御被太麻・熨斗蛇等贈来也

十五日、丁亥、晴、寒威緩、例時出勤、夕七時過退、慈君午後妙慶院へ御參詣、直ニ木野へ御出被成、入夜家小一緒ニ御歸り被成也、木野ニ而饗有之候由、今日午時比若殿様京都へ御発駕、水主町方御乗船被遊候由、御供御年寄者辻將曹殿此度も被參候由、旦那様為御目見水主町江御出被遊也、御奥方從主水様御到来之御赤飯一器

〔十六日、中務様左之通御  
改名被成候由

式部様\*

御取分頂戴被仰付也、今日龜之助様御袖留被成、其御祝ひ二被進候由也

十六日、戊子、晴又曇、寒威薄、〔早朝妙慶院江参詣、〕例時出勤、夕八時過退、調練江出、〔今日近江守様爰元御発駕、高田郡吉田村江御引移被成候由也

十七日、己丑、雨、終日滴々、寒氣薄、〔慈君午後堀尾へ過日之歡二御出被成也、酒出候由

十八日、庚寅、晴、寒威嚴、〔例時出勤、夕八時退、直二調練江出、今日稽古納也、一統江御酒被下、且続而出精之輩江上中下を分而夫々御褒賞与して紙を被下也、〕今朝諸品御礼有之、致席詰、当度方御礼申上候当人之外麻上下着相止、平服二成也、堀尾父子も隠居・家督之御礼相濟、使を以歡申遣入也

〔十九日、敬次郎素読所出  
精二付、御褒与して左之  
通頂戴仕候也

諸口紙二帖

十九日、辛卯、雨雪、寒氣強、〔堀尾勝登寒氣見舞、昨日之謝旁人來之由、〕大崎喜和馬・石井寿兵衛入來之由、〔岩崎およし入來、御輿之喜久方(岩崎)与申而丸薬を患む、〕例時出勤、夕申鼓後退

廿日、壬辰、曇、寒氣嚴也、〔今日方御役所例年之如休日止候付例時出勤、夕申鼓後退

廿一日、癸巳、雪降、又作雨、寒威者薄、〔今朝糕を製入、田中実五郎母子來、助く、〕例時出勤、申鼓後退、〔夕万之進來、酒を饗入、〕今朝辻清人入來之由也

廿二日、甲午、時々雪飛、寒威復嚴也、〔例時出勤、夕申鼓頃退、〕木野一馬夕方先日歡之謝入來、酒を出、暫話入、〔今日西向寺へ敬次郎為参也、〕小島左源太問安入來之由

廿三日、御興江差上候御肴左之通

牛尾魚 一  
魁蛤ツカシ 六

直十一箋七分

同夕御趣法役所へ

酒 一升二合  
一肴 一種

豆腐・葱・鯉

廿四日夜

并酢牡蛎

八寸湯豆腐

平鉢 鱈差身

此分到來物有之ニ付

廿五日、八月以來武芸出

精之面々御褒美被下ニ付

敬次郎も左之通頂戴仕ル

也

一諸口紙 二束

廿六日

節分

廿三日、乙未、晴、寒威敵也、朝乘馬、例時出勤、夕七時前退、御興江御歳暮之意例年之通輕手御肴差上ル也、水谷八十郎・山崎右内問安入來、夜中御興江御歳暮之御祝ニ召、御酒頂戴、且此間少將様方御拜領之雁之御吸物頂戴仕ル也、慈君も同様召候而御上リ被成、亥鼓前退、今日御役料相渡、京都高謙院様方御書頂戴、且例歳之通屠蘇・白散・度嶂散頂戴仕ル也、裏之毘沙門祭ニ付御趣法役所之面々江酒を饗

廿四日、丙申、晴又時々雪飛、寒威強、敵凝、例時出勤、夕申鼓後退、西向寺江兵藏代參申付、名倉求馬・星野武平次寒氣問安ニ入來之由

廿五日、丁酉、時々雪飛、寒威強、凝亦甚、例時出勤、夕申鼓後退、奥田政次郎

・桂辰馬問安入來之由、深町真喜太今日御目付定加被仰付候由、堀尾へ伝言ニ而為

知來ル、敬次郎を歡ニ遣入、客來有之、饗ニ逢候由、夜中左之面々を招、一昨日毘

沙門祭之神酒を饗又

矢野犀右衛門 堀尾勝登 大島五兵衛 平野伝右衛門

長武左衛門 岩崎良之進

森岡万之進も御役所引を呼、取持旁ニ饗、書役当番上野吉次郎も呼候而來也

廿六日、戊戌、晴、寒威、凝凍甚、伊勢御師御炊左大夫方御被太麻御館江相納候由ニ

而、如例伊勢干瓢一包贈來也、例時出勤、夕七時過御用部屋御用向相濟一応退出、

夜戌鼓前又御勘定所・御趣法役所へ出勤、御銀見分致又也、諸御役所共今日限二而

廢休也、当年者臨時御物入事相湊、殊世羅郡村々不納等有之、甚御難渋之御年柄ニ

廿七日

立春

夜五時六分

廿八日

岩崎良之進

武内保之進

幸次郎侍

星野貞之助

三津井滝次郎

久野幸之助

\*高木平太郎

上野吉次郎

\*村井虎次郎

平川静一郎

右去ル廿三日御門松御  
取寄方之義ニ付何者之所  
為ニ候哉、御上御名前を  
顯シ、難心得文面を以市  
中江致張紙候由之処深相  
憤、同士与申合、内々手  
厚之所作ニ及候趣達御内

候得共、案外ニ御約モ能被為付、窃ニ奉恐悦候事也、室角峯登問安入来之由、夜  
節分之祝、御表・御奥へ恐悦ニ罷出候義如例

廿七日、己亥、朝雪薄積、嚴凝、後晴、寒威者依然たり、朝為窺御機嫌出仕、西向  
寺江兵藏代参申付、今日両巨寺江如例年鏡餅并靈供米・鉢米為持遣又也

廿八日、庚子、晴、余寒嚴、凝者稍輕、朝於宅御用向申達義有之、月番御用人、御  
出頭言人、御勘定奉行、御小姓組三人、御步行組五人来、平野伝右衛門来、去ル

廿三日御門松御取寄せ之御家来之者毎々粗暴之義有之、甚如何敷義ニ付当年モ其通  
之義有之候八、何れニ而茂手向ひ可致、其節者出会助勢可遣与申様之文面之書付

を何者歟中島本町並二吉丁目町門江貼候由ニ付、何れモ甚憤、窃申合段々手厚之示  
談ニ及、夜中モ終宵見回等モ致候由、忠情之義ニ付其褒賞被行候也、午後両寺墳宮

江参詣、帰途深町真喜太江此間被仰付之歎ニ行也、矢野犀右衛門先夜並昨日謝義贈  
候謝入来

廿九日、辛丑、晴、余寒聊甘、島本広右衛門殿方紙面ニ而当年中彼是被頼事之謝之  
由ニ而酒一樽被惠也

晦日、壬寅、晴後曇、午後方微雨、馬之乘置をいたす、夕八半時過為歳末御祝詞出  
仕、御登城前於御居間御祝詞申上、夫方御奥へ出、御宇衛様へ御祝詞如例申上、退

也、辻清人・藤川甚吉郎・堀尾勝登・平野伝右衛門・岩崎良之進・長束市郎右衛門・  
森岡万之進等歳末祝詞二来、三宅内外同断、内外之外者皆々折能来候故、歳暮之酒

を饗入、両寺墳宮江者昨日兵藏為参、掃除為致也、近年打続而之旅行物入湊、別



聽、忠志不淺段御感悅之御事二候、自今弥以志を勵し、粗暴之弊風不相流、武士之本意を守、実忠相心掛候様二与思召候、此段無屹申聞候様被仰出但、御染筆之御末広一本ツ、御内々被下之

昨冬来之京都御供二者莫大之物入、殊二馬を繫候二付而も彼是物入多く、当年者余程借銀等も増候得共、先々必至困窮之場二も不移、程々二仕回も付、且世上も騒動も不起、目出度歳暮之盃を伝、家内相祝也、亦君恩之所致、父祖之余慶共不堪感戴也、夜雷鳴、有電光、渡辺雅登内室安産、女子出生之由、夜中使を以悦申遣入也、来月臨産月二候処早マリ候之由也、如何様当四月雅登歸着後之懐胎二して者一月早マリ候也

## 注

各注の冒頭に掲げた数字は、本文中の箇所を示している。上(アラビア数字)が本文の頁数、下(漢数字)がその頁の行数である。ただし、頭書は行数を示さなかった。広島藩士と東城浅野家士についてはその経歴などを示すよつに努めた。なお、「役人帖」とは『芸藩輯要』収録の明治元年(一八六八)五月「役人帖」、「藩士職禄前編」とは「芸藩志」巻一三三〜一三九収録の明治元年五月現在「藩士職禄前編」のこと。

## 3・五

源家茂 第一四代將軍徳川家茂(一八四六〜六六)。

父は和歌山藩主徳川斉順。和歌山藩主の後將軍継嗣となり、安政五年(一八五八)將軍家定の薨去にともない將軍に就任。文久二年(一八六二)二月に公武合体策により孝明天皇の妹和宮と結婚、同三年には將軍として二九年振りの上洛を果たし、義兄に当たる孝明天皇に尊王攘夷を誓った。

## 3・七

源茂長 第一一代広島藩主松平(浅野)安芸守茂長(一八二丁七二)。維新後は名を長訓に復す。

父は七代藩主重晟の三男右京長懋。文政元年(一八一八)広島藩青山内証分家を継承、安政五年急逝した藩主慶熾の遺跡を継承した。

## 3・九

紀道興 広島藩家老東城浅野家当主、浅野豊後道興(一八一五〜八四)。実父は先々代当主孫左衛門高平。嘉永元年(一八四八)八月、先代広島藩家老駿河道博から家督を継ぎ、家老となる。

## 3・九

堀田高勝 東城浅野家の祖、浅野孫左衛門高勝(一五三八〜一六三三)。初め堀田助左衛門尉道世、または道也と称す。天正十年(一五八二)に浅野長政から嫡子幸長の守役として召し出され、幸長の側近

3・頭書

として苦楽をともし、浅野姓を許される。慶長十八年(一六三三)五月二十九日死去。墓所は大徳寺塔頭昌林院。法名は光照院殿龜岳宗朴大居士。

統仁(たまひと) 第一二代孝明天皇(一八三三～一八六八)の父は仁孝天皇。弘化三年(一八四六)踐祚(せんそ)。終始攘夷(じやうしやうじやうい)を望み、急進的な反幕運動に反対。文久三年(一八六三)の八・一八政変で、急進派堂上と長州藩を京都から排除した。

4・四

慈君 村上彦右衛門の父星右衛門の妾で、彦右衛門の継母。妹梅(つばき)は清人妻の生母。名は仙(せん)一七九〇(一八八一)。上御書翰列故蔵田百太郎姪で、実家は家老三原浅野家土吉光軍右衛門の娘。彦右衛門実母の死後、天保三年(一八三二)十二月に入家。彦右衛門は万延元年(一八六〇)九月に願い出て養母の身分とした。

4・七

御宇衛様 浅野道興室。名は忠(ただ)一八八一～一八二二。父は家老上田家先代の主水安節(やすふし)。安政四年(一八五七)十一月婚姻。

4・八

当御役 彦右衛門は前年の万延二年一月十五日、二〇石足されて合わせて一五〇石となり、家司役を命じられた。同役は四十七年間にわたり勤めた渡辺宗右衛門が安政六年七月に死去して以来、欠員であつた。

4・二〇

堀尾善大夫 家老東城浅野家士。堀尾勝登・敬次郎の実父。前名精一郎、号は笑石。安政三年五月御用達より用人役。文久三年八月に隠居、勝登に家督を譲る。慶応元年(一八六五)七月に嘉膳と改名。

4・二二

渡辺雅登 家老東城浅野家士。弘化五年二月より用人役。安政六年九月宗右衛門跡目相続、知行二〇〇石。

4・二三

右近様 家老三原浅野家第一二代当主浅野右近忠英(ただひら)一八一九(一八七七)。父は第一〇代甲斐忠敬(ただひら)。安政三年四月に先代遠江忠助から家督を継ぎ家老となる。後に敬五と改名。

4・二四

主水(もんど) 家老上田家第一二代当主上田主水安敦(やすあつ)(後に重美、讓翁と改名、一八二〇(一八八八))。父は先々代当主主水安世(やすよ)。先代安節の死去にともない安政三年八月家老となる。

4・二四

樋口静磨 家老上田家士樋口志津磨か。慶応元年十二月当時は使番。

4・二六

久野秀太郎 家老三原浅野家士。用人見習。後に用人役。

4・二六

熊谷善兵衛 家老三原浅野家士。用人役。脇本武兵衛・井上市太郎も同様。

4・二七

久野八十助 家老三原浅野家士。安政五年九月

勘定奉行。元治元年(一八六四)十月死去。彦右衛門父星右衛門の実兄守衛は先代久野八十助の婿養子に入つたが、早く死去したため、その後婿養子として久野家に入つた寛左衛門の子に当たる。

4・二七 河瀬喜和馬 家老上田家士。用人。元治元年十二月に極人と改名。

4・二八 山村静登 家老上田家家士。安政六年(一八五九)九月より用人本役。

4・二八 丹羽庄司 家老上田家士丹羽正司。丹羽正蔵と木野米槌(謙造)の父。文久二年(一八六二)一月に二〇石加増され用人本役(役料五〇石)。六月に出頭格御側用達。

坪内久米之助 家老上田家士。久米之助の父文治は彦右衛門の父星右衛門の実兄。安政五年三月に側用達役、同七年に勘定奉行吉和村支配、側用達兼帯となる。

4・二八 沖和多理 家老三原浅野家士。多左衛門次男。勘定奉行本役。

洞白 駿河台狩野派第五代の画家狩野洞白(一七七一—一八二二)。諱は愛信。狩野洞春美信の子。法眼に叙せられた。

4・頭書 由信 浅草猿屋町代地分家狩野派第五代の画家狩野由信(一八二〇)。狩野洞庭興信の子。号は

4・頭書 洞琳または洞隣。祖父洞寿の跡を嗣ぎ、幕府の御用絵師となる。

澄源院 東城浅野氏当主浅野道興の先代浅野道博(一七九六—一八六〇)の法名。近江宮川藩一万三〇〇〇石主堀田正毅の次男で、文化十一年(一八二四)に広島藩家老浅野高平の養子となる。諱は高博・道博、通称は駿河・周防。嘉永元年(一八四六)八月十七日に隠居。万延元年(一八六〇)五月二十日に逝去。

4・頭書 綾小路有長(一七九二—一八八二)は俊資の子。安政五年に正二位権大納言に上つたが同年に辞任。家学の野曲の伝統を守るかたわら、歌書を能くした。

4・頭書 筑波山之歌 安政五年元旦の吉書始めには「筑波山 このもかのもとに 蔭はあれと 君か御蔭に ますかけはなし」が詠まれていた。これは「古今集」東歌(つくばねの このもかのもとに)にある。

4・頭書 西向寺 城下細工町の浄土真宗本願寺派寺院村上家の菩提寺の一つ。

4・頭書

八島周伯 広島藩士。前名は周軒。安政六年七月頃に死去した先代周伯の名を襲名し、十一月側

5・一

医師並。

5・一

杉岡文績 医師。これ以降は「文績」、後には

「文碩」と表記。

5・一 南部要人 家老上田家士。弓術師範。

5・二 木野一馬 家老上田家士。馬廻り役。彦右衛門の父星右衛門の実父は上田家士木野文右衛門で、一馬は星右衛門の兄左守の子、村上彦右衛門とは従兄弟に当たる。彦右衛門の室お並は一馬の妹。慶応二年（一八六六）二月七日死去。

5・二 水谷八十郎 家老上田家士。彦右衛門父星右衛門の実兄又左衛門の養子。安政五年（一八五八）十月故又左衛門の家督を相続、文久二年（一八六二）二月児小姓。慶応四年六月に貢と改名。慶応二年十二月に村上敬次郎等とともに藩の留學生として江戸へ遊学。

5・二 島本広右衛門 広島藩士。同家は棒火矢が家芸。文久元年（一八六一）奥詰、元治二年（一八六五）銀奉行。「役人帖」では銀奉行、一五〇石、安政五年五月父甚内家督。

5・二 白神社 城下尾道町に鎮座。広島開府前、辺りが海であった頃に岩礁の上に立てられた神社が、その後城下の総氏神になったと考えられている。その後氏子を分与し、白神組・中通組の各町と国泰寺村・六丁目村の氏神となった。祭礼は九月二十九日。

5・三 妙慶院 城下新川場町の浄土宗鎮西派寺院。村上家の菩提寺の一つ。

5・三 吉田儀右衛門 広島藩士。吉田家は享保十三年（一七二八）に吉田儀左衛門（小幡勘左衛門次男）が五代藩主浅野吉長に登用されて以来、甲州流兵法を以て仕えた。嘉永七年（一八五四）旗奉行。文久三年二月隠居。

5・三 下瀬孫平 広島藩士。安政五年四月御船手御船作事所詰、同六年九月勘定所吟味役、文久三年納戸奉行次席。元治元年子徳之助へ家督。

5・三 小幡孫兵衛 広島藩士。小幡家は甲州流軍師。嘉永五年大小姓頭、同七年用人。

5・四 浅野助九郎 広島藩士。安政六年一月番頭、明治元年（一八六八）六月御役免、並寄合。「役人帖」では番頭同格、番外、一〇〇〇石、弘化元年（一八四四）四月父次大夫家督。

5・四 岡本主馬 広島藩士。文久三年新組頭。明治元年五月「役人帖」では馬廻組、片岡大記当分支配、三五〇石。

5・四 大野木昇 広島藩士。「役人帖」では馬廻組片岡大記組、一八五石。

5・四 蔵田和太郎 広島藩士。蔵田家は「慈君」（彦右衛門継母）の実家。安政六年九月左右歩行小姓、文

- 久三年(一八六三)七月二十一日条に死去の記事あり。
- 5・5 松村弥助 広島藩士。安政六年(一八五九)十月浦辺蔵奉行。
- 5・5 松浦久米之丞 広島藩士。元治元年(一八六四)勘定所吟味役。「役人帖」では吟味役同格、学問所世話役、三〇石三人扶持、外書物料金五両、天保三年(一八三二)九月父彦六家督。
- 5・5 山中碩庵 広島藩士。安政七年三月までに江戸で御側医師並、文久三年(一八六三)側医師。
- 5・5 藤川毎登 家老東城浅野家士。藤川家は与力一一家の一つ。嘉永七年(一八五四)八月当時は御用達、安政三年一月当時は出頭役、同年六月同役免。村上彦右衛門の先々代(村上家五代)藤次郎(能称院)は藤川武左衛門四男で、寛政十一年(一七九九)に四代村上勇蔵(常称院)の養子に入り、文化五年(一八〇八)に相続するが急死。
- 5・6 辻清人 家老東城浅野家士辻清人。彦右衛門の異母妹於梅の夫。文久二年八月十五日児小姓筆頭、慶応二年三月同役御免。
- 5・6 竹腰恰 広島藩士。嘉永七年槍奉行、安政三年大筒頭、同六年鎗奉行、文久三年新組頭。
- 5・6 湯川兵馬 広島藩士。文久二年九月七日に江戸で死去。
- 5・二〇 海蔵寺かいぞうじ 家老東城浅野家の給知、佐伯郡古江村にある曹洞宗寺院。東城浅野家の菩提寺で、境内には歴代の墓所がある。
- 5・二 一井嘉内 広島藩士。文久二年十月までに御用達所步行組。「役人帖」では側祐筆、二六石三人扶持、文政六年(一八三三)召出、慶応四年五月取立。
- 5・二 山本十四郎 広島藩士。安政六年勘定所吟味役、元治元年納戸奉行次席、明治元年(一八六八)広式詰並、「藩士職祿 前編」では中小姓組本多庫人組、二〇石三人扶持。
- 5・二 佐藤氏 家老東城浅野家士佐藤益之丞。安政三年三月与三右衛門家督。六月出頭役、八月步行組支配兼、同六年二月軍学師加役、三月用人並、文久二年十月用人本役。佐藤家は与力一一家の一つ。矢野犀右衛門 家老東城浅野家士。安政五年九月勘定奉行。万延元年(一八六〇)七月趣法役所の御用向き厚く申談じられる。
- 5・二 大島五兵衛 家老東城浅野家士。嘉永三年四月吟味役同格、安政二年二月目付同格、同四年四月御用部屋頭取、同五年二月知行格、元治元年十二月御用達同格。
- 5・二 岩崎良之進 家老東城浅野家士。安政二年十月御雇、御用部屋詰より步行組召出し、祐筆見習、同

六年二月小姓組取立、祐筆。文久元年(一八六一)十二月父常介跡目相続、八石二人扶持、小姓組本格さよ。森岡万之進の長女。嘉永三年(一八五〇)九月十八日生。

6・二 江戸又々大火 文久元年十二月七日にも江戸の薩摩藩邸(三田)辺から出火し、「芝本町四丁不残浜手迄」焼失したと、十二月十九日の「家乗」に彦右衛門は記している。

6・二 兵蔵 村上家来森島兵蔵。水主佐兵衛の子。安政二年(一八五五)七月から彦右衛門家来。文久三年七月に東城浅野家鉄炮組として二人扶持で召抱えられたが、慶応元年(一八六五)十月に、刀差組、勘定所詰、二石、東城御趣法掛となるまで村上家で奉公を続けた。

6・三 毘沙門社 先代の家司役、故渡辺宗右衛門が、京都の仏師に依頼して枯れた楠の太木の根から毘沙門天を彫らせ、自分の屋敷(家司屋敷)に安置した。その後東城浅野家が屋根を付け、渡辺家が祭事を行ってきたが、彦右衛門が家司役に就任し、文久元年五月に家司屋敷へ移転するに当たり、この毘沙門社は趣法役所の鎮守となった。供物や法楽は同役所からの支出となったが、その守護は屋敷役となり、村上家で務めることとなった。

6・三 西福院 さいふくゐん 城下天神町の古義真言宗御室派寺院。本尊薬師如来、脇侍不動明王毘沙門天。家老東城浅野家では正月の初寅に毘沙門天に参詣するのが恒例。

6・四 岡田八十太郎 家老東城浅野家士。安政二年二月筆頭より勘定所詰、同四年三月小姓組取立、勘定所詰、そのまま趣法所出勤。文久三年十一月小姓組本格。矢野犀右衛門二男七五三榎を養子に迎える。

6・五 八十榎 辻清人と彦右衛門の妹お梅との子。安政五年十月十四日生。元治元年(一八六四)十一月十一日に源之進と改称。

6・六 桑原吉郎二 広島藩士で水主。水術師範。当年八十六歳。安政五年十月御座船頭、文久三年十一月頭取並御道具支配。慶応三年五月に歩行格となり、同四年三月御船手道具方。明治二年(一八六九)冬に禄一〇石、平船附となり無役となる。村上家四世勇蔵(実信楽院)は桑原家の出身。

6・七 平野伝右衛門 家老東城浅野家士。慶応二年十一月御用部屋詰御免。

6・八 池田加賀守 神田社神官。

7・一 千代雄榎 彦右衛門の四男。安政四年閏五月二十六日生。同六年三月に初名長榎から文字を改め

る。文久三年(一八六三)四月三日没。法名は実応源心童子。

7・九 三上和多理 広島藩士。文久元年目付、同三年

側足輕頭。明治元年(一八六八)先手者頭次席。「役人帖」では側者頭、供方兼帯、一二〇石、嘉永三年(一八五〇)十一月父進家督。

7・三 東城与力 東城浅野家は知行高一万石であるが、

内二〇〇〇石は、二代高英が寛永十八年(一六四一)家老に命じられる際に、本藩から与力知として与えられたものである。以降、幕末まで変遷はあるが、一二名の与力が別格に扱われている。嘉永年間との与力は、片岡弘・佐藤与三右衛門・名倉求馬・深江静衛・藤川每登・堀尾精一郎・牧野平司・水上源左衛門・宮崎藤九郎・八木真喜太・由良嘉久馬・吉田与一右衛門。東城で在番する与力は、毎年正月十五日に出府し、御礼登城する。

7・三 清次郎 村上家若党木原清次郎。御露地方徳蔵

の子。万延二年(一八六一)二月に彦右衛門が足知二〇石、家司役を命じられたことにともなうて奉公し、文久三年七月に東城浅野家鉄砲組へ召し抱えられる。

7・三 市助 文久元年七月より熊次の代わりに雇った

小者。同三年六月に下女との内通を疑われ暇を遣

わされる。

8・六 上田辰之進 上田家先代、主水安節の妾腹。浅

野道興室の実弟にあたる。慶応元年(一八六五)十二月二十三日に十歳で死去。

8・七 吉田与九郎 家老東城浅野家士。安政四年(一八

五七)五月に父与一右衛門跡目。吉田家は与力一二家の一つ(在東城)。

8・九 左義長 毎年正月十四日に行われる火祭りの年

中行事。「トンド」と称し、大きな焚火を行って爆竹を鳴らす。この日、広島城内八丁馬場では藩主・諸士の飼馬を集め乗馬演習を行う。夕暮れに、今門から小姓町裏堤に出て、対岸の空鞆堤で焚く大トンドの火を馬に見せ、戦地の状況に慣らす練習を行つた。

8・二 上田亀之助 後の上田亀次郎、安積(一八四九)

一八〇七)。幼名亀之助。家老上田家先代の主水安節の子。主水安敦の養嗣子となるが、慶応元年に病弱のため廃嫡。明治十年に上田家を継ぎ、男爵を賜る。

8・二四 星野武平次 家老東城浅野家士。安政五年十

月故正大夫跡目(九石二人扶持)。同年二月小姓組本格、四月御山方兼帯、同六年一月当用方在宿、同七年一月吟味役定加山方その儘兼帯、平常はその儘



趣法役所へ出勤)、文久四年(一八六四)二月吟味役本役(御山方その儘兼帯)。

## 8・頭書

仙石小五郎 広島藩士。万延二年(一八六一)大小姓頭、文久二年用人、同三年七月年寄。八月に志摩と改名。「役人帖」では年寄、一一〇〇石、安政六年(一八五九)七月父右中家督。

## 8・頭書

比治山勝楽寺 広島城下段原村、比治山の北麓(ひじやましょうらくのひ)の真言宗寺院。なお、『近世風聞・耳の垢』には、この火事について、朝四つ過ぎ、比治山黄幡社の下八軒焼ける、西風吹き火勢盛んにして皆々丸焼けの沙汰」とある。

## 8・頭書

辻おたけ 辻清人と彦右衛門の妹お梅との子。安政三年二月十五日生。同四年十二月にお恒からお竹と改称。

## 9・一

森岡万之進 家老東城浅野家士。諱は邦靖(一八三三~六八)。彦右衛門の同母弟。文政六年(一八三三)十一月二十三日出生。天保六年(一八三五)に森岡十兵衛の急死により森岡家へ養子に入る。中小姓、側詰を経て安政六年三月目付、万延元年十月同役免、吟味役・作事方兼帯、文久二年閏八月作事方兼帯免、慶応二年(一八六六)四月病氣のため辞職。後に中小姓に復職するも、同四年二月六日に病死。

## 9・一

深江静衛 家老東城浅野家士。与力二家の一

つ。東城在番。

## 9・八

相庭静 家老東城浅野家士。吉良流礼法指南。安政四年十月ごろに庄之助から静と改名。

## 9・二〇

京都東園様(ひのこの)の御息女於竹様 東園家当主は東園右近衛権中将基敬(もとむね)で、文久三年八・一八政変で差控となる。於竹はその二女茂代。公卿と家老浅野右近との直接の縁組は許可されないたため、近江国常願寺の養女となり、二月に婚姻した。

## 9・二二

久照院 家老三原浅野家の先々代当主浅野出羽忠敬(ただひさ)の室、久姫(一八〇七~八八)。当主右近忠英(ただひさ)の母、芝山(しばやま)国豊(くにゆたか)の娘。東城浅野家の浅野道博(みちひろ)の養女となり、忠敬の室となる。

## 9・二四

宮崎故本蔵 家老東城浅野家士。宮崎家は与力二家の一つ。嘉永二年(一八四九)八月二十七日死去。法名は松下院。

## 9・二五

藤九郎 家老東城浅野家士宮崎藤九郎。本蔵の子。安政三年四月東城において用人役・町奉行兼帯。村上家の初代三郎右衛門(慈眼院)は、当初宮崎家に仕え、その推挙によって東城浅野家の足輕に取り立てられた経緯から、村上家は与力家の中でも特に宮崎家と親交がある。

## 9・二五

吉田与一右衛門 家老東城浅野家士。吉田家は与力二家の一つ。安政四年三月十日頃に東城で

死去。六十五歳。荻野流砲術の達人。弓・剣術にも優れた博識の人物であった。

9・一六 水上源左衛門 家老東城浅野家士。水上家は与

力一一家の一つ。安政三年(一八五六)十月に隠居、源大夫に家督を譲る。隠居前の知行高一〇石。

9・頭書 八木喜真太 家老東城浅野家士。八木家は与力

一一家の一つ。安政三年三月馬回り筆頭。

9・頭書 伊藤徳之助 家老東城浅野家士。嘉永七年九月

代官より目付、安政三年六月御用達・御膳番兼帯、その後御用達、元治二年(一八六五)三月出頭役、歩行組支配。

9・頭書 山川久左衛門 家老東城浅野家士。万延元年

(一八六〇)十月勘定所御銀方、文久二年(一八六一)一月歩行組本格。

10・五 石井寿兵衛 家老東城浅野家士。嘉永七年(一八

五四)七月家督、切米一二石、弓術師加役、安政二年五月御側詰日参、同三年十一月知行格、出衛様御側方頭取、万延元年八月御用達 (虫損不明) 兼帯。慶応二年(一八六六)二月出頭次席同格、御養

子様守之進(御附)。

10・七 八十野 家老東城浅野家老女。文久四年正月に

御暇。

10・二 塚本町 広島城下広瀬組に所属する町。西国

街道が通る猫屋橋(現本川橋)の西詰付近とそこから北へ延びる通りが町域。

10・二四 鷹野 広島歴史代藩主は、生類憐みの令などの

一時期を除き、在国中は領内で度々鷹狩りを実施したが、文久二年十月に廃止された。城下近郊での日帰りの鷹野と、西条・本郷等での御泊鷹野とがあった。

10・二五 明星院 広島城下明星院村の古義真言宗御室派

寺院。浅野家が帰依する五ヶ寺の一つで、領内真言宗一派の触頭。浅野長政と同室の位牌を安置する。二葉神社の別当職を勤める。

10・二五 光明院 城下白島村の古義真言宗御室派寺院

10・二六 菅馬之進 家老東城浅野家士。室は岩崎常介二

女。安政五年四月御庭方御用引受、同六年三月御出頭定加、万延元年八月同役免。元治元年五月三日死去。

10・二七 岩崎およし 家老東城浅野家士故岩崎常介室

で、良之進の母。

10・二九 外之御霊 彦右衛門は、奴可郡東城町徳了寺に納められる村上家初代から三代までの位牌についても同寺へ院号追贈を依頼し、文久元年十二月一日に実現した。

10・頭書 常称君 村上家四代勇蔵の法名。文字増により

- 常称院誓恩大超居士となった。文化五年(一八〇八)五月七日死去。
- 10・頭書 信楽君 桑原秀蔵娘で、村上家四代勇蔵室名は阿古代の法名。文字増により信楽院貞受妙観大姉となった。天保三年(一八三二)四月二十七日死去。
- 10・頭書 能称君 村上家五代藤次郎(一七八八—一八〇八)の法名。文字増で能称院応誓証真居士となった。文化五年八月二十四日死去。
- 10・頭書 秀光君 彦右衛門の母で、四代勇蔵の娘阿重の法名。文字増で秀光院貞浄寿楽大姉となった。文化十年春、藤川保明の養女となり、村上家の養子に入った父星右衛門に嫁す。文政十三年(一八三〇)三月二十一日死去。
- 11・三 佐々木彦蔵 広島藩士。弘化五年(一八四八)奥詰次席、嘉永七年(一八五四)奥詰。「役人帖」では奥詰(番外)、一二五石、天保九年六月父久蔵家督。
- 11・三 俊造 広島藩士。佐々木彦蔵の子。「役人帖」では小姓組(天野保允組)、七人扶持。
- 11・四 藤岡八蔵 広島藩士。「藩士職祿 前編」では馬方書翰方列、一八石三人扶持。
- 11・九 天満宮 東城浅野家上屋敷に祀られている屋敷神か。
- 11・二 神田八幡宮 安芸郡牛田村に鎮座する同村と城
- 下白鳥町の産土神。明治三年(一八七〇)に神田神社と改称。同二十二年に社地が軍用地となったため宇品町へ移転。
- 11・二 横地代太郎 広島藩士。文久三年(一八六三)武具奉行次席、元治元年(一八六四)代官。「役人帖」では代官(沼田郡)、一四〇石、天保五年十二月父岸之助家督。文久元年十二月十九日、彦右衛門は東城浅野家の趣法役所で借用銀を調えた謝礼として紅魚一頭を贈られた。
- 11・二五 一貫田 安芸郡上瀬野村一貫田は安芸郡海田市宿と賀茂郡四日市宿との間の小休所で、街道の左右に茶店が立っていた。『芸藩通志』の村絵図には藩の御茶屋が描かれる。
- 11・頭書 永野武八郎 家老東城浅野家士。足軽か。安政六年(一八五九)一月当方へ日参、煮方その儘兼諸買入物御用を命じられる。
- 12・一 貫心流 別名司箭流。居合術を含む実践的な剣術・薙刀の流派。広島では文化年間に細宗閑が道場を開き、広島藩に抱えられ、以来三代にわたって藩へ仕えた。東城浅野家へは文久元年十一月二十五日に細六郎が始めて門弟を連れて稽古に来て
- 12・五 一甫流 難波一甫流は難波一甫斎を流祖とする

柔術の流派。近世初期に長州宰人から広島に伝えられ、広島藩士矢野家で伝承された。幕末には、沼田郡阿戸村居住の宇高直次が領民にも指南したため、一五〇〇人も門弟があった。なお、上田家人の「御用向日記」には、「二日は家中の「鎗術」をご覧になったとある。

12・七 池内次郎左衛門 広島藩士。安政四年(一八五七)

三月御側詰膳方頭取より近江守様御用達役。

12・八 津田三十郎 広島藩士。嘉永七年(一八五四)郡廻り、安政四年閏五月勅定奉行、同五年郡廻り、万延元年(一八六〇)先手者頭次席。

12・八 安藤対馬守 磐城国平藩五万石藩主安藤対馬守信行(一八九七)。安政七年一月に老中に抜擢され、孝明天皇の妹・和宮と將軍徳川家茂の婚姻を主導して、公武合体を実現させたが、文久二年(一八六二)二月十五日、江戸城坂下門外で和宮降嫁に恨みを抱く水戸浪士等に襲撃された。一命は取り留めたが、四月に老中罷免、後に隠居謹慎を命じられ、二万石を減封された。同二年三月二十六日から信正と改名。

12・頭書 高謙院 公卿の錦小路頼理娘。家老東城浅野家当主浅野豊後道興の父で、先々代浅野高平室。道興は高平の妾腹男子。慶応二年(一八六六)四月十日

死去。

13・七 初午祭礼 例年二月初午には広島城下でも稲荷神の祭礼があり、城内三之丸稲荷社へは広く領内からの参拝が許され、活況を呈した。

13・八 お槌 森岡万之進とたつの第五女、安政四年六月十二日生、慶応元年九月十日に死去。

13・八 木野おしつ 木野一馬の娘。明治四年(一八七一)三月に東城浅野家土岡島平之進の後妻となる。

13・八 おまつ 木野一馬の娘。安政二年三月二十四日生。

13・八 松本玄順 家老東城浅野家侍医。文久三年四月十五日に死去の記事あり。

13・九 良伯 家老東城浅野家侍医松本良伯。文久二年八月二十日に死去。

13・二五 木原徳蔵 御露地方。彦右衛門は万延二年二月二十三日より文久二年七月まで徳蔵の子清次郎を若党に抱える。

13・二九 東城町 寛永十八年(一六四一)、浅野高英東城浅野氏が八〇〇〇石と与力知として二〇〇〇石を付けられて一万石、家老として奴可郡東城に配された。東城には東城浅野家屋敷があり、備中国との領境という軍事的用務から家臣団が常駐した。

13・頭書 佐藤喜代見 東城浅野家土で用人佐藤益之丞の

- 子。文久二年(一八六二)二月小姓組に召出され御次詰番外、同三年七月兒小姓、元治元年(一八六四)八月御側詰、同二年三月目付同格御用達定加、慶応二年(一八六六)二月御養子様守之進御附、同三年六月先手頭兼帯、勤中知行格、御用達同格。
- 13・頭書 森仙太郎 東城浅野家士。文久二年二月、年来馬術出精を賞され知行格。
- 13・頭書 増田吉右衛門 家老東城浅野家士。安政三年(一八五六)三月步行列加、勘定所詰、趣法方出勤、文久二年二月步行組並取立て、慶応二年一月当用方・紙方・台所元方兼帯。
- 14・三 長武左衛門 家老東城浅野家士。万延元年(一八六〇)九月喜大夫跡目相続、同一年一月小姓組本格。文久三年九月右筆。
- 14・三 去冬取替候米 文久元年十一月十八日、長武左衛門は彦左衛門から米一苞(こも)俵を翌年春まで借用した。
- 14・四 金子徳之助 広島藩士。号は霜山(せむすね)一八六五。順三郎(省三郎)の父。文化八年(一八一)以後、学問所教授を勤めた後、文久三年中小姓頭同格、御軍方御用掛。長沼流軍学に精通していたため、同年七月に抜擢されて用人並となり、学問所教育任務を解かれて軍務に参与、役料を合わせて四〇
- 〇石となる。金子家は東城浅野家抱えの医師であったが、安永三年(一七七四)に楽山が召し出されて藩儒となり、子の華山、孫の霜山も学問所教授となった。
- 14・八 平川静一郎 家老東城浅野家士。文久三年三月步行組並御取立、慶応元年七月書役その儘村方掛、同二年二月步行組本格、代官添役、書役その儘兼帯。
- 14・八 貫名先生 貫名海屋(ぬきなかいちやく)一七七八(一八六三)は儒学者で書家、文人画家。幕末三筆の一人。号は海屋のほか、松翁、海客など。空海など和漢の書を研究、南画に優れたほか、京都で須静塾を開いて儒学も講じた。彦右衛門の書道の師で、上京した万延元年四月六日に始めて面会、その後も書話を聴き、空海や定家の真跡を見せてもらい、「大ニ書学之益を得」るなど、交流を重ねた。
- 14・二 丹羽庄蔵 家老上田家士丹羽正蔵。安政二年二月に木野おしげと縁組、同六年九月知行取格出頭所詰、文久二年六月出頭格御用達、元治元年八月用人見習。正司の子で木野米榎(謙造)の兄。
- 14・二 伝吉 木野正蔵と木野一馬娘しげとの子。出生日不明。
- 14・二四 文武之道 広島藩主茂長は、襲封以来文武を

奨励し、文久元年（一八六一）八月には親書を大小姓頭・騎馬頭へ交付した。同二年一月には江戸桜田藩邸に、弘化四年（一八四七）十一月の火災で焼失したままになっていた講字所を再興している。

## 14・頭書

後松原明地 広島城の内濠を挟んだ城北には松原調馬場があり、松や柳が植えられ、柳の馬場と呼ばれていた。文久二年九月、馬塚馬場の周囲の柵（や）松・柳が取払われて平坦地となり、木柵をめぐらして、調馬や刀槍、大砲発射演習ができる演武場となり、後に松原講武所と称した。

## 14・頭書

飯田六郎 広島藩士。文久元年奥詰。「役人帖」では奥詰、一七五石、弘化三年父次兵衛家督。飯田家は井口家とともに歴代大坪流馬術師範。

## 14・頭書

岩崎大乗院 一乗院の誤り。家老東城浅野家土岩崎良之進の父で、およしの夫故常介の法名は一乗院大仙浄徹居士。文久元年十一月三日死去。

## 15・一六

妙寿院 家老上田家先代の主水安節の産母。文久三年八月十七日死去。上田家士神田郡治母。

## 15・一七

伯母君 彦右衛門の父星右衛門は上田家士木野又左衛門の子で、「水谷伯母」の夫水谷又左衛門は星右衛門の実兄。

## 15・頭書

清鏡院 広島藩主浅野茂長（長訓）の正室峻姫（ひら）（一八二一～一八四六）の法号、清鏡院殿円心智照大姉。近

江守長容二女。弘化三年五月十八日に江戸青山藩邸で死去。

## 15・頭書

堀織部正 箱館奉行兼外国奉行堀織部正利熙（じひろ）（一八一八～一八六〇）。万延元年（一八六〇）にプロイセンと条約交渉を行っていたが、プロイセンが提出した条約草案中にプロイセン以外の国名が列記されていることを老中安藤信行に問責され、抗弁することなく、十一月六日に突如自刃した。

## 16・五

野村帯刀 広島藩士。字は景雄（一八一四～一八七六）。安政三年（一八五〇）五月大小姓頭より用人並郡奉行。改革派に属し、浅野茂長（長訓）が藩主に就任すると、文久元年七月に年寄役に拔擢され、藩政改革を推進した。「役人帖」では番頭、一〇〇〇石、文政九年（一八二六）十月父次郎右衛門家督。

## 16・五

御内用 藩主茂長は三月十二日の参勤出發予定を、病氣と称して秋まで延期することにした。在国内に藩政改革を実行に移す計画がありながら、領内廻りなどのため思い通りに進んでいないためであった。野村の家老三家訪問はそれを前もって内談する目的であった。

## 16・六

芝山様 藤原氏北家勤修寺流、勤修寺家の庶流。資格は名家、新家、当主の民部大輔敬豊（一八三七～一八六二）は文久二年閏八月十二日卒去。敬豊の二代前

16・贋書

対州侯御家来手負 安藤対馬守家来の負傷者  
喜公伝)。堀織部正切腹事件との関連はない。

16・贋書

三島三郎 老中安藤信正を襲撃した浪人は、水戸藩の平山兵助(変名細谷忠斎)・小田彦二郎(同朝田儀助)、常陸の黒沢五郎(同古野政助)、高島総次郎(同相田千之允)、越後の川本杜太郎(同豊原邦之助)、下野の河野頭三(同三島三郎)の六名であった。徳川慶友有信」が最初に掲げられる。広島藩学問所では学規としてこれを用いた。

16・一九

白鹿洞書院揭示 白鹿洞書院は中国江西省廬山の麓にあつた書院で、朱子学を興した朱熹が学を講じたことで知られる。書院揭示は朱子学を初學者のために、分かりやすく要約したもので、五教「父子有親 君臣有義 夫婦有別 長幼有序 朋友有信」が最初に掲げられる。広島藩学問所では学規としてこれを用いた。

16・一九

三宅内外 家老東城浅野家士。嘉永三年(一八五〇)四月学事付武具方加、万延元年(一八六〇)十月小姓組本格。文久元年十二月、武具蔵の腰物盗難事件により御叱・差控、同二年閏八月武具方掛免。白鹿洞書院揭示 白鹿洞書院は中国江西省廬山の麓にあつた書院で、朱子学を興した朱熹が学を講じたことで知られる。書院揭示は朱子学を初學者のために、分かりやすく要約したもので、五教「父子有親 君臣有義 夫婦有別 長幼有序 朋友有信」が最初に掲げられる。広島藩学問所では学規としてこれを用いた。

17・二六

久留乙次郎 文久元年に藤川家から三原浅野家御役所詩

17・二六

中村直一 家老上田家士。文久元年十二月村方「藩士職禄 後編」では学校教授、一〇石五斗。

17・二五

山口実蔵 家老上田家士山口実造(一八一七)諱は充通、号は修斎。父は山口西園、怒助の弟鳴鶴。鳴鶴の跡を継いで儒臣となり、上田家中子弟の教育に当たる。明治維新後は本藩に登用され、藩校修道館の教授となった。明治二年(一八六九)後の城三之丸屋敷へ入った。

17・六

少将様 第九代広島藩主浅野齐肃(一八一七-一八六八)。正室は第一一代將軍徳川家斉の二四女末姫(泰栄院)。齐肃は湯治のため帰国を幕府へ願い出て、二月十三日に江戸を発し、三月十二日に広島年(一八三六)四月に婚姻。

17・二

木原衛門 広島藩士。嘉永二年祐筆、安政六年(一八五九)納戸奉行次席。

17・四

家小 彦右衛門妻のお並。木野一馬妹。天保七年(一八三六)四月に婚姻。

は、原田莊兵衛(深手)、吉田六蔵(浅手)、松本鍊三郎(深手)、上坂大五郎(浅手)、小葉平太郎(深手)、村上秀次(浅手)、斎藤勇之助(深手)、高沢幸之丞(深手)、押方の万蔵(浅手)であった。秋良貞温(雑記抄)、東京大学史料編纂所『維新史料綱要データベース』。

士久留庫助の養子となる。彦右衛門は同年五月六日に一寸槍一本を贈りに贈っている。

17・一六 田野村おたけ 故水谷又左衛門の姪。安政二年(一八五五)八月豊田郡田野浦村(家老上田家給知)

組頭喜多蔵に嫁いだ。

17・頭書 度々出火 一月晦日は小石川築地小十人町から

出火、幅四〇間、長さ一丁余を焼いて鎮火した後、駒込片町へ焼け出し、さらに飛火して大火となった。二月一日は大名小路岡山藩邸の向屋敷長屋から出火、諸大名屋敷の長屋など幅八〇間、長さ一五四間程を焼いた。同七日は芝土手跡町河岸から出火、飛火して下谷金杉の美濃大垣藩屋敷など長さ三丁、幅一丁を焼失させた、同十一日は下谷町一丁目常在寺内物置から出火し、東南風により幅四〇間、長さ一丁余の火災となった。

17・頭書 御用向 浅野道興と於忠(御宇衛様)夫妻には子

がなく、忠の弟に当たる辰の進を将来養子とすることを内々に上田家へ申し入れた。

17・頭書 芝居 広島藩は宮島以外、広島城下町や近郊

村々での芝居興行を禁止したため、人々が観劇する機会は少なかつた。しかし、文久元年春にまず近郊の沼田郡江波村で劇場が開かれ、翌二年春に同郡打越村の中小屋が開かれた。しかし、芝居興

行としては許可されなかったため「仕形浄瑠璃」の名目で請願して代官所で許可されたという。中小屋には二月末から沢村源之助・坂東秀調・瀬川あやめが来演した。城下ではこの春、子供踊(養徳院)たこ踊り(本覚寺)、浄瑠璃(西蓮寺)、三月初より芝

居(江波)、獅子(比治山)、軍書(戒善寺)、人形芝居(広瀬)、獅子(軽業(田隆寺)、軽業(正光寺)、首(ふり)禅正寺)、俄(狂言(延命院)などの興業があつたという。

18・四

遠江様 家老三原浅野家第一代隠居(浅野遠江忠助(一八七九))のち忠厚、忠と改名。父は第九代遠江忠順(忠修)。天保十四年(一八四三)に先代甲斐忠敬から家督を継ぎ家老となる。嘉永六年(一八五三)のペリー来航を機に、年寄今中大学らを批判して一部藩士と藩政改革を企て、上田主水・浅野豊後の二家老とともに建白書を藩主斉肅に提出。今中罷免には成功するも、改革には失敗し、安政三年(一八五〇)に隠居した。その後三原で砲台を築き、西洋訓練を採用した軍制改革で実績をあげ、文久二年五月に出府を命じられ、閏八月には折々、さらに十月には日々用達所に出席し、藩政の相談にあずかるよう内意を受けた。

18・五

後藤浩軒 広島藩士後藤浩軒(一八三丁一九〇二)は松軒の子。後に諍夫と改名。大坂で緒方洪庵に



- 18・五 西山玄斎 広島藩士。慶応元年(一八六五)側医師並。「役人帖」では合力組儒医並、一〇人扶持。
- 18・九 於豊様 上田主水安政の妾腹女子。文久元年(一八六〇)三月十二日誕生。同三年四月十六日死去。
- 19・九 武内保之進 家老東城浅野家士。岩崎常介三男。安政四年六月武内純介養子。同六年九月跡目相続。小姓組並、家業(香取流槍術)心掛けを命じられる。慶応元年閏五月小姓組本格。御次詰、同一年二月槍術師役、同年三月目付役。
- 19・二〇 小倉恒助 家老東城浅野家士。安政六年九月甚右衛門跡目相続、小姓組、慶応二年二月小姓組本格、兒小姓。
- 19・三 御船屋敷 城下船入村のうち、本川の右岸にある神崎は景勝地で、水運の利便地でもあったことから、広島藩上級武家の下屋敷(船屋敷)が置かれた。幕末の城下絵図には家老浅野河内(豊後)や上田主水等の船屋敷が見える。
- 19・二五 辻妹 彦右衛門の父星右衛門と仙慈君との間に生まれた異母妹梅。幼名は恒。天保五年(一八三四)正月十六日生。奥家老東城浅野家先代室(勤め)の後、嘉永三年(一八五〇)四月十日に東城浅野家士
- 19・頭書 辻清人と婚姻。子供は竹・八十槌と吉弥。
- 19・頭書 生田筑後 広島藩士。旧称は権介。弘化四年(一八四七)用人、同五年年寄(筑後と改称)、文久二年三月大寄合。
- 19・頭書 雲山様 文政十三年(一八三〇)四月十二日に死去した「若子様」の法名。
- 19・頭書 耕雲殿 浅野周防道博(澄源院)の妾腹の子、市松の法名耕雲種月禅童子。嘉永七年十月四日出生。安政三年三月五日死去。
- 20・三 佐藤大禅院 家老東城浅野家士で益之丞の父、故佐藤与三右衛門の法号、大禅院(柏庭玄機居士。安政三年六月七日に死去、行年六十五歳)。
- 20・四 興禅寺 城下竹屋村の臨濟宗妙心寺派寺院。佐藤家の菩提寺。
- 20・四 先君 彦右衛門の父星右衛門。家老上田家士木野文右衛門政章の第九子。諱は邦韶、字は九成、初名は信度(字君節)、号は南珂。弘化三年(一八四六)三月十六日死去。法名超徳院雲外南珂居士。
- 20・五 蒲生織之助 広島藩士。四月に司書と改名。弘化四年広島東町奉行、安政四年閏五月騎馬弓筒頭、同六年用人。文久元年七月郡奉行、同一年三月年寄。「役人帖」では年寄、一〇〇〇石、天保四年三月父莊大夫家督。

- 20・一〇 頭庄屋 頭庄屋は広島藩の割庄屋に当たると。たとえば世羅郡五〇町村は五組に分かれ、各組には一名の広島藩の割庄屋が置かれていた。これとは別に、東城浅野家給知である小童・宇賀・志歩・田打・西上原（じょうへらば）の世羅郡五ヶ村と豊田郡久芳村、計六ヶ村で一名の頭庄屋が置かれた。
- 20・一七 三之御丸 広島城内濠の外、三の丸には藩主一族や重臣の屋敷などが多かったが、その後致仕した藩主の屋敷が南西の一隅に置かれ、三之丸屋敷と呼ばれた。
- 20・一八 吉弥 辻清人とお梅の子、文久二年（一八六二）三月四日生。明治八年（一八七五）九月に広島英語学校に入学、広島県英学校に次ぎ、大阪専門学校で医学、東京大学理学部で代数幾何学・化学・論理学・心理学・金石学・地質学等を学ぶ。同十五年広島県学務課に入り、翌年に広島県福山中学校二等助教諭となる。
- 21・一 御武具蔵御道具類 前年十月に東城浅野家の武具蔵から腰物が紛失し、武具奉行長東市郎右衛門以下武具方役人が処罰される事件が発生している。
- 21・二 東城町年寄 例年三月十五日前後は東城町から町年寄等が来広して、東城浅野家当主のお目見えがある。東城町の町年寄は二名で、大坂屋 福本
- 22・一 氏（下梶屋河村氏）・道上屋名越氏などから任じられた。
- 22・二 徳了寺 奴可郡東城町の浄土真宗本願寺派寺院
- 22・三 長東市郎右衛門 家老東城浅野家士。安政六年（一八五九）二月目付同格武具奉行（船奉行その儘兼帯）、文久元年十二月武具蔵の腰物盗難事件により閉門。元治元年（一八六四）七月知行格。清次郎と堀尾笑石後妻かねの父。慶応元年（一八六五）五月十日死去。
- 22・四 藤川甚吉郎 東城浅野家士。每登の子。安政六年七月小姓組雇、慶応三年六月目付同格銃隊頭兼帯。
- 22・五 清次郎 家老東城浅野家士長束清次郎。安政二年二月歩行組御雇、同年十月御用部屋話、同四年三月書役御雇より歩行組へ召出し、歩行目付・御先供頭取兼帯、同六年八月歩行目付免、十一月御台所元方、万延元年（一八六〇）八月勘定所詰、御紙方等本方兼帯、元治二年三月勘定所詰当用方実五郎 家老東城浅野家士で、足軽の田中実五郎。
- 22・六 徳七 岡野徳七。小回り。
- 23・一 田中栄作 家老東城浅野家士。八月二十七日に死去。

23・二 国蔵 家老東城浅野家小人。

23・三 三次 家老東城浅野家小人。父星右衛門の家来で、天保十五年(一八四四)一月同人隠居の際に事情があり暇を出したが、父の願いもあり安政三年(一八五〇)三月に切米一石六斗、一人扶持で小人に召し抱えられる。

23・頭書

川浚<sup>かわうす</sup> 広島を流れる河川の川床には、上流から流出する土砂が溜まり、放置すると舟の運行に支障が出るため、市民から川浚えを願い出て安政四年に藩の許可を得た。工事はこの年五月七日から本川筋で行われた。この時、藩は文久以前の政策を一変し、城下が賑々しくなるのであれば、願い出れば角力や芝居を許可する方針としたため、町人は、御儉約のゆりたと申して、大野へ出た心地、「世界の入れ替へ」などと喜び、近世風聞・耳の垢、「砂持加勢」と称して、七日から十三日までの六日間(十日は中休み)、城下各町ごとに山車を引き、囃子を入れて手踊りしながら仮装行列を行うという数千人参加の一大イベントとなった。この催しは文化十二年(一八三五)の東照宮通り御祭礼以来の賑わいであったという。

24・一三

林勝蔵 家老東城浅野家士林太郎八子。八月八日条に流行病のため死去の記事あり。

24・二五 三宅吉左衛門 家老東城浅野家士。嘉永七年

(一八五四)八月までに御用達、その後出頭役。安政三年十一月佐藤益之丞(一男猶人益登)を養子に迎え、慶応二年(一八六六)二月隠居。

24・二九 武内 家老東城浅野家士武内純介(安政六年七月

十日死去)室で、保之進の養母。

24・二九 小倉後室 家老東城浅野家士小倉甚右衛門(安

政六年八月五日死去)室で、恒助の母さだ。文久四年(一八六四)正月東城浅野家老女に召し出され、千代浦と改名。

24・頭書

仏護寺<sup>ぶつごじ</sup> 城下寺町の浄土真宗本願寺派寺院。安芸国八郡の触口役寺で、末寺は五ヶ国三五六ヶ寺に及ぶ。城下では本願寺派二ヶ寺の触頭。三月十九日から二十八日まで、同寺では親鸞の六百回遠忌が執行され、領内だけでなく近国からも参詣人を集め、大賑わいとなった。

25・一

和宮 將軍徳川家茂正室の和宮親子内親王(一八四六〜七七)。仁孝天皇の皇女で孝明天皇の妹。幕府の攘夷実行を条件に公武合体実現のため將軍家茂へ降嫁することになり、文久元年十月二十日に京都を出発し、中山道を通り十一月十五日に江戸城へ入った。婚礼の大典は翌年二月十二日に江戸城で挙げられた。

- 25・五 東町桃花堤 城下東方、大須賀村辺から神田橋にかけての京橋川兩岸堤には紅白の桃木が多数植えられ、城下の名所となった。これは七代藩主浅野重晟が在世中(一七六丁一八二三)に、泉水屋敷から眺望するために植樹させたものという。
- 25・六 吉本恒之丞 家老東城浅野家士で外記流砲術師範。嘉永七年(一八五四)正月に繁右衛門跡目。安政二年(一八五五)二月知行格、御側詰次席。慶応二年(一八六六)二月出頭加。彦右衛門は安政四年四月に恒之丞から砲術の免許状を受けた。
- 25・六 永井仲之助 家老東城浅野家士。嘉永七年閏七月馬廻りより児小姓、安政二年十月同役免、同五年二月児小姓帰役、万延元年(一八六〇)十月御側方免。元治元年(一八六四)五月出頭役、歩行支配、慶応二年二月出頭役御免、御用達、同三年八月御側足輕指揮兼帯。
- 25・七 内白鳥うちしろとり 広島城北の武家屋敷町。
- 26・一 野原八右衛門 家老東城浅野家士。安政四年三月歩行目付より歩行筆頭、万延元年十月御次詰加。文久三年(一八六三)八月小姓組本格、目付役加、元治元年九月目付役。
- 26・二 幾衛 服部幾重は上田亀之助の産母。
- 27・一 茶白山 佐伯郡己斐村にある小茶白山(標高二〇〇メートル)と、北方へ谷一つ隔てた大茶白山(標高四一三メートル)。
- 27・二八 櫓下 城郭南の外堀に沿った猿楽町の西端で、藩の御米蔵がある。
- 28・三 宇品島 安芸郡仁保島村西南の広島湾に浮かぶ小島で、江戸時代には広島重要な外港の一つであった。明治二十二年(一八八九)の宇品築港によって陸続きとなる。
- 28・六 高辻家 菅原氏の嫡流。当主は高辻少納言修長(一八四〇～一九二二)。東城浅野家当主道興の先代高博室は修長の三代前福長の娘寛姫。
- 28・頭書 六丁目御下屋 家老東城浅野家の下屋敷の一つ。六丁目村は白神組六丁目の南にあり、北半は武家屋敷。同家下屋敷は西側の元安川沿いにある。なお、家老上田家屋敷も六丁目村東側西堂川沿いにある。
- 29・五 金子順三郎 広島藩士で、徳之助(霜山)の次男。文久二年九月までに省三郎と改称。号は琢章。父死去にともない、慶応元年八月家督を相続し、藩の学問所教授となる。「役人帖」では合力組(儒医)別格、二〇〇石。
- 29・二〇 石井大膳 広島藩士。弘化四年(一八四七)番頭。文久三年雄之介(修理)に家督を譲り隠居。

- 29・一六 子息右近 書家の貫名海雲(？)一八八七)。京都で海屋に学び、その娘婿となり跡を継ぐ。晩年は東京で漢学塾を開いた。
- 29・頭書 御用向 家老上田主水安敦には継嗣がないため、先代主水安節の子亀之助を養嗣子とすることに關する相談であった。
- 29・頭書 蓮月焼 歌人の大田垣蓮月(一七九一〜一八七五)が自詠の和歌を釘掘りで刻んだ陶器。蓮月は二度夫と死別し、養父にも先立たれた後に剃髪し、京都岡崎の粟田天王社のほとりに住み、蓮月焼により生計を立てた。
- 29・頭書 友つるの 蓮月の歌集「海人のかる藻」雑部に、本歌とは異なるが、「寄鶴祝」と題し「ひなづるの行末とほきこゑ聞ば御代を干とせとうたふなりけり」がある。
- 29・頭書 うかれきて 蓮月の歌集「海人のかる藻」春部に、「蝶」と題して「うかれきて花野の露にねぶるなりこはたが夢のこてふなるらん」がある。
- 30・二 辻勘大夫 広島藩士。「役人帖」では馬廻組、浅野造酒当分支配、一四〇石。
- 30・七 佐藤後室 家老東城浅野家土佐藤与三右衛門(安政三年六月七日死去)室で、益之丞の母。法名は仙林院。文久二年(一八六二)閏八月八日死去。
- 30・二 湯川新太郎 家老東城浅野家土。嘉永七年(一八五四)四月小姓組本格。
- 30・二 光寂寺 〔三ツツキ〕城下稲荷町東組の浄土真宗本願寺派(仏護寺触下)寺院。
- 30・二六 大融廟 村上家三代彦兵衛の法名大融院(釈宗念潤誓信士。宝曆十二年(一七六二)閏四月二十一日死去。文久元年までは潤誓信士)。
- 30・二六 大教廟 村上家三代彦兵衛(大融院)の妻。法名大教院(釈休誓妙順大姉。宝曆七年十一月二十七日死去)。
- 30・二八 富永源五郎 家老東城浅野家土。安政二年(一八五五)二月御帳前より歩行目付・御先供頭取兼帯、同四年三月御用部屋書役、文久三年十一月小姓組並御取立。
- 30・二九 大徳寺 京都北部、船岡山の北にある臨濟宗大徳寺派の大本山。正和四年(三三五)に大燈国師宗峰妙超により開基。
- 30・二九 昌林院 大徳寺の塔頭の一つ。文禄年中(一五九二)に蒲生秀行が造立して父氏郷の功德場とした。開山は第一二四世先南宗賢(東城浅野家の家祖浅野孫左衛門高勝(光照院)の墓所がある)。
- 31・一 堀尾純忠院 東城浅野家土堀尾眠石(翁助)。善大夫の父。万延元年(一八六〇)五月二十二日に八十

- 五歳で死去。
- 31・四 因伝寺いんでんじ 城下白神六丁目の浄土真宗大谷派寺院、明信院内にあつた役寺。堀尾家の菩提寺。
- 31・頭書 沢崎幸右衛門 家老東城浅野家士。安政五年（一八五六）二月奥詰免、吟味役。文久二年（一八六二）四月剣術加役、同年九月隠居。
- 31・頭書 久野幾馬 家老東城浅野家士。安政二年二月小姓組本格、御番入、同六年三月御次詰日参。
- 31・頭書 長久米之助 広島藩家老東城浅野家士。武左衛門の子。文久二年四月步行組御雇、同三年十一月御用部屋詰、慶応元年（一八六五）七月書役。
- 32・三 今村文之助 広島藩士。安政二年勘定奉行、同四年閏五月大目付格広島東町奉行、文久四年用人、明治元年（一八六八）並寄合次席。「役人帖」では並寄合次席、三〇〇石、天保元年（一八三〇）九月父平次郎家督。
- 32・三 寺西権六 広島藩士。弘化三年（一八四〇）先手者頭、安政六年大目附、文久二年中小姓頭、同三年内証分家番頭。
- 32・二五 国泰寺くわいだいじ 城下尾道町の曹洞宗寺院。藩主浅野家の菩提寺で、寺領四〇〇石が与えられ、城下曹洞宗寺院の触頭であつた。
- 32・一八 得舟和尚 海蔵寺住職の得舟は、嘉永六年（一八一三）十二月に寺内観音堂の修理を計画し、無願で因頼母子を企図して配札、銀子を集めたが、翌年四月に郡方へ露頭して差し止めとなつた。寺内行者堂番人に責任を取らせ、得舟は「急度叱」だけで表向きは解決したが、寺の外聞が悪いため、東城浅野家は病気を理由に隠居を願わせた。
- 32・一九 嶺雲院りゅううんいん 城下白神六丁目にあつた曹洞宗寺院。国泰寺隠居所と称した。
- 33・六 筒井極人 広島藩士。文久二年普請奉行、同三年側足軽頭、同年町奉行、同四年勘定奉行、元治元年（一八六四）先手者頭次席。万延元年（一八六〇）閏三月二十九日、東城浅野家隠居の周防道博及び彦右衛門が芝山御殿へ招かれ、途中の寺町下御霊社内茶店で肩衣に着替える際、彦右衛門は滞京中の極人を通じて、寺町御門を警備する与力にその通行方を取り計らつてもらった。
- 33・二〇 小島左源太 家老東城浅野家士。安政三年三月小姓組並取立て、銀奉行、同六年十一月吟味役添役、銀奉行兼帯、万延元年七月小姓組本格、文久二年閏八月吟味役・御銀奉行兼帯。
- 33・二〇 山田多喜登 家老東城浅野家士。安政三年十一月御側詰、日参、同五年四月目付。同六年九月武内純介死去により香取流槍術指南、万延元年十月

- 目付筆頭。
- 33・二 小倉道人 広島藩士小倉道登。安政四年(一八五七)三月喜十郎跡目。万延元年(一八六〇)御馬方別当。「役人帖」では小姓組、大久保宇都組、二二石。元治元年(一八六四)芸州広島巨細絵図。全としてはその屋敷は浅野豊後(道興)屋敷の向側、御射場と御花鳥との間に見える。
- 33・三 寺川文之丞 広島藩士。文久三年(一八六三)奥詰。明治元年(一八六八)京都役人。同年町奉行。「役人帖」では京都役人目付兼役、一一五石ほか、慶応三年(一八六七)十二月父直衛家督。
- 34・四 麗照院 東城浅野家先代道博室。高辻福長の娘寛姫)の法名麗照院殿晶山貞珠大姉。嘉永三年(一八五〇)五月二十二日に死去。
- 34・六 甲州流 近世兵法の一流派で、流祖は小幡勤兵衛景憲。中国古兵法の理念として、武田信玄の兵法戦略を組み入れた「甲陽軍鑑」が基本兵書。景憲の甥小幡憲行が学統を継ぎ、広島藩に伝わる。広島藩では五代藩主浅野吉長の代から採用。
- 35・一八 峠島 広島湾上の字品沖、似島の東に浮かぶ小島。
- 35・一九 屋形石 安芸郡江田島えだしまの北端、切串浦から海上に突き出た岬の先端。
- 35・二九 隠戸おんど 南の安芸郡瀬戸島村、倉橋島の北部東半と北の同郡警固屋村との間の水道が音戸の瀬戸(迫門)。隠戸、隠渡とも称した。
- 36・二 高崎浦 賀茂郡竹原下市の東にあり、豊田郡に所属。藩の蔵入地で浦方繫船所が置かれた。
- 36・六 金毘羅社 讃岐国那珂郡象頭山中腹に鎮座。瀬戸内海航路の守り神として信仰を集めた。
- 36・二〇 天木之城あまぎのまち 天霧城が。丸亀平野の西端、天霧山に築城された香川氏の居城。
- 36・二〇 飯之山 飯野山か。丸亀平野東寄りにあり、標高は四二一・九メートル。讃岐富士と呼ばれる。
- 36・二五 塩飽七島之内余島向島 備讃瀬戸西部海域に散在する塩飽諸島(二八島)のうち、本島・広島・牛島・手島・檀石島・与島・高見島の七島がおもな島。讃岐国で幕府領。向島は与島の東方にある小与島か。
- 36・二六 直島之内井島 備讃瀬戸に浮かぶ直島諸島のうち、井島の北部は備前国幕府領で、備前側からは石島と呼ばれる。
- 36・二七 大竹左馬太郎 幕府旗本で、万延元年四月から元治元年まで倉敷代官。
- 37・一 犬島 備前国児島湾口の東方海上に浮かぶ島。和気郡久々井村に属す。彦右衛門は万延元年閏三月二日にこの島へ碇泊し、「満山皆巖石二而、島際

之風景尤美、恰も人造之泉水之如シ、是迄如此絶景を不見」と絶賛している。

37・二 大田部 備前国和气郡日生諸島最南部の島、大府島か。

37・三 牛窓 瀬戸内海のほぼ中央にある天然の良港。岡山藩領、備前国邑久郡に属す。瀬戸内海航路の要衝であり、朝鮮通信使が鞆港の次に停泊する港でもあつた。

37・五 明石湊 明石藩領、播磨国明石郡に属す瀬戸内海航路の港。

37・五 室津 播磨国揖保郡に属す播磨国最古で最大の港。参勤交代では西国大名の殆どが海路で室津港に上陸して陸路を進んだため、山陽道の宿場としても繁栄した。

37・六 人丸山 元和五年(一六一九)に小笠原忠真が明石城を築城する際に、同地にあつた小祠を東方の小山へ移し、享保八年(一七三三)に正一位の神階と「柿本大明神」の神号を宣下された。彦右衛門は万延元年(一八六〇)閏三月八日に参詣し、名に負う言杖桜等を見た後、門外から淡路島や四国方面を見て「景色無双」などと記す。

37・七 敦盛臺 彦右衛門は万延元年閏三月八日に須磨浜の敦盛臺を訪れ、五輪塔なれ共玉石以上を低キ

台石二裾たる様二而、至而昇キ塔也、さなからうもれたる物とも見へす」と感想を残す。

37・九 御国御蔵屋敷 広島藩の大坂蔵屋敷は、堂島川と土佐堀川に挟まれた中之島のほぼ中央にあり、道を挟んで東に鳥取藩、西には久留米藩の蔵屋敷があつた。

37・一〇 高三喜兵衛 大坂の商人。桜田門外の変直後、万延元年閏三月十日に上坂した彦右衛門は、大坂での武家の止宿は困難なところを、喜兵衛の計らいで中ノ島越中橋北詰常安町の高津屋へ宿泊した。その際、喜兵衛から桜田門外の詳細を聞き、市内を案内された。

37・二八 薩州侯 薩摩国鹿児島藩(七万石)藩主は島津修理大夫茂久であるが、ここでは、その父で前藩主斉彬の異母弟、和泉久光(一八一七―一八七〇)のこと。文久二年(一八六二)五月に三郎と改称。同年四月十六日に斉彬の遺志を継承して率兵入京、権大納言近衛忠房へ国事建言の趣意書を提出し、滞京して浪士鎮静の任に当たるとの勅旨を得た。その後、勅使大原重徳を警備して六月七日に江戸へ入り、幕府へ改革を要求した。

37・頭書 津村龜次郎 広島藩士。嘉永三年(一八五〇)代官、安政三年(一八五六)六月大坂屋敷番、慶応元年



- (二八六五)勅定奉行、「役人帖」では勅定奉行、一五五石、天保十二年(一八四一)九月父宗左衛門家督。
- 38・一 喧嘩 いわゆる寺田屋事件。急進的な尊王攘夷運動を嫌う島津久光は、四月二十三日、薩摩藩尊攘派の有馬新七や、志士真木和泉・田中河内介等が集結する伏見の船宿寺田屋へ藩士奈良原繁ら九名を送り、激しい戦闘の末、有馬ら薩摩藩士六名が死亡、二名が負傷した(後に切腹)。
- 38・四 木村源右衛門 大坂商人。彦右衛門は万延元年(一八六〇)閏三月十三日に初めて面会した。彦右衛門は名前だけで、該当する家や人は当家にいないと考えていたが、実は高三喜兵衛の実父で、同人を後見し、木村の姓名を譲られて名乗ったものと説明を受けている。
- 38・八 長州侯之若殿 長門国萩藩三六万九〇〇石世子松平(毛利)長門守定広(一八三九)九六。四月十三日に江戸を発して帰国の途に上り、二十八日に京都に入った。五月一日、議奏中山忠能を通じて、滞京して国事周旋・激徒鎮撫の任に当たるとの内に勅を得た。
- 38・九 高松侯 讃岐国高松藩一二万石藩主松平讃岐守頼聡(一八三四)一九〇三。高松藩は安政五年六月に幕府から京都警衛を命じられた文久三年(一八六三)三月免。
- 38・二 両御堂 浄土真宗本願寺派の北御堂(津村別院)と大谷派の南御堂(難波別院)。これを結ぶのが御堂筋。
- 38・二 天満天神 大坂北部の神社で、現在の大阪天満宮。彦右衛門は万延元年閏三月十三日に天満天神へ参詣した。同社は天保八年の大塩平八郎の乱で全焼し、参詣の折りには再建普請は完成していなかった。放生池には亀が多く、池上の藤の花は満開であった
- 39・二 朝尾彦造 京都の呉服商。広島藩や家老東城浅野家などの御用達を勤める。「藩士職禄 前編」では合力組(京都)、一〇人扶持、外銀五枚。
- 39・六 山香馬之丞 広島藩士。文久元年京都役人、慶応二年武器奉行、同三年組頭、「役人帖」では組頭一七〇石、弘化四年(一八四七)父六之進家督。
- 39・六 高木右内 広島藩士。「藩士職禄 前編」では京都藩邸在勤歩行組、一二三三人扶持。
- 39・六 岡崎葆光軒 京都岡崎にある高謙院の庵室。文久元年五月二十九日に移居した。
- 39・九 高桐院 大徳寺の塔頭の一つ。慶長年間(一五九六)一六二五に細川忠興が父幽斎の菩提を申うため創建。開山は第一三〇世玉甫紹琮。細川家の菩提

- 提寺。  
 39・九 興臨院 大徳寺の塔頭の一つ。天文年間一五三二(一五五)に能登の畠山義綱が再建。開山は第八世小沢紹付。畠山家没落後は加賀前田家の菩提寺となり、庇護された。
- 39・一〇 威徳院 大徳寺の準塔頭の一つ。慶長年間一五六一(一六二五)に天瑞寺北寮舎であった甘棠院を改め、対馬藩主宗義智夫人の法号を寺号とした。開山は第二二三世雪深宗雪。嘉永七年(一八五四)に崩倒し、廃寺となる。
- 39・三 方丈 現在の建物国宝は寛永十三年(一六三六)、第一四七世玉室宗珀に帰依した豪商後藤縫殿益勝の寄進で、開祖三百年遠忌を記念して新たに建立された。枯山水庭園は特別名勝及び史跡に指定。
- 39・三 大仙院 大徳寺の塔頭の一つ。永正六年一五〇九(一六〇九)に六角政頼が創建。開山はその子で第七六世古嶽宗巨。庭園(史跡・特別名称)は龍安寺と並ぶ枯山水の傑作。
- 39・三 総見院 大徳寺の塔頭の一つ。天正十一年一五八三(一六〇三)に豊臣秀吉が織田信長一周忌の追善のために創建。開山は第一一七世古溪宗陳と第一三〇世玉甫紹琮。
- 39・三 天瑞寺 大徳寺の塔頭の一つ。天正十六年に豊臣秀吉が母の大政所の病氣平癒を祈願して創建。開山は第一一二世玉仲宗琇。明治七年(一八七四)に廃寺。
- 39・三 三玄院 大徳寺の塔頭の一つ。天正十七年に石田三成・浅野幸長・森忠政が創建。開山は第一一世春屋宗園。
- 39・二五 今宮 大徳寺の西北に鎮座する今宮社。長保三年(一〇〇一)に創建。
- 39・二五 北野天満宮 大徳寺や今宮社の南西、今出川通に南面して鎮座。天曆元年(九四七)に菅原道真の霊を静めるために祀ったことに始まる。
- 39・二六 山田十兵衛 京都の商家。広島藩などの御用達を勤める。「藩士職祿 前編」では合力組(京都藩邸名代)、三人扶持。
- 39・頭書 錦小路様 錦小路家は丹波氏の嫡流で、家格は半家、新家。当主は錦小路右馬頭頼徳(一八三五、一六四)。文久二年(一八六二)十二月国事寄人となり、急進的尊攘派公卿として活動した。八・一八政変により七卿落ちの一人として長州藩へ逃れ、官位を褫奪され頼と称した。元治元年(一八六四)三月に赤間関の砲台巡視中に倒れ、翌月病死した。高謙院(浅野高平室)は、頼徳の養父頼易の姉妹に当たる。
- 40・三 大原三位 大原正三位重徳(一八〇一、一七九)。文

久二年（一八六二）五月に左衛門督に任じられ、勅使として薩摩藩兵を率いる島津久光とともに江戸へ下り、文久二年六月十日に江戸城で勅諭を伝達し、幕府に幕政改革を迫った。同年十二月に国事御用掛となるが同三年二月に辞官落飾した。

40・五 島津山城 島津一門家筆頭格の重富島津家の当主であった頃の島津久光の通称諱は忠教。実際には、久光は日向国都城島津家当主島津石見久殿室は久光娘に命じて京都警衛の任に当たらせた。

40・六 江戸への御諭旨 五月十一日、朝廷は朝臣に対して幕府へ要求する三事策將軍上洛、五大老の設置、一橋慶喜の將軍後見職と松平春嶽の大老職就任）について諮問し、決定した。

40・八 御家女 加治木島津家第九代久長の娘で、斉彬の養女となった貞姫と、近衛忠房との縁談が進行中であった。

40・三 筑前侯 筑前国福岡藩五二万石藩主松平大黒田（美濃守斉漣（一八二一〜一八七〇）三月二十七日、参勤のため福岡を発し、四月十三日に播磨国明石郡大蔵谷まで来たところで、寺田屋の変を逃れた同藩浪士平野国臣と薩摩藩浪士伊牟田尚平から京坂の形勢を聞き、上京の不可を説得されたため、病氣と称して帰国した

40・頭書 佐賀侯 肥前国佐賀藩三万七〇〇〇石藩主松平（鍋島）肥前守茂実（一八四六〜一九二一）。佐賀藩は福岡藩と交代年番で長崎警衛の公役があり、それに当たる年は参勤延期が許された。しかし、前藩主斉正は安政六年（一八五九）十月にも参府している。

40・頭書 長州侯 長門国萩藩三六万九〇〇〇石藩主松平（毛利）大膳大夫慶親（一八一九〜一八七二）。六月六日に江戸を発して中山道を經由し、七月二日に入京した。

40・頭書 御殿山 江戸高輪台地の最南端にある丘陵。幕末の台場建設のため北側が削取され窪地となった。文久元年に幕府は外国公使館を御殿山に建設することを計画したが、翌年十二月十二日、完成間近の英国公使館は高杉晋作らの尊攘志士一三名により焼き打ちされ、建設は中止となった。

41・二 粟田焼 粟田焼が。粟田焼は洛東粟田地域で生産された陶器の総称で、元来は粟田口焼という名称であったが、窯場が粟田一帯に拡大されたため粟田焼と呼ばれるようになった。

43・二六 廿二史劄記 中国清代の趙翼の著書。読書の感想・意見を箇条書きする劄記形式で、中国の正史である二十二史の編纂形式や構成・内容について考証し論評した書。本編三六巻と補遺一卷からなる。貫名海屋が校訂。

貫名海屋が校訂。

- 43・二六 趙ちやうほうく 趙翼(一七七〇—一八二二)は中国清朝の代表的な考証学者の一人。字は耘松、号は甌北。
- 44・四 左さしゅう 賈名海屋は清の馮李驊と陸浩評が編纂した「左編」を翻刻校訂し、嘉永七年に「翻刻左編」(三〇巻・首一卷)を刊行した。
- 44・四 麻彦大流行 この年「はしか」が大流行し、六月から八月まで江戸市中だけでも一万四二〇人の死者が出たという。
- 44・八 昌姫 芝山民部大輔敬豊の室、益子(一八四三)。実父は芝山家先代の国典。坊城俊明の養女となり安政四年(一八五七)四月二十七日に敬豊と婚姻。
- 45・二 南禅寺西堂西福院松翁 西福院は西福寺の誤りか。同寺は京都東山山麓にある南禅寺臨濟宗南禅寺派(大本山)の西方にある浄土宗寺院。
- 45・頭書 五条大学頭ごじょうだいがくのかみたましげ 為栄 五条為栄(一八四三—一九七)は万延元年(一八六〇)十一月に大学頭、文久二年(一八六二)十二月に侍従、同三年九月に文章博士。
- 45・頭書 唐橋大夫からはしだいふありつな 在綱 唐橋在綱(一八四二—一八六)は後に大内記文章博士。
- 46・九 中村富之進 芝山家の侍。
- 46・二四 鉾 旧暦五月一日から六月十七日まで開催される京都祇園社・八坂神社御霊会では、二度六月七日の先祭と十四日の後祭にわたって山鉾の巡行が行われた。
- 46・二六 梅尾茶屋 万延元年四月十六日、浅野周防高博と芝山昌姫、高謙院がこの茶屋で面会。彦右衛門も同道した。
- 47・一 智常院 東園基敬と浅野右近忠英室茂代(於竹)の実母で、東園基貞室の国子(一七八七—一八七八)。芝山国豊長女。
- 48・七 御霊 現在の御霊神社。大坂の船場・愛日・中之島・土佐堀・江戸堀など旧摂津国津村郷の産土神。文禄三年(一五九四)現在地へ鎮座し、寛文年中に御霊神社と改称、元禄九年(一六九六)御霊大明神と贈号された。
- 48・七 座摩 現在の坐摩神社。御堂筋の西側、東本願寺南御堂西に鎮座。式内社。大坂船場の守護神的存在。一般には「ざま」と呼ばれる。天正十一年(一五八三)豊臣秀吉の大坂築城に当たり、船場渡辺町の現在地へ遷座。
- 48・七 阿弥池 元禄十一年に大坂の堀江新地へ造営された浄土宗和光寺の境内には大池があり、中央の浮御堂には阿弥陀如来が安置されたため「阿弥陀池」と呼ばれて親しまれた。彦右衛門は万延元年閏三月十三日に御霊社・両本願寺・座摩・稲荷・阿弥陀池等へ参詣した。

- 48・七 博勞稻荷はくろういなのけ 現在の難波神社。上難波町御堂筋西側に鎮座し、「上難波仁徳天皇宮」とも称す。慶長二年(一五九七)に現在地へ遷座。
- 48・二五 高津 現在の高津宮。天正十一年(一五八三)に西高津村に遷座。彦右衛門は万延元年閏三月十四日に参詣し、格別にお社ではないが、休憩した茶店からは大坂市中が一目に見え、その眺望は「甚佳」と記している。
- 48・二五 生玉 現在の生国魂神社。式内社。天正十三年に西高津村、高津宮の南に遷座。通称は生玉社。
- 48・二五 清水しみづ 四天王寺の西、一心寺北方にある和宗の清光院清水寺。寛永十七年(一六四〇)に京都の清水寺から千手観音を移して本尊としたので、「新清水寺」と呼ばれた。
- 48・二五 天王寺 茶臼山の北東方にある和宗総本山の四天王寺。彦右衛門は万延元年閏三月十四日に参詣し、天王寺の七堂伽藍も「立派」ではあるが、五重塔に登ることができないのは遺憾であると感想を記している。
- 48・二五 住吉 現在の住吉大社。式内社名神大社、二二社、摂津国一宮。
- 49・七 天祐丸 薩摩藩が万延元年十一月に英国から二万八〇〇〇ドルで購入したスクリュース蒸気船、
- 49・二〇 天祐丸。原名はイングラッド。七四六トン、一〇〇馬力。文久三年(一八六三)七月の薩英戦争で沈没。
- 49・二〇 御崎明神みさき 兵庫宿の西、和田岬の現在の和田神社。万治元年(一六五八)に武庫川の洪水で和田岬に流れ着いた小社を祀って社殿を造営した。
- 49・二〇 築島寺つくしまでら 現在の浄土宗来迎寺。平清盛が日宋貿易のために経ヶ島を築造する際人柱にした従者松王のためにこの寺を建てたと伝わる。松王入海の碑と墓がある。
- 49・二〇 清盛公石塔婆せいせいきうたつば 真光寺の南にあった一三層の石塔婆で、「平相国清盛塔」と呼ばれた。高さは二丈六尺(約八・七メートル)。弘安九年(二八〇)に鎌倉幕府第九代執権北条貞時が造立したとされる。
- 49・二 真光寺まひかりでら 時宗総本山の藤沢清浄光寺の末寺。正応二年(二八九)、時宗開祖一遍上人がこの寺の観音堂で生涯を閉じた。弟子の他阿上人真教が建立し、伏見天皇の勅願により真光寺と号した。
- 49・二 二見港ふたみ 播磨国加古郡東一見村の播磨灘に面する港。同村は天保元年(一八三〇)から忍藩領。安政四年(一八五七)に同藩の許可を得て湊を竣工。
- 49・二三 松平下総守 武蔵国忍藩一〇万石藩主松平下総守忠誠(一八四〇〜一九一)。
- 49・二五 節間 播磨国飾東郡節万津せしかまつ。姫路城下の外港と

- して発展した。
- 50・二 沙越 播磨国赤穂郡坂越浦。赤穂城下の東方、坂越湾に臨む天然の良港。
- 50・三 油木島 生島か。坂越湾に浮かぶ周囲二キロメートル余りの小島。
- 50・四 華嶽寺 赤穂浅野家や森家の菩提寺である曹洞宗寺院、花岳寺。本堂横の義士墓所には浅野長矩の左右に大石父子、その周囲に義士の墓が並ぶ。元文四年(一七三九)の三十七回忌に遺髪を埋めて建立されたという。現在の義士木像館には三十三回忌から百回忌にかけて村々から寄進されたという義士討ち入りの姿の木像が納められている。
- 50・五 森対馬守侯 播磨国赤穂藩二万石藩主森美作守忠典(一八四八〜八三)。対馬守ではなく美作守の誤り。
- 50・二 下津井港 備前国児島郡児島半島の南、瀬戸内海に面する天然の良港。南の櫃石島で風が遮られるため、古代・中世から海運・軍事の要衝、江戸時代は風待ち・潮待ちの港として発展した。
- 50・三 白石港 備中国小田郡白石島の北面する湾内にある良港。
- 50・二七 木原浜 御調郡木原村は東の尾道と西の三原の間にあり、瀬戸内海に面する。
- 50・二七 八幡社 木原村の西隣、御調郡東野村糸崎の糸崎八幡宮。現在の糸崎神社。
- 50・二九 厳島明神 厳島神社は、向島から御幸瀬戸を挟んで西に浮かぶ御調郡岩子島の西海岸浦浜にある。
- 51・一 赤崎 豊田郡木谷村の南西岸にある港。
- 51・二 横島 賀茂郡三津口村の南に浮かぶ小島。
- 51・二 今門 広島城の外郭西側、小姓町裏の太田川本川(堤にある門)。
- 51・二七 森岡後室 家老東城浅野家土森岡十兵衛天保六年一月十六日死去(室)。文久二年(一八六二)五月二十八日死去。法名は松寿院。
- 52・一 高木来助 家老東城浅野家土。高木家は森岡万之進室たつの実家。安政六年(一八五九)一月当用方へ日参、省略方御用向取計、八月小姓組取立て、蔵奉行加。元治元年(一八六四)八月小姓組本格、蔵奉行、慶応二年(一八六六)四月代官。
- 52・五 米槌 家老上田家土丹羽正司二男。当年十七歳六月に木野一馬の養子となり、文久四年二月に謙造と改称。同三年十月に一馬は佐伯郡小方村陣屋の警衛監督となり転居するが、米槌は上田家講学所助勤となり、広島の一類内への同居が許された。慶応二年(一八六六)十二月村上敬次郎等とともに藩の留学生として江戸に遊学。同四年二月の帰国後

に大坂へ出奔。

52・二四

過日以來 五月、藩主茂長は家老三原浅野家隠居、浅野遠江に三原から出広するよう命じた。六月二十四日、茂長は別邸の泉邸へ遠江を召して閑話した。この内容については、二三五頁の注、折々御登城を参照のこと。

52・頭書

文山 佐々木文山(一六五九—一七三五)は、江戸に住み高松藩に仕えた書家。兄佐々木池庵とともに唐様や朝鮮系の書体を得意とした。

53・一六

長久寺 城下六丁目村の日蓮宗勝劣派寺院。蔵田家の菩提寺。

53・頭書

先祖以来家筋 辻家初代で、浅野孫左衛門高勝(光照院)の重臣であった長左衛門重時は、朝鮮の役や関ヶ原合戦で軍功があり、浅野幸長から禄一〇〇〇石で召し抱えられることになったが、幼少より高勝に重恩があることを理由に辞退した。

54・一六

三之御丸稻荷社 広島城内三之丸西南隅に広大な境内と荘厳な社殿をもつ稻荷社。六代藩主宗恒が境内を定めて社殿を一新。二月初午の稻荷神祭礼には広く領内からの参拝が許され、活況を呈したこともあった。蔵島神社とともに藩により気候順行祈願などが行われた。

54・二三

金子玄達 広島城下白神二丁目の医師金子元達。

元徳の子。嘉永五年(一八五)大坂の緒方洪庵の適塾に入門。安政四年(一八五七)三月東城浅野家より御ヒ・菓種料として金一両下される。

54・二二

浅野藤太郎 広島藩士浅野助九郎の息子。彦右衛門は文久元年(一八六一)四月に始めて会ったが、当時はまだ幼年であった。

54・二四

福山久馬 家老上田家士。出頭役。

55・一

備立稽古 前日、上田家へも藩の大目付から同趣旨の書付写しが三原浅野家を通じて回されている。五月、藩主茂長は土気振興などを目的に、城内東明地や城外山野などにおいて野服陣羽織や甲冑を着用して訓練を行うことなどを企図し、八月二十六日に幕府へ届けた。

55・九

関蔵人 うちの広島藩公子浅野内記懋續。浅野右京長懋の七男。文政九年(一八二六)に浅野左門昌倫の養子、同十二年に年寄上座関蔵人忠親の婿養子となり、家督禄三六〇〇石を継ぎ関蔵人忠敬と称す。安政三年年寄役。実兄茂長の広島藩襲封にともない、文久三年六月に本家に復帰、内記と称し藩政参与を命じられる。

55・九

菅勘解由 広島藩士。旧名平角、安政三年一月騎馬頭より用人、同五年十月年寄、明治元年(一八六八)寄合。「役人帖」では寄合、一三〇〇石、天保

十二年(一八四一)一月父調左衛門家督。

55・二 斎藤昇 広島藩士。安政四年(一八五七)側詰膳番

兼、文久三年(一八六三)慶熾公御前様広式用役、明治元年(一八六八)奥小姓次席、役人帖」では馬廻組(浅野造酒当分支配)、一三〇石。

56・九 山中権之進 広島藩士山中権之丞か。御船頭。

「藩士職禄 前編」では軍艦附(歩行組格)、二〇石三人扶持。

56・一〇 腹瀉 六月から八月にかけて全国で麻疹が大流行し、続いて瀬戸内海沿岸部を中心に「暴瀉病」が流行した。老幼を問わず即時に発病し、吐瀉がはげしく数時間のうちに死亡したため投棄する閑がなかつたといわれる。ただしこれが真性コレラであることには疑問が出されている。広島城下でも多数の死者が出たため、白神社や三之丸稻荷社、城下各氏神社で疾病退散の祈祷が執行され、祈祷の札が配付された。

56・三 知行物成 幕末期の広島藩は財政難で、借知が通常化し、藩士の家禄は嘉永元年(一八四八)からの五年間は二つ物成で給された。同五年八月に(一年限りで)五歩、翌六年五月にはさらに五歩の寛給があり、三つ物成となったが、武備の充実を求められる中で、武家の貧困は深刻な問題となっていた。

このため七月十二日、さらに五歩ゆるめられ三つ五歩渡りとなった。

57・八 興徳寺 城下田中町の臨濟宗妙心寺派寺院。木野家の菩提寺。

57・八 本照寺 広島城下新川場町の日蓮宗勝劣派寺院。藤川家の菩提寺。

57・九 古江吾作新開 安政年間に開発され、同五年春に竿入れされた新開。佐伯郡古江村は東城浅野家の給知であるため、同四年十二月、同家支配となるよう藩と交渉している。

57・二 江波丁打場 広島藩では、享保九年(一七四四)築山嘉平の願いにより、沼田郡江波村に丁打場(試射場)を設けて棒火矢の演習を開始した。

57・二六 長安寺 城下金屋町の浄土宗鎮西派寺院。元禄五年(一六九二)、家老東城浅野家の松蔭院が境内の延命地藏を寄進したこともあり、同家とは関係が深い。森岡家の菩提寺。

57・二七 隠居 快曠。病気のため隠居したが、得舟追院後の嘉永七年七月に再任職。十月に再度隠居し、禅昌寺道牛和尚が海蔵寺住職となった。安政六年二月道牛は佐伯郡佐方村洞雲寺へ転住したため、当分快曠が看坊したが、四月に国泰寺道寛和尚の弟子大道和尚が住職となった。

57・二七 隠居 快曠。病気のため隠居したが、得舟追院後の嘉永七年七月に再任職。十月に再度隠居し、禅昌寺道牛和尚が海蔵寺住職となった。安政六年二月道牛は佐伯郡佐方村洞雲寺へ転住したため、当分快曠が看坊したが、四月に国泰寺道寛和尚の弟子大道和尚が住職となった。



- 57・頭書 殞星 ペルセウス座流星群。七月二十日頭書六〇頁)のスィフト・タットル彗星が母天体で、この年大出現年となり、麻疹流行などとともに人々の不安をかきたてた。
- 58・七 去ル寅年御大俊 寅年は嘉永七年(一八五四)。三月二十七日、広島藩は巨額に上る海防経費を捻出するといふ理由から、家中に対して質素節儉を守り、朴实の古風に戻るようにという厳格な儉約令を発した。
- 59・二 神田高良社 神田社の撰社か。高良社は厄除け、延命長寿の神として古来より篤い信仰を集める。
- 59・八 昨年春被仰出候趣 万延二年(一八六一)二月三日、東城浅野家中に対して、重役はもろろん、各役上の者は常に配下の風儀に注意し、実意に質素節儉を心掛けるよう触れが出された。
- 59・一九 木原慎齋 広島藩士。後に慎一郎と改称。号は桑宅(一八二六)八二)。父は医師木原宗林。町医であったが、藩儒坂井虎山に学び、安政四年(一八五七)末に藩から生涯扶持方を下された。藩主浅野茂長に認められて文久二年(一八六二)、士格に列し藩校教授に登用された。「役人帖」では奥詰儒者、二〇石三人扶持。
- 60・三 秀山 彦右衛門の長男正介の法名。正介は天保十三年(一八四二)に生まれ、同十五年七月二十六日に三歳で没した。
- 60・四 部坂 家老上田家の給知、安芸郡西北端の戸坂村か。
- 60・六 大崎喜和馬 家老東城浅野家士。万延元年十月目付役。慶応二年(一八六六)三月目付同格、御用達定加。
- 60・八 御用向 実子のない藩主浅野茂長は青山内証分家当主の浅野近江守長興(後の茂勲、長勲)を嗣子に決め、七月二十六日、この事務処理のため年寄野村帯刀に出府を命じた。野村は八月十五日に広島を発した。
- 60・八 西之革田 広島城下の東西入口には革田が配置され、城下町への出入りする者を取り締まり、市中の警備に当たったほか、正月には笛・太鼓などで囃しながら家々を廻る「門ひらき」を行った。
- 60・二 大島雲庵老 広島藩士。医師。「役人帖」では合力組儒医外、七人扶持。
- 60・二八 野口金兵衛 家老東城浅野家士。万延元年十月鼓貝方加役免、小姓組並御取立、祐筆、元治元年(一八六四)十二月小姓組本格、御用部屋詰兼帯など、慶応二年十二月半助跡目、同三年四月先手銃隊頭兼帯御免、大砲頭兼帯。

- 60・頭書 彗星 スイフト・タツトル彗星。この年地球に再接近し、七月(太陽暦)に米国のスイフトとタツトルにより発見された。
- 60・頭書 由良辰太郎 家老東城浅野家士。保人の子。嘉永七年(一八五四)閏七月中小姓より奥付、慶応元年(一八六五)六月歩行目付、御先供頭取兼帯、同三年六月歩行目付兼役共御免。
- 61・四 名倉求馬 家老東城浅野家士。名倉家は与力一一家の一つ。嘉永七年閏七月児小姓免。万延元年(一八六〇)八月出頭役、慶応元年閏五月新高高一〇〇石。
- 61・二三 林太郎八 家老東城浅野家士。安政六年(一八五九)一月作事所詰。
- 61・二五 慈眼廟 村上家初代三郎右衛門。法名は慈眼院釈實性利円居士。家老東城浅野家の居館がある東城に程近い奴可郡未渡村の出身で、当初同家与力の宮崎家に仕え、その推挙によって東城浅野家の足輕に取り立てられたという。宝永二年(一七〇五)八月九日死去。
- 61・二六 慈光廟 村上家初代三郎右衛門(慈眼院)室。法名は慈光院釈智 妙円大姉。享保十年(一七五)十月二十四日死去。
- 61・二八 実山 彦右衛門の二男幾三郎の法名実山賢秀童子。嘉永四年七月十四日没。安政二年八月九日没。
- 61・頭書 脇坂中務太輔 播磨国龍野藩五万一〇八九石元藩主脇坂中務大輔安宅(一八〇九〜七四)。安政四年八月に老中に就任し、万延元年十一月に辞職。文久二年(一八六二)四月に隠居して家督を安斐に譲つたが、同年五月老中に再任された(九月辞任)。
- 61・頭書 松平豊後守 丹波国龜山藩五万石藩主松平豊前守信義(一八二四〜六六)。豊後守は豊前守の誤り。万延元年十二月に老中に就任、文久三年九月に辞職した。
- 61・頭書 一橋刑部卿 一橋中納言慶喜(一八三七〜一九二三)。水戸藩主徳川斉昭の七男。弘化四年(一八四七)に一橋家を相続。將軍継嗣の有力候補になるが、安政大獄により隠居謹慎蟄居を命じられる。万延元年九月に解除され、文久二年七月六日に一橋家を再相続、將軍後見職に任じられる。慶応二年七月に徳川宗家を相続し、十二月に十五代將軍に就任した。
- 62・六 吉田清太郎 家老上田家士。安政五年三月に八歳で故藤馬(用人)跡目相続、知行一六〇石、御次詰、辰之進様御伽。
- 62・二三 かね 家老東城浅野家士藤野源兵衛娘で渡辺氏妾。安政四年十月老女格。

62・二六 黒田弥五左衛門 広島藩士で槍術師範。嘉永

七年(一八五四)奥詰。元治元年(一八六四)側詰次席。

「役人帖」では大目付、政事堂へ出勤、一三〇石、天保八年(一八三七)八月父弥五衛門家督。

62・頭書 越前守 越前国福井藩三三万石藩主松平越前守

茂昭(一八三六)九〇。

62・頭書 松平春嶽 越前国福井藩三二万石前藩主松平大

蔵大夫慶永(一八二八)九〇。号は春嶽。天保九年十月(一八三八)福井藩を襲封、安政五年(一八五八)六月

に幕府が勅許を得ず日米修好通商条約を締結したことに抗議して隠居謹慎を命じられた。万延元年

(一八六〇)九月に謹慎を解除、文久二年(一八六二)七月九日に政事総裁職に任じられ、以後公武合体運動を推進した。

63・二 水主町御屋敷 七代藩主浅野重晟により、享和

元年(一八〇一)から、多年の緊縮財政による藩士の気風萎靡を打開するという名目で水主町に建設された浅野家の別邸。文政八年(一八二五)町に建物・庭園に大幅な改修が行われた。池のある与楽園は

泉邸・万象園(三原浅野家下屋敷)と並ぶ名園。

63・三 堀田恂之助 広島藩士。諱は可致。嘉永五年用

人、文久二年用人上席、四七〇石。東城浅野家の祖孫左衛門高勝は、恂之助の祖である三の父武

助可重の甥にあたる。

63・二三 御泉水 広島城東方の武家屋敷町、上流川町の

北部にある庭園で、泉水屋敷・泉邸とも呼ばれた。現在の縮景園。初代藩主浅野長晟の入国翌年の元和六年(一六二〇)から上田宗箇により造営が始めら

れ、歴代の藩主、特に五代吉長、七代重晟、八代齊賢の時代に整備された。

63・二八 堀尾室 家老三原浅野家士深町氏の娘。八月十

八日死去。法名は随心院。

64・八 桑原内蔵二 家老東城浅野家士。天保十年二月中小姓組並に取立てられ、作事奉行、安政五年二月台所奉行、奥詰兼帯、万延元年八月奥附兼帯免

由良保之丞 家老東城浅野家士。実は三原家中都筑勝太郎弟。由良家は与力二家の一つ。安政

六年に病死した善助の実子助三郎が幼弱のため、病中養子となり、九月跡目相続。

64・頭書 土屋政之進 家老東城浅野家士。万延元年十月奥詰定加。文久元年九月御次詰加となり、御茶方・御活花御用向きを勤めるよう命じられる。

64・頭書 室角肇登 家老東城浅野家士。慶応二年(一八六六)二月児小姓筆(ママ)御養子様守之進御附。

65・二〇 八島周軒 広島藩士で医師。周伯の次男。前名

は周哲。文久二年五月周伯死去のため、同年七月

- 跡目相続。
- 65・二六 世上之様子合 文久二年(一八六二)五月、藩主茂長は城内東明地(練兵場)や城外で、陣羽織や甲冑を着用して大砲や弓・鉄砲などの軍事訓練を開始することについて年寄に検討させ、八月二十六日に幕府へ申請している。
- 65・二八 春田藤原信重 春田家は広島城下堀川町の甲冑師。初代清三郎は貞享三年(一六八六)に堀川町に家地を賜わり、元禄十一年(一六九八)に三人扶持を下された。
- 65・一九 渡辺四郎右衛門 家老東城浅野家士。安政五年(一八五八)二月奥詰、万延元年(一八六〇)七月同役免。文久二年閏八月武具奉行加。慶応二年(一八六六)三月死去。彦右衛門とは同年で竹馬の友。
- 65・頭書 清光院 広島藩初代藩主浅野長晟の兄で、紀伊国和歌山藩主幸長(一五七六―一六三三)。諡号は清光院殿春嶽宗雲大居士。
- 66・四 建仁院 浅野出衛道積(一八八八―一六〇〇)の法名建仁院殿徳巖道方居士。出衛は広島藩家老東城浅野家先代道博の子。聡敏で文武両道に勝れ、特に槍の名手であった。万延元年九月二日に四十三歳で逝去。
- 66・七 本覚寺 城下新鍛冶屋町筋の日蓮宗寺院。
- 66・二〇 心行寺しんぎょうじ 城下白島村(白島九軒町)の浄土宗鎮西派寺院。由良家の菩提寺。
- 66・二五 波多野清太郎 家老三原浅野家士。文久三年七月に広島から三原へ移居。
- 66・二五 権祐 家老三原浅野家士。文久二年閏八月中小姓。同三年七月に三原から広島へ移居。
- 66・二七 沢崎雄三郎 家老東城浅野家士。文久二年九月父幸右衛門跡目相続、小姓組並。同三年八月御次詰加、御奥通御免、慶応二年二月御養子様守之進(御附)。
- 66・一八 元郁 東城浅野家医師。金子元達の弟。文久二年九月松本家の名跡を相続、小姓組、十月侍医。同三年十一月御叱り、差控となる。
- 66・頭書 八木広次郎 家老東城浅野家士。万延二年二月頃歩行目付。
- 66・頭書 盛叔和尚 大徳寺第一四四世。諱は宗唐、自号は閑田。慶長十五年(一六〇〇)に六十四歳で寂。龍源門下玉雲派。
- 66・頭書 南隣和尚 大徳寺第一五五世。諱は宗頓、自号は虚白。寛永三年(一六二六)五十二歳で寂。龍源門下玉雲派。
- 67・二 般舟寺 城下堀川町の浄土宗寺院。
- 67・二 九条公 前関白九条尚忠(一七九八―一八七二)。安

政三年(一八五六)八月から文久二年(一八六二)六月まで関白。その間幕府との協調路線を模索し、公武合体運動の一環として和宮降嫁を積極的に推進した。このため急進的尊攘派から糾弾されて辞任、謹慎となった。

67・二

島田左兵衛権大尉 左兵衛権大尉 嶋田正辰、陸

奥守、橋氏は九条家諸大夫で文雅家。ここでは別人の九条家青侍、島田左近衛権大尉(左近)正辰または龍章、(一八六二)をさす。左近は長野主膳らと通謀し、関白九条尚忠を説得して幕府支持に回らせ、安政の大獄では多数の尊攘派の志士などの検挙に関与した。和宮降嫁でも政治力を發揮して関係者の調略に当たった。文久二年七月二十一日、京都木屋町二条で暗殺され、首は四条河原に晒された。

67・二

彦根侯 近江国彦根藩三万石前藩主井伊掃部

頭直弼(一八二五〜六〇)。安政五年四月、大老に就任すると日米修好通商条約の無断調印を強行、それに反対する一橋派諸侯を処罰した。「戊午の密勅」が水戸藩に降ると尊攘派を徹底的に弾圧(安政の大獄)したため、同七年三月、それを恨んだ水戸藩士により江戸城桜田門外で暗殺された。

67・二

永野主膳 国学者で大老・井伊直弼の腹心、長

67・二

野主膳義言(一八二五〜六二)。安政五年の將軍継嗣問題で公卿の裏工作に当たり、安政の大獄では直弼に一橋派や尊攘派志士の処罰を進言したといわれる。幕府の文久改革で井伊家が幕府から問罪されると、藩主直憲により斬首された。

戊午之大変 戊午は安政五年の干支。井伊直弼が勅許を得ずに日米修好通商条約に調印したため、

孝明天皇はその説明を求めるとともに、御三家と諸藩が幕府に協力して公武合体を行い、幕府が攘夷を推進する幕政改革を行うようにという内容の「戊午の密勅」を直接水戸藩に降した。これを知った直弼は密勅の返還を水戸藩に求め、尊攘志士を徹底して弾圧する安政の大獄を起こした。

68・六

伊藤越人 東城浅野家士。安政六年七月小姓組へ召出される。同七年一月目付役。

68・七

渡部廉之助 家老東城浅野家士。安政六年九月小姓組本格、代官、万延元年(一八六〇)七月割奉行兼帯。文久二年閏八月武具方掛、慶応二年(一八六六)四月吟味役、代官・割奉行その儘兼帯。

69・二

折々御登城 広島藩三家老は、宝永六年(一七〇九)に第五代藩主吉長によって政務からはずされて以来、顧問の立場に置かれていた。しかし藩主

茂長は、藩内改革派の意見もあり、六月二十四日

に浅野遠江を泉邸へ召して、三家老が持回りて自邸で開催する会合を廃止し、公務ある場合は登城し、浅野遠江もこれに参与するよう伝えた。閏八月七日に各家老へ正式に伝達。

## 69・七

御家中有志之士　ペリー来航以後、黒田図書旗奉行・辻勘三郎持弓高頭・石井雄之助ら番方藩士を中心に、藩内の守旧派政権を批判し、藩内の軍備充実を図ろうとする改革派が生まれた。

## 69・九

積年之御誠忠　遠江は改革派藩士からの人望が厚く、嘉永六年（一八五二）に藩政刷新の建白書を三家老連名で藩主へ提出、安政二年（一八五五）にも藩主へ直接意見を述べようとしたが失敗、翌年隠居した後には三原の要所に砲台を築き、西洋流訓練を開始するなど改革に努めた。藩主茂長は遠江も三家老同様に公務の場合は登城を命じたほか、十月十五日に、遠江に日々用達所へ出仕し政務に参与するよう命じた。

## 69・頭書

井口喜久馬　家老東城浅野家士。安政六年三月児小姓免、奥詰、万延元年（一八六〇）七月奥詰免、同年八月奥附、文久二年（一八六二）閏八月作事奉行。

## 69・頭書

大島松太郎　家老東城浅野家士。五兵衛の子。文久二年閏八月小姓組雇、慶応二年（一八六六）二月児小姓、御養子様・守之進御附、同三年四月大砲頭

兼帯御免、先手銃隊頭兼帯。

## 69・頭書

池田万次郎　家老東城浅野家士。嘉永七年閏七月、奥付定加免、差控、安政三年六月仲小姓より御側方、十一月御次詰加、文久二年閏八月奥附加。

## 69・頭書

長束吉之進　家老東城浅野家士。安政五年四月御山方免、露地奉行兼帯、同六年九月作事奉行添役・山方兼帯、露地奉行兼帯免、万延元年（一八六〇）十月小姓組取立て、作事奉行定加、山方そのまま兼帯。文久元年十一月当分趣法役所出勤時々作事所御用向き、同二年閏八月本務作事奉行加りへ出勤、慶応二年四月蔵奉行、作事奉行・御山方兼帯。

## 69・頭書

得井満四郎　東城浅野家士。安政二年二月御次詰、勤向唯今迄の通り、同六年十二月小姓組並雇い、文久元年十一月当分作事奉行勤向引受。同二年閏八月作事方出勤に及ばず、当分趣法役所へ出勤。勤。

## 70・二

可児英三郎　広島藩士。「藩士職祿 前編」では歩行組左右歩行小姓、小頭、二二石三人扶持ほか。堀尾後室　善大夫の母で、堀尾眠石（五郎八）の未亡人。栗原氏、慶応二年（一八六六）二月二十四日死去。法名詮寿院。

## 70・四

松田健蔵　家老三原浅野家士。文久二年閏八月に奥奉行免、小納戸上席。元治元年（一八六四）八月

## 70・八

十三日病死。

70・二四 江波港 広島湾に面する江波地区は、広島の外

港として利用され、文化八年(一一八二)に丸子橋ができて城下と陸路往来が可能となると外港としてさらに利便となり、同十四年には新しく船入も完成した。

70・二四 梅梢院 第九代藩主浅野斉康(少将様)の生母。

宮川柔輔女。慶応三年(一八六七)六月二十三日死去。

70・二六 心鏡院 彦右衛門の父星右衛門の実兄木野文右衛門室。吉田氏。万延元年(一八六〇)十一月十七日死去。行年七十二歳。

70・頭書 藤堂和泉守 伊勢国津藩三二万三〇〇〇石余藩

主藤堂和泉守高猷(一一三二〜九五)。

70・頭書 井伊掃部頭 近江国彦根藩三五万石藩主井伊掃

部頭直裏(一一四八〜一九〇四)。桜田門外で暗殺された大老・井伊直弼の次男。文久二年(一八六二)十一月に一〇万石削封される。

70・頭書 酒井雅楽頭 播磨国姫路藩一五万石藩主酒井

雅楽頭忠績(一一二七〜九五)。文久二年五月、滞京の上、京都守衛と酒井忠義罷免後の京都所司代の事務摂行を命じられた。

70・頭書 大久保加賀守 相模国小田原藩一三万三〇〇〇

石藩主大久保加賀守忠礼(一一四二〜九七)。

71・三 禘自既灌井或問禘之說一章 「論語」八佾第三

の「子曰、禘自既灌而往者、吾不欲觀之矣」(子曰く、禘は既に灌してより往は、吾之を觀るを欲せず)とそれに続く「或問禘之說、子曰、不知也、知其說者之於天下也、其如示諸斯乎、指其掌」(或ひと禘の說を問う。子曰く、知らざるなり。其の說を知る者の天下に於けるや、其れ諸を斯に示すが如きかと。其の掌を指せり)。

71・二〇 森岡弟婦 高木唯一の妹たつ。嘉永元年(一一八

四八)三月二十三日に万之進の後妻となる。土列の森岡家に対して高木家は步行列であつたが、彦右衛門は、たつの「人柄方発至極、家之為二相成候者」と見込んで縁談に賛成した。当時の子供は佐代・ます・槌。

71・頭書 稻葉丹後守 山城国淀藩一〇万二〇〇〇石藩

主稻葉美濃守正邦(一一三四〜九八)。丹後守は美濃守の誤り。

71・頭書 酒井若狭守 若狭小浜藩一〇万三三〇〇石前藩

主酒井若狭守忠義(一一一三〜七三)。安政五年(一一五八)六月から文久二年六月まで京都所司代として安政の大獄に関与し、和宮降嫁にも尽力したため、尊王攘夷派から憎まれた。文久二年閏八月に隠居謹慎の上、一万石削封された。

- 71・頭書 戸田采女正 美濃国大垣藩一〇万石藩主戸田采女正氏（うしろのむね）（一八三〇―六五）。父の先代藩主氏正は、安政大獄で連座して罪が及ぶことを恐れて隠居した。久世大和守 下総国関宿藩五万八千石藩主久世大和守（ひろなか）（一八一九―六四）。大老井伊直弼暗殺後の万延元年（一八六〇）閏三月から老中となり、安藤信行とともに公武合体政策を推進したが、坂下門外の変を機に失脚し、文久二年（一八六二）六月辞任した。
- 72・九 熊谷左門 広島藩士。京住衣紋方。文久二年勅定所吟味役（定京）、慶応三年（一八六七）納戸奉行上席（定京）。「役人帖」では同役。三〇石三人扶持。文政四年（一八二二）八月父主税家督。
- 72・一〇 朝廷が被仰蒙事 閏八月十五日、近衛閑白は野村帯刀と若月準二に参殿を命じた。若月と熊谷左門が近衛家に参殿したところ、薩摩・長州藩同様に広島藩も国家のために周旋するようという国事周旋の内勅を下された。
- 72・一六 徳永弥次郎 広島藩士。「役人帖」では小姓組（本多庫人組）、四三石。
- 72・一六 太駄源太郎 広島藩士太駄源太郎。即今之世上 五月に京都詰広島藩士熊谷兵衛が帰国し、年寄関蔵人に公武間の状況、薩長両藩や
- 72・頭書 諸藩浪士の京都に於ける活動について入説。年寄管勘解由・野村帯刀・梶川讃岐・蒲生司書も歴訪して国家の形勢を説いた。このうち野村は一身を擲つても国事周旋に着手する必要性を感じ、出府途中の伏見で病と称して滞宿、京都藩邸番若月準二に命じて、閑白近衛忠熙や三条美美に就き、藩主浅野茂長が国事周旋に着手する意思がある旨を上奏させた。
- 72・頭書 御忌中 八月十日、孝明天皇の第四皇女（たかのみか）理宮が、満一歳に満たず薨去している。
- 73・一 御周旋御用 野村帯刀は熊谷兵衛と神保清八郎に国事周旋の内勅書を携え帰国させた。兩名は二十三日に着広、年寄蒲生司書へ内勅書を提出、京都の形勢を陳述した。藩庁重職の中には野村の嬌命を責め、処罰を主張する者もあつたが、藩主茂長はこれを嘉納し、閏八月二十六日に三家老以下重職に登城を命じ、藩主臨席の上で内勅を拝見させた。また藩士へもこのことを諭達した。
- 73・四 山県彦一 元家老東城浅野家士。安政二年（一八五五）に兵太郎が御暇を下され、隠居彦一（前名数太郎）が無禄で手細工をしながら家族を養った。同三年九月に困窮の噂を聞いた彦右衛門から銀札を贈られたが、同年十一月に与一郎の功により子の



虎之丞が五人扶持、小姓組並で格別に家名取立てが許された。虎之丞については一五五頁の注虎之丞を参照のこと。

## 73・二

浅野外衛 のちの広島藩公子浅野式部懋昭<sup>七</sup>。浅野右京長懋の八男。文政十二年（一八二九）に浅野権太夫の養子となり、天保五年（一八三四）に番頭沢讃岐宣喬の婿養子となり、家督・禄二〇〇石を継ぎ沢外衛忠烈と称す。用人、年寄見習などを経て安政三年（一八五五）に中老格となり浅野姓を賜わる。実兄茂長の広島藩襲封にともない、文久三年（一八六三）六月に本家に復し中務<sup>なかつかさ</sup>と称し、藩政参与を命じられる。十二月より式部と改名。

## 73・頭書

兵衛 広島藩士熊谷直彦（一八二八—一九二三）。通称は兵衛。文久三年に帰国し側詰次席、明治元年（一八六八）に京都留守居役、「役人帖」では京都屋敷番添定京、江戸留守居加り、一五石三人扶持ほか、文久二年十月召出、父左門。四条派画家としても名声が高く、明治三十七年には帝室技芸員に挙げられた。

## 73・頭書

御納戸方御步行組 広島藩士で納戸役元締神保清八郎か。「藩士職禄 前編」では城役所詰、一〇石三人扶持。

## 73・頭書

古江村御山 佐伯郡古江村は家老東城浅野

家の給知。村内福蔵寺境内など付近一帯が佳景地であったため、十七世紀半ばに組頭浅野勝左衛門が別荘として同家の下屋敷とした。その後、持主が代わり、安永六年（一七八〇）に藩主へ献上された。同九年に藩主へ献上された安芸郡尾長村山屋敷が

「東御山屋敷」と呼ばれたのに対して、古江村の山屋敷は「西御山屋敷」、或いは翠江園、滄浪亭と呼ばれた。

## 73・頭書

御内御用 年寄閑蔵人と勘定奉行熊谷平司らの一行は、東北諸郡の物産と、高田郡吉田地方の地形調査を目的に、閏八月二十三日に広島を出発、可部・吉田・三次から、三次・恵蘇郡の村々を巡見し、奴可郡では東城町などを経て、福代村で備中との国境を見分、三上・恵蘇・三谿・世羅・豊田・賀茂・高宮郡と廻り、九月十五日に広島へ帰つた。熊谷平司 「藩士職禄 前編」では式部公子附（勤中勘定所物書役並）、六石二人扶持。広島藩士旧名文之進。弘化四年（一八四七）郡廻り、嘉永六年（一八五三）勘定奉行。

## 73・頭書

熊谷平司 「藩士職禄 前編」では式部公子附（勤中勘定所物書役並）、六石二人扶持。広島藩士旧名文之進。弘化四年（一八四七）郡廻り、嘉永六年（一八五三）勘定奉行。

## 74・九

叡旨御請 七月一日、勅使大原三位重徳は五度目の登城で、將軍家茂から勅旨奉承の口上を得た。湯川静次郎 広島藩士。嘉永五年（一八五〇）用達

## 74・頭書

所詰、文久元年船作事奉行次席他、同二年当時は

用達所小姓組頭取、同三年目付、同年郡廻り、慶応二年(一八六六)大目付。「役人帖」では大目付(当分学問所出勤)、一六〇石、文政七年(一八二四)八月父甚左衛門家督。

75・三 貢之助 家老東城浅野家土増田吉右衛門子。文久三年(一八六三)七月九日に御小姓組並にお雇い。

75・四 信抜流 小太刀による居合術を得意とする剣術流派。豊後国竹田出身の永山大学が創始し、寛文二年(一六六二)に広島へ来て弟子の養成に当たり、家老の三原浅野家で保護された。

75・四 原毅平 広島藩士。明治元年(一八六八)勅定所吟味役。「役人帖」では吟味役、二〇石三人扶持。天保十二年(一八四二)召出、慶応元年八月取立。

75・四 移平次 広島藩士。「役人帖」では監察請引級外、毅平弟。

75・二五 堀尾勝登 家老東城浅野家士。善大夫の子。万延元年十一月召出され、小姓組、見小姓。文久三年八月、父隠居にともない家督を継ぎ、一三五石。同年十一月側詰、元治元年(一八六四)七月用人並。慶応四年四月用人。

75・一九 二葉山 城下明星院村の二葉山社。九代藩主浅野斉肃が藩祖長政を追悼し、藩政再建の精神的支柱とするために建立。天保六年遷宮。社領は三〇

〇石。祭礼は毎年九月十四・十五日の両日。明治六年に県社となり、饒津神社と改称。

75・頭書 京都御立 大原勅使と島津久光が江戸から帰京すると、出発時とは情勢が異なり、長州藩を中心とする急進的尊攘派が朝議を左右し、公武合体は実現困難になっていた。このため久光は閏八月二十三日に帰藩の途に就いた。

75・頭書 本間精一郎 本間精一郎(一八三四)六〇は越後国三島郡寺泊出身の尊王攘夷派の志士。庄内藩出身の清河八郎等と交わり尊攘運動を推進したが、薩摩や土佐藩出身の志士から疎んじられ、文久二年閏八月二十日、京都三条木屋町下ルで暗殺された。その首は三条河原に晒され、胴体は高瀬川に蹴り込まれた。

76・九 専立寺 城下金屋町の浄土真宗本願寺派仏護寺触下寺院。

76・一九 公方様上意 閏八月十五日、將軍家茂は月次賀礼のため登城した諸侯を黒書院で謁見し、庶政一新に伴い参勤交代制度を緩和することを発表した。藩主が在国中の広島藩へは、政事総裁職と老中より幕令臈書を交付された米沢・久留米藩主から廻状によつて通報された。

76・頭書 宇郷玄蕃 前関白九条尚忠諸大夫の宇郷玄

- 77・一八 参勤御暇 それまで隔年交代制であつた諸侯の参勤交代を三年に一度に改め、江戸在留期間も一〇〇日とした。また人質として江戸に置かれていた大名の妻子も帰国を許可した。これは幕府制度の根本的な変革であり、幕府権力の低下も意味した。
- 77・頭書 今朝出立 閏八月二十六日、藩主茂長は三家老及び浅野遠江と議して、国事周旋の内勅に対する奉答使として中老格浅野外衛を京都へ派遣することにした。外衛は九月十二日に広島を發した。
- 79・三 松本兵部大輔 ひじょうだいりゅう 播磨国明石藩八万石藩主松平兵部大輔慶慶(一八二六〜九七)。松本は松平の誤り。
- 79・三 佐竹右京大夫 出羽国久保田藩二〇万五八〇石藩主佐竹右京大夫義堯(一八二五〜八四)。
- 79・三 島津淡路守 日向国佐土原藩二万七〇〇石余藩主島津淡路守忠寛(一八三三〜九六)。
- 79・四 加賀中納言 加賀国金沢藩一〇三万石藩主松平加賀中納言 なりやす (前田)権中納言齊奏(一八一〜八四)。
- 79・四 細川越中守 肥後国熊本藩五四万石藩主細川越中守慶順(一八三五〜七六)。
- 79・五 松平相模守 因幡国鳥取藩三二万五〇〇石藩主松平(池田)相模守慶徳(一八三七〜七七)。
- 79・六 松平阿波守 阿波国徳島藩三万七九〇〇石藩主松平(蜂須賀)斉始(一八二〜六八)。
- 79・六 松平出羽守 出雲国松江藩一八万六〇〇石藩主松平出羽守定安(一八三五〜八一)。
- 79・六 溝口主膳正 越後国新発田藩五万石藩主溝口主膳正直漣(一八一〜七四)。
- 79・八 津軽越中守 陸奥国弘前藩一〇万石藩主津軽越中守承昭(一八四〇〜一九一六)。
- 79・九 松平修理大夫 薩摩鹿兒島藩七万石余藩主松平(島津)修理大夫茂久(一八四〇〜九七)。
- 79・九 立花飛騨守 筑後国柳河藩二万九六〇〇石藩所物書役並、六石二人扶持。
- 77・二四 普照廟 村上家二代甚兵衛。法名は普照院釈実道誓円居士。宝曆四年(七五四)九月二十二日死去。
- 77・二七 和泉守 羽前国山形藩五万石藩主水野和泉守忠精(一八三三〜八四)。文久二年三月より慶応二年(一八六六)六月まで老中。

- 主立花飛騨守鑑貞(一八二九〜一九〇九)。  
 79・九 亀井隠岐守 石見国津和野藩四万三〇〇〇石藩  
 主亀井隠岐守茲監(一八二五〜八五)。  
 79・二〇 松平土佐守 土佐国高知藩二万四二〇〇〇石藩  
 主松平(山内)土佐守豊範(一八四六〜八六)。  
 79・二二 松平内蔵頭 備前国岡山藩三万五二〇〇石藩  
 主松平(池田)慶政(一八三三〜九三)。  
 79・二二 南部美濃守 陸奥国盛岡藩二〇万石藩主南部美  
 濃守利剛(一八二八〜九六)。  
 79・二三 松平陸奥守 陸奥国仙台藩六万二千五六〇〇石藩  
 主松平(伊達)陸奥守慶邦(一八三三〜七四)。  
 79・二三 松平三河守 美作国津山藩一〇万石藩主松平三  
 河守慶倫(一八二七〜七一)。  
 79・二三 宗対馬守 対馬国府中藩一〇万石格藩主宗対  
 馬守義和(一八二八〜九〇)。  
 79・二四 松平右近将監 石見国浜田藩六万一〇〇〇石藩  
 主松平武聡(一八四二〜八二)。  
 79・二四 松平飛騨守 加賀国大聖寺藩一〇万石藩主松平  
 (前田)飛騨守利隆(一八四一〜九二〇)。  
 79・二五 伊達遠江守 伊予国宇和島藩一〇万石藩主伊達  
 遠江守宗徳(一八三〇〜一九〇六)。  
 79・二五 丹羽左京大夫 岩代国二本松藩一〇万七〇〇石  
 藩主丹羽左京大夫長風(一八三四〜一九〇四)。  
 79・二五 松平富之丞 武蔵国川越藩一七万石藩主松平富  
 之丞直克(一八四〇〜九七)。のち大和守に叙任。  
 79・二六 上杉弾正大弼 出羽国米沢藩一五万石藩主上杉  
 弾正大弼齊憲(一八二〇〜八九)。  
 79・二六 有馬中務大輔 筑後国久留米藩二万石藩主有  
 馬中務大輔慶頼(一八二八〜八一)。  
 79・二六 南部遠江守 陸奥国八戸藩二万石藩主南部遠江  
 守信順(一八二四〜七二)。  
 80・七 石内村 佐伯郡石内村は東城浅野家の給知で、  
 同郡の東北端。  
 80・八 農兵 家老三原浅野家では文久二年(一八六二)閏  
 八月に「村々達者之者」を調査し、九月から希望  
 者に鉄砲を貸し下げ、稽古を許した。上田家では  
 十一月から屈竟者や獵師人数を調査し、翌三年三  
 月に藩の代官が廿日市で郡内の割庄屋・庄屋を呼  
 び出し、農務の余暇に武芸稽古を奨励した。東城  
 浅野家の石内村での農兵の鉄砲稽古奨励は領内で  
 も早い事例である。  
 80・二二 天神町天満宮 城下天神町は材木町の通りの東  
 側を平行して通る豎町で、南は水主町へ続く。天  
 満宮は広島開府とともに吉田から広島に移され、  
 後には真言宗満松院の境内社となった。  
 80・頭書 万五郎 後の広島藩青山内証分家当主松平浅

- 野)近江守長厚(ながあつ)一八四三(七三)。父は関蔵人(後の浅野内記戀續)。通称は初め万五郎、文久二年(一八六二)十二月、同家当主の従兄弟に当たたる長興(ながあき)茂勲(もちとく)が本藩世子となったため、同家を継承し、為五郎と改称。同三年九月に近江守と改称。幕府から藩内へ帰住を命じられ、同年十二月に高田郡吉田へ移住。
- 81・二三 竹腰太郎助 広島藩士。弘化四年(一八四七)代官。
- 82・三 江戸之風説 文久の幕政改革では、一橋慶喜の將軍後見職、松平春嶽の政事総裁職就任などの人事改革や参勤交代制緩和のほか、慣習化した年中行事や諸儀礼、服制、献上物の廃止や簡素化が実施された。服制改革では、幕府初期以来礼服として用いられてきた熨斗目や長袴が廃止され、実用的な服装が採用された。
- 83・三 二条御在番 寛永二年(一六五)、二条城には、將軍不在の間の管理と警衛を行うため、二条城代と二条在番(交代制)が置かれたが、文久改革により廃止され、代わりに二条定齋(常勤制)が置かれた。京都之風説 尊攘派による天誅は、佐幕派・公武合体派公卿の排撃が目標であった。関白九条尚忠の辞職後、その矛先は久我・岩倉・千種・富小路の公卿と今城重子・堀河紀子のいわゆる四奸(しけん)に
- 83・五 京都市之風説 尊攘派による天誅は、佐幕派・公武合体派公卿の排撃が目標であった。関白九条尚忠の辞職後、その矛先は久我・岩倉・千種・富小路の公卿と今城重子・堀河紀子のいわゆる四奸(しけん)に
- 83・二 岩倉中将 岩倉左近衛権中将具親(しん)一八五(八三)は、公武合体のため和宮降嫁の実現に最も尽力し、朝幕間の調停に尽力した。このため尊攘派からは四奸の一人として脅迫され、八月に辞官・蟄居・落飾を命じられ、友山と号して岩倉村に閉居謹慎した。
- 83・二 千種少将 千種左近衛権少将有文(ありふみ)一八一五(六九)は、和宮降嫁問題で公武合体の実現に努め、朝幕間の調停に尽力した。このため尊攘派からは四奸の一人として脅迫され、八月に辞官・蟄居・落飾を命じられ、自観と号して紫竹村に閉居謹慎した。
- 83・九 千種少将 千種左近衛権少将有文(ありふみ)一八一五(六九)は、和宮降嫁問題で公武合体の実現に努め、朝幕間の調停に尽力した。このため尊攘派からは四奸の一人として脅迫され、八月に辞官・蟄居・落飾を命じられ、自観と号して紫竹村に閉居謹慎した。
- 83・六 久我前内大臣 久我前内大臣建通(たけなほ)一八一五(一九〇三)は、安政元年七月から文久元年十二月まで議奏。その間に条約勅許問題や和宮降嫁問題に關与するなど、公武合体のため朝幕間の調停に尽力した。文久二年一月に内大臣に昇ったが、尊攘派からは四奸の一人として脅迫され、八月に辞官・蟄居・落飾を命じられ、素堂と号して平野村に閉居謹慎した。
- 83・二三 富小路中務大輔 富小路中務大輔敬真(しん)一八四二

（九二）は和宮降嫁に賛成し、朝幕間の調停に尽力した。このため尊攘派からは四奸の一人として脅迫され、八月に辞官・蟄居・落飾を命じられ、敲雲と号して一乗寺村に閉居謹慎した。

83・一九 御四方之御子息方 久我建通の子通久、千種有文の子有任、岩倉具視の父具慶がそれぞれ差控を命じられた。

83・一九 中山大納言 中山権大納言忠能（一八〇九〜一八八八）安政五年（一八五八）五月から文久三年（一八六三）一月まで議奏。和宮御縁組御用係となり降嫁問題に尽力したため尊攘派から弾劾され、同二年八月に差控を命じられたが、同年十二月には国事御用掛に加えられた。同三年八月から十一月まで議奏格。

83・一九 正親町三条大納言 正親町三条権大納言実愛（一八二〇〜一九〇九）万延元年（一八六〇）六月から文久三年一月まで議奏。同二年十二月には国事御用掛の一員となったが、急進的尊攘派公卿のために議奏・権大納言を辞職した。同三年八月に議奏格となり、同年十二月に議奏へ復任した。

84・一 今城殿御息女少将内侍 少将内侍今城重子（一八二八〜一九〇）は前権中納言今城定章の娘。万延元年十二月に少将内侍。孝明天皇の側近にあつて和宮降嫁を斡旋し、幕府から職禄を増されたが、尊

攘派公卿・志士から二嬪の一人として排撃され、辞官・隠居・洛中居住禁止となり、太秦村に閉居謹慎、文久三年二月にはさらに落飾を命じられた。

84・一 堀川殿御息女 右衛門掌侍堀川紀子（一八一三〜一九二）は前権中納言堀河康親の娘。嘉永六年（一八五三）に右衛門掌侍と改称。孝明天皇の側近に近侍し、二人の皇女を生む。和宮降嫁問題に関与し、実兄の岩倉具視らと画策したため、尊攘派公卿・志士から二嬪の一人として排撃され、辞職して隠居、落飾して雲鑑寺に蟄居した。

84・一 新典侍局 新大典侍勤修寺徳子（一七八八〜一八七八）は故権大納言勤修寺経逸の娘。仁孝・孝明天皇に奉仕し、安政四年五月に新大典侍に進む。和宮降嫁問題では和宮に降嫁を勧説し、東下に当たつて御世話係を命じられた。

84・七 頼東三郎 広島藩士。諱は元啓、号は誠野（一八二九〜九四）。安政三年父幸庵余一跡目相続。祖父は山陽「役人帖」では合力組儒医、外、一三〇石ほか。

84・九 牛田御山屋敷 「牛田御山荘」とも称す。寛文三年（一六六三）、広島藩第三代藩主浅野綱長は、世子時代に安芸郡新山村に別荘日新館を建設し、日新館からの景勝を新山八景に選定した。日新館と

- 「牛田御山荘」との関係は不明だが、浅野道興の父、高平は隠居後の天保五年（一八三四）から死去する同十二年まで、牛田御山屋敷に住居した。
- 84・二二 此御方様御用 広島藩主浅野茂長は国事周旋の内勅を賜わり、自ら上京して答奏するつもりであつたが、参勤交代制の変革により来春中は江戸在府となり、長期にわたり滞京することができなかった。このため、藩主滞京中に家老浅野道興を上京させ、藩主留守中の京都諸公務を担当させることにした。
- 84・二五 大柿忠次郎 広島藩士。文久元年（一八六一）七月に御騎馬筒、同三年納戸奉行次席。元治元年（一八四一）に藤太と改称。
- 84・二五 遠野弥 広島藩士。文久三年尾道町奉行、元治元年蔵奉行、同二年郡廻り、慶応二年（一八六六）郡奉行、同三年町奉行上席、先手者頭次席、「役人帖」では先手者頭次席（近江守用達役）、一七〇石、安政五年（一八五八）父弥右衛門家督。
- 85・二〇 田辺藤之進 広島藩士。「藩士職祿 前編」では用達所物書費用達所歩行筆頭、二〇石三人扶持ほか。
- 85・二〇 今井小左衛門 広島藩士。「藩士職祿 前編」では用達所物書書翰方列、二五石三人扶持ほか。
- 85・二〇 山本勘大夫 広島藩士。弘化五年（一八四八）一月召出、文久二年十月までに御用達所歩行組、元治二年一月取立、勘定所吟味役、「藩士職祿 前編」では吟味役同格支藩用達所在勤。二〇石三人扶持ほか。
- 85・二六 神尾半左衛門 広島藩士。嘉永五年（一八五二）大目附、文久二年騎馬弓筒頭、同三年小姓組番頭。
- 85・二九 木野お喜代 木野一馬の娘。丹羽家から米槌を婿養子に迎え、慶応二年九月二十七日に婚礼。
- 85・二九 おます 森岡万之進の二女。嘉永五年九月二十四日生。慶応四年二月六日の万之進没後に高木来助二男時太郎を婿養子とする。
- 85・二九 藤川おとめ 藤川甚吉郎妹。「於留」とも表記。慶応二年九月に三原浅野家士小池良太郎の息子と婚姻。
- 85・頭書 天祐院 広島藩第八代藩主浅野斉賢（みづか）一七七三—一八三三。諡号は天祐院殿徳順履信大居士。
- 86・二六 文化年中御手当 文化五年（一八〇八）の英国船フェートン号事件を契機に幕府や沿海諸藩は警戒を強め、広島藩や家老家でも、異国船渡来に備えて出兵できるよう危機管理体制を整備した。
- 88・二二 御政事御変革 十月十三日、藩主浅野茂長は幕府の文久改革に準じ、藩内の積弊を一洗する藩政

改革の実施を訓令した。着手として十六日に御鷹方役所廃止と花畠花壇停止、奥向女中減員を布告、十八日には衣服制度改定を發表した。

89・九 岩崎瀨平 家老東城淺野家士。安政三年(一八五六)三月步行列加、村方付兼。同六年一月当用方へ日参、省略方御用向き取計らいを命じられる。

89・一五 近衛公 関白近衛忠熙(一八〇八—九八)。安政の大獄で落飾・愼を余儀なくされたが、文久二年(一八六二)六月、関白九条尚忠の辞職に伴い復飾して関白となった。十二月に国事御用掛を兼ねるも、尊攘派の台頭により同三年正月に関白を辞した。

辻勘三郎 広島藩士。文久三年正月に将曹と改名。諱は維兵(一八三三—九四)。ペリー来航後改革派として頭角を表し、淺野茂長が藩主となると、文久二年十月に騎馬弓筒頭から年寄役に拔擢され、藩政改革を推進。元治元年(一八六四)六月に年寄上座。「役人帖」では年寄上座、一一二〇石、弘化三年(一八四六)五月父豊前家督、王政復古の功績により明治新政府で参与、内国事務局判事、大津県知事などを歴任、明治二十三年(一八九〇)には男爵となる。

89・頭書 信槌 森岡万之進とたつの子。文久二年十月二十六日生。のち信太郎と改名。

91・頭書 佐々木直馬 家老東城淺野家士佐々木猶馬。安政六年八月御用部屋詰、十月書役、元治元年十二月小姓組並取立て、御用部屋詰、御作事所へも出勤、製臘方御用向き手厚く勤めるよう命じられる。慶応三年四月先手銃隊頭兼帯御免、大砲頭兼帯。

92・二九 岩鼻 広島城下への西国街道東入口。城下尾長村と安芸郡矢賀村との境界にあり、福島正則が大

門を置いたといふ

93・一 慶応三年四月先手銃隊頭兼帯御免、大砲頭兼帯。

93・三 猫屋新三郎 西国街道海田市宿の脇本陣。

90・六 九耀之間以上 城内九耀の間詰め以上の主要な

役職は、家老綱代の間、年寄・用人御用達所、番

93・五 小倉屋友三郎 西条四日市の造酒屋で、幕末に

頭(紅葉の間)、大小姓頭・騎馬頭・中小姓頭(九耀の間)。

90・二七 攘夷之義 十月十五日、関白近衛忠熙は滞京中の淺野外衛を自邸に召し、攘夷の觀念を徹底するため広島藩へ国事周旋を命じる内勅を伝達した。外衛は熊谷兵衛にこの内勅を携帯させて広島へ下した。二十三日に三家老初め藩士は登城を命じられ、この勅書を拝見した。茂長は特使を京都に派遣し、外衛を通じて奉命書を近衛関白へ提出した。かね 堀尾善大夫の後妻。慶応二年(一八六六)二月二十四日死去。法名は本種院。



- 94・五 備中七日市ななひち 後月郡しごにある西国街道の宿駅。西は高屋宿、東は矢掛宿。
- 94・八 河辺 備中国下道郡にある西国街道の宿駅、川辺宿。西は矢掛宿、東は板倉宿。本陣は難波家。
- 94・八 板倉 備中国賀陽郡にある西国街道の宿駅。西は川辺宿、東は岡山宿。本陣は東方家。
- 94・二 一日市 備前国上道郡にある西国街道の間宿で、本陣も置かれた。西は藤井宿、東は片上宿。
- 94・二 長船祐包 幕末の備前長船の刀工で、通称は俊左衛門。横山祐盛の養子で、備前長船友成の五八代孫に当たる。
- 94・三 片上 備前国和気郡にある西国街道の宿駅。西は藤井宿、東は三石宿。本陣は小国家。
- 94・五 有年 播磨国赤穂郡にある西国街道の宿駅。西は三石宿、東は正条宿。本陣は柳原家。
- 94・二六 庄所 播磨国揖西郡にある西国街道の宿駅、正条宿。西は有年宿、東は姫路宿。本陣は井口家。
- 94・二八 仏願寺 京都東本願寺の東方、その別邸である枳殻邸の西門に隣接する浄土真宗大谷派寺院。
- 94・二九 東本願寺学寮 東本願寺は、寛文五年(一六六五)に宗学研究機関として学寮を創設、高倉通魚柵に移転してから高倉学寮と称した。一派の学頭として活況を呈し、現在は大谷大学に継承されている。
- 93・二 三原木ノ浜 西国街道に沿った沼田川河口の周辺で、豊田郡沼田下村に属す。
- 93・三 西之宮 三原西町の現三原八幡宮。当時は西宮・西宮八幡宮・西八幡宮とも称した。
- 93・二五 山科屋茂左衛門 藩の公式接待所である御客屋は、三原町の場合、東町と西町双方に設けられ、文政ごろ東町では中町の山科屋平三郎の家が代々あてられた。
- 93・二六 笠岡屋作右衛門 笠岡屋は尾道の中心部、十四日町の本陣。
- 93・二八 田中庫三 三原浅野家士の二男で、尾道奉行薬師寺小兵衛へ若党として参り、尾道の町回りとして抱えられる。安政六年(一八五九)、尾道商家三島屋の娘お百合は息子鶴松を連れて庫三へ嫁した。
- 94・二 牧野平司 東城浅野家士。在東城。牧野家は与力二家の一つ。
- 94・四 菅波序平 西国街道神辺宿本陣尾道屋の一代目。養父の借金を返済、酒造業でも成功を納め、本陣施設と酒造業施設を全面改修し、尾道屋の再興に尽力した。「菅波信道一代記」を残す。

- 95・一 姫路駅 播磨国飾東郡にある西国街道の宿駅。西は正条宿、東は御着宿。三軒の本陣があつたが、紺屋が本陣を勤めることもあつた。
- 95・二 加古川駅 播磨国加古郡にある西国街道の宿駅。西は御着宿、東は大蔵谷宿。本陣は中谷家。
- 95・三 正条川 揖保川か。
- 95・五 大倉谷 播磨国明石郡にある西国街道の宿駅。西は加古川宿、東は兵庫宿。本陣は広瀬家。
- 95・六 兵庫駅 摂津国八部郡にある西国街道の宿駅。西は大蔵谷宿、東は西宮宿。本陣は井筒屋衣笠)又兵衛、脇本陣は四軒。
- 95・八 西宮駅 摂津国武庫郡にある西国街道の宿駅。西は兵庫宿。西宮から京都へは山崎街道を通る。
- 95・九 郡山駅 摂津国島下郡にある山崎街道の宿駅。で、本陣は梶家。
- 95・二七 伏見稲荷 伏見の稲荷山西麓に鎮座する神社で、式内社。全国の稲荷社の総本宮とされる。和銅年間(七〇八―一五)の創建という
- 95・二七 大仏 方広寺は東山・阿弥陀が峰の麓に豊臣秀吉が創建した天台宗山門派寺院。文禄四年(一五九五)に完成し、東大寺に倣つた大仏が建立されたが、慶長元年(一五九六)の地震と、その後の二度にわたる火災や地震で倒壊。天保年間に旧大仏を縮
- 95・頭書 天盃御頂戴 十一月八日に着京した藩主浅野茂長は、九日に朝廷から京都警備を命じられ、十一日に参内して孝明天皇に謁見し、天盃を下賜された。浅野道興が十五日には着京するという報を聞き、茂長は十四日に京都を発し江戸へ向かつた。
- 96・一 坂本十尋 広島藩士。嘉永七年(一八五四)四月に御側詰次席から目付役。当時は留守居代として京都に詰める。文久三年(一八六三)用人並、慶応三年(一八六七)郡奉行、用人。「役人帖」では馬廻組、浅野造酒当分支配、三三〇石。
- 96・五 若月準一 広島藩士。慶応元年に組頭。同三年に宮島奉行。
- 96・六 滝戸幸蔵 広島藩士。嘉永五年勘定所吟味役、元治元年(一八六四)正月に新設された生産掛(武器製造掛)吏員。明治元年(一八六八)川口番所詰。「役人帖」では小姓組、本多庫人組 三三三石。
- 96・二四 片岡道一 宇治茶師で、広島藩から扶持を賜わる。「藩士職禄 前編」では合力組(宇治)三〇石。

- 96・二五 昌徳院 芝山敬豊室で坊城俊明の養女(実父は芝山国典)益子か。
- 96・二六 三木兵庫 芝山家の雑掌で、用人と唱えた。吉田数馬・三浦句も同様か。
- 96・二七 当殿様 八月十三日に芝山敬豊が死去し、勤修寺経理の六男慶豊が四歳でその跡を継いだ。芝山家は勤修寺の庶流に当たる。
- 97・二三 浄念寺 広島城下金屋町浄土宗鎮西派寺院の浄念寺か。または白神六丁目の浄土真宗大谷派寺院明信院内にあった役寺の常念寺か。
- 98・二 普観廟 村上家二代甚兵衛(普照院)の室。法名は普観院釈受安妙喜大姉。明和四年(一七六七)十一月二十一日死去。
- 98・三 臨時祭 旧暦四月、二の酉の日に行われる。下賀茂社の例祭(賀茂祭)に対して、十一月の下の酉の日に行われるのが臨時祭。応仁の乱後に中絶したが文化十一年(一一八四)に再興され、文久二年(一一八六)は十一月三十日に行われた。
- 98・三 両加茂 賀茂川の東畔、神山を背にして鎮座する賀茂別雷社(上賀茂社)と、賀茂・高野両川の合流点に近い糺森に鎮座する賀茂御祖社(下鴨社)。両社とも朝廷から伊勢神宮に継ぐ絶大な崇敬を受けた。
- 98・六 有栖川宮 有栖川宮当主は熈仁親王(一一八二―一八六)。
- 98・六 野々宮 議奏野宮参議定功(一一五―一一八)。万延元年(一一六〇)に和宮降嫁の御縁組御用掛を命じられ、文久二年一月から十一月まで議奏、同月に伝奏に転じて公武間の折衝に当たる。同二年十二月から国事御用掛。八・一八政変で参内・他行・他人面会を禁止されたが、程なく許された。
- 98・六 川緒 河緒右近衛権少将公述(一一八五―一六四)。文久二年十二月に国事御用掛に任じられ、急進的尊攘派として活動した。
- 98・六 徳大寺 徳大寺内大臣公純(一一二―一八三)。安政四年(一一五七)二月から万延元年六月まで議奏、和宮降嫁に反対したため一時失脚したが復帰し、文久二年九月から内大臣(同三年十一月に右大臣)。
- 98・六 御回勤 伝奏野宮定功は在京諸藩に対して摂海防禦の方策について下問した。藩主に代わり京都守衛の任務を担当していた浅野道興は、諸家を回勤した翌二十三日、坂本十尋を通して意見書を答奏している。
- 99・二〇 花咲宮稻荷社 烏丸高辻東入、間之町通り西側に鎮座する稻荷社。俳人松永貞徳隠居後の屋敷内に祀られたことに始まる。別名は間之町稻荷社。

- 99・一九 聿庵 広島藩士頼余（一八〇一―五六）。諱は元協、号は聿庵・春嶂・鶴年。山陽の長男。父が脱藩したため、祖父春水の跡を継ぎ、藩の学問所に勤める。天保三年（一八三二）奥詰次席、同十二年奥詰。
- 100・一 七昼夜之光景 東本願寺では、十一月二十一日から親鸞御正忌の二十八日まで、七昼夜にわたって報恩講が営まれる。
- 100・四 普観廟御祥月 普観院の祥月命日は十一月二十一日。大教院（命日は十一月二十七日）の誤りか。
- 100・六 松木弘安 幕臣で後の外務卿寺島宗則（一八三三―九三）。薩摩出身で安政三年（一八五六）に幕府の蕃書調所教授手伝に採用、文久元年（一八六一）十二月、開市開港延期交渉のため仏・英・蘭・普国などへ派遣された幕府の第一次遣欧使節に通訳兼医師として参加。翌年十二月に帰国すると鹿児島へ帰り、文久三年の薩英戦争では船奉行として、五代友厚とともに英国艦隊の捕虜となる。
- 101・九 御縁女様 高辻修長の室は、高知藩一〇代藩主山内豊策（追手山内家）の子、豊采の娘鎮子（一八四二―一九〇九）。
- 102・三 今般朝廷を被仰達之趣 十一月十三日、京都守衛のため兵を滞在させるようにとの朝命が下り、
- 102・二四 東洞院本藩御屋敷 享保十三年（一七二八）、広島藩は五条松原通りの旧藩邸と、東洞院通り綾小路上ルの平野屋五兵衛持屋敷を交換して新藩邸として以来、維新まで存続した。
- 102・四 森島左伊記 広島藩士。安政四年番頭。慶応二年（一八六六）並寄合。
- 102・五 二川主税 広島藩士。元治元年（一八六四）番頭。慶応三年年寄見習、同四年年寄、明治元年（一八六八）寄合、「役人帖」では寄合、一〇〇〇石、安政二年八月父清記家督。
- 102・五 村越孫六 広島藩士。嘉永四年（一八五二）側詰次席、目付、安政三年大筒頭、文久二年歩行頭、同三年勘定奉行、慶応二年町奉行、明治元年勘定奉行。「役人帖」では町奉行、二〇〇石、弘化三年（一八四六）三十郎家督。
- 102・六 片岡大記 広島藩士。嘉永五年使番、同七年先手者頭、元治元年大目付次席、慶応二年小姓組番頭、同三年番頭。「役人帖」では番頭、一〇〇〇石、天保十三年父雅栄家督。
- 102・二四 東洞院本藩御屋敷 享保十三年（一七二八）、広島藩は五条松原通りの旧藩邸と、東洞院通り綾小路上ルの平野屋五兵衛持屋敷を交換して新藩邸として以来、維新まで存続した。

- 102・一九 下御霊しもごりょう 京都寺町通丸太町下ル下御霊前町の下御霊社。万延元年（一八六〇）閏三月二十九日、東城浅野家隠居の周防道博及び彦右衛門が芝山御殿へ招かれた際、途中の下御霊社内茶店で肩衣に着替えたことがある。
- 103・五 健徳院 家老東城浅野家先々代浅野高平の法号。道興は高平の妾腹男子。天保十二年（一八四一）十二月十二日死去。
- 104・八 鳥羽街道 京都の羅城門跡を基点に、南へ鳥羽から淀へ続く街道。淀からは枚方・守口を経て大坂に至る京街道（大坂街道）が通じる。
- 104・九 枚方ひじりかた 河内国茨田郡にある京街道の宿駅。「枚方」「枚方」の表記が近世まで併用された。
- 104・二〇 八幡宮 淀川左岸男山に鎮座する石清水八幡宮。境内には織田信長が奉納した「黄金の樋」がある。天正七年（一五七九）、信長は山崎で当宮縁起を見て社殿修理の令を発し、木樋を唐金で鍍したものに替えたという。
- 104・二 上鳥羽 山城国紀伊郡上鳥羽・下鳥羽・横大路・富森・納所村、久世郡淀町までが鳥羽街道。「横内」とあるのは横大路か。以下は京街道となり、桂川を渡ると綴喜郡美豆村、さらに木津川を渡ると同郡八幡村、木津川沿いに西へ向かうと同村橋本。
- 104・二 橋本 橋本は京都・大坂間の交通の要衝で、幕末には陣屋が置かれた。その最初の警固役は松江藩主松平定安に命じられた。
- 104・三 山崎 橋本から淀川を渡ると山城国乙訓郡山崎村。桂川・宇治川・木津川合流点右岸に当たり、その下流が淀川。
- 104・三 中芝 交野郡楠葉村中之芝から河内国。以下京街道は淀川の左岸を、同村樋之上、同郡上鳥羽、茨田郡下鳥羽、交野郡坂・渚村、島上郡磯島村と続き、枚方町へ至る。
- 104・二五 守口もりぐち 河内国茨田郡にある京街道の宿駅。
- 104・二八 松か鼻 枚方町からは京街道を南へ、交野郡出口村松ヶ鼻、茨田郡太間村、守口、摂津国東成郡今市・内代村、西成郡野田村を経て大坂へ至る。「内代」は内代の誤記か。
- 105・一 大下津 山城国紀伊郡大下津村は淀の近郊。桂川堤防上に集落があり、村の東側を山崎街道が走る。
- 105・二 樋爪ひしづめ 大下津から桂川右岸を北上、乙訓郡樋爪・古川・志水・こが村を経て桂川を渡ると紀伊郡塔森村。さらに北上すると鳥羽街道の同郡上鳥羽へ抜ける。なお「羽束石森」は志水村内の羽束師森か。羽束師神社の森は「恥づかし」を掛けて和歌

- 105・三 御殿山夷人館出火 十二月十二日、長州藩士高杉晋作・久坂玄瑞・井上聞多らは、幕府が外国公使館敷地に提供した品川御殿山で建設中の英国公使館を焼き討ちした。
- 106・頭書 片岡弘 家老東城浅野家士。片岡家は与力二家の一つ。実父は与力吉田与一右衛門。病身のため退隠して貢に家督を譲るも、万延元年(一八六〇)十月、平癒し格別に生涯一人扶持を下され、家中への砲術指南を命じられる。洋学に関心を持つ。
- 106・頭書 菅平磨 家老東城浅野家士。安政五年(一八五八)二月児小姓免、出衛様御側方。万延元年十月同役免。その後目付。元治元年(一八六四)九月同役免。
- 106・頭書 八木鉄之丞 家老東城浅野家士。元治元年九月児小姓、慶応三年(一八六七)四月大砲頭兼帯御免、先手銃隊頭兼帯。
- 106・頭書 右内 家老東城浅野家士山崎右内。嘉永三年(一八五〇)四月目付、安政六年三月知行格御用達。御膳番兼帯等、万延元年七月同役免。
- 106・頭書 山崎他人登 家老東城浅野家士。文久三年(一八六三)七月小姓組に召し出される。
- 106・頭書 土屋静馬 家老東城浅野家士。文久三年七月歩行組に召し出される。
- 106・頭書 松尾角左衛門 家老東城浅野家士。万延元年十月作事所諸品方、慶応二年四月作事奉行添役。
- 107・三 越前侯御借用 翌文久三年二月十六日に上洛した福井藩主松平茂昭は東本願寺学寮を旅宿とした。
- 107・四 井波・溜池 東本願寺寺内町にある高倉学寮内の屋敷。井波屋敷には慶応四年に護法場が設置された。
- 107・九 天授庵 臨濟宗南禅寺派大本山、南禅寺の塔頭。慶長七年(一六〇二)に細川幽斎が復興。庵主は南禅寺の境外塔頭である光雲寺の長老で、高謙院の師匠坊であった。
- 107・二〇 削掛神事 京都祇園社で元日朝から一年の安泰を祈って行われる神事。現在では白朮祭(モロコシ)と称する。
- 107・頭書 小笠原図書頭 肥前国唐津藩六万石世子小笠原長行(一八三丁九一)のち吉岐守。文久二年九月老中格。十二月十六日に軍艦順動丸で江戸を出発、二十四日に大坂の南御堂(浄土真宗大谷難波御堂)に入る。近海の海岸を巡見した後、翌年一月十三日に入京し東本願寺を旅宿とした。
- 110・九 奥田政次郎 家老東城浅野家士。江戸で出奔し、断絶となった広島藩士大駄陽次郎の弟。浅野道興の実母奥田隆玄院は、安政五年九月に家士山田多喜登妹りせを養女とし、十一月に死去した。

- 東城浅野家では同六年三月、政次郎をりせの婿養子にして奥田家を相続させた。同年三月知行格、六月見小姓、万延元年（一八六〇）十一月出頭加、歩行組支配請引、元治元年（一八六四）五月出頭加御免、御用達・膳番兼帯、慶応二年（一八六六）三月御側詰同格、武具奉行、同三年八月武具奉行・御側足輕兼役御免。
- 110・二八 一橋刑部御様御上京 將軍後見職一橋慶喜は、將軍家茂の先発として、十二月十五日に江戸を発し、一月五日に入京した。
- 110・頭書 百兒利日本紀行 ペリーによる日本への二度にわたる遠征の公式記録 フランシス・L・ホークスの編集で、一八五六年に米國議會から最初に公刊。その後日本へもたらされ、和訳された。
- 111・二 近江守 後の第二二代広島藩主浅野長勳（一八五六～一九〇五）。父は浅野外衛（式部懋昭）。通称は為五郎、諱ははじめ長興（ながかほ）。安政三年二月に青山内証分家長訓の養嗣子となり、同五年十一月に長訓の広島藩襲封にともない同家を相続、近江守と称す。文久二年（一八六二）十二月にさらに藩主茂長（長訓）の世子となり、松平浅野（紀伊守茂勲）と称す。
- 111・二七 尾州公 尾張国名古屋藩六一万九五〇〇石前藩主徳川権大納言慶勝（一八二四～一八三三）。この日着京して近衛家の河原邸へ入った。
- 111・頭書 最上藩士 最上藩は山形藩のことか。山形藩最上家（五七万石）は元和八年（一六三三）に改易されて藩領は分割された。当時の山形藩主（五万石）は水野和泉守忠精（なごみ）。なお、山形藩士は御殿山の英國公使館襲撃事件には参加していない。
- 112・二 頼又次郎 頼山陽の次男。諱は復、号は支峯（一八三三～一八九九）。山陽の死後、一時広島島の長兄津庵に育てられたが、やがて江戸へ遊学、門田朴斎・関藤藤陰の庇護を受けた。帰洛後は父の後を継いで家塾を開いた。「藩士職禄 前編」では合力組（京都）、一〇人扶持。
- 112・三 山陽外史 頼山陽（一七八一～一八三三）は歴史家、漢詩人。通称は久太郎、諱は襄、号は山陽または三十六峯外史。広島藩儒者の頼春水の長男。
- 112・五 西六条東中筋 西本願寺の学林は元禄八年（一六九五）に学林町で再興され、以後は度々拡張しながら幕末まで続いた。
- 112・頭書 万世の 大田垣蓮月の歌集「海人のかる藻」雑部に、本歌とは異なるが、「かめのかたちしたる香合の箱に」と題した「万代のためしにもれしかめなれば手ならず人も幾代へぬらん」がある。
- 112・頭書 和合勘太夫 広島藩士和合貢太夫か。「藩士職

- 112・頭書 禄前編<sup>二</sup>では勘定所詰書翰方列、一五石三人扶持ほか。
- 112・頭書 山本孝太郎 広島藩士山本幸太郎か。「藩士職禄前編」では勘定所詰(勘定所歩行筆頭)、二四石三人扶持ほか。
- 112・頭書 岡孫助 広島藩士岡孫介郎か。「藩士職禄前編」では用達所物書、一二石三人扶持。
- 112・頭書 横山勝太郎 広島藩士横山勝五郎か。「藩士職禄前編」では勘定所物書役(勘定所詰)、八石二人扶持。
- 113・六 四条通祇園御旅 四条通寺町にある祇園社八坂神社御旅所。祇園祭での神幸祭で御輿はこの御旅所に到着し、還幸祭まで滞在する。
- 113・三 板倉筑前介 儒学者で、後の淡海槐堂<sup>ちまひかいたう</sup>一八三了七九。生国の近江国から京都に出て醍醐家の侍となり、筑前介に叙任され、板倉筑前介と称した。王事に奔走して多くの志士と交わり、文久二年(一八六二)に私財を投じて洛東大仏日吉山に文武館<sup>ぶぶくわん</sup>、並修館<sup>なみしゆくわん</sup>を設けた。
- 113・二四 醍醐三宝院 醍醐寺は、京都の東南、醍醐寺山全体を寺域とする真言宗醍醐派の総本山。三宝院はその子院で、修験道当山派の本山。永久三年(一一五)、醍醐寺第一四世座主の勝覺僧正により創建。
- 114・頭書 西洋流 文久二年十月、藩主茂長は浅野遠江と年寄辻将曹にはかり、軍制改革の推進を指示。同年一月に西洋砲術を採用し、隊列訓練を開始することを布達した。城内三之丸東北の「東の明地」を銃隊訓練所に充て、三月には学問所裏へ刀場槍練習所を建設した。
- 114・三 殿様御上京 参勤のため滞府中の藩主茂長は、一月五日、將軍上洛に際して自らも上京し、諸侯会同に参加することを希望する請願書を幕府に提出、十三日に許可された。これにより二十日に江戸を発することを決めた。
- 114・九 枳殻屋敷 現在の涉成園。周辺に植えられた枳殻<sup>きこく</sup>の生垣にちなみ枳殻邸とも呼ばれる。寛永十八年(一六四一)に徳川家光からこの地を寄進された東本願寺の宣如上人は、承応二年(一六五三)、石川丈山らとともに庭園を築いて別邸とした。
- 114・二五 本願寺御門主 当時の浄土真宗大谷派法主は、第二世蔵如光勝<sup>ざいごんじやう</sup>。
- 114・二八 智恩院 知恩院は京都東山、華頂山麓にある浄土宗総本山。
- 114・二九 池内大学 折衷学派の儒学者、池内陶所<sup>ちうしや</sup>一八四〇(六二)。京都で医業のかたわら青蓮院宮・知恩院宮の侍読を勤めた。尊攘論者として知られたが、



- 115・頭書 安政の大獄では逃走の後に自首し、江戸へ護送されたが死を免れた。このため急進的尊攘派から憎まれ、文久三年（一八六三）一月二十二日夜に暗殺、首は翌日難波橋に梟された。
- 115・三 智恩院宮 知恩院宮尊秀法親王（一八五二〜七六）は伏見宮邦家親王の第二王子。嘉永五年（一八五二）に知恩院門主を相続、万延元年（一八六〇）に孝明天皇の養子となり、名を博経と賜わる。度度して尊秀法親王と称したが、明治元年（一八六八）に復職して博経に復名し、華頂宮を創設した。
- 115・三 先考御上京 彦右衛門の父星右衛門は、天保十年（一八三九）に東城浅野家隠居、浅野美濃の病氣療養に随って上京、五月一日、池内大学らと琵琶湖畔の大津に一泊、その夜酒宴の相手をした。宇治舟中の「御唱和」については不明。
- 115・二 貞順院 高辻修長の母、中院故前大納言通知の娘、知子か。
- 115・二七 学習院 学習院は弘化四年（一八四七）に公卿子弟の教育機関として、御所の建春門（日の御門）前に設置された。この日、朝廷は在京諸藩士を学習院に召し、近頃宮・堂上諸家を威嚇する無名投書の真相究明を命じた。
- 115・頭書 宝国童子 彦右衛門の異母弟庫吉の法名。母は仙慈君。天保八年四月二日生。同十年一月二十六日に三歳で死去。
- 115・頭書 坊城大納言 坊城権中納言俊克（一八〇二〜六五）。安政六年（一八五九）二月から文久三年六月まで伝奏。同二年十二月から国事御用掛。条約勅許、水戸降勅、和宮降嫁、將軍上洛など朝幕間の折衝・心接に当たった。
- 115・頭書 三条中納言 三条権中納言実美（一八三七〜九二）。文久二年十月から議奏、同年十二月から国事御用掛。十月に攘夷決行などの勅命伝達の別勅使として江戸に下り、急進的尊攘派公卿の中心となり長州藩と提携し、大和行幸・攘夷親征を名目に討幕挙兵を意図したが、八・一八政変により七卿落ちの一人として長州藩へ落ち、官位を褫奪され実と称した。
- 116・二五 山本沈三郎 京都の医者・本草家の山本錫夫（一八〇九〜六四）。号は榕室。小野蘭山死去後の京都本草学派の主導者であった父亡羊が開いた読書室（家塾）を引き継いだ。
- 116・二五 西村桂蔵 京都の蘭方医で儒学者の西村敬蔵（一八二九）。梅田雲浜や頼三樹三郎らと交流し、天誅組や禁門の変では尊攘派を援助、保護した。

- 116・一六 小野蘭山 京都の本草博物学者。号は蘭山一七二九(一八一〇)。「本草綱目啓蒙」四八巻などにより、日本での博物学の発展に大きく貢献した。
- 116・頭書 飛鳥井中納言 飛鳥井権中納言雅典(一八五〇—一八三三)。安政六年(一八五九)二月から文久三年(一八六三)六月まで議奏、その後は伝奏に転じた。和宮降嫁に関与し、文久二年十二月から国事御用掛となり、同三年三月の賀茂社行幸、四月の石清水行幸に供奉した。八・一八政変で参朝を止められるなどしたが程なく許された。
- 116・頭書 阿野宰相中将 阿野参議左近衛権中将公誠(一八一八—一八七九)。文久二年十一月から同三年四月まで議奏、同年八月から十二月まで議奏格、同月に議奏へ復任。同二年十二月から国事御用掛。
- 116・頭書 香川万五郎 千種家の雑掌、賀川肇。京都所司代酒井忠義の家臣と交流があり、主人千種有文と忠義との間を斡旋するなどしたため、尊攘派から憎まれ、一月二十八日に自宅で暗殺された。その首は二月一日一橋慶喜の宿所東本願寺へ、腕は有文と岩倉具視邸へ投ぜられた。
- 117・九 梅尾山高山寺 京都の北西山中にある真言宗別格本山(現在は単立)。建永元年(二〇〇六)、華嚴宗の僧明恵により再興された。
- 117・二〇 高雄山 高雄山神護寺は、梅尾や楳尾の南、高雄山中腹にある真言宗遺跡本山寺院。
- 117・二一 楳尾山 楳尾山西明寺は、梅尾と高雄との間にある真言宗大覚寺派寺院。高雄山神護寺、楳尾山高山寺とともに三尾の名刹として知られる。
- 117・二三 仏光寺 京都高倉通仏光寺下ルにある浄土真宗仏光寺派の本山。九日に江戸から京都に着いた藩主浅野茂長はこの寺を本陣とした。
- 117・二九 三原御在城 歴代の家老三原浅野家当主は、年に三、四ヶ月三原へ帰るほかは広島で勤務したが、藩内要害地の守衛が緊要であるため、一月二十二日、浅野右近に対して、通常は三原へ在城し、年に三、四ヶ月程度広島へ出るように命じた。
- 118・四 土佐容堂 土佐国高知藩二〇万二六〇〇石前藩主山内豊信(一八二七—七二)。隠居後は容堂と称す。將軍継嗣問題では一橋派として大老井伊直弼らと対立して、隠居、謹慎を命じられた。桜田門外の変後に謹慎を許されたからは幕政へも影響を与え、公武合体運動を推進した。
- 118・四 会津侯 陸奥国会津藩二八万石藩主松平肥後守容保(一八三五—九三)。尾張藩前藩主徳川慶勝の実弟、京都所司代桑名藩主松平定敬の実兄。文久二年五月に幕府参与、閏八月に京都守護職を命

- 118・五 珍事 この日、攘夷期限決定を促す勅使が東本願寺の一橋慶喜旅館へ至り、即答を求めた。慶喜は春嶽・容堂・容保等・毛利定広は不参加と協議し、將軍滯京予定日数などを答奏した。
- 118・二七 立野一郎、広島藩士。のち勉、真一八三〇（八五）と改名。尊攘論を唱え、文久二年（一八六二）以降周旋方として命を受け、連年京撰・東都・長崎・長州藩等を奔走する。「藩士職禄 前編」では用達所物書、二一石三人扶持。
- 118・二八 山田養吉 広島藩士。諱は浩、号は十竹（じちちく）三三（一九〇一）。十六歳で藩の句読師に拔擢。文久三年一月に藩主茂長が上京すると、辻将曹に率いられて上京、周旋方として活躍した。「藩士職禄 前編」では学問所附、一〇石三人扶持。廢藩置県後は修道校の初代校長などを勤めた。
- 118・二八 有志組 一月二十四日、上京を命じられた年寄辻将曹は、江戸で諸藩士と交流する木原秀三郎（立野・安藤にも上京を命じた。当時広島では山田・田口・川合・船越等が脱藩決意で上京を計画していたが、黒田の計らいによりこの四名にも上京が命じられた。
- 118・二八 黒田益之丞 広島藩士。のち益男（一八七）八七
- 118・二九 と改名。槍術師範黒田弥五右衛門の弟。ペリー来航後改革派に属し、文久三年に用達所小姓組となり、諸藩との交渉に当った。「役人帖」では蔵奉行次席、勘定奉行添役、軍事掛り兼補助。三〇石三人扶持ほか、文久三年二月晦日召出し。
- 118・二九 田口太郎 広島藩士。のち真一八四二（一九三）と改名。文久三年に辻将曹に率いられて上京。その後江戸の開成所に学び、同所教官となる。「藩士職禄 前編」では書翰方列洋学教授方、一〇石三人扶持。明治二年（一八六九）に村上敬次郎等四名を伴い英国へ留学。妹ツルは敬次郎の室。
- 118・二九 木原秀太郎 広島藩士木原秀三郎（一八六）一九〇一の誤り。賀茂郡檜山村庄屋の子として生まれ、語学や洋式兵術を学ぶ。号は適処。文久二年に広島藩に登用され勘定所支配足軽。その後神機隊結成に尽力。「藩士職禄 前編」では軍艦附、一〇石三人扶持。
- 118・頭書 植田乙次郎（おとしじろう） 広島藩士。のち与右衛門と称す。諱は常哉（一八九三）。安政五年（一八五八）に用達所詰となり、以降国事周旋に尽力。元治二年（一八六五）郡廻り、慶応二年（一八六六）勘定奉行。「役人帖」では馬廻組、浅野造酒当分支配、一六〇石。在京之諸侯方 二月十八日、広島藩主浅野茂長

- など在京諸大名二一名は小御所に召され、天皇の謁を賜わり、鷹司関白から攘夷の叡旨を伝えられた。これは広島へもたらされた。
- 119・頭書 国枝与助 広島藩士。学問所の句読師となった後、藩の会計吏となる。文久三年(一八六三)、薩芸交易の交渉に当たるため薩摩に派遣された武器奉行・勘定奉行格宮田権三郎に船越寿左衛門らと随行。以後、船越とともに直接薩芸交易の局に当たる。「藩士職祿 前編」では勘定所詰 一七石三人扶持
- 119・頭書 安藤保之進 広島藩士。槍術を学び、長州や九州に遊んだ後広島に帰り、士気振興を主張。文久二年江戸にあつて尊攘論を首唱し、藩命により諸藩と来往して国事周旋に当たる。慶応元年七月死去。
- 119・頭書 船越八左衛門 広島藩士。後に洋之介、衝(まもろ)一八四〇(一九三〇)と改名。寿左衛門の子。文久三年に辻将曹に率いられて上京。「藩士職祿 前編」では用達所物書、三人扶持。明治政府で兵部大丞などを勤めた後、千葉県令などを経て貴族院議員など、男爵
- 119・頭書 川合某 広島藩士川合三十郎。後に鱗三(りんぞう)と改名。安藤保之進の実弟。木原秀三郎とともに神機隊結
- 成に尽力。「藩士職祿 前編」では用達所物書、三人扶持。後に浅野家の委嘱により、明治維新における広島藩の国事周旋の事歴をまとめた「芸藩志」を編纂。
- 119・頭書 石津宗二 広島藩士。「藩士職祿 前編」では儒者、八石三人扶持。
- 119・頭書 若殿様御名 世子浅野長興は二月十一日に江戸城へ登城し、将軍家茂から偏諱(へんかん)を与えられて諱を茂勲と改め、従四位下侍従に叙任された。紀伊守の称は文久二年十二月二十六日に幕府へ申請し許可された。
- 120・頭書 木首梟首(きぶし) 二月二十二日、等持院から足利将軍三代・尊氏・義詮・義満(木像)の首が抜き取られ、三条河原に梟される事件が起きた。京都守護職松平容保は犯人逮捕に全力を尽くし、二十六日に平田派の国学者で伊予出身の神官三輪田元綱らを検挙した。
- 121・九 等持院(とうじいん) 衣笠山麓にある臨濟宗天龍寺派寺院。足利尊氏が暦応年中(二三三〇―四)無念国師を開山として中興した。
- 122・四 小笠原助三郎 広島藩士小笠原兼三郎か。安政二年(一八五〇)奥詰、文久元年側詰膳番兼、同四年目付。「役人帖」では目付(使番兼役)、一七〇石。弘

- 122・六 化四年(一八四七)八月父完八家督。  
 122・六 牧野備前守 越後国長岡藩七万四〇〇〇石藩  
 主牧野備前守忠恭(一八四一七八)。文久二年(一八  
 六二)八月から同三年六月まで京都所司代。  
 122・六 英吉利軍艦 文久二年八月二十一日、武蔵国  
 橋樹郡生麦村付近で、島津久光の行列を乗馬のま  
 ま横切った英人四人を薩摩藩士が殺傷する生麦事  
 件が起こった。英国は薩摩藩に関係者の処罰と賠  
 償を要求したが拒否されたため、同三年二月十九  
 日、幕府に対して謝罪と賠償金一〇万ポンドを要  
 求し、さらに艦隊を薩摩に派遣し、犯人の処罰と  
 賠償金二万五〇〇〇ポンドを要求することを通告  
 した。また、幕府に圧力を加えるため、英仏蘭米  
 の四力国艦隊が順次横浜に入港した。  
 122・一五 聖護院社 本山修験宗の大本山、聖護院の西に  
 は鴨川にかけて、明治までは数百メートル四方に  
 及ぶ鬱蒼とした森が広がっていた。  
 122・頭書 肥前侯 肥前国佐賀藩三万七〇〇〇石前藩  
 主松平(鍋島)左中将齊正(一八一五―七〇)。号は閑斐。  
 二月八日に入京し、二十九日に帰国の途についた  
 阿州若君 阿波国徳島藩二万七九〇〇石世  
 子松平(蜂須賀)淡路守茂韶(一八四六―一九一八)。文  
 久二年十一月二十七日に入京。  
 123・五 水府侯 常陸国水戸藩三万石藩主徳川権中  
 納言慶篤(一八三丁―七八)。將軍家茂に三日遅れて  
 江戸を出発した慶篤は、途中で和宮守衛のため江  
 戸へ引き返すようにとの勅命に接したが、上洛後  
 に帰府することを願い出て許された。  
 123・七 横浜と河崎迄之警衛 英国との生麦事件の賠償  
 金問題が暗礁に乗り上げた幕府は、三月六日、在  
 府の諸大名に対して、万一に備えて江戸府下の警  
 備を命じた。この時彦根藩は横浜・川崎間、青山  
 内証分家(松平為五郎)は大森砲台の警備を命じら  
 れた。  
 123・二六 杉浦三郎兵衛 杉浦家(大黒屋)は京都三条柳馬  
 場の呉服商。代々三郎兵衛を称す。  
 123・二六 伊勢両宮江之勅使 朝廷は、將軍上洛予定日の  
 三月四日、英国軍艦掃攘を祈念するため宣命使と  
 して柳原を、次官として橋本を任じて伊勢両宮内  
 宮・外宮へ派遣した。  
 123・二八 將軍様御供進 寛永十一年(一六三四)、將軍徳川  
 家光は三〇万余の大軍勢を率いて上洛したのに比  
 べ、家茂はわずか三〇〇〇人の供揃いであった。  
 123・頭書 木俣土佐 彦根藩の筆頭家考。文久二年に一  
 旦隠居するが、彦根藩の一〇万石削封の後に復帰  
 し、藩勢回復に努める。

- 123・頭書 實名筑後 文久二年(一八六二)に彦根藩家老見習となり、筑後一八三〇(一八三〇)と改名。後に家老となる。
- 123・頭書 藤波神祇大副教忠のりたか 藤波神祇大副教忠(一八三〇)。
- 123・頭書 橋本宰相実麗さねあき 橋本参議実麗(一八〇九)。
- 文久二年十二月に国事御用掛、同三年二月からは国事参政へ転任。急進的尊攘派として活動した。八・一八政変で一時参内などを禁じられたが、十二月に権中納言に任じられた。
- 123・頭書 柳原宰相光愛みつなを 柳原参議権中納言光愛(一八一八)。
- (八五)。文久二年十二月から国事御用掛。急進的尊攘派として活動した。八・一八政変では鷹司関白邸内の長州藩士慰撫に当たり、八月から議奏。
- 124・三 復一郎 本草学者山本復一(一八四〇)。
- 慶応二年(一八六六)に岩倉具視の秘書となり、明治四年(一八七二)に米国へ渡航、同五年に帰国して太政官に出仕。具視死去後は『岩倉公実記』の編纂に当たる。
- 124・七 將軍御初参内 三月四日、徳川家茂は將軍としては寛永十一年(一六三四)以来二百三十年振りに上洛した。七日には在京の諸大名を随えて参内、天皇に謁見した(浅野茂長は喪中のため参内せず)。家茂
- 125・二四 二条右大臣 二条右大臣齊敬(一八一六)。
- は庶政委任の請書を提出したが、鷹司関白から出た沙汰書は、征夷將軍については委任するが、国事については諸藩に直接沙汰することもあるというものであった。
- 124・八 施薬院せやくいん 將軍家茂は、徳川家康や秀忠が、内裏の中立売御門北側にあつた施薬院の私邸で衣冠を改めて参内したのに倣い、利用した。
- 125・九 加茂両社江行幸 三月十一日、孝明天皇は將軍・諸侯・諸卿を従え、賀茂両社に行幸して攘夷を祈願した(浅野茂長は供奉せず)。これは寛永行幸以来の行粧であり、多くの見物人を集めた。天皇の前を將軍と在京諸侯が警護したことは、天皇が將軍の上に立つ存在であることを公に確認し、世上に知らしめることになった。
- 125・二三 宇和島隠侯 伊予国宇和島藩一〇万石前藩主伊達宗城(一八一八)。
- 125・二四 鷹司関白 鷹司関白輔熙(一八〇七)。
- 安政の大獄による右大臣辞任後、文久二年十二月に国事御用掛として朝政に参画、同三年一月に関白に就任した。大和行幸・攘夷親征の朝議決定など三条実美ら急進的尊攘派公卿に左右されることが多<sup>く</sup>、八・一八政変後の十二月に関白を免じられた。

文久二年（一八六二）一月から右大臣に任じられ、十二月からは国事御用掛を兼ねる。公武合体派として急進的尊攘派と対立し、八・一八政変でその一掃に成功、十二月に左大臣に昇進し関白に就任した。

125・二四 清水谷宰相 清水谷参議公正（一八〇九～一八三三）。

125・二四 油小路中将 油小路左近衛権中将隆晃（一八二

～九五）。

125・二五 滋野井中将 滋野井左近衛権中将実在（一八二

～七八）

125・二五 榊弓中将 榊弓右近衛権中将隆韶（一八二三

～七四）。

125・二五 三条西少将 三条西左近衛権少将公允（一八四

～一九〇四）。

125・二五 正親町少将 正親町左近衛権少将公董（一八三九

～七九）。文久三年二月に国事寄人となり急進的尊

攘派として活動。長州藩が攘夷を実行すると攘夷

監察使を命じられ、六月十六日に親兵を率いて京

都を出発、二十一日に広島藩からも多数の護衛を

付けられて領内を通行、山口・下関へ向かい、攘

夷実行嘉賞の勅諭を伝達した。八・一八政変後に

長州藩の三田尻で三条実美と会見したため、帰京後に差控を命じられた。

125・二五 姉小路右近衛権少将公知（一八

三九～六三）は急進的尊攘派として活動し、文久二年

九月に江戸へ攘夷督促の別勅使特派が決すると、

勅使三条実美の副使となり、十一月二十七日に江

戸城で將軍に朝旨を伝えた。同三年二月に国事寄

人、同年三月には国事参政に転じた。四月に摂海

防衛の巡検を命じられ、軍艦奉行並勝安房守義邦

からその方策を聞き、幕府軍艦順動丸で兵庫沿海

を巡視した。

125・二六 四辻少将 四辻右近衛権少将公賀（一八四〇～一八〇〇）。

125・二六 中御門左中弁 中御門左中弁経之（一八〇〇～九一）。

125・二六 清閑寺頭右中弁 清閑寺頭右中弁豊房（一八三

～七二）。

125・二六 中山侍従 中山侍従忠光（一八四五～六四）。中山

忠能の七男。文久三年二月から国事寄人。急進的

尊攘派公卿の急先鋒で、三月には京都を脱して長

州藩に下り、官位を返上し、五月の外国船砲撃に

も参加した。八月に大和行幸の詔が下されるとそ

の先鋒たらんことを欲し、討幕の兵（天誅組）を率

げた。敗走して長州に落ち、禁門の変の後暗殺さ

れた。

125・二六 四条侍従 四条侍従隆調（一八二八～九八）。文久

三年二月から国事寄人。急進的尊攘派公卿の一員

として活動し、同年七月には監察使として播磨・淡路を巡視した。八・一八政変により七卿落ちの一人として長州藩へ逃れ、官位を褫奪され詞と称した。

125・一八 京極侯 諸侯ではなく、幕府高家旗本の京極丹後守高福か。

125・頭書 清水三年坂 清水寺への参堂の一つで、東大路通から東へのびる清水坂と五条坂が交差する地点から北方の石段のある坂道。

126・二 下瀬篤之助 広島藩土下瀬徳之助。文久三年(一八六三)に砲術出精により召し出され、同四年正月に生産掛(武器製造掛)吏員。慶応元年(一八六五)に勘定所吟味役。「役人帖」では吟味役、三五石三人扶持。元治元年(一八六四)九月父孫平家督。

126・一八 東寺 九条の真言宗寺院。正式には教王護国寺と呼ばれる。

126・頭書 御上洛之御祝義 家茂は三代將軍家光の例に倣い、「御上洛御祝儀金」として洛中の町人に金六万三〇〇〇両(銀五〇〇〇貫)を給した。

126・頭書 薩州侯御京着 將軍上洛により京都では尊攘派が優勢となり、公武合体派からは島津久光の上洛が期待された。久光は三月十四日によくやく入京したが、時務策を建言しても容れられず、辞表を

提出した政事総裁職松平春嶽との面会も謝絶されたため失望し、十八日には離京した。なお、薩英戦争は七月のことで、フランスとは交戦していない。

127・六 殿様当所御発駕 攘夷期限が切迫し、広島藩

では領海の防備が急務であるため、藩主茂長は幕府から許可を受け、朝廷へも帰国の請願書を提出した。江戸から上京する世子茂勲に京都の公務を任せ、浅野道興へはそれまで滞京するよう命じて、茂長は十八日に帰国の途についた。しかし、野宮伝奏から茂勲着京まで滞京するよう命じられたため、郡山駅に留まった。二十一日に茂勲着京の報を受けて、茂長は二十二日に郡山を発った。

127・九 出家兩人首 三月十八日夜、水戸東清寺の僧正惇と光惇が天皇調伏の修法を行っているとして、三条大橋東詰の旅館で斬殺され、三条大橋西詰に梟された。

127・二 岡本甲斐守 京都上賀茂神社祠官で、書家の岡本保誠(やまぎ)か。慶恪と号し岡本甲斐守と称した。

127・頭書 紀州侯 紀伊国和歌山藩五万五〇〇〇石藩主徳川権中納言茂承(もちく)一八四四〜一九〇六。

128・二四 御東下 將軍は当初三月十四日に離京帰府す



- る予定であつた。十一日に延期の沙汰が下されたが、江戸では生麦事件への対応が予断を許さなかつた。十七日に慶喜と老中は將軍の東歸を奏請したが、家茂は十九日に天皇から直接滞京を求められ請けた。二十一日、鷹司関白から内許を得た慶喜等は二十三日の將軍歸府を發表し、先陣として榊原が京都を發つた。しかし尊攘派の巻き返しにより、関白は同夜になつて急に山内容堂等と呼び出して歸府を止めた。このため將軍はついに歸府を中止した。
- 128・二六 榊原侯 越後国高田藩一五万石藩主榊原式部大輔政敬(一八四三—一九二七)。
- 129・七 相国寺 今出川通烏丸東入にある臨濟宗相国寺派大本山。
- 129・八 薩州御買地 薩摩藩京都藩邸は錦小路通東洞院下ルにあつたが、文久三年(一八六三)、相国寺境内および門前町数ヶ町を含む地域に広大な屋敷を建設した。
- 129・二〇 久世街道 東寺口から久世で桂川を渡り、向日・長岡を経由して山崎へ出る街道。
- 130・八 小豆屋助右衛門 兵庫宿の街道本陣とは別に、兵庫津には浜本陣があつた。小豆屋は薩摩藩の浜本陣であつた。
- 130・八 小倉侯 豊前国小倉藩一五万石藩主小笠原大膳大夫忠幹(一八二七—一八五〇)。
- 130・八 西条侯 伊予国西条藩三万石藩主松平左京大夫頼英(一八四三—一九〇五)。
- 130・二三 薩州蒸気船 薩摩藩が文久二年八月に英国から一三万ドルで購入したスクリュー蒸気船、永平丸原名はファイアアークロス。同二年十二月に明石海峡の垂水沖で座礁。乗員は無事であつたが、その後廃棄された。
- 131・二 大内村臥龍松 備前国和気郡大内村の個人庭園にあつた臥龍松の枝は、東西に約五〇メートル、南北に約二八メートルに及んだ。昭和二十一年(一九四六)に虫害のため枯死。
- 131・三 藤井駅 備前国上道郡にある西国街道の宿駅。東は片山宿、西は岡山宿、西本陣が安井家、東本陣が西崎家。
- 131・二〇 郷分村 神辺宿から西へ、芦田川を渡ると備後国沼隈郡郷分村に至る。
- 132・三 高橋文軒 広島藩士。安政二年(一八五五)に高橋文郁が死去し、継嗣がないため菅生氏から養子に入る。同六年医師組「役人帖」では合力組儒医並七人扶持ほか。
- 132・三 桃源 広島藩士高橋桃源(一八七九)は桃蹊の

- 長男。安政六年(一八五九)側医並。「役人帖」では合力組儒医並、一三人扶持ほか。廃藩後は開業医師学術講究所の社長などになり、広島地方の衛生に力を尽くした。
- 132・四 広藤道庵 広島藩士。弘化四年(一八四七)側医師並、明治元年(一八六八)側医師。「役人帖」では合力組儒医並、三〇石ほか。
- 134・一六 主水様御用向 攘夷期限が近づき、京都から帰藩を望む浅野茂勲は、その事務代理として家老上田主水を上京させることにした。主水は十三日、藩の蒸気船震天号で宇品を出発し(実際には十五日)、十六日に大坂へ着いたが、茂勲は朝廷から京都守衛を命じられて六月まで滞在することになったため、二十三日に京都へ伺候した後、二十六日に広島へ帰国した。
- 134・頭書 八島外守 広島藩士。嘉永七年(一八五四)四月に中小姓から大小姓頭、さらに用人、文久二年(一八六二)用人上席、同三年年寄、元治元年(一八六四)寄合。
- 135・七 奥弥右衛門 広島藩士奥弥衛門邦雅(?)(一八六〇)。号は白水。奥家は砲術自由齋流の家だが、旧来の砲術では実用に適さないことを先見して、岩国の有阪淳蔵、ついで幕府旗本の下曾根金三郎
- に西洋流砲術や編隊操練を学ぶ。文久三年に藩が西洋式操練を採用すると、その定着に従事した。嘉永三年には歩行頭次席であつたが、大目付、三〇〇石まで進んだといふ。
- 136・三 木村為次郎 広島藩士。文久三年中小姓頭取。慶応三年(一八六七)新組頭添役、「役人帖」では中小姓頭取(新組頭添役)、四五石三人扶持。天保十三年(一八四二)父新左衛門家督。
- 136・三 西山和三郎 広島藩士。民人弟。「藩士職禄前編」では生涯五人扶持。
- 136・四 田中保太郎 広島藩士。明治二年後の「藩士職禄後編」では無役士族(川千尋請引)、一五石。
- 136・四 木村啓次郎 広島藩士。嘉永四年奥小姓。
- 136・四 小島易人 広島藩士。「役人帖」では小姓組天野保允組、一五石。
- 136・四 原三郎兵衛 広島藩士。略歴不明。
- 136・四 竹内久米吉 広島藩士。金六弟。明治元年奥詰同二年後の「藩士職禄後編」では軍務助教、二五石。
- 136・六 銅類御探索 広島藩では、安政二年、朝廷の命により大砲や小銃の材料として寺院の梵鐘(ほんしやう)を供出させたが、文久三年三月七日には、銅・鉛・真鍮などを、城内諸殿宇から社寺の銅樋類に至るまで

供出するよう領内に命じた。

137・六 武井郁之進 広島藩士。後に弥八郎と改名。嘉

永五年(一八五二)奥詰、慶応元年(一八六五)奥小姓次席、「役人帖」では奥小姓次席側方(内記附)、二六

〇石、弘化二年(一八四五)六月父加右衛門家督。

137・七 先達而御参内 四月七日、世子浅野茂勲は参内

して天皇に謁し、天盃を賜わった。

137・二七 真鍋御屋敷 広島城内、真鍋筋を北へ八丁馬場

と突き当たる屋敷。軍制改革により三月に閑家から収用され、年寄以下の諸奉行が定日に会議を行うことになったが、梅梢院が竹の丸屋敷から移住し、江戸から国元へ帰る途中に滞在する宗夫人・京極夫人と同居することになったため、以後は会議は行われなかった。

137・一九 新庄堤外大芝 沼田郡新庄村は南流する太田

川の西岸にあり、対岸は安芸郡牛田村と広島城下白島村。大芝は新庄村の北東部。太田川に面し、川土手が草原に覆われたところから呼ばれた。大芝の河原では幕末に軍事演習が行われた。

137・頭書 八幡江御幸 四月十一日、孝明天皇は攘夷祈願

のため清水八幡宮に行幸した。尊攘派はその神前で天皇から將軍へ攘夷の節刀を授け、攘夷戦争を回避しようとする幕府を窮地に追い込もうとし

たが、將軍家茂は病と称して供奉しなかった。代

理で供奉した一橋慶喜は攘夷祈願を済ませた天皇から社前へ召されたが、腹痛と称して感じなかった。

137・三 向柳原御前様 八代藩主浅野斉賢の二女で、

対馬国府中藩一〇万石格藩主宗義和の正室嘉代(信楽院)。

138・三 京極鶴齡院 七代藩主浅野重晟の三男右京長懋

の長女で、広島藩主浅野茂長の養女(実妹)。讃岐国丸亀藩五万石藩主京極高朗の嫡子故高美(弘化二年七月逝去)室。

138・二三 堀田勝太郎 広島藩士。水野左金吾弟右膳を養

子として慶応元年に隠居。

138・一八 五月十日 四月二十日、幕府は將軍家茂退京と

一橋慶喜東帰とひきかえに、朝廷に対して攘夷期限を五月十日とすることを約束し、二十四日にこれを諸藩へ布達した。広島藩内では二十九日に布告された。

138・頭書 石井雄之助 広島藩士。諱は正敏。修理、辰作

(一八二〇〜九)と改名。養父は石井大膳。改革派に属し、浅野茂長が藩主に就任すると、文久三年(一八六三)に年寄役。「役人帖」では参政、制度督、一二〇〇石、文久三年十二月父大膳家督。

- 139・二九 浅野木工もく 広島藩士。右京長懋の子。内膳、奈美濃、後に出雲と改称。諱は道砥。文政十二年(一八二九)に浅野権大夫の養子となり、さらに浅野主計かづえの養嗣子となる。弘化元年(一八四四)養父主計の跡目知行四八〇石を賜わる。嘉永五年(一八五二)番頭となり知行一〇〇〇石。文久三年(一八六二)六月中老格。慶応三年(一八六七)六月死去。
- 140・二 右京 七代藩主浅野重晟の六男、浅野右京長懋ながち(一七八七—一八三六)。号は白杏。  
りてく 浅野遠江は三月七日に藩主茂長から上京を命じられたが、同日広島を脱して三原に戻った。これは、軍制改革により左遷された旧軍学者等が西洋式軍制を推進する遠江を襲撃する計画があるので難を避けるよう家士から説得されたためであった。五月六日、その後三原で謹慎していた遠江に逼塞の命が下った(七月十一日免)。
- 140・二六 浅野助九郎殿明日出船 四月二十四日、浅野助九郎は京都主衛兵総括の事務処理のため上京を命じられ、五月八日に出発した。
- 140・二七 藤村土佐守妻 藤川毎登娘のちか。安政三年(一八五〇)五月に倉橋島神官藤村土佐守へ嫁いだ。
- 141・三 又次郎 家老東城浅野家土藤川毎登の子で甚吉郎の弟、又三郎か。明治元年(一八六八)九月、上田
- 141・頭書 家士中村尚一方へ婿養子となる。  
 講武所 五月七日、一月に銃隊訓練所として開場した城内東の明地と、三月に学問所裏へ建設された刀槍練習場は、総称して講武所と呼ばれることになった。翌年九月に城北へ松原講武所ができると、従来の講武所は東講武所と改称した。
- 143・五 鎖港之談判 大半の江戸幕閣の「攘夷」とは、武力行使ではなく、外国と結んだ条約の破棄、または開港した横浜などの鎖港について諸外国と交渉することと認識されていた。しかし江戸幕閣は、朝廷からの強い圧力に抗しきれず、帰府した一橋慶喜らと対立し、五月十日を過ぎても鎖港交渉は開始されなかつた。
- 143・六 大久保豊後守 長崎奉行大久保忠恕ただむね(一八二八—?)。文久二年六月から元治元年(一八六四)六月まで同職
- 143・二七 矢野七五三槌 矢野犀右衛門次男。元治元年十二月に岡田八十太郎の養子となり、明治二年七月に引越す。
- 143・二八 森島米蔵 水主佐兵衛子で、村上家家来森島兵蔵の兄。
- 145・一 先日赤馬関 五月十一日未明、長州藩は停泊中の米国商船ペンブローグ号(神奈川奉行から長崎奉

行に宛てた書翰を携帯)を赤間関から砲撃して損傷を負わせた。

145・三 夏岳君 法号夏岳妙祐信女。墓所は妙慶院。

村上家関係者と思われるが詳細は不明。享和二年(一八〇二)五月二十六日に百回忌を迎えている。

145・頭書 去ル廿日 姉小路公知は、五月二十日深更、朝

議からの帰途に御所朔平門外(猿が辻)で暗殺された。なお、当時公知は国事参政で、議奏ではない。

145・頭書 両堂上之御嫡子 一人は中山忠光、もう一名は

不明。

146・一七 御男御出生 後の男爵浅野忠純(一八六三丁一九

一五)。幼名は盛之丞、慶応元年(一八六五)に哲之進、その後哲吉、忠純と改名。明治九年(一八七六)に三

原浅野家の家督を相続。

146・頭書 田中雄平 薩摩藩土田中新兵衛(一八三三丁六三)。

諱は雄平。島田左近を暗殺したほか、土佐藩の岡田以蔵らとともに本間精一郎などを暗殺したという。捕縛後自刃したため、姉小路暗殺の真相は不明。

146・頭書 性川某 仁礼源之丞。後の海軍中将・子爵仁礼

景範(一八三三—一九〇〇)。薩摩藩士の子弟として生まれる。文久三年(一八六三)五月二十六日、姉小路暗殺の容疑者として捕縛され、二十八日に広島藩

邸内に収監された。七月十一日に広島藩から町奉行へ引渡し、その後釈放された。

147・二 馬料金八両 この馬は、慶応三年十二月に広島藩用人今村文之進へ金一五両当時の金相場では

正味八両二分(朱余)で売却した。

147・頭書 英船と戦争 長州藩は五月十一日の米船に続いて、二十三日に仏軍艦キンシャン号、二十六日には蘭艦メデューサ号を砲撃し、蘭艦では死傷者が出た。六月一日、報復のため米艦ワイオミング号

が下関へ来襲、砲台と軍艦三隻を撃沈または大破させた。五日には仏艦二隻が下関砲台を砲撃し、

約二五〇名の兵が上陸、砲台を占拠し、民家を焼き払うなどした。

147・頭書 小方 佐伯郡小方村は、西は木野川を隔てて周

防国と接し、東は瀬戸内海に面し、家老上田家の屋敷や境番所・口屋番所などが置かれていた。米・

仏艦による下関砲撃を受けて、広島藩は六月十日、

上田主水に命じて小方村へ兵員を派遣し、危機に

備えた。

148・五 宮島祭礼 六月十七日の管絃祭は、対岸の地御

前神社の神に会いに向いた厳島神社の祭神市杵

島比売命を管絃船で迎えに行く祭事。同時期の宮

島夏市には、宮島芝居として広く知られる歌舞伎

- 芝居が上演され、各地から人が集まり賑わいを見せた。
- 148・七 西之御丸御殿炎上 六月三日、江戸飯倉五丁目から出火した火事は大火となり、飛火により江戶城西の丸が焼失した。西の丸は翌年に再建されたが、幕府の財政窮乏のため簡略化された。
- 148・九 御見舞之御使者 六月十七日、藩主浅野茂長は、藩士松井直馬等を山口に派遣し、異国船砲撃の状況を探索させた。
- 148・二 世羅米 備後国世羅郡のうち宇賀・吉歩・小童・西上原・田打村が東城浅野家の給知。全給知の二八%を占める。
- 148・二四 貞善童女 彦右衛門の父星右衛門と実母阿重の娘で、彦右衛門の妹。俗名お順。文政三年(一八二〇)三月九日生、同年六月十六日死去。
- 148・二七 東照宮 広島城下尾長村の東照宮は、徳川家康の外孫であった二代藩主浅野光景により、慶安元年(一六四八)に勧請された。祭礼は九月十六・十七日。
- 148・頭書 日田邦太 豊後国杵築藩士小串邦太。尊王論者で、海外にも深い関心を抱いていた。文久元年(一八六〇)以降、九州・中国を遊歴、同三年六月十八日、広島島の白神一丁目旅館橋国屋で斬殺され、首が三丁目河岸に梟された。
- 149・九 長嶺内蔵太 長州藩士渡辺内蔵太(一八三六〜六四)。尊攘派として文久二年十一月の横浜居留地襲撃や十二月の品川御殿山の英国公使館焼き討ちに加わる。元治元年(一八六四)の禁門の変後に恭順派により萩の獄に投じられ、刑死した。
- 149・九 山県半蔵 長州藩士。のち宍戸備後介、宍戸磯(一八三九〜一九〇一)。第二次長州征伐に際し長州藩士民の歎願書を携えて来広。幕府の問罪使と応接するが、小田村素太郎とともに拘留される。
- 149・九 中井出衛 広島藩士。嘉永五年(一八五二)用人。安政二年(一八五五)大目附、同六年郡奉行、万延二年(一八六一)用人並、文久三年用人。
- 149・二四 穂波左京大夫経度 穂波経度(一八三七〜一九二二)は尊攘派の公卿。慶応四年(一八六八)一月に参与加勢。その後大総督府参謀となり戊辰戦争で各地を転戦した。
- 149・頭書 加藤種之助 広島藩士。七郎兵衛の子で、後の第二二代総理大臣加藤友三郎の兄。「藩士職禄前編」では外様歩行組横田唯之助組、一三石三人扶持。
- 149・頭書 丹羽清蔵 家老三原浅野家士丹羽精蔵。三原講武所の助教となり、自らも私塾を開き剣道を教え
- 148・頭書 日田邦太 豊後国杵築藩士小串邦太。尊王論者で、海外にも深い関心を抱いていた。文久元年(一八六〇)以降、九州・中国を遊歴、同三年六月十八日、広島島の白神一丁目旅館橋国屋で斬殺され、首

た。尊攘論を唱え、文久三年(一八六三)七月には攘夷監察使正親町公董に随従して下関へ赴いた。慶応元年(一八六五)に藩の外交掛を命じられ京坂で任に当たるが、同三年三月、京都木屋町で会津藩士により暗殺された。

150・三 元次郎 浅野外衛(式部)二男で、世子茂勲の実弟。後の福山藩主阿部主計頭正桓(一八五丁一九一四)。浅野右近には六月に男子が出生したが、時勢柄不安なため、「厄介」の扱いで三原浅野家に入った。慶応四年五月浅野家に引取られ、福山藩阿部家を相続する。

150・六 十七日御参内 世子浅野茂勲は藩主の代理として四月から六月までの京都警衛の任務に当たっていたが、十七日参内して天盃を賜わり、伝奏野宮定功から長州藩応援のため兵を赤間関へ派遣するよう命じられ、広島への帰国を許された。

150・三 守之進 広島藩士。後の家老東城浅野家当主浅野守夫(一八五五・一九三八)。内記懋績(関蔵人)の子で、青山内証分家近江守長厚の弟。父懋績が文久三年六月に本家へ引き上げられると、家禄三六〇〇石を給され、浅野と称して家督相続を許された。慶応二年十二月、家老東城浅野家の嗣子となり、明治二年(一八六九)七月に養父道興の家督を継

承。

150・三 嘉吉 広島藩士。式部懋昭の子で世子茂勲の弟。茂勲が安政五年(一八五八)に広島藩青山内証分家を相続するに当たり、沢家の嫡子となり、文久三年六月に父が本家へ引き上げられると、家禄二二〇〇石を給され、浅野(沢)家を継承した。

150・二八 南御門外御屋敷 城郭三の丸の南、中濠の内側にあるのが南御門。南御門を出て南に進むと広島城外郭を東西に走る八丁馬場に出る。屋敷はその途中の東側にある。

150・二八 京口御門内御屋敷 八丁馬場を東に進むと京口門に至る。屋敷は京口門内八丁馬場北側にある。

151・五 西御境大竹村 六月の米仏軍艦による下関砲撃と長州藩からの応援要請を受け、広島藩は六月二十七日、新組頭谷口虎之助・岡本主馬に命じて周防国との国境佐伯郡大竹村まで出兵し、屯在させ、後命を待たせた。

151・八 正親町大納言実徳 攘夷監察使に任じられたのは正親町権大納言実徳ではなく、その養子の左近衛権少将(公董)、公董と攘夷監察使については二六一頁の注、正親町少将を参照のこと。

151・二〇 又三郎 広島藩士松浦又三郎。後に大允と改称。元治元年(一八六四)奥詰。「役人帖」では奥詰、二〇

- 石三人扶持ほか、安政五年(一八五八)十一月父五郎家督。
- 152・三 仙助 仙助は以後現れない。十二月十一日に暇を出された僕万次と同一人か。
- 152・二六 鉄炮組 広島藩の足軽は強壯者から選抜されていたが、次第に退職者の子弟を雇用する傾向となり弱体化した。このため軍制改革の一環として、物書役以下や諸足軽の子弟、藩士従僕の中から練兵に熟達した者へ家禄四石と二人扶持を与え、浮組足軽(銃兵)に抜擢した。東城浅野家でもこれに倣ったものと思われる。
- 152・頭書 得井勲次郎 家老東城浅野家士。満四郎の子。安政六年十二月小姓組並御雇。
- 153・三 原十郎次 広島藩士。文久三年(一八六三)に奥小姓次席、「役人帖」では奥小姓次席側方、式部附頭取、三石三人扶持、文政九年(一八二六)十月父十大家督。
- 153・頭書 小林大右衛門 家老東城浅野家士。文久元年十二月、武具蔵の腰物盗難事件で「叱」に処せられた。
- 154・二 水上甚大夫 家老東城浅野家士。水上家は与力一一家の一つ。安政三年十月に父源左衛門から家督を相続した。
- 155・三 龜蔵 岡野龜蔵。木原清次郎に代わり、文久三年七月に村上家に小者として抱えられ、翌年一月に暇となった。
- 155・六 虎之丞 家老東城浅野家士山県虎之丞。彦一の子。元治元年(一八六四)八月中小姓より小姓組本格児小姓。山県家については七三頁の注(山県彦一)を参照のこと。
- 156・二 歩操軌範 津山藩出身の医師牧天穆まきあむねの洋式歩兵教練書。初篇一〇巻六冊、中篇七巻七冊、附図、図解、附録二巻一冊とも全一六冊。安政二年刊。
- 156・頭書 伝福寺 城下材木町の曹洞宗寺院。水谷家の菩提寺。
- 156・頭書 不法之所業 小倉藩は関門海峡を通行する外国艦船を砲撃せず、長州藩が米・仏艦隊から報復攻撃されても応援しなかった。小倉藩へ嚴重抗議しても傍觀態度が改められないため、長州藩士は六月二十四日に小倉藩田ノ浦地区を占領し、砲台を築いた。小倉藩からの訴えを聞いた幕府は長州藩に退去を命じ、広島・福岡・中津各藩に対し状況によっては小倉藩を応援するよう命じた。これでは異艦とともに長州藩を挾撃することになるため、広島藩はその幕命を辞退した。
- 156・頭書 中津侯 豊前国中津藩一〇万石藩主奥平大膳大



- 157・一 夫昌服(一八三〇〜一九〇一)。  
竹腰佐助 広島藩士竹腰左介か。安政三年(一八五六)に先手者頭。「役人帖」では先手者頭、四〇〇石ほか、嘉永七年(一八五四)二月父集之助家督。小姓町は広島城外郭西側西の丸)にあり、東から表・中・裏に分かれる。
- 157・二 益登 家老東城浅野家士佐藤益之丞の二男。安政三年十一月三宅吉左衛門の養子となる。同六年七月小姓組へ召出され、児小姓。慶応二年(一八六六)二月に家督相続し知行格、同年三月用達役・御膳番兼帯。
- 158・一 両家二男 堀尾家二男は敬次郎、矢野家二男は七五三槌。
- 158・四 英夷船七艘来 六月二十八日、英艦七隻が鹿児島湾頭へ至り、生麦事件の犯人引渡しと賠償金を薩摩藩に要求した。交渉は行き詰まり、七月二日、英艦が薩藩船を拿捕したのを契機に、台風による暴風雨の最中、薩藩が英艦を砲撃、英艦もこれに応戦した。この結果、薩藩側では城下が砲撃を受け、藩船三隻が沈没するなど被害が出たが、英艦側も艦長・副長など死者一三人、大破一隻など被害は大きく、四日に鹿児島湾を去った(薩英戦争)。
- 158・二〇 敬次郎 村上敬次郎(一八五三〜一九二九)は堀尾善太夫の次男で、実母は深町氏(随心院)。文久三年(一八六三)八月に彦右衛門の養子となり、慶応二年十一月に江戸遊学、明治二年(一八六九)に英国へ留学し、同七年に帰国。広島英語学校の教員を経て、同九年に海軍省に奉職。少書記官、海軍大臣秘書官、大臣官房主事、経理局第一課長を経て、日清戦争では呉鎮守府監督部長。旅順口海軍根拠地主計部長として功があり、同三十年に主計総監、その後海軍省経理局長。北清事変・日露戦争の功により、同四十年に男爵。
- 158・頭書 桑原嘉東太 家老東城浅野家士。旧名盛蔵。万延元年(一八六〇)七月歩行目付、御先供頭取兼帯。文久三年八月同役免。
- 158・頭書 三津井滝次郎 家老東城浅野家士。安政四年三月還俗(旧称玄賢)、御用部屋詰、日参、同六年十月御用部屋詰免。万延元年十月鼓貝方加役、文久三年八月歩行目付、御先供頭取兼帯、慶応三年九月勘定所詰。
- 159・二 不遷廟 家祖廟のこと。村上家では慈眼廟初代三郎右衛門)をさす。
- 159・二五 拾五万俵御進納 宮・公卿領の総高は五万石に足らず、朝廷や公卿の窮乏を憂えた会津藩主松平容保が建議し、六月十六日、幕府は毎年米一五万

- 160・四 帝側を清スル之策 三月に帰国した松平春嶽は、攘夷決行後に外国船が大坂湾へ進出することを恐れ、京都への出兵上洛を計画した。これは藩内を二分する激論となり、一旦は拳藩上洛が決議される勢いとなったが、七月に推進派藩士の村田氏寿が慎重論に転じたのを契機に中止された。
- 160・六 処々ニ梟首 文久二年(一八六二)から江戸や近畿各地で両替商・米穀商・貿易商の奸曲を指弾する貼紙や、富商を脅迫する事例が絶えなかつた。七月二十四日には、京都の貿易商、八幡屋卯兵衛の首が尊攘派により三条大橋に梟らされる事件が起きた。
- 161・八 日通寺山 広島藩主浅野家の菩提寺の一つである日通寺は安芸郡牛田村の日蓮宗勝劣派寺院で、新山を背に、太田川を望む。
- 161・八 大髭御山所 家老東城浅野家の給知、佐伯郡古江村にある給主の御建山。
- 162・三 岡島平之進 家老東城浅野家士。岡島家は勝馬が出奔して家名断絶となったが、安政五年(一八五八)五月、森仙太郎二男平之進が養子に入り家名
- を建てることを許され小姓組、同六年一月兒小姓元治元年(一八六四)九月目付役。慶応三年(一八六七)二月に堀尾嘉善(善大夫)娘と婚姻。
- 165・二 星野幸次郎 家老東城浅野家士。安政二年二月御帳前より小姓組並御取立、慶応二年二月目付役。貞之助 家老東城浅野家士。幸次郎養子。文久四年二月步行組雇、元治元年九月御用部屋詰。慶応二年二月書役。同年三月森岡万之進の娘佐代と婚姻。
- 165・二 山田多喜登母 家老上田家士丹羽正司の妹に当たる。
- 166・一 京都尚又騒々敷趣 八月十八日、会津・薩摩藩を中心とする公武合体派が、長州藩や急進的尊王攘夷派公卿を京都から追放するクーデターが起きた(八・一八政変)。これは二十四日に広島へ情報伝わり、年寄辻将曹と番頭寺西雅楽が、部下組頭以下三九〇余人の藩士を率い、藩船震天丸で上京することになった。
- 166・二 寺西雅楽 広島藩士。のち匠作と改名。嘉永七年(一八五四)番頭。
- 166・二 阿部主計頭 備後国福山藩二一万石藩主阿部主計頭正方(一八四八)六七。
- 166・二 三浦十右衛門 福山藩士三浦十郎左衛門か。文

167・一 久元年(一八六)には文武掛り、一八〇石。夷狄御親征 久留米藩浪士真木和泉や長州藩士を中心とする急進派の攘夷親征運動が功を奏し、

八月十三日、鳥取藩主池田慶徳など四藩の公武合体派諸侯が参内して反対したにもかかわらず、同日大和行幸、攘夷親征の詔が発表された。

167・八 三條西殿 三條西権中納言季知(一八一―一八〇)。

文久二年十二月から議奏加勢・国事御用掛に加えられ、同三年二月に国事寄人に転じ、急進的尊攘派公卿として活動した。八・一八政変により七卿落ちの一人として長州藩へ逃れ、官位を褫奪されたと称した。

167・八 壬生殿 壬生修理権大夫基修(一八三五―一九〇六)。

文久三年二月に国事寄人に挙げられ、急進的尊攘派公卿として活動した。八・一八政変により七卿落ちの一人として長州藩へ逃れ、官位を褫奪され修と称した。

167・八 沢殿 沢主水正宣嘉(一八三五―七三)。

文久二年十二月国事寄人となり、急進的尊攘派公卿として活動した。八・一八政変により七卿落ちの一人として長州藩へ逃れ、官位を褫奪され宣と称した。筑前の志士平野国臣らの拳兵計画に呼応して長州藩三田尻を脱出、文久三年十月に「姉小路五郎丸」

167・八 という変名で但馬国生野で拳兵したが敗れ、長州に帰り、他の六卿とは別れて潜伏した。

豊岡殿 豊岡大蔵卿随資(一八一四―一八六)。文久三年二月に国事参政となり、三條実美ら急進的尊攘派公卿として活動、攘夷親征・大和行幸を決定させたが、八・一八政変で失脚、参内などを禁じられた。

167・二四 中川宮 後の久邇宮朝彦親王(一八一四―九一)。

父は伏見宮邦家親王。嘉永五年に青蓮院門跡を相続するが、孝明天皇の信任が厚く、文久二年十二月に国事御用掛を命じられて遺俗、中川宮と称し、八・一八政変では薩摩・会津二藩と協力して急進尊攘派の一掃に成功し、弾正尹に任じられて名を朝彦と改めた。

167・二五 七卿 先上げられた三條以下七卿のうち、

豊岡随資は長州藩への下向に反対して京都に残留し、差控の処分を受けた。残る一人は左近衛権少将東久世通禧である。

167・二六 土州之有志士 八月二十三日、三條実美は海路

西下途中の鞆から、土佐藩土土方楠左衛門(久元)らに書状を携帯させて広島へ派遣し、二十六日に広島藩士寺尾生十郎ら「芸藩志」には近木清三郎の名前はない)に手渡した。

- 167・一八 近木清三郎 広島藩士。安政六年(一八五九)奥小姓、慶応元年(一八六五)少将様近習詰頭取、同三年武具奉行、「役人帖」では武具奉行・鉄砲改兼役、一八〇石、弘化二年(一八四五)四月父静人家督。
- 167・頭書 庭田公 庭田権中納言重胤(一八二二〜七三)。文久二年(一八六二)に議奏加勢を三度務めた後、十二月に国事御用掛となり同三年五月に辞職。三年二月から再び議奏加勢。
- 167・頭書 勅使 薩摩藩へ勅使が派遣された事実はない。
- 169・二 牧野静馬 家老東城浅野家土牧野静磨。
- 169・頭書 五条村御代官所 土佐脱藩浪人吉村寅太郎等が急進的尊攘派公卿中山忠光を首領に迎えて、大和行幸の先鋒となるため挙兵。八月十七日に大和国五条代官所を襲撃、代官鈴木源内の首を刎ね、代官所に火を放ち、桜井寺を本陣とした(天誅組の乱)。
- 169・頭書 鈴木源内 幕府旗本で、文久二年以来大和国五条代官。吏務に見るべきものがあつたが、同三年八月十七日、天誅組により代官所が襲撃されて配下とともに斬殺され、その首は桜井寺近くの路傍に晒された。
- 171・二 お直 堀尾ちかのことが、ちかは勝登の妹で、敬次郎姉。慶応三年二月に岡島平之進に嫁ぎ、一子を産むが、病弱のため明治二年九月離縁。
- 171・頭書 新蔵 小回り清蔵の子。
- 171・九 岩崎良之進室 上野吉次郎の姉で良之進後妻。文久元年五月婚姻。
- 171・頭書 桂辰馬 家老東城浅野家土。天保十年(一八三九)二月に召出され、嘉永三年(一八五〇)八月小姓組取立、銀奉行、安政三年三月小姓組本格、出衛様御側方、同三年六月目付定加、同四年九月目付、同六年七月吟味役同格代官、文久四年二月吟味役。
- 172・一 久留春蔵 家老三原浅野家土久留春蔵か。
- 172・六 御上京 世子浅野茂勲は九月十一日に宇品港で汽船震天丸に搭乗して十二日に出発、十七日に着京した。
- 172・二 深町真喜太 家老三原浅野家土。旧称万喜太。文久三年十二月に目付定加、元治元年(一八六四)八月四日に目付本役。深町家は敬次郎実母の里に当たる。
- 172・二 堀田孫六 家老上田家土。文久三年六月父小膳跡目、一一五石。出頭役であつたが、八月病氣のため同役免。十月に小方村陣屋の警衛兼教授を命じられ、勤番中出頭役となる。
- 172・頭書 高取之城下 八・一八政変により京都の形勢は逆転した。天誅組は大和高取城を包囲、八月二十六日に攻撃したが、守備兵が大砲で天誅組を圧

- 172・頭書  
 倒、天誅組は同国吉野郡天の川辻へ退却した。土佐町は高取の旧名で、城下町をさす。  
 植村侯 大和高取藩二万五〇〇〇石藩主植村出羽守家保(一八三七)九六)。
- 173・二  
 蔵田庫次郎 広島藩土蔵田庫之進か。「藩士職禄 前編」では歩行組、左右歩行小姓、一九石三人扶持ほか。
- 173・二七  
 石州大森御陣屋 石見銀山領の大森陣屋は長州藩に近く、八・一八政変後は浪士が出没する恐れがあった。代官横田新之丞は浜田藩と広島藩へ援兵派遣を要請、広島藩へは九月十四日に三家老へ宛てて依頼した。広島藩では番頭森島佐伊記に総司を命じ藩兵を派遣することにしたが、九月十七日の出発当日、森島が集合時刻に遅刻したため、奥弥右衛門を大目付として代役を命じ、十八日に出発させた。この軍勢は文久四年一月二十二日まで滞陣した。
- 174・二  
 横田新之丞 幕府旗本で、文久三年(一八六三)九月から石見国大森代官。元治元年(一八六四)四月に但馬国生野代官として転任。
- 174・四  
 急々御人数出 九月十八日、東城浅野家では藩の命を受け、大崎喜和馬に銃卒一隊(卒五〇人)を率いて奴可郡東城町へ向かわせた。
- 174・二九  
 祇園 沼田郡南下安村祇園町は雲石街道沿いの沼田郡要地で、郡本であった。
- 175・二  
 水主町出火 九月十九日、水主町の広島藩船頭古川某宅より出火し、人家一六三軒を延焼する大火となった。
- 175・二四  
 信受院 家老東城浅野家土藤川武左衛門案冲氏。彦右衛門の曾祖母に当たる。天保二年(一八一)十一月二十三日に七十九歳で死去。
- 175・二五  
 聞寿院 藤川一夢。天保十年九月二十三日に疝積急病のため死去。
- 176・二〇  
 従朝廷被仰出御書付 朝廷は、八月二十四日に三条西季知以下七名の官位を褫脱し、同三十日、諸侯に対して藩士や浪人らが妄りに堂上諸家へ出入りすることを禁じ、諸家への出入りを許可する藩士の姓名などの提出を求めた。
- 176・二五  
 東久世少将 東久世左近衛権少将通禎(一八三三)一九三。文久二年十二月に国事御用掛、同三年二月には国事参政となり、急進的尊攘派として活動する。八・一八政変により七卿落ちの一人として長州藩へ逃れ、官位を褫奪され通と称した。
- 176・頭書  
 大和五条村一揆 幕府は八月二十五日以降、高遠・郡山・和歌山・津・彦根などに天誅組追討を命じた。長州藩が天誅組応援のため出兵するとい

- う情報があり、九月十二日に金沢藩などへ河内国などの警備を命じている。十津川郷土からも離反された天誅組は敗走を続け、九月二十四日、吉野郡鷲家口の激戦で多数の被害者を出して壊滅した。桂辰馬書状にあるような追討勢敗戦の事実はない。
- 177・九 従公儀被仰出御書付 八月二十七日、老中井上正直は中山忠光以下天誅組鎮庄を諸侯へ命じ、二十八日には中国・九州の諸侯に対して、事変発生の節は差図を待たず出兵し鎮庄するよう命じた。
- 177・二七 北条相模守 河内国狭小藩一万石藩主北条相模守氏恭(一八四五～一九一九)。
- 178・八 薬師寺小兵衛 広島藩士。安政五年(一八五八)郡廻り、文久二年(一八六二)勘定奉行、元治元年(一八六四)町奉行。
- 178・頭書 水術稽古 桑原吉郎二は神伝主馬流水術の師範であった。広島藩では従来水主町龍堀で毎年夏季に一定期間、師範により藩士子弟に主馬流の水術を訓練していたが、文久三年七月に、広島城西郭今門にも水練場(軍艦方所屬)を設置し、藩士に字ばせた。
- 179・二四 御武具役所 広島城外郭西側(西の丸)小姓町北端、西白島口御門側にある広島藩の武具方では、火薬の製造や小銃の修理などを行っていたが、こ
- 179・二七 野村彦次郎 広島藩士。「藩士職祿 前編」では馬廻組浅野造酒当支配配、一六〇石。
- 180・二 木全忠蔵 広島藩士。「藩士職祿 前編」では中小姓組(本多庫人組)、三〇石三人扶持。
- 181・九 沼田本郷 三原浅野家には甲奴郡に八か村の給知があり、藩の命により九月十七日に出兵した。
- 182・九 震天丸 文久三年三月六日、横浜で英人ゲレンチから八万九〇〇〇ドルで購入した鉄製蒸気内車汽船(長さ二五間、一八トン、八〇馬力)。原船名は「リヨン黎民」。
- 182・九 御帰国 茂勲は九月二十二日に参内、津山・鳥取・徳島・岡山藩主らと連署して薩長二藩の協和、長州藩主父子の宥免上京について建言した後、十月十五日に京都を出発、帰途領内の砲台などを検閲して、二十二日に帰城した。
- 182・二七 藤田啓次郎 広島藩士藤田敬次郎。歩行組藤田直助の子。幕府砲術家下曾根甲斐守の高弟であったが、文久三年一月、広島藩主浅野茂長が歩行組から小姓組に抜擢して帰国を命じ、講武所の西洋流砲術師範役に任じた。元治元年奥詰番外。「役

人帖」では奥詰番外、二〇石三人扶持、安政元年（一八五四）十二月十五日召出、文久三年（一八六三）一月取立。

182・一九 下曾根甲斐守 幕府旗本下曾根甲斐守信敦（ひさあつ）一八〇六（七四）。筒井政憲の二男に生まれ、海防に関心が高く、天保十二年（一八四一）、高島秋帆の洋式銃隊訓練に鉄砲方として立ち会い、高島流砲術指南免許を得る。安政三年には講武所砲術師範役となり、文久元年諸大夫に列し甲斐守に叙任した。同三年には歩兵奉行、慶応二年（一八六六）には陸軍所修行人教授方頭取に任じられた。

森喜久二 家老東城浅野家士森仙太郎の子。西村保五郎 広島藩士。安政二年勘定奉行、文久三年郡奉行、元治元年（一八六四）勘定奉行。「役人帖」では用人、三〇〇石、天保十一年四月父大右衛門家督。

184・二七 一ノ御台場 江戸湾の品川第一台場はペリー艦隊来航翌年の嘉永七年五月までに完成し、川越藩が警衛したが、文久三年十月に藩主松平大和守直克が政事総裁職に就任するに当たり免除され、広島藩にその警衛が命じられた。翌元治元年二月十五日に広島藩は免除され、三月十五日に忍藩主松平下総守忠誠がそれに代わった。

184・頭書 築地之御固メ ペリー来航以後、広島藩は江戸築地藩邸の警衛に当たっていたが、領内海岸だけでなく石見国大森海岸の警衛も命じられ、京都守衛にも人数を当てる必要があつた。また、参勤緩和により江戸詰の藩士が減少し、築地藩邸の警衛に当たる余力がなかつた。このため、六月十九日に築地藩邸の幕府献上を願い出て許され、七月六日に引き渡し事務を終えた。

鎖港 八・一八政変以後も幕府は攘夷の朝意を遵奉し、九月十四日には横浜鎖港の交渉が開始された。十月十二日、諸藩へ対して攘夷は幕府の指揮を得て行い、軽拳暴発しないよう沙汰が下された。岩崎家の菩提寺。

185・四 明信院 城下白神六丁目の浄土真宗大谷派寺院

185・頭書 東本願寺の掛所で、芸備西国浄土真宗大谷派の触頭。岩崎家の菩提寺。

お喜久 岩崎常介の娘か。安政四年十月東城浅野家老女並。

186・二三 京師御発駕 定江戸の広島藩青山内証分家当主、浅野長厚は文久二年十二月に同家を相続した後、江戸にあつたが、幕政改革により本藩へ帰住することに成り、同三年八月に帰国の途についた。その途中で八・一八政変の報に接して、同月二十

- 八日に京着、朝廷から御所内や京都市街の警衛を命じられた。京都が沈静化した後、朝廷からの許可を得て十一月五日に京都を出発、十六日に広島に帰着した。
- 186・三 御客屋 広島藩は幕府や他藩の使臣等の賓客を接待するため、白神一丁目に一軒の邸宅を購入して御客屋とし、客屋守を置いて管理させた。
- 186・二四 高田郡吉田村江御引移 浅野長厚の新居は、領内北部警備の目的もあり、高田郡吉田村の郡山城麓に陣屋を新築することになった。陣屋は九月十一日に起工し、長厚は完成前の十二月十六日に広島から移住した。
- 186・頭書 上野吉次郎 家老東城浅野家士。安政六年(一八五九)九月彦三郎跡目相続、歩行組、御用部屋日参、文久三年(一八六三)十一月書役。
- 186・頭書 檜垣他人吉 家老東城浅野家士。安政三年十一月権次郎家督相続、歩行組、同五年四月御用部屋日参、文久元年十一月母死去、文久三年十一月当分書役打込詰切番、元治元年(一八六四)九月御右筆勤め向き見習い。
- 187・三 諸鳥を取候方角 広島藩は文久二年十月に御鷹方役所を廃止し、同三年五月には領民にも鶴・鷹・鴨以外の諸鳥捕獲を許可した。同年三月には、届け出れば所定の場所で砲発することを許可したが、守られなかった。
- 188・一 但州生野銀山御陣屋 孤立無援となった天誅組を支援するため、平野国臣と北垣晋太郎(国道)が但馬国に入り、七卿落ちした公卿のうち沢宣嘉を総帥に迎えて拳兵、十月十二日に生野代官所を占領した(生野の変)。出石・姫路藩が出兵したため結束が乱れ、十三日に沢が脱出、その他の志士も四散、平野も捕えられ拳兵は失敗した。
- 188・二 川上猪太郎 幕府旗本で、文久三年七月に遠江国中泉代官より生野代官に転任。備中国倉敷へ代検見のため出張中に、生野の変が勃発した。
- 188・七 野村八郎 広島藩士。安政三年納戸奉行次席、文久三年奥小姓次席、明治元年(一八六八)川口番所詰、「藩士職祿 前編」では中小姓組本多庫人組)、二八石三人扶持。
- 188・七 福田直衛 広島藩士。「藩士職祿 前編」では小姓組大久保宇都組)、二〇石三人扶持。
- 188・二五 唐橋卿 文久二年五月二十八日、彦右衛門は高辻修長から唐橋在綱の「御翰物」(藤紙半切一行物)を拝領している。
- 188・二九 植田賛三郎 広島藩士。諱は賛、号は兼山(一八〇〇~六七)。植田家は植田良背(おんはら)(一六五二~一七三五)

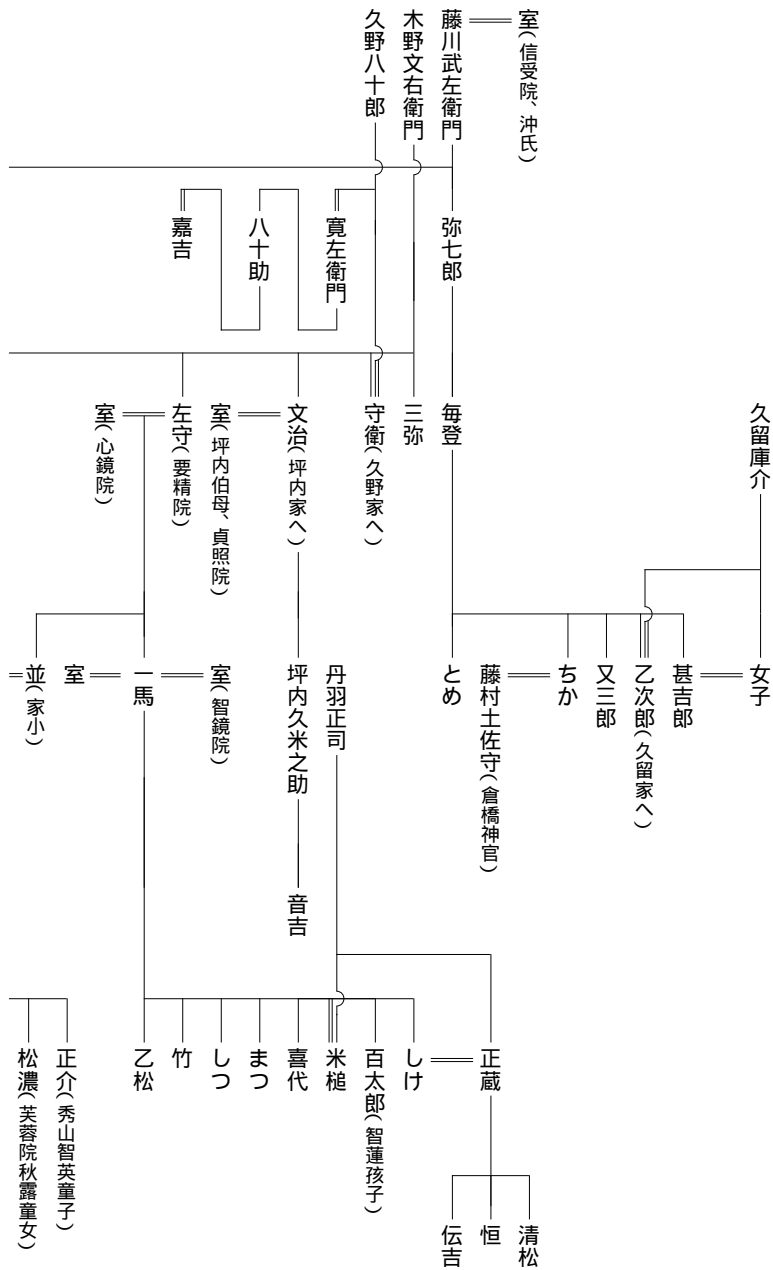


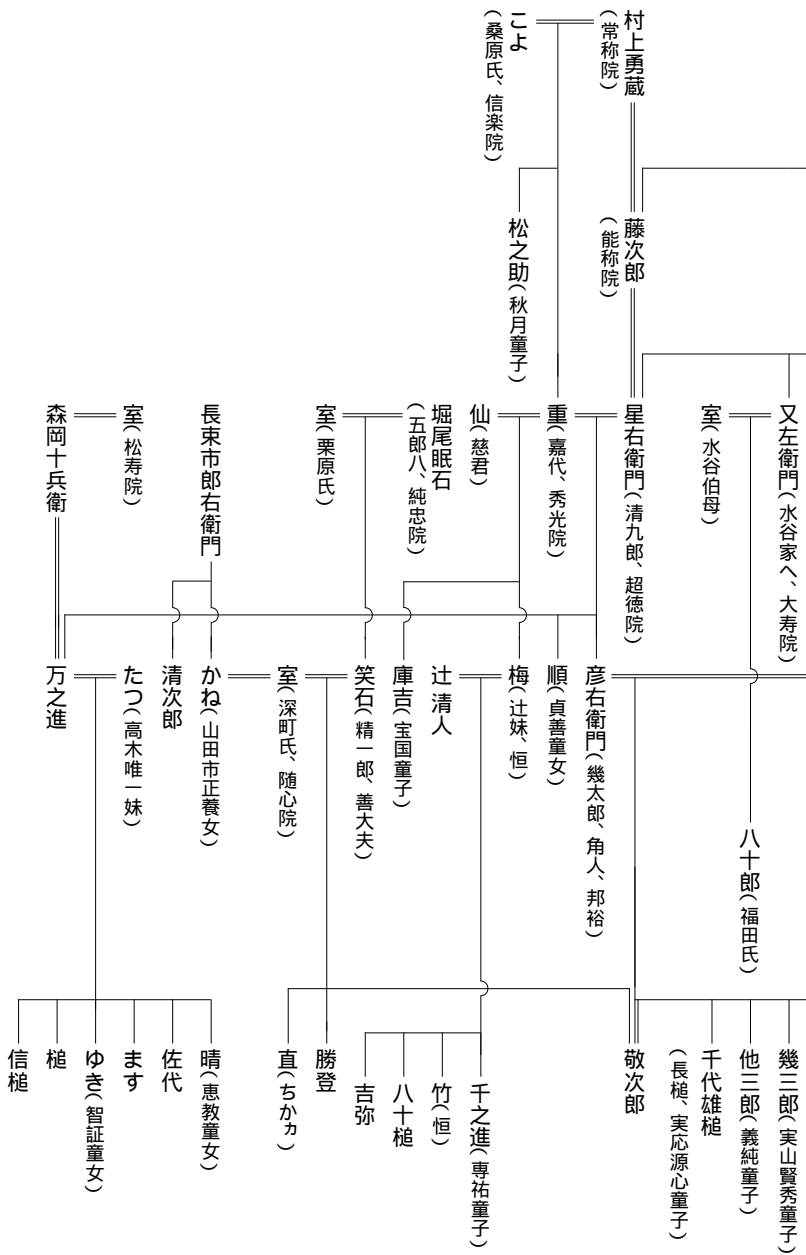
- 以来代々広島藩儒。安政三年(一八五〇)奥詰。文久三年(一八六三)病のため致仕。
- 189・二四 俊太 広島藩士。吉郎二の子で旧称竹吉。広島藩は文久三年五月に軍艦方役所を設置、水主の内から水火夫を選抜した。俊太も文久三年十一月に召出され、以後軍艦に乗り込んだ。明治二年(一八六九)十二月平船付(無役)、二二号。
- 190・二 御諱字 八月十三日、幕府は孝明天皇の諱字(統仁)を避けるよう命じた(避諱)。なお、明治元年十月九日、明治政府は仁孝天皇(恵仁)・孝明天皇(統仁)・明治天皇(睦仁)の諱のうち「恵」「統」「睦」の欠画を命じている。
- 190・二五 専称寺 塩屋町の浄土真宗本願寺派寺院の専勝寺(せせしょう)。
- 190・二九 御焼失 十一月十五日、江戸城本丸奥広式前作事小屋から出火し、本丸と二の丸が全焼した。本丸はこの後再建されなかった。
- 191・九 袖印 広島藩では十一月十六日に士卒の袖印を改定、寸法は幅曲尺三寸五分から五寸、長さ九寸、品質は晒または木綿、侍士は赤三角龍の下に各自の氏名を記載、歩行組は赤三角龍のみ、物書役及び支配足輕は黒三角龍のみ、諸足輕は黒三角龍の下に赤で各自長官の名前を入れることなどを定め
- 192・二 家老家でもこれに準じて袖印を改定した。
- 192・二二 誠二大火 十一月二十一日戌の刻(午後八時)、大坂新町橋東詰五幸町より出火、強い西風によって東に燃え広がり、二十三日朝に鎮火するまで、船場・上町を中心に約一五〇町を焼失した。「新町焼け」と称される。
- 192・二四 厳島浦へ御台場 広島藩は文久三年六月より、倉橋島・鹿老渡・大崎島・御手洗・瀬戸田・因島・向島の七ヶ所に砲台を築いたが、広島湾頭に異国船防禦の設備がないことを憂えた藩士有志が、厳島鷹の巢浦へ砲台築調を計画、佐伯郡などから米金や労力の助勢を得て十一月に着工、翌年三月に完成した。
- 193・二二 久留杏蔵 家老三原浅野家士。用達所詰頭取。
- 193・二二 香川太仲 家老三原浅野家士香川多仲(たちゅう)。号は景翁(一八一〜一八九)。三原浅野家講学所の明善堂で石井豊洲(ほうしゅう)に学び、十八年間明善堂の助教を勤めた後、目付・寺社町奉行・用人を歴任して、慶応三年(一八六七)には明善堂総裁を兼ねる。
- 193・二三 対門之屋敷 文久三年七月(実際には元治元年(一八六四)十二月以降)の「広島城下絵図 其一」には、藤田敬次郎の屋敷は浅野河内(道興)表屋敷の向側、旧御花島の一角に見える。

- 193・一八 公儀衣服之御製度 幕府は文久二年(一八六二)の改革で服制を簡素化した。同三年十一月二十日に熨斗目・長袴着用などの一部復活を命じた。
- 194・一八 横関源左衛門 家老上田家士。文久三年八月出頭役。
- 194・頭書 清太 姓は鳥越。小回り清蔵の子。文久三年十二月、村上家に小者として雇われる。元治元年(一八六四)七月に暇を許されるが、代りが見つかるまで勤めることになり、慶応二年(一八六六)十一月九日死去。
- 195・三 能美島之内江も同断 能美島鷹の巣浦の台場と平行き、能美島高祖村の岸根鼻、大奈佐美島なども佐伯郡有志の資金と労力により台場が築調されている。
- 195・一八 若殿様京都へ御発駕 十一月二十七日、朝廷は將軍徳川家茂上京に合わせ、広島藩主父子いづれかの上京を命じた。茂勲は十五日に水主町から出船、晦日に入京した。
- 196・頭書 式部様 十二月十五日、藩主茂長は、藩政参与の浅野中務に対して、幕府旗本浅野中務少輔長祚ながしと同名の憚りがあるため式部と改名を命じた。
- 198・九 町門 広島城下の各町主要街路の両端に設けられた門。夜間には閉じられ、警衛のために活用された。
- 198・頭書 高木平太郎 家老東城浅野家士。慶応二年二月歩行目付、御先供頭取。
- 198・頭書 村井虎次郎 家老東城浅野家士。安政六年(一八五九)九月武具方付。



村上家乗関係系図（文久三年末、推定もあり、カッコ内は旧名、別名など）  
 ゴシックは文久三年末の生存者





脇本武兵衛 4

和合勘太夫(貫太夫) 112

渡辺

—左門 97, 112, 128

—四郎右衛門 65, 69

—雅登 4, 5, 8, 18, 27, 29, 31, 32,  
34, 35, 37, 51, 52, 56, 62,  
65, 66, 68, 76, 84, 86, 90,  
96, 99~107, 110, 111,  
114~121, 123~127, 131,  
132, 138, 142, 150, 155,  
157, 160~162, 165, 166,  
168, 179, 182, 183, 199

—雅登伯母 185

—雅登内室 199

渡部廉之助 68, 69, 76, 106, 110, 111,  
125, 166, 183, 184, 190

綿屋長左衛門(伏見) 39

一十兵衛 39, 41, 44, 46, 47, 95, 96,  
98, 101, 102, 110, 130  
一善九郎 169  
一多喜登 33, 106, 193, 194  
一多喜登妻 66  
一多喜登母〔山田後室〕 165, 166, 173  
一養吉 118, 119

## 山中

一きく 56  
一権之進 56  
一碩庵 5, 190  
山村静登 4, 17, 30, 145, 172, 173,  
188, 193, 194

## 山本

一勘大夫 85  
一孝太郎〔幸太郎〕 112  
一十四郎 5  
一沈三郎 116, 124  
一復一郎 124, 125

## ゆ

勇次〔小者〕 93

## 湯川

一新太郎 30  
一静次郎 74  
一兵馬 5, 81, 92

## 由良

一辰太郎 60, 107  
一保人 60  
一保之丞 64

## よ

横関源左衛門 194

横田新之丞 174

横地代太郎 11

## 横山

一勝太郎〔勝五郎〕 112  
一新五兵衛 21  
一森之祐 17

## 吉田

一数馬 96, 103, 128  
一儀右衛門 5, 32, 55

一清太郎 63

一清太郎母 62

一常次郎 142

一与一右衛門 9, 125

一与九郎 8, 169, 172, 173, 175,  
178

## 吉本

一後室〔恒之丞母〔繁右衛門室〕〕 80,  
87

一恒之丞 25, 71

四辻少将〔公賀〕 125

米沢侯〔上杉斉憲〕 125

→ 上杉弾正大弼

米蔵〔水主〕 35, 51

米田屋半九郎〔沼田本郷〕 93

## ら

## 頼

一聿庵 99, 112

一山陽 112

一東三郎 84, 99, 105, 106, 113,  
114, 118, 144, 182

一又次郎 112, 128

## り

理右衛門〔東城町年寄〕 21

林兵衛〔小者〕 93, 107, 115

林兵衛母 106

## れ

嶺雲院 32

麗照院〔浅野道博室〕 34, 44

## わ

若月準二 96, 100, 102, 112, 117,  
118, 120, 129

若殿様〔若公〕〔浅野茂勲〕 111, 119,  
122, 127 ~ 129, 137, 150,  
152, 155, 172, 173, 182,  
184, 185, 189, 195

→ 松平紀伊守

脇坂中務太輔〔安宅〕 61

- 186, 187, 193  
 一対馬守(美作守忠典) 50
- 森岡  
 一弟婦(家内〔万之進室たつ〕) 22, 71, 90, 134, 170  
 一後室(松寿院〔十兵衛室〕) 51, 57, 59, 144  
 一さよ(さ代) 5, 7, 8, 13, 19, 20, 61, 85  
 一槌 13  
 一信槌 91, 140, 183  
 一ます 85  
 一万之進(森岡弟) 9~17, 19, 22, 24~28, 31, 35, 37, 51, 53~55, 58~61, 64, 68, 71~73, 75, 80, 81, 87, 90~92, 132~134, 138, 140, 143~145, 152, 154, 155, 157, 160~162, 169, 170, 172, 179~181, 183~185, 187, 191, 196~198
- 森島  
 一左伊記 102, 174  
 一兵藏 6, 7, 9, 10, 13, 16~18, 20, 26~29, 31, 35, 49, 54, 56, 57, 59~61, 63, 65, 66, 68, 71, 72, 75, 77, 80, 84, 87, 89, 91~93, 97, 116, 118, 135, 136, 142~146, 148~152, 154~156, 158~160, 162, 165, 166, 169, 172, 174~176, 178, 180~183, 185~187, 193, 197, 198  
 一米藏 143, 171  
 聞寿院(藤川一夢) 175
- や
- 八木  
 一喜真太 9, 25, 87  
 一広次郎 66  
 一鉄之丞 106
- 薬師寺小兵衛 178
- 八島  
 一周軒 65  
 一周伯 5, 65  
 一外守 134, 151
- 安井  
 一主計 126  
 一左源二 38  
 一多嘉輔 111, 116, 121, 123, 124, 126, 129, 130, 158, 166~168  
 一多嘉輔妻(家内) 118, 120
- 保次郎(水主) 35, 48  
 八十野(東城浅野家老女) 10, 12, 84, 100
- 柳原宰相(光愛) 123
- 矢野  
 一犀右衛門 5, 16, 31, 35, 59, 64, 69, 89, 92, 94, 100, 126, 145, 150, 171, 180, 188, 197, 198  
 一犀右衛門室 145  
 一七五三槌 143, 188, 190  
 → 岡田七五三槌
- 山内熊次 98~100  
 山香馬之丞 39
- 山県  
 一虎之丞 155  
 一半藏 149  
 一彦一 73, 155
- 山川久左衛門 9, 130
- 山口  
 一岩太郎 17  
 一実藏(実造) 17
- 山崎  
 一右内 106, 152, 197  
 一他人登 106, 152
- 山崎屋平八郎(伏見) 47  
 → 井上平八郎
- 山科屋茂左衛門(三原東町) 93
- 山田  
 一市正 91



万次(村上彦右衛門僕) 194

み

三浦

—十右衛門(十郎左衛門) 166

—句 96

御炊左大夫 197

三上和多理 7, 10

三木兵庫 96, 112

御崎明神(兵庫) 49

三島三郎(河野顯三) 16

水上

—源左衛門 9

—基大夫 154

—又一郎 154

水谷

—伯母(從母〔又左衛門室〕) 15, 22,  
158, 170, 171, 181

—八十郎 5, 14, 15, 22, 75, 88, 170  
~172, 188, 197

水野和泉守(忠精) 77

溝口主膳正(溝口侯〔直溥〕) 79

御台様 25

→ 和宮, 今上皇帝御妹君

三田屋源兵衛(吳服商) 65

三津井滝次郎 158, 198

源

—家茂(徳川家茂) 3, 109

→ 公方様, 將軍様, 大樹公,  
徳川大樹公

—中納言(庭田重胤) 167

→ 庭田公

—茂長(浅野茂長) 3, 109

→ 太守様, 当御国, 殿様

三橋健順 21, 22

壬生修理大夫(基修) 167, 176

三村梶助大夫 195

三宅

—吉左衛門 24, 25, 73, 157, 193,  
194

—内外 16, 30, 63, 68, 69, 118,  
143, 158, 171, 198

—内外室(家内, 内室) 19, 52, 143,  
171

—益登 157, 183, 194

宮崎

—藤九郎 9, 10, 21, 22, 94

—本蔵(松下院) 9, 10, 21

妙慶院 5, 9, 15, 17, 20, 22, 24,  
29, 30, 34, 57, 60, 61, 63,  
70~72, 76, 87, 91, 115,  
134~136, 138~140, 142  
~145, 147, 148, 153~155,  
160, 162, 164, 173, 174,  
181~183, 188, 195, 196

明星院 10, 80

明信院 185

妙法寺(常州) 127

む

向柳原御前様(宗義和室) 138

無尽院(京都高山時住) 117

村井虎次郎 198

村上

—敬次郎 170~176, 179, 181, 183  
~190, 193, 194, 196, 197  
→ 堀尾敬次郎

—千代雄槌 6~8, 10~12, 14, 17~  
20, 25~27, 29, 31, 35,  
52~54, 56~58, 60~62,  
65, 66, 70, 71, 73~76,  
80, 84, 85, 88, 92, 106,  
118, 127, 131~134, 143,  
145 → 実応

村越孫六 102

室角峯登 64, 198

も

百蔵(水主) 103

森

—喜久二 182

—仙太郎 13, 14, 16, 30, 35, 61, 72,  
92, 98, 100, 117, 126, 135,  
142, 146, 147, 171, 176,

## 堀尾

- 一勝登 75, 106, 157, 158, 160, 161, 163, 165, 169, 171, 172, 182, 186~188, 196~198
- 一敬次郎 158, 160, 161, 163~165, 168, 169 → 村上敬次郎
- 一後室(眠石室) 70, 73, 76, 90, 141, 143, 159, 171, 179, 181, 184, 190, 195
- 一純忠院(眠石) 31
- 一善大夫(笑石) 4, 5, 8, 16, 18, 25, 27, 31, 34, 35, 51, 65, 66, 68, 70, 91, 153, 156, 157, 159, 161, 163, 164, 170, 171, 174, 180, 186, 188
- 一善大夫内室(かね) 171 → 長束かね
- 一善大夫内室(妻,先妻,敬次郎母)〔深町氏〕 63, 64, 158, 164
- 一直 171
- 堀川殿御息女(紀子) 84
- 本覚寺 66, 68, 165
- 本願寺 32, 97, 111, 114, 116 → 東本願寺
- 本照寺 57, 64, 68, 164, 175, 182
- 本間精一郎 75, 76

## ま

## 牧野

- 一静磨 169, 172, 173, 175, 178
- 一備前守(忠恭) 122
- 一平司 94, 125
- 増蔵(水主) 35
- 増田
  - 一吉右衛門 13, 75, 107, 153
  - 一真之助 75, 107, 153

## 松浦

- 一久米之丞 5, 151
- 一久米之丞伯母(藤枝) 151
- 一又三郎 151

松尾角左衛門 106

松木弘安 100

松下淳道 48, 49

松蔵(水主) 35, 45, 51

松田健蔵 70

## 松平

- 一阿波守(蜂須賀齊裕) 79 → 阿州侯
- 一右近将監(武聡) 79 → 浜田侯
- 一越前守(茂昭) 62, 79 → 越前侯
- 一近江守(浅野長厚) 186, 188, 195, 196 → 関万五郎
- 一紀伊守(近江守)〔浅野茂勲〕 111, 119 → 若殿様
- 一内蔵頭(池田慶政) 79
- 一相模守(池田慶徳) 79 → 因州侯
- 一下総守(忠誠) 49
- 一修理大夫(島津茂久) 79, 158
- 一春嶽 62, 116 → 越前春嶽侯
- 一大膳大夫(毛利慶親) 79, 156 → 長州侯
- 一出羽守(定安) 79 → 雲州侯
- 一土佐守(山内豊範) 79
- 一肥前守(鍋島茂実) 79 → 肥前佐賀侯
- 一飛騨守(前田利邨) 79
- 一兵部大輔(慶憲) 79
- 一豊前守(信義) 61
- 一三河守(慶倫) 79
- 一美濃守(黒田齐博) 79 → 筑前侯
- 一陸奥守(伊達慶邦) 79 → 仙台侯
- 一大和守(富之丞)〔直克〕 79, 184 → 河越侯

松村弥助 5

## 松本

- 一元郁 66, 77, 80, 87, 97, 99~103, 105, 114, 116, 118, 187, 189 → 金子元郁
- 一玄順 13, 30, 106, 136
- 一千代蔵 13, 66
- 一平兵衛 61
- 一良伯 13, 61, 64~66, 80
- 一連之助 16
- 丸屋甚四郎(沼田本郷) 93

平岩熊太郎 121  
 平川静一郎 14, 29, 94, 106, 114, 129,  
 147, 198

## 平野

—為三郎 53  
 —伝右衛門 6, 9, 19, 22, 24, 26~28,  
 34, 35, 52, 53, 55, 57, 60,  
 63~66, 68, 71, 73, 75, 80,  
 84, 85, 92, 96, 99, 133~  
 136, 140~144, 153, 155  
 ~157, 161, 162, 170, 171,  
 178, 197, 198  
 —伝右衛門室〔家内, たけ〕 24, 143,  
 171  
 —伝右衛門倅(能登路) 25  
 広島屋喜兵衛(大坂土佐堀白子町) 37,  
 48  
 広瀬庄兵衛 95  
 広藤道庵 132, 133, 145

## ふ

## 深江

—恭太郎 186, 187  
 —静衛 9, 10, 21, 185~187, 189,  
 191, 193

深町真喜太 172, 173, 197, 198  
 普観廟(村上家二代甚兵衛室) 98, 100,  
 175, 189

福田直衛 188

福原軍兵衛 77

## 福山

—久馬 54, 70

—久馬妹 66, 70

藤岡八蔵 11

## 藤川

—いわ〔ゆふ〕 183

—伯母 183

—甚吉郎 22, 24, 26, 97~103, 105,  
 106, 139, 142, 165, 170,  
 178, 198

—甚吉郎妻 139 → 久留庫介娘

—とめ 85, 178

—每登 5, 9, 22, 62, 65, 80, 142,  
 144, 170, 171, 183

—又三郎 141, 171

藤田敬次郎 182, 183, 193

藤波神祇大副教忠 123

藤坊平左衛門 94

伏見稻荷(京都) 116

藤村土佐守妻〔ちか〕 140, 141

普照廟(村上家二代甚兵衛) 77, 165, 175

不遷廟(村上家初代三郎右衛門) 159

→ 慈眼廟

二川主税 102

二葉山(社) 75, 76, 148, 173

仏願寺(京都) 94, 95

仏光寺(京都) 117, 127~129

仏護寺 24, 26, 27, 147

船越八左衛門 119, 149

踏皮屋吉蔵(備中板倉) 94

文祥堂正平(京都) 45

## ほ

宝国童子(村上彦右衛門亡弟庫吉) 115

北条相模守(氏恭) 177

坊城大納言(俊克) 115, 139, 148

## 星野

—幸次郎 165, 198

—貞之助 165, 198

—武平次 8, 16, 64, 143, 144, 197

—武平次養母 76

細川越中守(慶順) 79 → 肥後侯

細谷忠之介(平山平助) 16

## 堀田

—格登 138

—勝太郎 138

—恂之助 63, 90

—高勝(浅野高勝) 3, 109

→ 光照院

—孫六 172, 183

穂波左京大夫経度 149

## 堀

—織部正(利熙) 15

—半四郎 131

## の

能〔称〕廟〔君〕村上家五代藤次郎〕 10,  
65, 165

野口金兵衛 60, 187

野々宮宰相中将〔野宮定功〕 98, 116,  
127

## 野原

一八右衛門 157

一八右衛門倅 26

## 野村

一帯刀 16, 60, 65, 72, 146, 166,  
180

一八郎 188

一彦次郎 179

## は

梅梢院〔浅野斎肅生母〕 70, 76, 137

博労稲荷〔大坂〕 48

橋本宰相〔実麗〕 123, 125

## 波多野

一権祐 66, 68, 70, 156, 162, 163

一清太郎 66, 70, 155

八幡〔宮〕石清水八幡宮〕 104, 137,  
140

八幡社〔糸崎八幡社〕 50

服部幾重 26

花咲宮稲荷社 99 → 間之町稲荷社

浜田侯〔松平武聡〕 173

→ 松平右近将監

## 林

一勝蔵 24, 61

一太郎八 61

一茂平太 23

一弥三次 66

羽山集右衛門 155

## 原

一移平次 75

一毅平 75

一三郎兵衛 136

一十郎次 153

一萩兵衛 16

針屋庄九郎〔伏見〕 95

春田藤原信重 65

般舟寺 67, 136, 182

## ひ

檜垣他人吉 186

東方平左衛門 131

東久世少将〔通禧〕 176

## 東園

一様 41, 98

一竹 9 → 浅野右近奥様

一智常院〔東園基貞室〕 47

一〔中将〕基敬〕 9, 125

東本願寺 94, 95, 102, 107, 111,  
112 → 本願寺

樋口静磨 4

肥後侯〔細川慶順〕 123, 125

→ 細川越中守

彦根侯〔井伊直憲〕 123, 176

→ 井伊掃部頭

彦根侯〔井伊直弼〕 67, 149

## 久留

一乙次郎 17, 89

一杏蔵 193

一庫助 92, 146

一庫介娘 139, 146

→ 藤川甚吉郎妻

一俊蔵 172

一彦兵衛 4, 54

毘沙門社 6, 80, 197

尾州公〔徳川慶勝〕 111

肥前侯〔鍋島斉正〕 122

肥前佐賀侯〔鍋島茂実〕 40

→ 松平肥前守

日田邦太〔小串邦太〕 148, 149

一井嘉内 5, 85, 87, 89, 92, 137,  
144

一橋公〔卿〕刑部卿〔慶喜〕 61, 110,  
112, 116, 118, 125, 137  
~ 140

人丸山〔明石柿本大明神〕 37

妣廟〔村上彦右衛門実母〕 24, 128

→ 秀光廟

豊岡殿(随資) 167  
 豊蔵(水主) 47  
 豊原卯之助(川本杜太郎) 16  
 鳥越清太(村上彦右衛門僕) 194  
  
 な  
 中井出衛 149  
 永井仲之助 25, 69, 87  
 長尾掃部 28, 44~46, 101, 112,  
 128, 129  
 中川宮 167, 168  
 中谷与三左衛門 95  
 長束  
 一市郎右衛門 22, 34, 51, 59, 80,  
 91, 171, 198  
 一かね 91 → 堀尾善大夫内室  
 一吉之進 69  
 一佐一郎 27  
 一清次郎 22, 24, 106  
 一守之助 27  
 中津侯(奥平昌服) 156  
 中津屋豊助(佐伯郡平良村) 68, 145, 146  
 長野主膳 67  
 永野武八郎 11, 106, 169  
 中御門左中弁(経之) 125  
 長嶺内蔵太 149  
 中村  
 一徳太郎 60  
 一富之進 46, 47, 99  
 一直一 17  
 一每次郎 96, 112, 113  
 中山  
 一侍従(中将) 忠光) 125, 169, 176,  
 177  
 一大納言(忠能) 83, 177  
 名倉求馬 61, 110, 162, 182, 183,  
 187, 197  
 並屋清左衛門(正条) 94, 130  
 南禅寺(京都) 45, 104  
 難波三郎兵衛 94  
 南部  
 一遠江守(信順) 79

一美濃守(利剛) 79  
 一要人 5  
 南隣宗頓 66, 67  
  
 に  
 牲川某(仁礼源之丞) 146  
 錦小路  
 一〔右馬頭〕頼徳) 39, 97, 98, 167,  
 176, 188  
 一様 97, 98, 100, 112, 116,  
 124, 126, 128, 129, 159  
 一春姫 39, 41, 42  
 西之宮(三原, 西八幡宮) 93  
 西村  
 一敬蔵 116, 118, 126  
 一宗通 113  
 一保五郎 184  
 西山玄斎 18  
 西山和三郎 136  
 二条右大臣(齐敬) 125  
 丹羽  
 一競 70  
 一左京大夫(長国) 79  
 一正司(庄司) 4, 11, 17, 52, 54, 55,  
 91, 140, 147, 149, 173,  
 188, 193, 195  
 一正蔵(庄蔵) 14, 16, 53, 55, 145,  
 147, 175, 190  
 一清蔵 149  
 一伝吉 14, 17  
 一米槌 52, 55 → 木野米槌  
 庭田公(重胤) 167 → 源 中納言  
  
 ぬ  
 貫名  
 一右近 29  
 一海屋 14, 28, 29, 43, 44, 124,  
 158  
 一筑後 123  
  
 ね  
 猫屋新三郎(海田市) 93

## つ

津輕越中守(承昭) 79

## 辻

一妹(梅,家内〔辻清人室,村上彦右衛門妹〕) 19, 22, 30, 31, 71, 80, 81, 92, 134, 170, 178

一勘大夫妹 30

一吉弥 20, 30, 33

一清人 5, 6, 8, 9, 11, 17, 19, 20, 22, 24, 28, 29, 31, 33, 34, 52, 53, 55, 57, 58, 60, 63, 68, 71, 72, 75, 77, 80, 81, 85, 88, 92, 134, 144, 151, 153, 154, 157, 159, 170, 172, 178, 180, 183, 185 ~ 187, 189, 190, 196, 198

一将書(勘三郎) 89, 118, 126, 166, 167, 195

一たけ(竹) 8, 9, 13, 14, 17, 27, 29, 71, 85, 88

一八十槌 6, 8, 13, 30, 55, 58, 59, 153, 154, 156, 185, 186

津田三十郎 12

## 土屋

一静馬 106, 153

一政之進 64, 106, 153, 193

筒井極人 33

恒助(木野家来) 93

常蔵(御馬捕) 5

坪内久米之助 4, 54, 91, 149, 173, 190, 193, 195

津村龜次郎 37, 38, 48

## て

貞善童女(村上彦右衛門妹順) 148

寺川文之丞 33

## 寺西

一雅楽 166

一権六 32

天授庵(京都南禅寺塔頭) 107

天瑞寺(京都大徳寺塔頭) 39

天王寺(大坂四天王寺) 48, 104

天王屋幸右衛門(備中七日市) 94

伝福寺 156

天満天神(大坂) 38

天満宮(天神町) 80

天満宮(東城浅野家屋敷鎮守) 11, 144

天祐院(浅野齊賢) 85, 88

## と

土井民部 118

当御国(浅野茂長) 79

→ 太守様, 殿様, 源 茂長

東寺(京都教王護国寺) 126, 130

等持院(京都) 121

東照宮 148, 174

藤堂和泉守(高猷) 70, 79

遠野 弥 84

富樫又八郎 130

戸川政之丞 93

## 得井

一勘次郎 152, 183

一満四郎 69

## 徳川

一家康 3, 109

一大樹公(家茂) 125

→ 公方様, 將軍様, 大樹公, 源 家茂

得舟 32, 33

徳大寺左大臣(内大臣公純) 98, 125

徳永弥次郎 72

徳了寺(東城) 21, 22, 149

土佐容堂君(土州隠侯〔山内容堂〕) 118, 125, 128

戸田采女正(氏彬) 71

殿様(浅野茂長) 11, 16, 19, 63, 69,

73, 76, 80, 81, 84, 85, 87, 90, 91, 95, 111, 114, 119, 127, 138, 152, 174

→ 太守様, 当御国, 源 茂長

富小路中務大輔(敲雲〔敬直〕) 83

富永源五郎 30, 31, 34, 36, 38~41, 43~47, 75, 154, 186

友田格之助 60

一来助 52, 171, 180  
 高三喜兵衛 37, 38, 43, 45, 48, 61,  
 104, 107, 127  
 高沢幸之丞 16  
 鷹司公( 関白〔 輔熙 〕) 125, 129  
 → 関白殿  
 高辻  
 一御裏様( 御縁女様 ) 101, 115  
 一広観院 44  
 一様 98, 112, 115, 128, 129,  
 171  
 一少納言( 修長 ) 44, 45, 101, 106,  
 115, 125  
 一貞順院 115  
 高橋  
 一桃源 132, 145  
 一文軒 132, 133, 145  
 高松侯( 松平頼聡 ) 38  
 滝戸幸蔵 96, 98, 112, 118, 126,  
 134, 136, 145  
 滝村多喜蔵 30~32, 36, 37, 44, 45,  
 53, 54  
 田口太郎 118, 119, 149  
 武井郁之進 137  
 武内  
 一後室( 純介室 ) 24, 143  
 一保之進 19, 31, 63, 87, 106, 110,  
 114, 143, 171, 172, 198  
 一保之進祖母 171  
 竹内久米吉 136  
 竹腰  
 一恰 5  
 一佐助( 左介 ) 157  
 一太郎助 81  
 立花飛騨守( 鑑寛 ) 79  
 辰蔵( 大工 ) 143, 144  
 伊達遠江守( 宗徳 ) 79  
 立野一郎 118, 119, 149  
 田中  
 一栄作 23, 66  
 一栄作妻 23  
 一庫三( 郡三郎 ) 93

一実五郎 22~24, 26, 28, 89, 130,  
 143, 171, 196  
 一実五郎妻 23  
 一実五郎母 196  
 一鶴尾 94  
 一保太郎 136  
 一雄平〔 新兵衛 〕 146  
 一百合 94  
 田辺藤之進 85, 179  
 谷口喜作 143  
 田野浦村たけ 17  
 俵屋清兵衛( 京都書肆 ) 43, 44  
 旦那様( 浅野道興 ) 8, 18, 20, 54, 71,  
 81, 85~90, 97~101, 115,  
 117~119, 121, 122, 126  
 ~129, 136, 139, 144, 150,  
 152, 156, 157, 159, 168,  
 173, 174, 179, 181, 182,  
 184, 195  
 → 御表様 , 御上 , 紀道興 , 御  
 前 , 此方  
 丹波屋喜右衛門〔 京都石工 〕 45

## ㄗ

知恩院( 京都 ) 114  
 智恩院宮( 知恩院宮尊秀法親王 ) 115  
 千種少将〔 月観 〕〔 有文 〕 83, 116  
 筑前侯( 黒田斉博 ) 40, 156  
 → 松平美濃守  
 築島寺( 兵庫 ) 49  
 長  
 一久米之助 31, 186, 187  
 一武左衛門 14, 31, 52, 71, 136, 137,  
 157, 171, 178, 187, 197  
 趙 甌北 43  
 長安寺 57, 59, 145  
 長久寺 53, 156  
 澄源院( 浅野道博 ) 4, 34, 43  
 長州侯( 毛利慶親 ) 39, 40, 130, 149,  
 156 → 松平大膳大夫  
 長州〔 侯 〕若殿〔 若君 , 若侯 〕〔 毛利定広 〕  
 38, 40, 118, 125, 147

昌林院(京都大徳寺塔頭) 30, 39, 45~  
47, 62, 66, 67, 97, 100,  
111, 112, 119, 127, 129

白神社 5, 81, 91, 173

心鏡院(木野左守室) 70, 72

心行寺 66

甚五(家来) 118, 121

真光寺(兵庫) 49

信受院(藤川武左衛門室) 175

新蔵(小人) 171

新典侍局(勸修寺徳子) 84

進藤右近 45

甚兵衛(朝尾家番頭) 39, 45~47, 125

新屋

一光之進(備中七日市) 131

一助一郎(西条四日市) 93

信楽廟(君〔村上家四代勇蔵室〕 10, 33,  
138

親鸞上人 24

## す

水府侯(卿〔徳川慶篤〕 123, 125

菅波序平 94

杉浦三郎兵衛 123

杉岡文碩(續〔文碩〕 5, 7, 17~19, 27,  
33, 35, 53, 54, 57~60,  
62~66, 70, 73, 76, 77,  
88, 132, 133, 135, 144,  
175

鈴木源内 169

須藤並人 4

隅屋多三郎(尾道) 93

住吉大社(大坂) 48

## せ

清閑寺頭右中弁(豊房) 125

清鏡院(浅野茂長室) 15, 16

清光院(浅野幸長) 65

盛叔宗唐 66, 67

清蔵(小回り) 194

生龍(妙慶院弟子) 135~141, 143

関

一蔵人 55, 56, 69, 73, 77, 80, 81,  
92, 111, 140, 150

→ 浅野内記

一万五郎(為五郎〔浅野長厚〕 80, 111

→ 松平近江守

先考(先君, 先塋〔村上彦右衛門父星右  
衛門・超徳院〕 20, 34,  
91, 115, 126, 134

仙石志摩(小五郎) 8, 155, 164, 166

専称寺(専勝寺) 190

仙助(村上彦右衛門僕) 152

専助(槍持林兵衛父) 115

仙台侯(伊達慶邦) 121, 123, 125

→ 松平陸奥守

専立寺 76

## そ

宗 对馬守(義和) 79

総見院(京都大徳寺塔頭) 39

惣見半之允(高畠総次郎) 16

## た

大教廟(村上家三代彦兵衛室) 30, 137,  
191

大魚坂(京都市南禅寺前) 104

太閤大政所(豊臣秀吉母) 39

大黒屋石次郎母(東城) 13

大肅(太肅) 46, 97, 100, 112, 129, 199

大樹公(徳川家茂) 128, 137, 139, 143,  
151, 156

→ 公方様, 将軍, 徳川大樹  
公, 源家茂

太守様(浅野茂長) 10, 117, 119, 120,  
127

→ 当御国, 殿様, 源茂長

大仙院(京都大徳寺塔頭) 39

大徳寺(京都) 30, 39, 45, 46, 66

大文字屋女房 130

大融廟(村上家三代彦兵衛) 30, 137

高木

一右内 39, 96, 98, 101, 129

一平太郎 198



三玄院(京都大徳寺塔頭) 39  
 三次(小人・小回り) 23, 171  
 三条中納言(三条公義実美) 115, 167,  
 176

### 三条西

一少将(公允) 125  
 一中納言(季知) 167, 176  
 三之丸稻荷社 54, 181  
 三宝院(京都醍醐寺子院) 113

## し

慈戒 39, 41  
 慈眼廟(村上家初代三郎右衛門) 61  
 → 不遷廟  
 慈君(村上彦右衛門継母) 4, 9~14, 17,  
 19, 20, 24, 27, 30, 51, 52,  
 55, 58, 59, 61~63, 66,  
 68, 70, 73, 74, 76, 81, 84,  
 85, 92, 106, 113, 133,  
 137~140, 142, 143, 145,  
 146, 148, 150, 152~154,  
 156, 158~162, 164, 166,  
 170, 174, 178, 181~183,  
 185, 187~191, 195~197  
 滋野井中将(実在) 125  
 慈光廟(村上家初代三郎右衛門室) 61,  
 89, 183  
 慈春 154  
 四条侍従(隆調) 125, 167, 176  
 慈誠 39, 41, 43, 44, 99, 102  
 実応(実応源心童子) 131, 134, 136~  
 143, 154  
 → 村上千代雄槌  
 実山(村上彦右衛門亡子幾三郎) 61, 160  
 柴屋伊兵衛(大坂東横堀本町) 104  
 芝山  
 一香袖院 128  
 一様 16, 43, 44, 47, 61, 96~  
 98, 102, 103, 112, 128,  
 129, 159, 171  
 一昌徳院 96, 118, 128  
 一当殿様(康豊) 96

一昌姫 44  
 一民部大輔(敬豊) 72  
 島田左兵衛権大尉(左近) 67, 75, 76  
 島津  
 一淡路守(忠寛) 79  
 一御家女(貞姫) 40  
 一三郎(和泉久光) 37, 40, 47, 49,  
 75, 122, 127, 148  
 → 薩侯  
 一山城 40  
 島本広右衛門 5, 76, 153, 154, 182,  
 198  
 清水次大夫 4, 147  
 清水谷宰相(公正) 125  
 下石直右衛門 162  
 下加茂(社)(京都下鴨社) 124, 125  
 → 加茂  
 下御霊社(京都) 102  
 下瀬徳(篤)之助 126, 162  
 下瀬孫平 5, 6, 136, 139, 173, 181  
 下曾根甲斐守(信敦) 182  
 下村吉太郎 14, 62  
 秀光廟(君)(村上彦右衛門実母) 10  
 → 妣廟  
 周五郎(佐伯郡地御前村) 60  
 秀山(村上彦右衛門亡子正介) 60  
 十文字院(京都桐尾) 101  
 寿戒 99  
 主上(孝明天皇) 72, 83, 116, 125, 127,  
 129 → 統仁, 今上皇帝  
 将軍(様)(徳川家茂) 123, 124, 126,  
 138, 140, 159  
 → 公方様, 大樹公, 徳川大  
 樹公, 源家茂  
 相国寺(京都) 129  
 少将様(浅野斉肃) 17, 20, 195, 197  
 少将内侍(今城重子) 84  
 常(称)廟(君)(村上家四代勇蔵) 10, 33,  
 36, 138, 140  
 浄(常)念寺 110, 183  
 浄念寺冷月 97  
 勝楽寺 8

- 小倉侯(小笠原忠幹) 130, 156  
→ 小笠原大膳大夫 182, 183, 186, 189, 193,  
196~198
- 小島左源太 33, 66, 68, 104, 106, 110  
~112, 171, 196
- 五条大学頭為栄 45
- 御前(浅野道興) 34, 35, 91  
→ 御表様, 御上, 紀道興,  
此方, 旦那様
- 後藤浩軒 18, 190
- 近衛公(殿, 関白〔忠熙〕) 89, 90, 98,  
111, 112
- 此〔御〕方〔様〕(浅野道興) 16, 59, 70, 75,  
81, 84, 85, 88, 90, 93, 98,  
114, 120, 124, 126~128,  
136, 138, 140, 141, 172,  
174, 179, 181, 184, 192  
→ 御表様, 御上, 紀道興,  
旦那様
- 小畠  
一源熊 131  
一易人 136
- 小早川藤兵衛 132
- 小林  
一大右衛門 153  
一彦左衛門 93
- 小松屋徳兵衛(佐伯郡地御前村) 88
- 米屋  
一佐太郎(枚方) 104  
一直助(加古川) 130
- 小物屋直三郎(西条四日市) 131
- 御霊社(大坂) 48
- 金毘羅社(多度津) 36
- さ
- 西向寺 5, 6, 10, 11, 13, 17, 18,  
20, 22, 24, 26~28, 31,  
33, 34, 57, 59~61, 65,  
66, 68, 72, 73, 75, 77, 80,  
84, 89, 92, 135, 137, 140,  
144~146, 148, 149, 151,  
154~156, 159, 165, 166,  
172, 173, 176, 178, 180,
- 西向寺隠居 112, 128
- 西条侯(松平頼英) 130
- 斎藤  
一昇 55  
一勇之助 16
- 西福院 6
- 西福院(寺カ)松翁 45
- 酒井  
一雅楽頭(忠績) 70  
一若狭守(忠義) 71, 83
- 榊原侯(政敬) 128
- 坂本十尋 96, 97, 105, 113, 115
- 佐々木  
一俊造 11  
一猶(直)馬 92, 96, 104, 111, 114,  
132
- 一彦藏 11  
一文山 52  
一平太 92, 132, 140, 175
- 佐竹右京大夫(義堯) 79 → 秋田侯  
薩(州)侯(島津久光) 37, 38, 126, 127,  
167 → 島津三郎
- 佐藤  
一喜代見 13, 106, 125, 152, 182  
一庄左衛門 94, 131  
一仙林院(後室〔与三右衛門室〕) 30,  
52, 62, 69, 159  
一大禅院(与三右衛門) 20  
一益之丞 5, 13, 18, 20, 27, 32, 34,  
35, 51, 52, 65, 66, 69, 72,  
75, 76, 81, 86~88, 137,  
138, 157, 160~162, 175,  
180, 182
- 佐分利軍左衛門 15, 18
- 座摩社(大坂) 48
- 沢 主水正(宣嘉) 167, 176, 188  
→ 姉小路五郎磨
- 沢崎  
一幸右衛門 31, 33, 66, 78  
一雄三郎 66, 77, 78, 157

久照院(浅野忠敬室) 9, 28, 29, 47

久蔵(小回り) 130

亀代 21

京極鶴齡院(京極高美室) 138

京極侯(丹後守高福カ) 125

京塚庄兵衛 95

京屋俊助(播磨有年) 130

清水(大坂清光院清水寺) 48

今上皇帝(孝明天皇) 3, 109, 148

→ 統仁, 主上

今上皇帝御妹君 25 → 和宮, 御台様

## く

櫛笥中将(隆韶) 125

九条公(殿)(尚忠) 67, 75, 76

久世大和守(広周) 71

国枝与助 119

国蔵(小使) 23

久野

— 幾馬 31

— 嘉吉 160

— 幸之助 198

— 秀太郎 4, 54, 92, 149, 193

— 八十助 4, 54, 59, 92, 146, 160,  
173, 193

久保順之助 24

公方様(徳川家茂) 25, 76

→ 將軍, 大樹公, 徳川大樹  
公, 源家茂

熊谷

— 左門 72, 73, 96

— 善兵衛 4, 29, 149

— 兵衛 73

— 平司 73, 92

熊蔵(水主) 48

蔵田

— 和太郎 5, 54, 64, 89, 155

— 和太郎妻 53

— 庫之進(庫次郎) 173, 178

黒田

— 益之丞 118, 126

— 弥五左衛門 62, 64, 76, 118, 126

桑原

— 嘉東太 158

— 吉郎二 6, 22, 24, 25, 52, 56, 65,  
82, 151, 165, 170, 175,  
178, 182, 189, 193

— 吉郎二姉 73 → 緒方愛蔵母

— 内蔵二 64, 68

— 内蔵二孫女 67

— 俊太(竹吉) 189, 195

— 亮之助 175

## け

源吉(槍持) 44, 46~48

健徳院(浅野高平) 103

建仁院(浅野道積) 66

## こ

耕雲(浅野市松) 19

高謙院(浅野高平室) 12~14, 29, 39,  
41, 44, 46, 61, 96, 99,  
101~103, 111, 116~119,  
122, 127, 143, 149, 159,  
171, 176, 189, 194, 197  
→ 岡崎様

高山寺(京都) 117

広寂寺 30

光照院(光廟)(浅野高勝) 30, 34, 39,  
45, 53, 62, 67, 100, 112  
→ 堀田高勝

香善 127

興禅寺 20, 69, 70, 185

高津宮(大坂) 48, 104

高桐院(京都大徳寺塔頭) 39

興徳寺(京都大徳寺塔頭) 57, 70~72,  
147, 182

光明院 10

紺屋庄兵衛(姫路) 95

興臨院(京都大徳寺塔頭) 39, 43, 45,  
46, 100

久我前内大臣(素堂)(建通) 83

近木清三郎 167

国泰寺 32, 65, 89

可児英三郎 70

かね(東城浅野家老女格) 62

金子

一元郁 66 → 松本元郁

一元達 54, 66, 136, 137, 142,  
159

一省三郎(順三郎) 29, 31, 61, 69,  
72, 75~77, 135, 141, 143,  
155, 163, 165, 172, 180

一徳之助 14~17, 20, 26, 29, 66,  
71, 113, 153

狩野

一洞白 4

一由信 4

神尾半左衛門 85

上加茂(京都上賀茂社) 124, 126

→ 加茂

亀井隠岐守(茲監) 79

亀山福四郎 113

蒲生司書(織之助) 20, 28, 69, 90, 126,  
140

加茂(社) (京都) 98, 100, 125, 129

→ 上加茂, 下加茂

唐橋

一卿 188

一大夫在綱 45

川合 某(三十郎) 119

川上猪太郎 188

河越侯 184 → 松平大和守

川崎良助 46

河瀬喜和馬 4, 17, 18, 29, 135

川手源次郎 118

河鱈少将(公述) 98, 125

河本屋恒右衛門(武具商) 65

菅

一馬之進(老人) 10, 34, 35, 73, 80,  
194

一勘解由 55, 68

一後室 87

一平磨 106, 110

神田高良社 59

神田社(神田八幡宮) 11, 63, 75, 76,

91, 148, 174

神田妙寿院 15, 26, 33, 161, 164

関白殿(鷹司輔熙) 128, 129

→ 鷹司公

き

祇園社(京都八坂神社) 46, 107

紀(州)侯(徳川茂承) 127, 176

北野天満宮(京都) 39

吉蔵(小者, 小回り) 93, 155

木野

一馬 5, 14, 17, 22, 24, 34, 52,  
67, 68, 70, 75, 134, 154,  
157, 170, 180, 194, 196

一喜代 85, 187

一しつ 13, 55, 85, 147, 148, 187

一室(一馬室) 77, 187, 188

一まつ 13, 55, 85, 187

一米槌 137, 170, 171, 183, 187,  
190, 194 → 丹羽米槌

紀 道興(浅野道興) 3, 109

→ 御表様, 御上, 御前, 此方,  
旦那様

木原

一衛門後室 17

一慎一郎(慎斎) 59, 89, 90, 118,  
119, 136

一清次郎 7, 53, 57, 63, 92, 93, 97,  
131, 132, 153, 155

一徳蔵 13, 147

一秀太郎(秀三郎) 118, 119

木全忠蔵 180

木俣土佐 123

木村

一啓次郎 136

一源右衛門 38, 43, 45, 46, 48, 95,  
96, 103, 126

一為次郎 136

一常次郎 106

木屋

一五兵衛(中島天神町) 154

一為蔵(京都) 112

- 御表様(浅野道興) 52  
→ 御上, 紀道興, 御前, 此方, 旦那様
- 岡 孫助(孫介郎) 112
- 岡崎様 111 → 高謙院
- 小笠原  
一助三郎(棄三郎) 122  
一大膳大夫(小笠原侯〔忠幹〕) 131, 156 → 小倉侯  
一図書頭(長行) 107, 111, 113
- 岡島  
一禎藏 62  
一平之進 162
- 岡田  
一七五三槌 → 矢野七五三槌  
一八十太郎 6, 76, 80, 186~188, 190
- 緒方愛蔵母 73 → 桑原吉郎二姉
- 岡野  
一亀藏 155, 188  
一新五 23, 24, 171  
一徳七 22
- 御上(浅野道興) 17, 103, 107, 122, 133, 140, 198  
→ 御表様, 紀道興, 御前, 此方, 旦那様
- 岡本  
一甲斐守 127  
一主馬 5, 13, 18, 25, 54, 87, 91, 136, 138, 180
- 沖 和多理 4, 146, 162
- 奥 弥右衛門 135, 136, 154, 174
- 奥田政次郎 110, 114, 162, 168, 182, 183, 197
- 小国六郎左衛門 94, 130
- 小倉  
一後室(恒助母〔甚右衛門室〕) 19, 24, 143, 171  
一恒助 143, 165, 171  
一道登(道人) 33~35, 59, 92, 166, 178
- 小倉屋友三郎(四日市) 93
- 統仁(孝明天皇) 3, 109, 189  
→ 今上皇帝, 主上
- 長船祐包 94  
織田信長 39  
小野蘭山 116  
小幡孫兵衛 5, 32, 55  
小原半次郎 16
- か
- 海蔵寺 5, 19, 33, 34, 57, 58, 62, 66, 146, 147, 149, 156, 180
- 加賀中納言(加州侯, 加州中納言〔前田齊泰〕) 79, 120, 123, 176
- 夏岳君 145
- 華嶽寺(赤穂花岳寺) 50
- 香川  
一太仲(多仲) 193  
一万五郎(賀川肇) 116
- 笠岡屋作右衛門(尾道) 93
- 加治(梶)善左衛門 95, 130
- 加治(梶)又兵衛 95, 130
- 家所  
一益庵(松隠) 9, 10, 21, 22  
一益庵姉 9, 10
- 家小(村上彦右衛門室) 17, 19, 60, 63, 68, 70, 71, 76, 77, 133, 138, 139, 142, 143, 146, 147, 153, 158~161, 170, 183, 184, 186, 189, 190, 195
- 和宮 25, 67  
→ 今上皇帝御妹君, 御台様
- 片岡  
一大記 102  
一道二 96  
一弘 106, 110, 113, 121, 123, ~126, 144, 154, 179, 182~184, 186, 190, 191, 195
- 桂 辰馬 171, 176, 189, 197
- 加藤種之助 149

- 169~171, 179, 186, 189,  
190, 193, 196
- 一良之進 5, 14, 16, 17, 19, 22, 24,  
28, 31, 55, 57, 60, 63, 64,  
75, 80, 88, 92, 106, 111,  
114, 118, 121, 124, 132,  
143, 157, 160, 168~172,  
186, 197, 198
- 一良之進室 171
- 岩助(家来) 118
- 因州侯(池田慶徳) 125, 167  
→ 松平相模守
- 因伝寺 31
- う
- 上杉弾正大弼(上杉侯〔斉憲〕) 79, 123,  
146 → 米沢侯
- 上田
- 一亀之助 8, 54, 147, 194, 196
- 一辰之進 8, 25~27, 29, 33, 51, 52,  
54, 56, 64, 70, 72~74, 80,  
85, 133, 137, 147, 158, 181
- 一豊 18, 136
- 一主水(安敦) 4, 6, 15, 18, 26, 28,  
54, 69, 70, 76, 81, 91,  
134~136, 139, 140, 144,  
145, 147, 161, 166, 179,  
181, 184, 193, 195
- 植田
- 一乙次郎 118
- 一賛三郎 188
- 上野吉次郎 186, 187, 197, 198
- 植村侯(家保) 172
- 宇郷玄蕃 76
- 宇和島隠侯(伊達宗城) 125
- 宇和島屋清五郎(人足頭) 98, 120
- 雲山 19
- 雲州侯(松平安定) 79, 104  
→ 松平出羽守
- え
- 越前侯(松平茂昭) 107, 123 → 松平
- 越前守
- 越前春嶽侯 116, 118, 123, 160  
→ 松平春嶽
- 蛭子屋林次(片上) 94
- お
- 御宇衛様(浅野道興室) 4, 10, 18, 19,  
35, 52, 56, 73, 81, 84, 85,  
91, 92, 133, 134, 137, 157,  
161, 164, 198
- 大柿忠次郎 84, 136
- 大岸帯刀 118
- 正親町
- 一三条大納言(実愛) 83
- 一少将(公董) 125, 151
- 一大納言実徳 151
- 大久保
- 一加賀守(忠礼) 70
- 一豊後守(忠恕) 143
- 大崎喜和馬 60, 68, 162, 174, 183, 196
- 大島
- 一雲庵 60
- 一五兵衛 5, 9, 11, 14, 15, 29, 31,  
33~35, 52, 64, 65, 68, 69,  
71, 73, 75, 76, 80, 81, 84,  
85, 92, 94, 95, 100, 104,  
106, 110, 111, 113, 114,  
116~119, 121, 124, 125,  
147, 153~156, 158~161,  
163, 164, 166, 168~172,  
180, 187, 189, 197
- 一五兵衛母 117, 120, 144
- 一松太郎 69, 143, 162
- 大田
- 一民五郎 23, 35
- 一彦吉 35
- 大駄源太郎 72
- 大田垣蓮月 29, 112
- 大竹左馬太郎 36
- 大塚小右衛門 95
- 大野木 昇 5
- 大原三位(重徳) 40, 72, 75

朝山 某(大坂医師) 49

足利

—尊氏 121

—義詮 121

—義満 121

阿州侯(蜂須賀齊裕) 79, 125

→ 松平阿波守

阿州若君(蜂須賀茂韶) 122

飛鳥井中納言(雅典) 116

小豆屋助右衛門(兵庫) 130

安達伝助 60

姉小路

—五郎鷹(五郎丸) 188

→ 沢主水正

—少将[侍従公知] 125, 140, 145, 146

阿野宰相中将(公誠) 116

油小路中将(隆晃) 125

油屋勝兵衛(板倉) 131

阿部主計頭(正方) 166

綾小路有長 4

有栖川親王(熾仁親王) 125

有栖川(宮)〔熾仁親王〕 98, 101

有馬中務大輔(慶頼) 79

粟村勇次 66

安藤

—五熊太 131

—対馬守[安藤侯, 対州侯〔信行〕] 12, 15, 16, 71

—保之進 119

い

井伊掃部頭(中将君〔直憲〕) 70, 123

→ 彦根侯

飯田六郎 14

筏屋文右衛門(兵庫) 130

生田筑後 19

生玉社(大坂) 48

居口(井口)市左衛門 94, 130

井口喜久馬 69

池内

—次郎左衛門 12, 28

—大学 114, 115

池田

—加賀守 6, 11, 63, 75, 91, 158

—万次郎 69

石井

—寿兵衛 10, 24, 87, 170~172, 196

—修理[雄之助] 138, 167

—大膳 29, 30, 138, 140

石津宗二 119

伊勢両宮(伊勢) 123

板倉筑前介 113, 118

市助(村上家小者) 7, 16, 20, 36, 50, 57, 66, 69, 92, 93, 146

巖島(社) 81, 87, 148

巖島社(御裏鎮守) 148

巖島明神(御調郡岩子島) 50

—遍上人 49

伊藤

—兼左衛門 17

—越人妻 68

—徳之助 9, 25, 93, 98, 194

威徳院(京都大徳寺準塔頭) 39, 112

稲葉美濃守(正邦) 71

稻荷社(御裏鎮守) 13

井上

—市太郎 4, 9, 18

—平八郎 47, 95, 96, 100  
→ 山崎屋平八郎

今井小左衛門 85

今城殿(定章) 84

今宮(京都) 39

今村文之助 32

岩吉(小人) 171

岩倉中将(友山〔具視〕) 83

岩崎

—一乘院(常介) 14, 88, 185

—喜久 185, 196

—瀬平 89, 123, 130, 137

—よし[芳, 後室, 良之進母〔常介室〕]  
10, 11, 16, 19, 22, 26, 31, 52, 53, 58, 63, 64, 80, 138, 139, 141, 143, 152, 161,

## 人名・寺社名索引

## 凡 例

算用数字はページ数を示す。

配列は五十音順とした。なお、読み方については、通例と思われる呼び方にしたがった。読み方が分からない人名については、原則として音読で配列した。

名前しか分からない人名や、院号、諸侯名、誤字もそのまま収録した。その場合、正しい名前、俗名、著者との関係、所属村名、職名などを( )で補うよう努めた。

同一人物で2つ以上の呼称がある場合、[ ]で示したり、で参照できるようにした。

女性名の「於」「お」字は省略した。

採録に当たっては、検索項目が分かりやすいように体裁を変えた場合がある。

- あ
- 会津侯(松平容保) 118, 124, 146  
 間之町稻荷社(京都) 103  
     → 花咲宮稻荷社
- 相庭 静 9, 152, 180, 187
- 秋田侯(佐竹義堯) 125  
     → 佐竹右京大夫
- 赤穂屋清七(京都) 39
- 朝尾  
   一彦三郎 40, 125  
   一彦造 39~41, 43~47, 70, 75,  
     95, 96, 101, 103, 110,  
     123~125, 127, 130
- 浅田儀助(小田彦二郎) 16
- 浅野  
   一右京(長懋) 140  
   一右近(忠英) 4, 7~9, 14, 15, 17,  
     18, 20, 28, 29, 54, 65, 69,  
     70, 74~76, 79, 90, 92, 93,  
     117, 131, 140, 147, 149  
     ~151, 162, 171~175, 181,  
     188, 193  
   一右近奥様 28, 29, 47, 146  
     → 東園竹
- 一元次郎 150, 162
- 一式部(外衛,中務) 73, 77, 98, 99,  
     101, 102, 140, 150, 153,  
     196
- 一助九郎 5, 29, 54, 72, 87, 91, 136,  
     138, 140, 173, 176, 180,  
     182
- 一藤太郎 54, 87
- 一遠江(忠助) 18, 52, 69~71, 74, 75,  
     81, 140
- 一内記 150 → 関蔵人
- 一長政 3, 109
- 一美濃(木工) 139, 140, 155
- 一守之進 150







むらかみ かじょう  
村上家乗 ぶんきゅうにねん さんねん  
文久二年・三年

広島県立文書館資料集 7

平成 24 年(2012) 3 月 30 日 発行

編集・発行 広島県立文書館

〒730-0052  
広島市中区千田町三丁目 7-47  
TEL (082)245-8444

印刷 鯉城印刷株式会社

〒730-0805  
広島市中区十日市町二丁目 8-2  
TEL (082)232-8247

